

改正案

現行

第五条 商工組合中央金庫ノ定款ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

一ノ十（略）

十一 商工債（第三十三条ノ二ニ規定スル短期商工債ヲ除ク第三章ニ於テ同ジ）ノ発行ニ関スル規定

十二ノ十五（略）

第七条 次ニ掲グル者ノ外商工組合中央金庫ノ出資者タルコトヲ得ズ

一ノ二ノ二（略）

三 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合又ハ生活衛生同業組合連合会（直接又ハ間接ノ構成員タル事業者ノ三分ノ二以上ガ五千万円（卸売業ヲ主タル事業トスル者ニ付テハ一億円）以下ノ金額ヲ其ノ資本金ノ額若ハ出資ノ総額トスル法人又ハ常時五十人（卸売業又ハサービス業ヲ主タル事業トスル者ニ付テハ百人）以下ノ従業員ヲ使用スル者ナルモノニ限ル以下同ジ）

四 酒造組合、酒造組合連合会又ハ酒造組合中央会（直接又ハ間接ノ構成員タル事業者ノ三分ノ二以上ガ三億円以下ノ金額ヲ其ノ資本金ノ額若ハ出資ノ総額トスル法人又ハ常時三百人以下ノ従業員ヲ使用スル者ナルモノニ限ル以下同ジ）

五 酒販組合、酒販組合連合会又ハ酒販組合中央会（直接又ハ間接ノ構成員タル事業者ノ三分ノ二以上ガ五千万円（酒類卸売業者ニ付テハ一億円）以下ノ金額ヲ其ノ資本金ノ額若ハ出資ノ総額トスル法人又ハ常時五十人（酒類卸売業者ニ付テハ百人）以下ノ従業員ヲ使用スル者ナルモノニ限ル以下同ジ）

六 内航海運組合又ハ内航海運組合連合会（直接又ハ間接ノ構成員タル事業者ノ三分ノ二以上ガ三億円以下ノ金額ヲ其ノ資本金ノ額若ハ出資ノ総額トスル法人又ハ常時三百人以下ノ従業員ヲ使用スル者ナルモノニ限ル以下同ジ）

七 輸出組合又ハ輸入組合（直接又ハ間接ノ構成員タル事業者ノ三分ノ二以上ガ一億円（小売業又ハサービス業ヲ主タル事業トスル者ニ付テハ五千万円、商業又ハサービス業以外ノ事業ヲ主タル事業トスル者ニ付テハ三億円）以下ノ金額ヲ其ノ資本金ノ額若ハ出資ノ総額トスル法人又ハ常時百人（小売業ヲ主タル事業トスル者ニ付テハ五十人、商業又ハサービス業以外ノ事業ヲ主タル事業トスル者ニ付テハ三百人）以下ノ従業員ヲ使用スル者ナルモノニ限ル以下同ジ）

八 市街地再開発組合（直接又ハ間接ノ構成員ノ三分ノ二以上ガ五千万円（卸売業ヲ主タル事業トスル者ニ付テハ一億円、商業又ハサービス業以外ノ事業ヲ主タル事業トスル者ニ付

第五条（同上）

一ノ十（略）

十一 商工債券（第三十三条ノ二ニ規定スル短期商工債券ヲ除ク第三章ニ於テ同ジ）ノ発行ニ関スル規定

十二ノ十五（略）

第七条（同上）

一ノ二ノ二（略）

三 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合又ハ生活衛生同業組合連合会（直接又ハ間接ノ構成員タル事業者ノ三分ノ二以上ガ五千万円（卸売業ヲ主タル事業トスル者ニ付テハ一億円）以下ノ金額ヲ其ノ資本金ノ額若ハ出資ノ総額トスル法人又ハ常時五十人（卸売業又ハサービス業ヲ主タル事業トスル者ニ付テハ百人）以下ノ従業員ヲ使用スル者ナルモノニ限ル以下同ジ）

四 酒造組合、酒造組合連合会又ハ酒造組合中央会（直接又ハ間接ノ構成員タル事業者ノ三分ノ二以上ガ三億円以下ノ金額ヲ其ノ資本金ノ額若ハ出資ノ総額トスル法人又ハ常時三百人以下ノ従業員ヲ使用スル者ナルモノニ限ル以下同ジ）

五 酒販組合、酒販組合連合会又ハ酒販組合中央会（直接又ハ間接ノ構成員タル事業者ノ三分ノ二以上ガ五千万円（酒類卸売業者ニ付テハ一億円）以下ノ金額ヲ其ノ資本金ノ額若ハ出資ノ総額トスル法人又ハ常時五十人（酒類卸売業者ニ付テハ百人）以下ノ従業員ヲ使用スル者ナルモノニ限ル以下同ジ）

六 内航海運組合又ハ内航海運組合連合会（直接又ハ間接ノ構成員タル事業者ノ三分ノ二以上ガ三億円以下ノ金額ヲ其ノ資本金ノ額若ハ出資ノ総額トスル法人又ハ常時三百人以下ノ従業員ヲ使用スル者ナルモノニ限ル以下同ジ）

七 輸出組合又ハ輸入組合（直接又ハ間接ノ構成員タル事業者ノ三分ノ二以上ガ一億円（小売業又ハサービス業ヲ主タル事業トスル者ニ付テハ五千万円、商業又ハサービス業以外ノ事業ヲ主タル事業トスル者ニ付テハ三億円）以下ノ金額ヲ其ノ資本金ノ額若ハ出資ノ総額トスル法人又ハ常時百人（小売業ヲ主タル事業トスル者ニ付テハ五十人、商業又ハサービス業以外ノ事業ヲ主タル事業トスル者ニ付テハ三百人）以下ノ従業員ヲ使用スル者ナルモノニ限ル以下同ジ）

八 市街地再開発組合（直接又ハ間接ノ構成員ノ三分ノ二以上ガ五千万円（卸売業ヲ主タル事業トスル者ニ付テハ一億円、商業又ハサービス業以外ノ事業ヲ主タル事業トスル者ニ付

テハ三億円）以下ノ金額ヲ其ノ資本額若ハ出資ノ総額トスル法人タル事業者又ハ常時五十人（卸売業又ハサービス業ヲ主タル事業トスル者ニ付テハ百人、商業又ハサービス業以外ノ事業ヲ主タル事業トスル者ニ付テハ三百人）以下ノ従業員ヲ使用スル事業者ナルモノニ限ル以下同ジ）

②④（略）

第十四条（略）

②登記スベキ事項ニシテ主務大臣ノ認可ヲ要スルモノノ登記ノ期間ハ其ノ認可書ノ到達シタル日ヨリ之ヲ起算ス

第十五条 商工組合中央金庫ハ理事長ガ設立委員ヨリ其ノ事務ノ引渡ヲ受ケタル後二週間以内ニ主タル事務所ノ所在地ニ於テ設立ノ登記ヲ為スベシ

②前項ノ登記ニ於テハ次ニ掲グル事項ヲ登記スベシ

一（略）

二 事務所ノ所在場所

三〽五（略）

③（略）

第十五条ノ二 商工組合中央金庫ガ支配人ヲ選任シ又ハ其ノ代理權ガ消滅シタルトキハ主タル事務所ノ所在地ニ於テ其ノ登記ヲ為スベシ

第十五条ノ三 商工組合中央金庫ハ従タル事務所ヲ設ケタル場合（其ノ従タル事務所ガ主タル事務所ノ所在地ヲ管轄スル登記所ノ管轄区域内ニ存スル場合ヲ除ク）ニハ其ノ従タル事務所ノ所在地ニ於テ従タル事務所ニ於ケル登記ヲ為スベシ

②従タル事務所ノ所在地ニ於ケル登記ニ於テハ次ニ掲グル事項ヲ登記スベシ但シ従タル事務所ノ所在地ヲ管轄スル登記所ノ管轄区域内ニ新タニ従タル事務所ヲ設ケタルトキハ第三号ニ掲グル事項ヲ登記スルヲ以テ足ル

一 名称

二 主タル事務所ノ所在場所

三 従タル事務所（其ノ所在地ヲ管轄スル登記所ノ管轄区域内ニ存スルモノニ限ル）ノ所在場所

③前項ニ掲ゲタル事項中ニ変更ヲ生ジタルトキハ其ノ登記ヲ為スベシ

第二十三条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条第一項、第四十五条第二項第三項、第四十八条、第五十条、第五十三条乃至第五十五条、第五十九条、第六十一条第一項、

テハ三億円）以下ノ金額ヲ其ノ資本額若ハ出資ノ総額トスル法人タル事業者又ハ常時五十人（卸売業又ハサービス業ヲ主タル事業トスル者ニ付テハ百人、商業又ハサービス業以外ノ事業ヲ主タル事業トスル者ニ付テハ三百人）以下ノ従業員ヲ使用スル事業者ナルモノニ限ル以下同ジ）

②④（略）

第十四条（略）

②登記スベキ事項ニシテ主務大臣ノ認可ヲ要スルモノハ其ノ認可書ノ到達シタル時ヨリ登記ノ期間ヲ起算ス

第十五条 商工組合中央金庫ハ理事長ガ設立委員ヨリ其ノ事務ノ引渡ヲ受ケタル後二週間以内ニ各事務所ノ所在地ニ於テ設立ノ登記ヲ為スベシ

②登記スベキ事項左ノ如シ

一（略）

二 事務所

三〽五（略）

③（略）

（新設）

（新設）

第二十三条 民法第四十四条第一項、第四十五条第二項第三項、第四十八条、第五十条、第五十三条乃至第五十五条、第五十九条、第六十一条第一項、第六十二条、第六十四条、第六十

第六十二条、第六十四条、第六十五条第一項、第六十六条、第七十条、第七十三条、第七十四條及第七十八條乃至第八十一条、会社法（平成十七年法律第 号）第四百三十二条第一項、非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十八条及第三十九条、商業登記法（昭和三十一年法律第二百五号）第二条乃至第五条、第七條乃至第十五条、第十七條乃至第二十三条の二、第二十四条（第十四号乃至第十六号ヲ除ク）、第二十五条乃至第二十七條、第四十四條、第四十五條、第四十七條第一項、第四十八條乃至第五十三條、第七十一条第一項及第三百三十二條乃至第四百四十八條並ニ産業組合法（明治三十三年法律第三十四号）第五條、第十條、第十七條第一項、第十八條乃至第二十二條、第二十四條、第二十九條、第二十九條ノ二、第三十一条ノ二、第三十一条ノ三、第三十三條、第三十四條ノ二第一項、第三十五條乃至第三十七條、第三十八條ノ二、第三十九條第一項第二項、第四十三條、第四十八條ノ二、第六十條第二項、第六十二條（第一項第一号及第四号ヲ除ク）、第六十三條第一項、第六十五條、第七十條乃至第七十三條ノ三、第七十四條ノ二第一項及第四百四條ノ規定ハ商工組合中央金庫ニ之ヲ準用ス但シ民法及産業組合法中理事トアルハ之ヲ理事長（民法第五十九條並ニ産業組合法第三十三條及第三十四條ノ二第一項ニ在リテハ理事長、副理事長及理事）トシ地方長官又ハ監督官庁トアルハ之ヲ主務大臣トシ会社法第四百三十二條第一項中法務省令トアルハ之ヲ主務省令トシ商業登記法第四十八條第二項中会社法第九百三十條第二項各号トアルハ之ヲ商工組合中央金庫法第十五條ノ三第二項各号トシ産業組合法第三十八條ノ二第一項中命令トアルハ之ヲ主務省令トシ同法第六十二條第一項第五号中組合ノ破産トアルハ之ヲ組合ニ付テノ破産手続開始ノ決定トシ同法第六十三條第一項中破産トアルハ之ヲ破産手続開始ノ決定ニ因ル解散トシ各事務所トアルハ之ヲ主たる事務所トス

第二十八條 商工組合中央金庫ハ其ノ目的ヲ達スル為ニ掲グル業務ヲ営ムモノトス

一（五）（略）

六 前号ニ掲グル者又ハ商工債ノ所有者ノ為ニ有価証券、貴金屬其ノ他ノ物品ノ保護預リヲ為スコト

六ノ二（二十）（略）

②⑥（略）

⑦第一項第十九号ノ「短期社債等」トハ次ニ掲グルモノヲ謂フ

一（略）

二 第三十三條ノ二ニ規定スル短期商工債

三 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四條の四第一項ニ掲グル短期債

四 保險業法（平成七年法律第百五号）第六十一条の十第一項ニ掲グル短期社債

五 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第八項ニ掲グル特定短期社債

五条第一項、第六十六條、第七十條、第七十三條、第七十四條及第七十八條乃至第八十一条、商法第二百八十五條、非訟事件手続法第百三十八條及第百三十八條ノ三、商業登記法第二條乃至第五條、第七條乃至第十五條、第十七條乃至第二十三條の二、第二十四條第一号乃至第十二号、第二十五條、第二十六條、第五十一条乃至第五十三條、第五十五條第一項、第五十六條乃至第五十九條、第六十一条第一項及第百七條乃至第百二十條並ニ産業組合法第五條、第十條、第十七條第一項、第十八條乃至第二十二條、第二十四條、第二十九條、第二十九條ノ二、第三十一条ノ二、第三十一条ノ三、第三十三條、第三十四條ノ二第一項、第三十五條乃至第三十七條、第三十八條ノ二、第三十九條第一項第二項、第四十三條、第四十八條ノ二、第六十條第二項、第六十二條（第一項第一号及第四号ヲ除ク）、第六十三條第一項、第六十五條、第七十條乃至第七十三條ノ三、第七十四條ノ二第一項及第百四條ノ規定ハ商工組合中央金庫ニ之ヲ準用ス但シ民法及産業組合法中理事トアルハ之ヲ理事長（民法第五十九條並ニ産業組合法第三十三條及第三十四條ノ二第一項ニ在リテハ理事長、副理事長及理事）トシ地方長官又ハ監督官庁トアルハ之ヲ主務大臣トシ商法第二百八十五條中記載又ハ記録スベキトアルハ之ヲ記載スベキトシ法務省令トアルハ之ヲ主務省令トシ産業組合法第三十八條ノ二第一項中命令トアルハ之ヲ主務省令トシ同法第六十二條第一項第五号中組合ノ破産トアルハ之ヲ組合ニ付テノ破産手続開始ノ決定トシ同法第六十三條第一項中破産トアルハ之ヲ破産手続開始ノ決定ニ因ル解散トス

第二十八條 （同上）

一（五）（略）

六 前号ニ掲グル者又ハ商工債券ノ所有者ノ為ニ有価証券、貴金屬其ノ他ノ物品ノ保護預リヲ為スコト

六ノ二（二十）（略）

②⑥（略）

⑦（同上）

一（略）

二 第三十三條ノ二ニ規定スル短期商工債券

三 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四條の三の二第一項ニ掲グル短期債券

四 保險業法（平成七年法律第百五号）第六十一条の二第一項ニ掲グル短期社債

五 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第八項ニ掲グル特定短期社債（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十

六 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第一項ニ掲グル短期農林
債

七 其ノ權利ノ帰属ガ社債等の振替に関する法律ノ規定ニ依リ振替口座簿ノ記載又ハ記録ニ
依リ定マルモノトサレル外国法人ノ発行スル債券（新株予約権付社債券ノ性質ヲ有スルモ
ノヲ除ク）ニ表示サレルベキ權利ノ内次ニ掲グル要件ノ何レニモ該当スルモノ

（削る）

イ・ロ （略）

ハ 利息支払ノ期限ニ付ロノ元本ノ償還ノ期限ト同一ノ日トスル旨ノ定アルコト
（削る）

第二十八条ノ四 商工組合中央金庫ハ第二十八条第一項第一号ノ業務及同条第二項ノ規定ニ依
ル業務ノ外政令ノ定ムル所ニ依リ当該業務ノ遂行ヲ妨ゲザル限度ニ於テ左ニ掲グル業務ヲ営
ムコトヲ得

一（二）（略）

三 国債、地方債若ハ政府ガ元本ノ償還及利息ノ支払ニ付保証ヲ為シタル社債其ノ他ノ債券
（以下「国債等」ト謂フ）又ハ商工債ノ所有者ニ対シ当該国債等又ハ商工債ヲ担保トスル
貸付ヲ為スコト

四 左ニ掲グル者ヨリ預金ノ受入ヲ為シタル場合ニ於テ当該者ニ対シ当該預金ヲ担保トスル
貸付ヲ為スコト

イ（二）（略）

二年法律第九十七号）附則第二条第一項ノ規定ニ依リ仍其ノ効力ヲ有スルモノトサレタル
同法第一条ノ規定ニ依リ改正前ノ特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平
成十年法律第百五号）第二条第六項ニ掲グル特定短期社債（第二十八条ノ六第二項ニ於テ
「旧特定短期社債」ト謂フ）ヲ含ム）

六 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第一項ニ掲グル短期農林
債券

七 （同上）

イ 契約ニ依リ權利ノ総額ガ引受ケラルルモノタルコト

ロ・ハ （略）

ニ 利息支払ノ期限ニ付ハノ元本ノ償還ノ期限ト同一ノ日トスル旨ノ定アルコト

⑧商工組合中央金庫ハ第一項第十三号ノ業務ニ関シテハ商法第百六十八条第一項第八号但書、
第百七十条第二項、第百七十五条第二項第十号、同条第四項（同法第二百一十一条第三項及第
二百八十条ノ十四ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）、第百七十八条（同法第二百一十一条第三項、
第二百八十条ノ十四第一項、第二百八十条ノ三十七第四項及第三百四十一条ノ十三第三項ニ
於テ準用スル場合ヲ含ム）、第百八十九条（同法第二百八十条ノ十四第一項、第二百八十条
ノ三十七第四項及第三百四十一条ノ十三第三項並ニ有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）
第十二条第三項（同法第五十七条ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）
、第二百八十条ノ六、第二百八十条ノ二十八第二項第五号及第六号、第三百四十一条ノ六
第二項第三号並ニ第三百四十一条ノ八第二項第五号、有限会社法第七條第四号但書及第十二
条第二項（同法第二十三条ノ二及第五十七条ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）並ニ商業登記法第
八十条第十号、第八十二条第四号、第九十五条第六号及第九十六条第二号（同法第八十二条
第四号ニ係ル部分ニ限ル）ノ規定ノ適用ニ付テハ之ヲ銀行ト看做ス

第二十八条ノ四 （同上）

一（二）（略）

三 国債、地方債若ハ政府ガ元本ノ償還及利息ノ支払ニ付保証ヲ為シタル社債其ノ他ノ債券
（以下「国債等」ト謂フ）又ハ商工債券ノ所有者ニ対シ当該国債等又ハ商工債券ヲ担保ト
スル貸付ヲ為スコト

四 （同上）

イ（二）（略）

ホ 商工債又ハ国債等ノ所有者

② (略)

第二十八条ノ五 商工組合中央金庫ハ第二十八条第一項第五号ノ業務ノ外左ニ掲グル業務ヲ営ムコトヲ得

一 (略)

二 商工債ノ募集又ハ売出ノ為必要ナル場合ニ於テ商工債ノ応募者(応募セントスル者ヲ含ム)又ハ買入ヲセントスル者ヨリ預金ノ受入ヲ為スコト

三 商工債又ハ国債等ノ所有者ヨリ主務省令ノ定ムル所ニ依リ預金ノ受入ヲ為スコト
四 (略)

第二十八条ノ六 (略)

②前項第一号ノ二ノ「特定目的会社」、「資産流動化計画」、「特定社債」又ハ「特定短期社債」トハ夫々資産の流動化に関する法律第二条第三項ニ掲グル特定目的会社、同条第四項ニ掲グル資産流動化計画、同条第七項ニ掲グル特定社債又ハ同条第八項ニ掲グル特定短期社債ヲ謂フ

③・④ (略)

第二十八条ノ七 商工組合中央金庫ハ第二十八条、第二十八条ノ二又ハ第二十八条ノ四ノ規定ニ依リ貸付ヲ為スコトヲ得ル者ノ為ニ左ニ掲グル業務ヲ営ムコトヲ得

一 (略)

二 担保付社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)ニ依リ担保付社債ニ関スル信託業務ヲ為スコト

②商工組合中央金庫ハ前項ニ規定スル業務ニ関シテハ担保付社債信託法並ニ政令ヲ以テ定ムル其ノ他ノ法令ノ適用ニ付テハ政令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ会社又ハ銀行ト看做ス

第四章 商工債

第三十一条 商工組合中央金庫ハ払込資本金及準備金(準備金トシテ政令ヲ以テ定ムルモノヲ謂フ)ノ額ノ三十倍ヲ限り商工債(第三十三条ノ二ニ規定スル短期商工債ヲ除ク第三十三条及第三十四条ニ於テ同ジ)ヲ発行スルコトヲ得

第三十二条 商工債ノ債券ヲ発行スル場合ニ於テ当該債券ハ無記名式トス但シ応募者又ハ所有者ノ請求ニ依リ記名式ト為スコトヲ得

②商工債ハ割引ノ方法ヲ以テ之ヲ発行スルコトヲ得

ホ 商工債券又ハ国債等ノ所有者

② (略)

第二十八条ノ五 (同上)

一 (略)

二 商工債券ノ募集又ハ売出ノ為必要ナル場合ニ於テ商工債券ノ応募者(応募セントスル者ヲ含ム)又ハ買入ヲセントスル者ヨリ預金ノ受入ヲ為スコト

三 商工債券又ハ国債等ノ所有者ヨリ主務省令ノ定ムル所ニ依リ預金ノ受入ヲ為スコト
四 (略)

第二十八条ノ六 (略)

②前項第一号ノ二ノ「特定目的会社」、「資産流動化計画」、「特定社債」又ハ「特定短期社債」トハ夫々資産の流動化に関する法律第二条第三項ニ掲グル特定目的会社、同条第四項ニ掲グル資産流動化計画、同条第七項ニ掲グル特定社債又ハ同条第八項ニ掲グル特定短期社債(旧特定短期社債ヲ含ム)ヲ謂フ

③・④ (略)

第二十八条ノ七 (同上)

一 (略)

二 担保付社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)ニ依リ担保付社債ニ関スル信託業務ヲ為スコト

②商工組合中央金庫ハ前項ニ規定スル業務ニ関シテハ商法及担保付社債信託法並ニ政令ヲ以テ定ムル其ノ他ノ法令ノ適用ニ付テハ政令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ会社又ハ銀行ト看做ス

第四章 商工債券

第三十一条 商工組合中央金庫ハ払込資本金及準備金(準備金トシテ政令ヲ以テ定ムルモノヲ謂フ)ノ額ノ三十倍ヲ限り商工債券(第三十三条ノ二ニ規定スル短期商工債券ヲ除ク第三十三条及第三十四条ニ於テ同ジ)ヲ発行スルコトヲ得

第三十二条 商工債券ハ無記名式トス但シ応募者又ハ所有者ノ請求ニ依リ記名式ト為スコトヲ得

②商工債券ハ割引ノ方法ヲ以テ之ヲ発行スルコトヲ得

第三十三条 商工組合中央金庫ハ商工債借換ノ為一時第三十一条ノ制限ニ依ラズ商工債ヲ發行スルコトヲ得

②前項ノ規定ニ依リ商工債ヲ發行シタルトキハ發行後一月以内ニ其ノ商工債ノ金額ニ相当スル發行済ノ商工債ヲ償還スベシ

第三十三条ノ二 商工組合中央金庫ハ短期商工債（次ニ掲グル要件ノ何レニモ該当スル商工債ヲ謂フ）ヲ發行スルコトヲ得

（削る）

一 各商工債ノ金額ガ一億円ヲ下ラザルコト

二 元本ノ償還ニ付商工債ノ総額ノ払込アリタル日ヨリ一年未満ノ日トスル確定期限ノ定アリ且分割払ノ定ナキコト

三 （略）

第三十四条 商工組合中央金庫ニ於テ商工債ヲ發行セントスルトキハ其ノ都度其ノ金額及条件ヲ予メ主務大臣ニ届出ツベシ

第三十五条 商工債ノ消滅時効ハ元金ニ在リテハ十五年、利子ニ在リテハ五年ヲ以テ完成ス

第三十七条 商工債ノ債券ノ模造ニ関シテハ通貨及証券模造取締法（明治二十八年法律第二十八号）ヲ準用ス

第三十八条 本法ニ規定スルモノヲ除クノ外商工債ニ関シ必要ナル事項ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第五十一条 左ノ場合ニ於テハ商工組合中央金庫ノ理事長、副理事長、理事、監事又ハ清算人ヲ三十万円以下ノ過料ニ処ス

一 （略）

八 本法又ハ本法ニ基キテ発スル政令ニ違反シテ商工債ヲ發行シタルトキ

九 （略）

第五十二条 左ノ場合ニ於テハ商工組合中央金庫ノ理事長、副理事長、理事、監事又ハ清算人ヲ二十万円以下ノ過料ニ処ス

一 本法又ハ本法ニ基キテ発スル命令ニ依ル登記ヲ為スコトヲ怠リタルトキ

二 （略）

第三十三条 商工組合中央金庫ハ商工債券借換ノ為一時第三十一条ノ制限ニ依ラズ商工債券ヲ發行スルコトヲ得

②前項ノ規定ニ依リ商工債券ヲ發行シタルトキハ發行後一月以内ニ其ノ発行券面金額ニ相当スル旧商工債券ヲ償還スベシ

第三十三条ノ二 商工組合中央金庫ハ短期商工債券（次ニ掲グル要件ノ何レニモ該当スル商工債券ヲ謂フ）ヲ發行スルコトヲ得

一 契約ニ依リ商工債券ノ総額ガ引受ケラルモノタルコト

二 各商工債券ノ金額ガ一億円ヲ下ラザルコト

三 元本ノ償還ニ付商工債券ノ総額ノ払込アリタル日ヨリ一年未満ノ日トスル確定期限ノ定アリ且分割払ノ定ナキコト

四 （略）

第三十四条 商工組合中央金庫ニ於テ商工債券ヲ發行セントスルトキハ其ノ都度其ノ金額及条件ヲ予メ主務大臣ニ届出ツベシ

第三十五条 商工債券ノ消滅時効ハ元金ニ在リテハ十五年、利子ニ在リテハ五年ヲ以テ完成ス

第三十七条 商工債券ノ模造ニ関シテハ通貨及証券模造取締法ヲ準用ス

第三十八条 本法ニ規定スルモノヲ除クノ外商工債券ニ関シ必要ナル事項ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第五十一条 （同上）

一 （略）

八 本法又ハ本法ニ基キテ発スル政令ニ違反シテ商工債券ヲ發行シタルトキ

九 （略）

第五十二条 （同上）

一 本法又ハ本法ニ基キテ発スル命令ニ依ル登記ヲ為スコトヲ怠リ又ハ不正ノ登記ヲ為シタルトキ

二 （略）

改 正 案	現 行
第十二条の二十二 日本自転車振興会は、左の方法以外の方法によつて業務上の余裕金を運用しようとするときは、経済産業大臣の認可を受けなければならない。 一 (略) 二 国債証券、地方債証券、鉄道債券、電信電話債券又は商工債の保有	第十二条の二十二 (同上) 一 (略) 二 国債証券、地方債証券、鉄道債券、電信電話債券又は商工債券の保有

改正案	現行
第十九条の二十二 日本小型自動車振興会は、左の方法以外の方法によつて業務上の余裕金を運用しようとするときは、経済産業大臣の認可を受けなければならない。 一 (略) 二 国債証券、地方債証券、鉄道債券、電信電話債券又は商工債の保有	第十九条の二十二 (同上) 一 (略) 二 国債証券、地方債証券、鉄道債券、電信電話債券又は商工債券の保有

改正案

現行

目次 第一章（略） 第二章 中小企業等協同組合 第一節（第五節（略） 第六節 解散及び清算並びに合併（第六十二条―第六十九条） 第三章（略） 第四章 登記 第一節 総則（第八十三条） 第二節 組合及び中央会の登記 第一款 主たる事務所の所在地における登記（第八十四条―第九十二条） 第二款 従たる事務所の所在地における登記（第九十三条―第九十五条） 第三節 登記の嘱託（第九十六条） 第四節 登記の手續等（第九十七条―第一百三条） 第五章・第六章（略） 附則 第二条 削除	目次 第一章（略） 第二章（同上） 第一節（第五節（略） 第六節 解散及び清算（第六十二条―第六十九条） 第三章（略） 第四章 登記（第八十三条―第一百三条） 第五章・第六章（略） 附則 （登記） 第二条 この法律の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。 （基準及び原則） 第五条 組合は、この法律に別段の定のある場合の外、左の各号に掲げる要件を備えなければならない。 一（四）（略） 二・三（略） （名称） 第六条（略） 2（略） 3 組合の名称については、商法（明治三十二年法律第四十八号）第十九条から第二十一条まで（商号）の規定を準用する。
--	--

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律との関係)

第七条 次の組合は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号。以下「私的独占禁止法」という。）の適用については、同法第二十二条第一号の要件を備える組合とみなす。

一 事業協同組合、火災共済協同組合又は信用協同組合であつて、その組合員たる事業者が次のいずれかに掲げる者であるもの

イ 資本金の額又は出資の総額が三億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については五千万円、卸売業を主たる事業とする事業者については一億円）を超えない法人たる事業者

ロ (略)

二・三 (略)

2・3 (略)

(事業協同組合及び事業協同小組合)

第九条の二 (略)

2 (略)

3 事業協同組合及び事業協同小組合は、組合員の利用に支障がない場合に限り、組合員以外の者にその事業を利用させることができる。ただし、一事業年度における組合員以外の者の事業の利用分量の総額は、その事業年度における組合員の利用分量の総額の百分の二十を超えてはならない。

4 11 (略)

(あつせん又は調停)

第九条の二の二 (略)

2 (略)

3 行政庁は、前項の規定により調停を行う場合においては、調停案を作成してこれを関係当事者に示しその受諾を勧告するとともに、その調停案を理由を附して公表することができる。

4 (略)

(倉荷証券の発行)

第九条の三 (略)

2 (略)

3 第一項の倉荷証券については、商法（明治三十二年法律第四十八号）第六百二十七条第二項（預証券の規定の準用）及び第六百二十八条（倉荷証券による質入）の規定を準用する。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律との関係)

第七条 (同上)

一 (同上)

イ 資本金の額又は出資の総額が三億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については五千万円、卸売業を主たる事業とする事業者については一億円）を超えない法人たる事業者

ロ (略)

二・三 (略)

2・3 (略)

(事業協同組合及び事業協同小組合)

第九条の二 (略)

2 (略)

3 事業協同組合及び事業協同小組合は、組合員の利用に支障がない場合に限り、組合員以外の者にその事業を利用させることができる。ただし、一事業年度における組合員以外の者の事業の利用分量の総額は、その事業年度における組合員の利用分量の総額の百分の二十を超えてはならない。

4 11 (略)

(あつせん又は調停)

第九条の二の二 (略)

2 (略)

3 行政庁は、前項の規定により調停を行う場合においては、調停案を作成してこれを関係当事者に示しその受諾を勧告するとともに、その調停案を理由を附して公表することができる。

4 (略)

(倉荷証券の発行)

第九条の三 (略)

2 (略)

3 第一項の倉荷証券については、商法第六百二十七条第二項（預証券の規定の準用）及び第六百二十八条（倉荷証券による質入）の規定を準用する。

4 (略)

(商法等の準用)

第九条の七の五 商法第三編第十章第一節第一款(第六百五十条第一項及び第六百六十四条を除く。)(損害保険の総則)及び第二款(火災保険)の規定は、火災共済協同組合が締結する火災共済契約について準用する。

2 (略)

(信用協同組合)

第九条の八 (略)

2・5 (略)

6 第二項及び前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 短期社債等 次に掲げるものをいう。

イ (略)

ロ 商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)第三十三条ノ二(短期商工債の發行)に規定する短期商工債

ハ 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第五十四条の四第一項(全国連合会の短期債の發行)に規定する短期債

ニ 保険業法第六十一条の十第一項(短期社債に係る特例)に規定する短期社債

ホ 資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)第二条第八項(定義)に規定する特定短期社債

ヘ 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第六十二条の二第一項(短期農林債の發行)に規定する短期農林債

ト その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律の規定により振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる外国法人の發行する債券(新株予約権付社債券の性質を有するものを除く。)に表示されるべき権利のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの

(削る)

(1)・(2) (略)

(3) 利息の支払期限を、(2)の元本の償還期限と同じ日とする旨の定めがあること。

4 (略)

(商法等の準用)

第九条の七の五 商法第三編第十章第一節第一款(第六百五十条第一項及び第六百六十四条を除く。)(損害保険の総則)及び第二款(火災保険)の規定は、火災共済協同組合が締結する火災共済契約について準用する。

2 (略)

(信用協同組合)

第九条の八 (略)

2・5 (略)

6 (同上)

一 (同上)

イ (略)

ロ 商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)第三十三条ノ二(短期商工債券の發行)に規定する短期商工債券

ハ 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第五十四条の三の二第一項(全国連合会の短期債券の發行)に規定する短期債券

ニ 保険業法第六十一条の二第一項(短期社債に係る特例)に規定する短期社債

ホ 資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)第二条第八項(定義)に規定する特定短期社債(特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十七号)附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)第二条第六項(定義)に規定する特定短期社債(第二号の二において「旧特定短期社債」という。)を含む。)

ヘ 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第六十二条の二第一項(短期農林債券の發行)に規定する短期農林債券

ト その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律の規定により振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる外国法人の發行する債券(新株予約権付社債券の性質を有するものを除く。)に表示されるべき権利のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの

(1) 契約により権利の総額が引き受けられるものであること。

(2)・(3) (略)

(4) 利息の支払期限を、(3)の元本の償還期限と同じ日とする旨の定めがあること。

一の二・二 (略)

二の二 特定目的会社、資産流動化計画、特定社債又は特定短期社債 それぞれ資産の流動化に関する法律第二条第三項、第四項、第七項又は第八項(定義)に規定する特定目的会社、資産流動化計画、特定社債又は特定短期社債をいう。

三・四 (略)

7・8 (略)

9 信用協同組合は、第一項及び第二項の規定により行う事業のほか、第一項第一号から第三号までの事業の遂行を妨げない限度において、組合員、地方公共団体その他内閣府令で定める者のために、次の事業を行うことができる。

一 (略)

二 担保付社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)により行う担保付社債に関する信託事業

(削る)

10 信用協同組合は、前項に規定する事業に関しては、担保付社債信託法その他の政令で定める法令の適用については、政令で定めるところにより、会社又は銀行とみなす。この場合において、信託業法(平成十六年法律第五十四号)第十四条第二項ただし書(商号)の規定は、適用しない。

一の二・二 (略)

二の二 特定目的会社、資産流動化計画、特定社債又は特定短期社債 それぞれ資産の流動化に関する法律第二条第三項、第四項、第七項又は第八項(定義)に規定する特定目的会社、資産流動化計画、特定社債又は特定短期社債(旧特定短期社債を含む。)をいう。

三・四 (略)

7・8 (略)

9 (同上)

一 (略)

二 担保付社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)により行う担保付社債に関する信託事業

(削る)

10 信用協同組合は、第二項第十三号の事業を行う場合には、商法第六十八条第一項第八号ただし書、第七十条第二項、第七十五条第二項第十号、同条第四項(同法第二百一十一条第三項(会社が有する自己の株式の処分についての準用規定)及び第二百八十条ノ十四(新株発行についての準用規定)において準用する場合を含む。)、第二百七十八条(同法第二百一十一条第三項、第二百八十条ノ十四第一項、第二百八十条ノ三十七第四項(新株予約権の行使についての準用規定)及び第三百四十一条ノ十三第三項(新株予約権付社債に付された新株予約権の行使に係る払込取扱銀行についての準用規定)において準用する場合を含む。)、第三百八十九条(同法第二百八十条ノ十四第一項、第二百八十条ノ三十七第四項及び第三百四十一条ノ十三第三項並びに有限会社法(昭和十三年法律第七十四号)第十二条第三項(社員の出資に係る払込取扱銀行についての準用規定)(同法第五十七条(資本増加についての準用規定)において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)、第二百八十条ノ六、第二百八十条ノ二十八第二項第五号及び第六号、第三百四十一条ノ六第二項第三号並びに第三百四十一条ノ八第二項第五号、有限会社法第七條第四号ただし書及び第十二条第二項(同法第二十三條ノ二(会社が有する自己の持分の処分についての準用規定)及び第五十七條において準用する場合を含む。))、(払込取扱銀行)並びに商業登記法(昭和三十八年法律第二百二十五号)第八十条第十号、第八十二条第四号、第九十五条第六号及び第九十六条第二号(同法第八十二条第四号に係る部分に限る。))、(登記の添付書類)の規定の適用については、銀行とみなす。

11 信用協同組合は、第九項に規定する事業に関しては、商法、担保付社債信託法その他の政令で定める法令の適用については、政令で定めるところにより、会社又は銀行とみなす。この場合においては、信託業法(平成十六年法律第五十四号)第十四条第二項ただし書(商号)の規定は、適用しない。

(協同組合連合会)

第九条の九 (略)

25 (略)

6 第一項第一号の事業を行う協同組合連合会については、前条第三項から第六項まで及び第十項の規定を準用する。この場合において、同条第四項中「第一項第一号及び第二号」とあるのは、「次条第一項第二号」と読み替えるものとする。

7 (略)

(組合員名簿の作成、備置き及び閲覧等)

第十条の二 組合は、組合員名簿を作成し、各組合員について次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所又は居所

二 加入の年月日

三 出資口数及び金額並びにその払込みの年月日

2 組合は、組合員名簿を主たる事務所に備え置かなければならない。

3 組合員及び組合の債権者は、組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、組合は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

一 組合員名簿が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 組合員名簿が電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもので主務省令で定めるものをいう。以下同じ。)をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

(議決権及び選挙権)

第十一条 (略)

2 組合員は、定款の定めるところにより、第四十九条第一項の規定によりあらかじめ通知のあつた事項につき、書面又は代理人をもつて、議決権又は選挙権を行うことができる。この場合は、その組合員の親族若しくは使用人又は他の組合員でなければ、代理人となることができない。

3 組合員は、定款の定めるところにより、前項の規定による書面をもつてする議決権の行使に代えて、議決権を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものをいう。第三十三条第四項第三号を除き、以下同じ。)により行うことができる。

(協同組合連合会)

第九条の九 (略)

25 (略)

6 第一項第一号の事業を行う協同組合連合会については、前条第三項から第六項まで、第十項及び第十一項の規定を準用する。この場合において、同条第四項中「第一項第一号及び第二号」とあるのは、「次条第一項第二号」と読み替えるものとする。

7 (略)

(新設)

(議決権及び選挙権)

第十一条 (略)

2 組合員は、定款の定めるところにより、第四十九条の規定によりあらかじめ通知のあつた事項につき、書面又は代理人をもつて、議決権又は選挙権を行うことができる。この場合は、その組合員の親族若しくは使用人又は他の組合員でなければ、代理人となることができない。

3 組合員は、定款の定めるところにより、前項の規定による書面をもつてする議決権の行使に代えて、議決権を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものをいう。以下同じ。)により行うことができる。

4 6 (略)

(加入の自由)

第十四条 組合員たる資格を有する者が組合に加入しようとするときは、組合は、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の組合員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付してはならない。

(自由脱退)

第十八条 (略)

2 前項の予告期間は、定款で延長することができる。ただし、その期間は、一年を超えてはならない。

(創立総会)

第二十七条 (略)

2・3 (略)

4 創立総会においては、前項の定款を修正することができる。ただし、地区及び組合員たる資格に関する規定については、この限りでない。

5 (略)

6 創立総会においてその延期又は続行の決議があつた場合には、第一項の規定による公告をすることを要しない。

7 創立総会の議事については、主務省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

8 創立総会については、第十一条の規定を、創立総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについては、会社法第八百三十条、第八百三十一条、第八百三十四条（第十六号及び第十七号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六條第一項及び第三項、第八百三十七條、第八百三十八條並びに第八百四十六條（株主総会の決議の不存若しくは無効の確認又は取消しの訴え）の規定（信用協同組合及び第九條の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会以外の組合にあつては、監査役に係る部分を除く。）を準用する。

4 6 (略)

(加入の自由)

第十四条 組合員たる資格を有する者が組合に加入しようとするときは、組合は、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の組合員が加入の際に附されたよりも困難な条件を附してはならない。

(自由脱退)

第十八条 (略)

2 前項の予告期間は、定款で延長することができる。但し、その期間は、一年をこえてはならない。

(創立総会)

第二十七条 (略)

2・3 (略)

4 創立総会においては、前項の定款を修正することができる。但し、地区及び組合員たる資格に関する規定については、この限りでない。

5 (略)

6 創立総会については、第十一条並びに商法第二百四十三条（総会の延期又は続行の決議）第二百四十四条第一項から第三項まで（株主総会の議事録）及び第二百四十七条から第二百五十二条まで（株主総会の決議の取消し又は不存若しくは無効確認の訴え）の規定（これらの規定中監査役に係る部分を除く。）を準用する。この場合において、商法第二百四十三条中「第二百三十二条ノ規定ヲ適用セズ」とあるのは「中小企業等協同組合法第二十七條第一項ノ規定ニ依ル公告ハ之ヲ為スコトヲ要セズ」と、同法第二百四十四條第二項中「記載又ハ記録スル」とあるのは「記載スル」と、同条第三項中「取締役」とあるのは「発起人」と読み替えるものとする。

(新設)

(新設)

(出資の第一回の払込み)

第二十九条 理事は、前条の規定による引渡しを受けたときは、遅滞なく、出資の第一回の払込みをさせなければならない。

2 前項の第一回の払込みの金額は、出資一口につき、その金額の四分の一を下つてはならない。

3 現物出資者は、第一回の払込みの期日に、出資の目的たる財産の全部を給付しなければならない。ただし、登記、登録その他権利の設定又は移転をもつて第三者に対抗するため必要な行為は、組合成立の後にすることを妨げない。

4 第一項及び第二項の規定にかかわらず、信用協同組合又は第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会にあつては、理事は、前条の規定による引渡しを受けたときは、遅滞なく、出資の全額の払込みをさせなければならない。

(設立の無効の訴え)

第三十二条 組合の設立の無効の訴えについては、会社法第八百二十八条第一項(第一号に係る部分に限る。)及び第二項(第一号に係る部分に限る。)、第八百三十四条(第一号に係る部分に限る。)、第八百三十五条第一項、第八百三十六条第一項及び第三項、第八百三十七条から第八百三十九条まで並びに第八百四十六条(設立の無効の訴え)の規定(信用協同組合及び第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会以外の組合にあつては、監査役に係る部分を除く。)を準用する。

(定款)

第三十三条 組合の定款には、次の事項(火災共済協同組合及び第九条の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会にあつては第八号の事項を、企業組合にあつては第三号及び第八号の事項を除く。)を記載し、又は記録しなければならない。

一 六 (略)

七 出資一口の金額及びその払込みの方法

八 十二 (略)

十三 公告方法(組合が公告(この法律又は他の法律の規定により官報に掲載する方法によりしなければならないものとされているものを除く。)をする方法をいう。 以下同じ。)

2 火災共済協同組合及び第九条の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会の定款には、前項に掲げる事項のほか、共済金額又は再共済金額の削減及び共済掛金又は再共済料の追徴に関する事項を記載し、又は記録しなければならない。

3 組合の定款には、前二項の事項のほか、組合の存続期間又は解散の事由を定めたときはその期間又はその事由を、現物出資をする者を定めたときはその者の氏名、出資の目的たる財産及びその価格並びにこれに対して与える出資口数を、組合の成立後に譲り受けることを約

(出資の第一回の払込)

第二十九条 理事は、前条の規定による引渡しを受けたときは、遅滞なく、出資の第一回の払込をさせなければならない。

2 前項の第一回の払込の金額は、出資一口につき、その金額の四分の一を下つてはならない。

3 現物出資者は、第一回の払込の期日に、出資の目的たる財産の全部を給付しなければならない。但し、登記、登録その他権利の設定又は移転をもつて第三者に対抗するため必要な行為は、組合成立の後にすることを妨げない。

4 第一項及び第二項の規定にかかわらず、信用協同組合又は第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会にあつては、理事は、前条の規定による引渡しを受けたときは、遅滞なく、出資の全額の払込をさせなければならない。

(商法の準用)

第三十二条 組合の設立については、商法第四百二十八条(監査役に係る部分を除く。) (株式会社設立の無効)の規定を準用する。

(定款)

第三十三条 組合の定款には、次の事項(火災共済協同組合及び第九条の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会にあつては第八号の事項を、企業組合にあつては第三号及び第八号の事項を除く。)を記載し、又は記録しなければならない。

一 六 (略)

七 出資一口の金額及びその払込の方法

八 十二 (略)

十三 公告の方法

2 火災共済協同組合及び第九条の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会の定款には、前項に掲げる事項のほか、共済金額又は再共済金額の削減及び共済掛金又は再共済料の追徴に関する事項を記載しなければならない。

3 組合の定款には、前二項の事項の外、組合の存立時期又は解散の事由を定めたときはその時期又はその事由を、現物出資をする者を定めたときはその者の氏名、出資の目的たる財産及びその価格並びにこれに対して与える出資口数を、組合の成立後に譲り受けることを約

した財産がある場合にはその財産、その価格及び譲渡人の氏名を記載し、又は記録しなければならない。

4| 組合は、公告方法として、当該組合の事務所の店頭に掲示する方法のほか、次に掲げる方法のいずれかを定款で定めることができる。

一 官報に掲載する方法

二 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

三 電子公告（公告方法のうち、電磁的方法（会社法第二十三条第三十四号に規定する電磁的方法をいう。）により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて同号に規定するものをとる方法をいう。以下同じ。）

5| 組合が前項第三号に掲げる方法を公告方法とする旨を定款で定める場合には、その定款には、電子公告を公告方法とすることを定めれば足りる。この場合においては、事故その他やむを得ない事由によつて電子公告による公告をすることができない場合の公告方法として、同項第一号又は第二号に掲げる方法のいずれかを定めることができる。

6| 組合が電子公告により公告をする場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日までの間、継続して電子公告による公告をしなければならない。

一 公告に定める期間内に異議を述べることができる旨の公告 当該期間を経過する日

二 前号に掲げる公告以外の公告 当該公告の開始後一月を経過する日

7| 組合が電子公告によりこの法律その他の法令の規定による公告をする場合については、会社法第九百四十条第三項（電子公告の中断）、第九百四十一条、第九百四十六条、第九百四十七条、第九百五十一条第二項、第九百五十三条及び第九百五十五条（電子公告調査等）の規定を準用する。この場合において、同法第九百四十条第三項中「前二項の規定にかかわらず、これらの規定」とあるのは「中小企業等協同組合法第三十三条第六項の規定にかかわらず、同項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

8| 第一項から第三項までに掲げる事項のほか、組合の定款には、この法律の規定により定款の定めがなければその効力を生じない事項及びその他の事項でこの法律に違反しないものを記載し、又は記録することができる。

（定款の備置き及び閲覧等）

第三十四条の二 組合は、定款、規約及び共済規程（以下この条において「定款等」という。）を各事務所に備え置かなければならない。

2| 組合員及び組合の債権者は、組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、組合は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

一 定款等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 定款等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項

た財産がある場合にはその財産、その価格及び譲渡人の氏名を記載しなければならない。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

- 3| 定款等が電磁的記録をもつて作成されている場合であつて、各事務所（主たる事務所を除く。）における前項第二号に掲げる請求に応じることを可能とするための措置として主務省令で定めるものをつとめている組合についての第一項の規定の適用については、同項中「各事務所」とあるのは、「主たる事務所」とする。

（役員）

第三十五条（略）

2（略）

- 3 役員は、定款の定めるところにより、総会において選挙する。ただし、設立当時の役員は、創立総会において選挙する。

- 4 理事（企業組合の理事を除く。以下この項において同じ。）の定数の少なくとも三分の二は、組合員又は組合員たる法人の役員でなければならない。ただし、設立当時の理事の定数の少なくとも三分の二は、組合員になろうとする者又は組合員になろうとする法人の役員でなければならない。

5（略）

- 6 理事又は監事のうち、その定数の三分の一を超えるものが欠けたときは、三月以内に補充しなければならない。

7 12（略）

（組合と役員との関係）

第三十五条の三 組合と役員との関係は、委任に関する規定に従う。

（役員の任期）

第三十六条（略）

- 2 設立当時の役員の任期は、前項の規定にかかわらず、創立総会において定める期間とする。ただし、その期間は、一年を超えてはならない。

- 3| 前二項の規定は、定款によつて、前二項の任期を任期中の最終の決算期に関する通常総会の終結の時まで延長することを妨げない。

（役員に欠員を生じた場合の措置）

第三十六条の二 役員が欠けた場合又はこの法律若しくは定款で定めた役員の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

（役員）

第三十五条（略）

2（略）

- 3 役員は、定款の定めるところにより、総会において選挙する。但し、設立当時の役員は、創立総会において選挙する。

- 4 理事（企業組合の理事を除く。以下本項中同じ。）の定数の少くとも三分の二は、組合員又は組合員たる法人の役員でなければならない。但し、設立当時の理事の定数の少くとも三分の二は、組合員になろうとする者又は組合員になろうとする法人の役員でなければならない。

5（略）

- 6 理事又は監事のうち、その定数の三分の一をこえるものが欠けたときは、三箇月以内に補充しなければならない。

7 12（略）

（新設）

（役員の任期）

第三十六条（略）

- 2 設立当時の役員の任期は、前項の規定にかかわらず、創立総会において定める期間とする。但し、その期間は、一年をこえてはならない。

（新設）

（理事会）

第三十六条の二 組合の業務の執行は、理事会が決する。

（理事）

第三十六条の三 理事は、法令、定款及び規約並びに総会の決議を遵守し、組合のため忠実にその職務を行わなければならない。

2| 理事については、会社法第三百六十条第一項（株主による取締役の行為の差止め）の規定を準用する。この場合において、同項中「著しい損害」とあるのは、「回復することができない損害」と読み替えるものとする。

3| 信用協同組合及び第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会以外の組合の理事については、会社法第三百五十三条（株式会社と取締役との間の訴えにおける会社の代表）及び第三百六十四条（取締役会設置会社と取締役との間の訴えにおける会社の代表）の規定を準用する。

（監事）

第三十六条の四 監事は、理事の職務の執行（信用協同組合及び第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会以外の組合の監事にあつては、会計に関するものに限る。）を監査する。

2| 信用協同組合及び第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会以外の組合の監事については、会社法第三百八十九条第四項及び第五項の規定を準用する。この場合において、同条第四項第二号中「法務省令」とあるのは、「主務省令」と読み替えるものとする。

（理事会の権限等）

第三十六条の五 組合は、理事会を置かなければならない。

2| 理事会は、すべての理事で組織する。

3| 組合の業務の執行は、理事会が決する。

（理事会の決議）

第三十六条の六 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数（これを上回る割合を定款又は規約で定めた場合にあっては、その割合以上）が出席し、その過半数（これを上回る割合を定款又は規約で定めた場合にあっては、その割合以上）をもつて行う。

2| 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

3| 組合は、定款の定めるところにより、理事が書面又は電磁的方法により理事会の議決に加わることができるものとすることができる。

4| 組合は、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（信用協同組合及び第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会にあつては、監事が当該提案について異議を述べたときを除く）

第三十六条の三 理事会の議事は、理事の過半数が出席し、その過半数で決する。

2| 組合は、定款の定めるところにより、理事が書面又は電磁的方法により理事会の議決に加わることができるものとするすることができる。

（新設）

（新設）

（新設）

。〕は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす旨を定款で定めることができる。

5| 理事が理事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

6| 会社法第三百六十六条（招集権者）及び第三百六十八条（招集手続）の規定（信用協同組合及び第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会以外の組合にあつては、監査役に係る部分を除く。）は、理事会の招集について準用する。

（理事会の議事録）

第三十六条の七 理事会の議事については、主務省令で定めるところにより、議事録を作成し、議事録が書面をもつて作成されているときは、出席した理事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

2| 前項の議事録が電磁的記録をもつて作成されている場合における当該電磁的記録に記録された事項については、主務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

3| 組合は、理事会の日（前条第四項の規定により理事会の決議があつたものとみなされた日を含む。次項において同じ。）から十年間、第一項の議事録又は同条第四項の意思表示を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録（以下この条において「議事録等」という。）をその主たる事務所に備え置かなければならない。

4| 組合は、理事会の日から五年間、議事録等の写しをその従たる事務所に備え置かなければならない。ただし、当該議事録等が電磁的記録をもつて作成されている場合であつて、従たる事務所における次項第二号に掲げる請求に応じることを可能とするための措置として主務省令で定めるものをつつているときは、この限りでない。

5| 組合員及び組合の債権者は、組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、組合は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

一 議事録等が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧又は謄写の請求

二 議事録等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

（代表理事）

第三十六条の八 理事会は、理事の中から組合を代表する理事（以下「代表理事」という。）を選定しなければならない。

2| 代表理事は、組合の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

（新設）

（新設）

3| 代表理事については、第三十六条の二、民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条第一項、第五十四条及び第五十五条並びに会社法第三百五十四条の規定を準用する。

（理事の自己契約）

第三十八条 理事は、理事会の承認を受けた場合に限り、組合と契約することができる。この場合は、民法第百八条（自己契約及び双方代理）の規定を適用しない。

（役員（組合）に対する損害賠償責任）

第三十八条の二 役員は、その任務を怠つたときは、組合に対し、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う。

2| 前項の任務を怠つてされた行為が理事会の決議に基づき行われたときは、その決議に賛成した理事は、その行為をしたものとみなす。

3| 前項の決議に参加した理事であつて議事録に異議をとどめないものは、その決議に賛成したものと推定する。

4| 第一項の責任は、総組合員の同意がなければ、免除することができない。

5| 前項の規定にかかわらず、第一項の責任は、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償の責任を負う額から当該役員がその在職中に組合から職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の一年間当たりの額に相当する額として主務省令で定める方法により算定される額に、次の各号に掲げる役員区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額を限度として、総会の決議によつて免除することができる。

一 代表理事 六

二 代表理事以外の理事 四

三 監事 二

6| 前項の場合には、理事は、同項の総会において次に掲げる事項を開示しなければならない。

一 責任の原因となつた事実及び賠償の責任を負う額

二 前項の規定により免除することができるとする額の限度及びその算定の根拠

三 責任を免除すべき理由及び免除額

7| 信用協同組合又は第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会の理事は、第一項の責任の免除（理事の責任の免除に限る。）に関する議案を総会に提出するには、各監事の同意を得なければならない。

8| 第五項の決議があつた場合において、組合が当該決議後に同項の役員に対し退職慰労金その他の主務省令で定める財産上の利益を与えるときは、総会の承認を受けなければならない。

（理事の自己契約）

第三十八条 理事は、理事会の承認を受けた場合に限り、組合と契約することができる。この場合は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第百八条（自己契約及び双方代理）の規定を適用しない。

（理事の責任）

第三十八条の二 理事がその任務を怠つたときは、その理事は、組合に対し連帯して損害賠償の責に任ずる。

2| 理事がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があつたときは、その理事は、第三者に対し連帯して損害賠償の責に任ずる。

3| 理事が第四十条第一項の書類に記載すべき重要な事項につき虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告をしたときも、前項と同様とする。ただし、理事がその記載、登記又は公告をしたことについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

4| 前項（第四十条第一項の書類に係る部分に限る。）の規定は、信用協同組合又は第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会の理事については、適用しない。

5| 第一項の理事の責任については、商法第二百六十六条第二項、第三項及び第五項（取締役の責任）の規定を、信用協同組合及び第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会の第一項の理事の責任については、同法第二百六十六条第七項（第三号を除く。）から第九項まで、第十項前段及び第十七項（取締役の責任の免除）の規定を準用する。この場合において、同条第七項中「第一項第五号ノ行為」とあるのは「中小企業等協同組合法第三十八条の二第一項二規定スル損害賠償ノ責ニ任ズベキ行為」と、「第三百四十三条」とあるのは「同法第五十三条」と読み替えるものとする。

(役員の第三者に対する損害賠償責任)

第三十八条の三 役員がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があつたときは、当該役員は、これによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

2| 次の各号に掲げる者が、当該各号に定める行為をしたときも、前項と同様とする。ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

一| 理事 次に掲げる行為(信用協同組合又は第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会の理事にあつては、イに掲げる行為を除く。)

イ| 第四十条第一項に規定する決算関係書類に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

ロ| 虚偽の登記

ハ| 虚偽の公告

二| 監事 監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

(役員の連帯責任)

第三十八条の四 役員が組合又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

(役員の責任を追及する訴え)

第三十九条 役員の責任を追及する訴えについては、会社法第七編第二章第二節(第八百四十七条第二項、第八百四十九条第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一条を除き、信用協同組合及び第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会以外の組合にあつては、監査役に係る部分を除く。)(株式会社における責任追及等の訴え)の規定を準用する。この場合において、同法第八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「主務省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(決算関係書類の提出、備置き及び閲覧等)

第四十条 理事は、通常総会の会日の一週間前までに、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案(以下この条において「決算関係書類」という。)を監事に提出し、又は提供し、かつ、決算関係書類を主たる事務所に備え置かなければ

(新設)

(新設)

(定款その他の書類の備付け及び閲覧等)

第三十九条 理事は、定款、規約及び共済規程を各事務所に、組合員名簿を主たる事務所に備えて置かなければならない。

2| 理事は、総会及び理事会の議事録を十年間主たる事務所に、その謄本を五年間従たる事務所に備えて置かなければならない。

3| 組合員名簿には、各組合員について左の事項を記載しなければならない。

一| 氏名又は名称及び住所

二| 加入の年月日

三| 出資口数、払込済金額及びその払込の年月日

4| 組合員及び組合の債権者は、何時でも、理事に対し第一項及び第二項の書類の閲覧又は謄写を求めることができる。この場合は、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(決算関係書類の提出、備付け及び閲覧等)

第四十条 理事は、通常総会の会日の一週間前までに、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案を監事に提出し、且つ、これらを主たる事務所に備えて置かなければならない。

ならない。

2| 決算関係書類は、電磁的記録をもつて作成することができる。

3| 理事は、監事の意見を記載した書面又はこれに記載すべき事項を記録した電磁的記録を添付して決算関係書類を通常総会に提出し、又は提供し、その承認を求めなければならない。

(削る)

4| 組合員及び組合の債権者は、組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、組合は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

一 決算関係書類が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 決算関係書類が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

5 前各項の規定は、信用協同組合又は第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会については、適用しない。

(削る)

(会計帳簿等の作成及び閲覧等)

第四十一条 組合は、主務省令で定めるところにより、適時に、正確な会計帳簿を作成しなければならない。

2| 組合員は、総組合員の十分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の同意を得て、組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、組合は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

一 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

3| 第二項の規定は、信用協同組合又は第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会については、適用しない。

(新設)

2| 理事は、監事の意見書を添えて前項の書類を通常総会に提出し、その承認を求めなければならない。

3| 組合員及び組合の債権者は、何時でも、理事に対し第一項の書類の閲覧又は謄写を求めることができる。この場合は、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

4| 第二項の監事の意見書については、これに記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、電磁的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして主務省令で定めるものをいう。）の添付をもつて、当該監事の意見書の添付に代えることができる。この場合において、理事は、当該監事の意見書を添付したものとみなす。

5 前各項の規定は、信用協同組合又は第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会の理事、監事、組合員又は債権者については、適用しない。

(会計帳簿等の閲覧等)

第四十条の二 組合員は、総組合員の十分の一以上の同意を得て、何時でも、理事に対し会計の帳簿及び書類の閲覧又は謄写を求めることができる。この場合は、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(新設)

(役員改選)

第四十二条 組合員は、総組合員の五分の一（これを下回る割合を定款で定めした場合にあつては、その割合）以上の連署をもつて、役員改選を請求することができるものとし、その請求につき総会において出席者の過半数の同意があつたときは、その請求に係る役員は、その職を失う。

2 (略)

3 第一項の規定による改選の請求は、改選の理由を記載した書面を組合に提出してしなければならない。

4 第一項の規定による改選の請求をする者は、前項の書面の提出に代えて、政令で定めるところにより、組合の承諾を得て、同項の書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 第一項の規定による改選の請求があつた場合（第三項の書面の提出があつた場合に限る。）には、理事は、その請求を総会の議に付し、かつ、総会の会日から七日前までに、その請求に係る役員に第三項の規定による書面を送付し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

6 第一項の規定による改選の請求があつた場合（第四項の規定による電磁的方法による提供があつた場合に限る。）には、理事は、その請求を総会の議に付し、かつ、総会の会日から七日前までに、その請求に係る役員に第四項の規定により提供された事項を記載した書面を送付し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

7 前項に規定する場合には、組合は、同項の書面の送付に代えて、政令で定めるところにより、その請求に係る役員の承諾を得て、第四項の規定により提供された事項を電磁的方法により提供することができる。

8 第五項又は第六項の場合については、第四十七条第二項及び第四十八条の規定を準用する。この場合において、第四十七条第二項中「組合員が総組合員の五分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出して総会の招集を請求したとき」とあり、及び第四十八条後段中「組合員が総組合員の五分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の同意を得たとき」とあるのは、「第四十二条第一項の規定による役員改選の請求があつたとき」と読み替えるものとする。

(削る)

(役員改選)

第四十一条 組合員は、総組合員の五分の一以上の連署をもつて、役員改選を請求することができるものとし、その請求につき総会において出席者の過半数の同意があつたときは、その請求に係る役員は、その職を失う。

2 (略)

3 第一項の規定による改選の請求は、改選の理由を記載した書面を理事に提出してしなければならない。

(新設)

4 第一項の規定による改選の請求があつたときは、理事は、その請求を総会の議に附し、且つ、総会の会日から七日前までに、その請求に係る役員に第三項の規定による書面を送付し、且つ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

(新設)

(新設)

5 前項の場合については、第四十七条第二項及び第四十八条の規定を準用する。

(商法等の準用)

第四十二条 理事及び監事については、商法第二百五十四条第三項（取締役と会社との関係）、第二百五十八条第一項（欠員の場合の処置）、第二百六十七条第一項及び第三項から第七項まで、第二百六十八条第一項から第七項まで、第二百六十八条ノ二並びに第二百六十八条ノ三（取締役に対する訴え）の規定を、理事については、民法第五十五条（理事の代理行為）

(顧問)
第四十三条 組合は、理事会の決議により、学識経験のある者を顧問とし、常時組合の重要事項に関し助言を求めることができる。ただし、顧問は、組合を代表することができない。

(参事及び会計主任)

第四十四条 (略)

2 参事については、会社法第十一条第一項及び第三項(支配人の代理権)、第十二条(支配人の競争の禁止)並びに第十三条(表見支配人)の規定を準用する。

第四十五条 組合員は、総組合員の十分の一(これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合)以上の同意を得て、組合に対し、参事又は会計主任の解任を請求することが

の委任)並びに商法第二百五十四条ノ三(取締役の義務)、第二百六十一条、第二百六十二条(会社代表)及び第二百七十二条(株主の差止請求権)の規定を、信用協同組合及び第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会の理事については、同法第二百六十八条第八項(監査役の同意)の規定を、信用協同組合及び第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会以外の理事については、株式会社(監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号)第二十四条第一項及び第二項(小会社と取締役との間の訴えについての会社代表)の規定を、監事については、第三十八条の二及び商法第二百七十八条(取締役と監査役との連帯責任)の規定を、信用協同組合及び第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会以外の監事については、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第二項(第二号を除く。)及び第三項(報告を求め調査をする権限)の規定を、理事会については、商法第二百五十九条第一項、第二項及び第四項、第二百五十九条ノ二及び第二百五十九条ノ三(監査役に係る部分を除く。)(取締役会の招集)、第二百六十条ノ二第二項及び第三項(特別利害関係人の議決権)並びに第二百六十条ノ四第一項から第三項まで(監査役に係る部分を除く。)(取締役会の議事録)の規定を準用する。この場合において、第三十八条の二第五項中「商法第二百六十六条第二項、第三項及び第五項」とあるのは「商法第二百六十六条第五項」と、「第二百六十六条第七項(第三号を除く。)」から第九項まで、第十項前段及び第十七項」とあるのは「第二百六十六条第十八項の規定により読み替えて適用する同条第七項(第三号を除く。)、同条第八項及び第十項前段」と、同法第二百六十条ノ二第二項中「前項」とあるのは「理事会」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「中小企業等協同組合法第三十六条の三第一項」と、同法第二百六十条ノ四第二項中「記載又ハ記録スル」とあるのは「記載スル」と、同法第二百六十一条第三項中「第二百五十八条」とあるのは「第二百五十八条第一項」と、同法第二百六十七条第四項中「前三項」とあるのは「第一項及前項」と読み替えるものとする。

(顧問)
第四十三条 組合は、理事会の決議により、学識経験のある者を顧問とし、常時組合の重要事項に関し助言を求めることができる。但し、顧問は、組合を代表することができない。

(参事及び会計主任)

第四十四条 (略)

2 参事については、商法第三十八条第一項及び第三項、第三十九条、第四十一条並びに第四十二条(支配人)の規定を準用する。

第四十五条 組合員は、総組合員の十分の一以上の同意を得て、理事に対し、参事又は会計主任の解任を請求することができる。

できる。

2 前項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面を組合に提出してしなければならない。

3 第一項の規定による解任の請求をする者は、前項の書面の提出に代えて、政令で定めるところにより、組合の承諾を得て、同項の書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

4 (略)

5 第二項の書面の提出があつた場合には、理事は、前項の可否の決定の日の七日前までに、その参事又は会計主任に対し、第二項の書面を送付し、かつ、弁明する機会を与えなければならない。

6 第三項の電磁的方法による提供があつた場合には、理事は、第四項の可否の決定の日の七日前までに、その参事又は会計主任に対し、第三項の規定により提供された事項を記載した書面を送付し、かつ、弁明する機会を与えなければならない。

7 前項に規定する場合には、組合は、同項の書面の送付に代えて、政令で定めるところにより、その請求に係る参事又は会計主任の承諾を得て、第三項の規定により提供された事項を電磁的方法により提供することができる。

第四十七条 臨時総会は、必要があるときは、定款の定めるところにより、いつでも招集することができる。

2 組合員が総組合員の五分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出して総会の招集を請求したときは、理事会は、その請求のあつた日から二十日以内に臨時総会を招集すべきことを決しなければならない。

3・4 (略)

第四十八条 前条第二項の規定による請求をした組合員は、同項の請求をした日から十日以内に理事が総会招集の手続をしないときは、行政庁の承認を得て総会を招集することができる。理事の職務を行う者がいない場合において、組合員が総組合員の五分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の同意を得たときも同様である。

(総会招集の手続)

第四十九条 総会の招集は、会日の十日（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）前までに、会議の目的である事項を示し、定款で定めた方法に従つてしなければならない。

2 総会の招集は、この法律に別段の定めがある場合を除き、理事会が決定する。

2 前項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面を理事に提出してしなければならない。

(新設)

3 (略)

4 理事は、前項の可否の決定の日の七日前までに、その参事又は会計主任に対し、第二項の書面を送付し、且つ、弁明する機会を与えなければならない。

(新設)

(新設)

第四十七条 臨時総会は、必要があるときは、定款の定めるところにより、何時でも招集することができる。

2 組合員が総組合員の五分の一以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出して総会の招集を請求したときは、理事会は、その請求のあつた日から二十日以内に臨時総会を招集すべきことを決しなければならない。

3・4 (略)

第四十八条 前条第二項の規定による請求をした組合員は、同項の請求をした日から十日以内に理事が総会招集の手続をしないときは、行政庁の承認を得て総会を招集することができる。理事の職務を行う者がいない場合において、組合員が総組合員の五分の一以上の同意を得たときも同様である。

(総会招集の手続)

第四十九条 総会の招集は、会日の十日前までに、会議の目的たる事項を示し、定款に定めた方法に従つてしなければならない。

(新設)

3| 第一項の規定にかかわらず、総会は、組合員の全員の同意があるときは、招集の手續を経ることなく開催することができる。

(通知又は催告)

第五十条 組合の組合員に対してする通知又は催告は、組合員名簿に記載し、又は記録したその者の住所（その者が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先を組合に通知した場合）にあつては、その場所又は連絡先）にあてて発すれば足りる。

2 (略)

(総会の議事)

第五十二条 総会の議事は、この法律又は定款若しくは規約に特別の定めがある場合を除いて、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2・3 (略)

4 総会においては、第四十九条第一項の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ議決することができる。ただし、定款に別段の定めがある場合及び同条第三項に規定する場合は、この限りでない。

(特別の議決)

第五十三条 次の事項は、総組合員の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

一五 (略)

六 第三十八条の二第五項の規定による責任の免除

(延期又は続行の決議)

第五十三条の二 総会においてその延期又は続行について決議があつた場合には、第四十九条の規定は、適用しない。

(総会の議事録)

第五十三条の三 総会の議事については、主務省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2| 組合は、総会の会日から十年間、前項の議事録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

3| 組合は、総会の会日から五年間、第一項の議事録の写しをその従たる事務所に備え置かなければならない。ただし、当該議事録が電磁的記録をもつて作成されている場合であつて、従たる事務所における次項第二号に掲げる請求に応じることを可能とするための措置として

(新設)

(通知又は催告)

第五十条 組合の組合員に対してする通知又は催告は、組合員名簿に記載したその者の住所（その者が別に通知又は催告を受ける場所を組合に通知したときはその場所）にあてればよい。

2 (略)

(総会の議事)

第五十二条 総会の議事は、この法律又は定款若しくは規約に特別の定めがある場合を除いて、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2・3 (略)

4 総会においては、第四十九条の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ議決することができる。但し、定款で別段の定をしたときはこの限りでない。

(特別の議決)

第五十三条 (同上)

一五 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

主務省令で定めるものをついているときは、この限りでない。

4] 組合員及び組合の債権者は、組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、組合は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

一 第一項の議事録が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧又は謄写の請求

二 第一項の議事録が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

(総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴え)

第五十四条 総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについては、会社法第八百三十条、第八百三十一条、第八百三十四条(第十六号及び第十七号に係る部分に限る。)

、第八百三十五条第一項、第八百三十六条第一項及び第三項、第八百三十七条、第八百三十八条並びに第八百四十六条(株主総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴え)の規定(信用協同組合及び第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会以外の組合にあつては、監査役に係る部分を除く。)を準用する。

(出資一口の金額の減少)

第五十六条 組合は、総会において出資一口の金額の減少の議決があつたときは、その議決の日から二週間以内に、財産目録及び貸借対照表を作成し、かつ、これらを主たる事務所に備え置かなければならない。

2] 組合員及び組合の債権者は、組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、組合は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

一 前項の財産目録及び貸借対照表が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧の請求

二 前項の財産目録及び貸借対照表が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

(債権者の異議)

第五十六条の二 組合が出資一口の金額の減少をする場合には、組合の債権者は、当該組合に対し、出資一口の金額の減少について異議を述べることができる。

2] 前項の場合には、組合は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、預金者、定期積金の積金者その他政令で定める債権者以外の知れている債権者には、各別にこれを催告しなければ

(商法の準用)

第五十四条 総会については、商法第二百三十一条(総会の招集の決定)、第二百四十三条(総会の延期又は続行の決議)、第二百四十四条第一項から第三項まで(株主総会の議事録)及び第二百四十七条から第二百五十二条まで(株主総会の決議の取消し又は不存在若しくは無効確認の訴え)の規定(これらの規定中監査役に係る部分を除く。)を準用する。この場合において、商法第二百四十三条中「第二百三十二条」とあるのは「中小企業等協同組合法第四十九条」と、同法第二百四十四条第二項中「記載又ハ記録スル」とあるのは「記載スル」と読み替えるものとする。

(出資一口の金額の減少)

第五十六条 組合は、出資一口の金額の減少を議決したときは、その議決の日から二週間以内に、財産目録及び貸借対照表を作らなければならない。

2] 組合は、前項の期間内に、債権者に対して、異議があれば一定の期間内にこれを述べるべき旨を公告し、かつ、預金者、定期積金の積金者その他政令で定める債権者以外の知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。

3] 前項の一定の期間は、三十日を下つてはならない。

(新設)

ならない。ただし、第二号の期間は、一月を下ることができない。

一 出資一口の金額を減少する旨

二 債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨

3 前項の規定にかかわらず、組合が同項の規定による公告を、官報のほか、第三十三条第四項の規定による定款の定めに従い、同項第二号又は第三号に掲げる公告方法によりするときは、前項の規定による各別の催告は、することを要しない。

4 債権者が第二項第二号の期間内に異議を述べなかつたときは、当該債権者は、当該出資一口の金額の減少について承認をしたものとみなす。

5 債権者が第二項第二号の期間内に異議を述べたときは、組合は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等（信託会社及び信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）をいう。）に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該出資一口の金額の減少をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

（出資一口の金額の減少の無効の訴え）

第五十七条 組合の出資一口の金額の減少の無効の訴えについては、会社法第八百二十八条第一項（第五号に係る部分に限る。）及び第二項（第五号に係る部分に限る。）、第八百三十四条（第五号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六條から第八百三十九条まで並びに第八百四十六条の規定（信用協同組合及び第九條の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会以外の組合にあつては、監査役に係る部分を除く。）を準用する。

（責任共済等の事業の譲渡等）

第五十七条の二の二（略）

2・3（略）

4 第一項に規定する責任共済等の事業の全部又は一部の譲渡及び前項に規定する責任共済等の事業に係る財産の移転については、第五十六条から第五十七条までの規定を準用する。

（信用協同組合等の事業等の譲渡又は譲受け）

第五十七条の三（略）

2 信用協同組合等は、総会の議決を経て、銀行の事業の一部又は他の信用協同組合等、信用金庫若しくは労働金庫の事業の全部若しくは一部を譲り受けることができる。この場合にお

第五十七条 債権者が前条第二項の一定の期間内に異議を述べなかつたときは、出資一口の金額の減少を承認したものとみなす。

2 債権者が異議を述べたときは、組合は、弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、出資一口の金額の減少をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

3 組合の出資一口の金額の減少については、商法第三百八十条（監査役に係る部分を除く。）（株式会社の資本減少の無効）の規定を準用する。

（責任共済等の事業の譲渡等）

第五十七条の二の二（略）

2・3（略）

4 第一項に規定する責任共済等の事業の全部又は一部の譲渡及び前項に規定する責任共済等の事業に係る財産の移転については、第五十六条及び第五十七条の規定を準用する。

（信用協同組合等の事業等の譲渡又は譲受け）

第五十七条の三（略）

2 信用協同組合等は、総会の議決を経て、銀行の営業の一部又は他の信用協同組合等、信用金庫若しくは労働金庫の事業の全部若しくは一部を譲り受けることができる。

いて、その対価が最終の貸借対照表により当該信用協同組合等に現存する純資産額の五分の一を超えない場合は、総会の決議を要しない。

3| 信用協同組合等が前項後段の規定により総会の議決を経ないで事業の全部又は一部の譲受けをする場合において、信用協同組合等の総組合員又は総会員の六分の一以上の組合員又は会員が次項の規定による公告又は通知の日から二週間以内に事業の全部又は一部の譲受けに反対する旨を信用協同組合等に対し通知したときは、事業の全部又は一部の譲受けをする日の前日までに、総会の決議によつて、当該事業の全部又は一部の譲受けに係る契約の承認を受けなければならない。

4| 信用協同組合等が第二項後段の規定により総会の議決を経ないで事業の全部又は一部の譲受けをする場合には、信用協同組合等は、事業の全部又は一部の譲受けをする日の二十日前までに、事業の全部又は一部の譲受けをする旨並びに契約の相手方の名称又は商号及び住所を公告し、又は組合員若しくは会員に通知しなければならない。

5| 第一項の事業の譲渡又は第二項の事業の譲受けについては、政令で定めるものを除き、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

6| 第一項及び第二項の事業の全部の譲渡又は譲受けについては、第五十七条の規定を準用する。

7| 信用協同組合等は、第二項の事業の全部又は一部の譲受けにより契約（その契約に関する業務が銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第二項（定義等）に規定する行為に係るものであるものに限り。以下この項において同じ。）に基づく権利義務を承継した場合において、その契約が、信用協同組合等の事業に関する法令により、当該信用協同組合等の行うことができない業務に属するものであるとき、又は当該信用協同組合等について制限されているものであるときは、その契約で期限の定めのあるものは期限満了まで、期限の定めのないものは承継の日から一年以内の期間に限り、その契約に関する業務を継続することができる。

第六節 解散及び清算並びに合併

（解散の事由）

第六十二条 組合は、次の事由によつて解散する。

一 三 （略）

四 定款で定める存続期間の満了又は解散事由の発生

五 （略）

2 4 （略）

（合併契約）

（新設）

3| 前二項の事業の譲渡若しくは譲受け又は営業の一部の譲受けについては、政令で定めるものを除き、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

4| 第一項及び第二項の事業の全部の譲渡又は譲受けについては、第五十七条第三項の規定を準用する。

5| 信用協同組合等は、第二項の営業の一部又は事業の全部若しくは一部の譲受けにより契約（その契約に関する業務が銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第二項（定義等）に規定する行為に係るものであるものに限り。以下この項において同じ。）に基づく権利義務を承継した場合において、その契約が、信用協同組合等の事業に関する法令により、当該信用協同組合等の行うことができない業務に属するものであるとき、又は当該信用協同組合等について制限されているものであるときは、その契約で期限の定めのあるものは期限満了まで、期限の定めのないものは承継の日から一年以内の期間に限り、その契約に関する業務を継続することができる。

第六節 解散及び清算

（解散の事由）

第六十二条 （同上）

一 三 （略）

四 定款で定める存立時期の満了又は解散事由の発生

五 （略）

2 4 （略）

（合併の手続）

第六十三条 組合は、他の組合と合併をすることができる。この場合においては、合併をする組合は、合併契約を締結しなければならない。

（吸収合併）

第六十三条の二 組合が吸収合併（組合が他の組合とする合併であつて、合併により消滅する組合の権利義務の全部を合併後存続する組合に承継させるものをいう。以下この章において同じ。）をする場合には、吸収合併契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 吸収合併後存続する組合（以下この章において「吸収合併存続組合」という。）及び吸収合併により消滅する組合（以下この章において「吸収合併消滅組合」という。）の名称及び住所

二 吸収合併存続組合の地区及び出資一口の金額（吸収合併存続組合が企業組合である場合にあっては、出資一口の金額）

三 吸収合併消滅組合の組合員に対する出資の割当てに関する事項

四 吸収合併消滅組合の組合員に対して支払をする金額を定めたときは、その定め

五 吸収合併がその効力を生ずべき日（以下この章において「効力発生日」という。）

六 その他主務省令で定める事項

（新設合併）

第六十三条の三 二以上の組合が新設合併（二以上の組合がする合併であつて、合併により消滅する組合の権利義務の全部を合併により設立する組合に承継させるものをいう。以下この章において同じ。）をする場合には、新設合併契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 新設合併により消滅する組合（以下この章において「新設合併消滅組合」という。）の名称及び住所

二 新設合併により設立する組合（以下この章において「新設合併設立組合」という。）の事業、名称、地区、主たる事務所の所在地及び出資一口の金額（新設合併設立組合が企業組合である場合にあっては、事業、名称、主たる事務所の所在地及び出資一口の金額）

第六十三条 組合が合併するには、総会の議決を経なければならない。

2 組合の合併については、第五十六条及び第五十七条（信用協同組合又は第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会の合併については、第三項を除く。）の規定を準用する。この場合において、信用協同組合又は第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会の合併について準用する第五十六条第一項中「作らなければならない」とあるのは、「作成し、かつ、信用協同組合又は第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会の債権者の閲覧に供するため、これらの書類をこれらの組合と合併する他の組合の貸借対照表とともに主たる事務所に備えて置かなければならない」と読み替えるものとする。

3 合併は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

4 前項の認可については、第二十七条の二第四項から第六項までの規定を準用する。

（新設）

（新設）

- 三 新設合併消滅組合の組合員に対する出資の割当てに関する事項
- 四 新設合併消滅組合の組合員に対して支払をする金額を定めたときは、その定め
- 五 その他主務省令で定める事項

〔吸収合併消滅組合の手続〕

第六十三条の四 吸収合併消滅組合は、次に掲げる日のいずれか早い日から吸収合併の効力が生ずる日までの間、吸収合併契約の内容その他主務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

一 第三項の総会の会日の二週間前の日

二 第四項において準用する第五十六条の二第二項の規定による公告の日又は第四項において準用する同条第二項の規定による催告の日のいずれか早い日

2| 吸収合併消滅組合の組合員及び債権者は、当該吸収合併消滅組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該吸収合併消滅組合の定めた費用を支払わなければならない。

一 前項の書面の閲覧の請求

二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項の電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて主務省令で定めるものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

3| 吸収合併消滅組合は、効力発生日の前日までに、総会の決議によつて、合併契約の承認を受けなければならない。

4| 吸収合併消滅組合については、第五十六条の二の規定を準用する。

5| 吸収合併消滅組合は、吸収合併存続組合との合意により、効力発生日を変更することができる。

6| 前項の場合には、吸収合併消滅組合は、変更前の効力発生日（変更後の効力発生日が変更前の効力発生日前の日である場合にあつては、当該変更後の効力発生日）の前日までに、変更後の効力発生日を公告しなければならない。

7| 第五項の規定により効力発生日を変更したときは、変更後の効力発生日を効力発生日とみなして、この条、次条及び第六十五条の規定を適用する。

〔吸収合併存続組合の手続〕

第六十三条の五 吸収合併存続組合は、次に掲げる日のいずれか早い日から吸収合併の効力が生じた日後六月を経過する日までの間、吸収合併契約の内容その他主務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

（新設）

（新設）

- 1| 吸収合併契約について総会の決議によつてその承認を受けなければならないときは、当該総会の会日の二週間前の日
- 2| 第五項の規定による公告又は通知の日のいずれか早い日
- 3| 第六項において準用する第五十六条の二第二項の規定による公告の日又は第六項において準用する同条第二項の規定による催告の日のいずれか早い日
- 2| 吸収合併存続組合の組合員及び債権者は、当該吸収合併存続組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該吸収合併存続組合の定めた費用を支払わなければならない。
 - 一| 前項の書面の閲覧の請求
 - 二| 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求
 - 三| 前項の電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求
 - 四| 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて吸収合併存続組合の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求
- 3| 吸収合併存続組合は、効力発生日の前日までに、総会の決議によつて、吸収合併契約の承認を受けなければならない。ただし、吸収合併消滅組合の総組合員の数が吸収合併存続組合の総組合員の数の五分の一を超えない場合であつて、かつ、吸収合併消滅組合の最終の貸借対照表により現存する総資産額が吸収合併存続組合の最終の貸借対照表により現存する総資産額の五分の一を超えない場合の合併については、この限りでない。
- 4| 吸収合併存続組合が前項ただし書の規定により総会の決議を経ないで合併をする場合において、吸収合併存続組合の総組合員の六分の一以上の組合員が次項の規定による公告又は通知の日から二週間以内に合併に反対する旨を吸収合併存続組合に対し通知したときは、効力発生日の前日までに、総会の決議によつて、吸収合併契約の承認を受けなければならない。
- 5| 吸収合併存続組合が第三項ただし書の規定により総会の決議を経ないで合併をする場合には、吸収合併存続組合は、効力発生日の二十日前までに、合併をする旨並びに吸収合併消滅組合の名称及び住所を公告し、又は組合員に通知しなければならない。
- 6| 吸収合併存続組合については、第五十六条の二の規定を準用する。
- 7| 吸収合併存続組合は、吸収合併の効力が生じた日後遅滞なく、吸収合併により吸収合併存続組合が承継した吸収合併消滅組合の権利義務その他の吸収合併に関する事項として主務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成しなければならない。
- 8| 吸収合併存続組合は、吸収合併の効力が生じた日から六月間、前項の書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。
- 9| 吸収合併存続組合の組合員及び債権者は、当該吸収合併存続組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該吸収合併存続組合の定めた費用を支払わなければならない。

	- 一 前項の書面の閲覧の請求 - 二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求 - 三 前項の電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求 - 四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて吸収合併存続組合の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求
	(新設合併消滅組合の手続)
	第六十三条の六 新設合併消滅組合は、次に掲げる日のいずれか早い日から新設合併設立組合の成立の日までの間、新設合併契約の内容その他主務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。
	- 一 第三項の総会の会日の二週間前の日 - 二 第四項において準用する第五十六条の二第二項の規定による公告の日又は第四項において準用する同条第二項の規定による催告の日のいずれか早い日
2	新設合併消滅組合の組合員及び債権者は、当該新設合併消滅組合に対して、その業務取扱期間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該新設合併消滅組合の定めた費用を支払わなければならない。
	- 一 前項の書面の閲覧の請求 - 二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求 - 三 前項の電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求 - 四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて新設合併消滅組合の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求
3	新設合併消滅組合は、総会の決議によつて、新設合併契約の承認を受けなければならない。
4	新設合併消滅組合については、第五十六条の二の規定を準用する。
	(新設合併設立組合の手続等)
	第六十四条 第四節(第三十条を除く。)の規定は、新設合併設立組合の設立については、適用しない。
2	(略)
3	(略)
4	第二項の規定による設立委員の選任については、第五十三条の規定を準用する。
5	第二項の規定による役員を選任については、第三十五条第四項本文及び第五項本文の規定を準用する。
6	新設合併設立組合は、成立の日後遅滞なく、新設合併により新設合併設立組合が承継した

	(新設)
	第六十四条 (新設)
1	(略)
2	(略)
3	第一項の規定による設立委員の選任については、第五十三条の規定を準用する。
4	第一項の規定による役員を選任については、第三十五条第四項本文及び第五項本文の規定を準用する。
	(新設)

新設合併消滅組合の権利義務その他の新設合併に関する事項として主務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成しなければならない。

7| 新設合併設立組合は、成立の日から六月間、前項の書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

8| 新設合併設立組合の組合員及び債権者は、当該新設合併設立組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該新設合併設立組合の定めた費用を支払わなければならない。

一 前項の書面の閲覧の請求

二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項の電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて新設合併設立組合の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

(合併の効果)

第六十五条 吸収合併存続組合は、効力発生日又は次条第一項の行政庁の認可を受けた日のいづれか遅い日に、吸収合併消滅組合の権利義務（その組合がその行う事業に関し、行政庁の許可、認可その他の処分に基つて有する権利義務を含む。次項において同じ。）を承継する。

2| 新設合併設立組合は、その成立の日に、新設合併消滅組合の権利義務を承継する。

(合併の認可)

第六十六条 組合の合併については、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2| 前項の認可については、第二十七条の二第四項から第六項までの規定を準用する。

(合併の無効の訴え)

第六十七条 組合の合併の無効の訴えについては、会社法第八百二十八条第一項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）及び第二項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第八百三十四条（第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六條から第八百三十九条まで、第八百四十三条（第一項第三号及び第四号並びに第二項ただし

(新設)

(新設)

(合併の時期及び効果)

第六十五条 組合の合併は、合併後存続する組合又は合併によつて成立する組合が、その主たる事務所の所在地において、第八十九条に規定する登記をすることによつてその効力を生ずる。

2| 合併後存続する組合又は合併によつて成立した組合は、合併によつて消滅した組合の権利義務（その組合がその行う事業に関し、行政庁の許可、認可その他の処分に基いて有する権利義務を含む。）を承継する。

(商法等の準用)

第六十六条 組合（信用協同組合及び第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会を除く。）の合併については、商法第四百四条から第百六条まで及び第百八条から第百十一条まで（合名会社の合併の無効）並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第百三十五條ノ八（債務の負担部分の決定）の規定を、信用協同組合又は第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会の合併については、商法第四百十五條（株式会社の合併の無効）及び非訟事件手続法第百三十五條ノ八の規定を準用する。

第六十七条 削除

書を除く。)並びに第八百四十六條(合併の無効の訴え)の規定(信用協同組合及び第九條の九第一項第一號の事業を行う協同組合連合会以外の組合にあつては、監査役に係る部分を除く。)を、この条において準用する同法第八百四十三條第四項の申立てについては、同法第八百六十八條第五項、第八百七十七條(第十五号に係る部分に限る。)、第八百七十一條本文、第八百七十二條(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十三條本文、第八百七十五條及び第八百七十六條(非訟)の規定を準用する。

(清算人)

第六十八條 (略)

2 火災共済協同組合又は第九條の九第一項第三號の事業を行う協同組合連合会が第六六條の三において準用する保險業法第百三十三條の規定による認可の取消しにより解散したときは、前項の規定及び第六十九條第一項において準用する会社法第四百七十八條第二項の規定にかかわらず、行政庁が清算人を選任する。

(会社法の準用等)

第六十九條 組合の解散及び清算については、会社法第四百七十五條(第一号及び第三号を除く。)、第四百七十六條、第四百七十八條第二項及び第四項、第四百七十九條第一項及び第二項(各号列記以外の部分に限る。)、第四百八十一條、第四百八十三條第四項及び第五項、第四百八十四條、第四百八十五條、第四百九十二條第一項から第三項まで、第四百九十九條から第五百三三條まで、第五百七十七條(株式会社の清算)、第八百六十八條第一項、第八百六十九條、第八百七十條(第二号及び第三号に係る部分に限る。)、第八百七十一條、第八百七十二條(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十四條(第一号及び第四号に係る部分に限る。)、第八百七十五條並びに第八百七十六條(非訟)並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第四十條(検査をすべき者の選任の裁判)の規定を、組合の清算人については、第三十五條の三、第三十六條の二、第三十六條の三第一項及び第二項、第三十六條の五から第三十八條の四まで、第四十條第一項から第三項まで、第四十七條第二項から第四項まで並びに第四十八條の規定を、組合の清算人の責任を追及する訴えについては、会社法第七編第二章第二節(第八百四十七條第二項、第八百四十九條第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一條を除き、信用協同組合及び第九條の九第一項第一號の事業を行う協同組合連合会以外の組合にあつては、監査役に係る部分を除く。)(株式会社における責任追及等の訴え)の規定を、信用協同組合及び第九條の九第一項第一號の事業を行う協同組合連合会以外の組合の清算人については、同法第三百五十三條及び第三百六十四條の規定を準用する。この場合において、第四十條第一項中「事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案」とあるのは「事務報告書、財産目録及び貸借対照表」と、同法第四百七十九條第二項各号列記以外の部分中「次に掲げる株主」とあるのは「総組合

(清算人)

第六十八條 (略)

2 火災共済協同組合又は第九條の九第一項第三號の事業を行う協同組合連合会が第六六條の三において準用する保險業法第百三十三條の規定による認可の取消しにより解散したときは、前項の規定及び第六十九條において準用する商法第四百七十七條第二項の規定にかかわらず、行政庁が清算人を選任する。

(商法等の準用)

第六十九條 組合の解散及び清算については、商法第百十六條、第百二十四條、第百二十五條、第百二十九條第二項及び第三項、第百三十一條、第四百七十七條第二項、第四百十八條、第四百十九條第一項及び第三項本文、第四百二十一條から第四百二十四條まで、第四百二十六條並びに第四百二十七條第一項及び第三項(合名会社及び株式会社の清算)並びに非訟事件手続法第三十六條、第三十七條ノ二、第百三十五條ノ二十五第二項及び第三項、第百三十六條、第百三十七條、第百三十八條並びに第百三十八條ノ三(法人の清算の監督)の規定を、組合の清算人については、第三十六條の二から第四十條の二まで、第四十七條第二項から第四項まで及び第四十八條並びに商法第百五十四條第三項(取締役と会社との関係)、第百五十四條ノ三(取締役の義務)、第百五十八條第一項(欠員の場合の処置)、第百五十九條第一項、第二項及び第四項、第百五十九條ノ二及び第百五十九條ノ三(監査役に係る部分を除く。)(取締役会の招集)、第百六十條ノ二第二項及び第三項(特別利害関係人の議決権)、第百六十條ノ四第一項から第三項まで(監査役に係る部分を除く。)(取締役会の議事録)、第百六十一條(代表取締役)、第百六十七條第一項及び第三項から第七項まで、第百六十八條第一項から第七項まで、第百六十八條ノ二、第百六十八條ノ三(株主の差止請求権)の規定を、信用協同組合及び第九條の九第一項第一號の事業を行う協同組合連合会の清算人については、同法第二百六十八條第八項(監査役の同意)の規定を、信用協同組合及び第九條の九第一項第一號の事業を行う協同組合連合会以外の清算人については、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十四條第一項及び第二項(小会社と取締役との間の訴えについての会社代表)の規定を準用する。この場合において、第三十八條の二第五項中「信用協同組

員の五分の一以上の同意を得た組合員」と、同法第四百九十二条第一項、第五百七条第一項並びに第八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「主務省令」と、同法第四百九十九条第一項中「官報に公告し」とあるのは「公告し」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2| 組合の解散及び清算を監督する裁判所は、組合の業務を監督する行政庁に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

3| 前項に規定する行政庁は、同項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

(議決権及び選挙権)

第七十七条 (略)

2 (略)

3 会員は、定款の定めるところにより、第八十二条の十第四項において準用する第四十九条第一項の規定によりあらかじめ通知のあつた事項につき、書面又は代理人をもつて、議決権又は選挙権を行うことができる。

4 (略)

(加入)

第七十九条 都道府県中央会の会員たる資格を有する者が都道府県中央会に加入しようとするときは、都道府県中央会は、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の会員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付してはならない。

2・3 (略)

(創立総会)

第八十二条 発起人は、定款を作成し、これを会議の日時及び場所とともに公告して、創立総会を開かなければならない。

合及び第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会の第一項の理事の責任については、同法第二百六十六条第七項(第三号を除く。)から第九項まで、第十項前段及び第十七項(取締役の責任の免除)の規定を準用する」とあるのは「準用する」と、第四十条第一項中「事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案」とあるのは「事務報告書、財産目録及び貸借対照表」と、商法第二百六十条ノ二第二項中「前項」とあるのは「清算人会」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「中小企業等協同組合法第六十九条ニ於テ準用スル同法第三十六条の三第一項」と、同法第二百六十条ノ四第二項中「記載又ハ記録スル」とあるのは「記載スル」と、同法第二百六十一条第三項中「第二百五十八条」とあるのは「第二百五十八条第一項」と、同法第二百六十七条第四項中「前三項」とあるのは「第一項及前項」と、同法第四百七十七条第二項中「前項」とあるのは「中小企業等協同組合法第六十八条」と、同法第四百二十一条第一項中「官報ヲ以テ公告」とあるのは「公告」と、同法第四百二十六条第二項中「六月前ヨリ引続キ総株主ノ議決権ノ百分ノ三以上ヲ有スル株主」とあるのは「総組合員ノ五分ノ一以上ノ同意ヲ得タル組合員」と読み替えるものとする。

(新設)

(新設)

(議決権及び選挙権)

第七十七条 (略)

2 (略)

3 会員は、定款の定めるところにより、第八十二条の十第四項において準用する第四十九条の規定によりあらかじめ通知のあつた事項につき、書面又は代理人をもつて、議決権又は選挙権を行うことができる。

4 (略)

(加入)

第七十九条 都道府県中央会の会員たる資格を有する者が都道府県中央会に加入しようとするときは、都道府県中央会は、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の会員が加入の際に附されたよりも困難な条件を附してはならない。

2・3 (略)

(創立総会)

第八十二条 発起人は、定款を作成し、これを会議の日時及び場所とともに公告して、創立総会を開かなければならない。

2 創立総会においてその延期又は続行について決議があつた場合には、前項の規定は、適用しない。

3 創立総会の議事については、主務省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

4 創立総会の決議については、第二十七条第二項から第五項まで及び第七十七条の規定を、創立総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについては、会社法第八百三十条、第八百三十一条、第八百三十四条（第十六号及び第十七号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六條第一項及び第三項、第八百三十七條、第八百三十八條並びに第八百四十六條（株主総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴え）の規定（これらの規定中監査役に係る部分を除く。）を準用する。

（定款）

第八十二条の四 中央会の定款には、次の事項を記載し、又は記録しなければならない。

一 八 （略）

九 公告方法

（準用規定）

第八十二条の八 中央会については、第十条の二、第三十四条の二及び第四十条第四項の規定を、会長、理事及び監事については、第三十五条第三項及び第六項から第十二項まで、第三十五条の二、第三十五条の三、第三十六条並びに第三十六条の三第一項の規定を、会長については、第三十八条並びに民法第四十四条第一項（法人の不法行為能力）及び第五十五条（理事の代表行為の委任）の規定を、理事については、第四十条第一項から第三項までの規定を、監事については、第三十七条第一項の規定を準用する。この場合において、第三十五条第八項中「一人」とあるのは「一人（全国中央会にあつては、選挙権一個）」と、第三十八条中「理事会」とあるのは「監事」と読み替えるものとする。

（総会）

第八十二条の十 （略）

2 会長は、必要があると認めるときは、定款の定めるところにより、いつでも臨時総会を招

2 創立総会については、第二十七条第二項から第五項まで及び第七十七条並びに商法第二百四十三条（総会の延期又は続行の決議）、第二百四十四条第一項から第三項まで（総会の議事録）及び第二百四十七条から第二百五十二条まで（株主総会の決議の取消し又は不存在若しくは無効確認の訴え）の規定（これらの規定中監査役に係る部分を除く。）を準用する。この場合において、商法第二百四十三条中「第二百三十二条ノ規定ヲ適用セズ」とあるのは「中小企業等協同組合法第八十二条第一項ノ規定ニ依ル公告ハ之ヲ為スコトヲ要セズ」と、同法第二百四十四条第二項中「記載又ハ記録スル」とあるのは「記載スル」と、同条第三項中「取締役」とあるのは「発起人」と読み替えるものとする。

（新設）

（新設）

（定款）

第八十二条の四 中央会の定款には、次の事項を記載しなければならない。

一 八 （略）

九 公告の方法

（商法等の準用）

第八十二条の八 会長、理事及び監事については、第三十五条第三項及び第六項から第十二項まで、第三十五条の二並びに第三十六条並びに商法第二百五十四条第三項（取締役と会社との関係）及び第二百五十四条ノ三（取締役の義務）の規定を、会長については、第三十八条、第三十九条及び第四十条並びに民法第四十四条第一項（法人の不法行為能力）及び第五十五条（理事の代理行為の委任）の規定を、監事については、第三十七条第一項の規定を準用する。この場合において、第三十五条第八項中「一人」とあるのは「一人（全国中央会にあつては、選挙権一個）」と、第三十八条中「理事会」とあるのは「監事」と読み替えるものとする。

（総会）

第八十二条の十 （略）

2 会長は、必要があると認めるときは、定款の定めるところにより、何時でも臨時総会を招

集することができる。

3 (略)

4 総会については、第四十七条第二項から第四項まで、第四十八条から第五十条まで、第五十一条第一項及び第二項、第五十二条、第五十三条の二並びに第五十三条の三の規定を、総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについては、会社法第八百三十条、第八百三十一条、第八百三十四条（第十六号及び第十七号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六条第一項及び第三項、第八百三十七条、第八百三十八条並びに第八百四十六条（株主総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴え）の規定（これらの規定中監査役に係る部分を除く。）を準用する。この場合において、第四十七条第二項及び第四項中「理事会」とあり、及び第四十八条中「理事」とあるのは、「会長」と読み替えるものとする。

(民法の準用等)

第八十二条の十八 解散及び清算については、民法第七十三条、第七十五条、第七十六条及び第七十八条から第八十二条まで（法人の清算）並びに非訟事件手続法第三十五条第二項及び第三十七条から第四十条まで（法人の清算の監督）の規定を、清算人については、第三十五条の三、第三十六条の三第一項、第三十七条第一項、第三十八条、第三十九条、第四十条第一項から第三項まで、第四十七条第二項から第四項まで、第四十八条並びに第八十二条の十一第一項及び第二項並びに民法第四十四条第一項（法人の不法行為能力）の規定を準用する。この場合において、同法第七十五条中「前条」とあるのは「中小企業等協同組合法第八十二条の十四」と、第三十八条中「理事会」とあるのは「監事」と読み替えるものとする。

2| 中央会の解散及び清算を監督する裁判所は、中央会の業務を監督する行政庁に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

3| 前項に規定する行政庁は、同項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

第一節 総則

(登記の効力)

第八十三条 この法律の規定により登記すべき事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

第二節 組合及び中央会の登記

集することができる。

3 (略)

4 総会については、第四十七条第二項から第四項まで、第四十八条から第五十条まで、第五十一条第一項及び第二項並びに第五十二条並びに商法第二百四十三条（総会の延期又は続行の決議）、第二百四十四条第一項から第三項まで（総会の議事録）及び第二百四十七条から第二百五十二条まで（株主総会の決議の取消し又は不存在若しくは無効確認の訴え）の規定（これらの規定中監査役に係る部分を除く。）を準用する。この場合において、第四十七条第二項及び第四項中「理事会」とあり、第四十八条中「理事」とあるのは「会長」と、商法第二百四十三条中「第二百三十二条」とあるのは「中小企業等協同組合法第八十二条の十四」と、同法第二百四十四条第二項中「記載又ハ記録スル」とあるのは「記載スル」と読み替えるものとする。

(民法等の準用)

第八十二条の十八 解散及び清算については、民法第七十三条、第七十五条、第七十六条及び第七十八条から第八十二条まで（法人の清算）並びに非訟事件手続法第三十五条第二項、第三十六条、第三十七条ノ二、第三百三十五条ノ二十五第二項及び第三項、第三百三十七条、第三百三十八条並びに第三百三十八条ノ三（法人の清算の監督）の規定を、清算人については、第三十七条第一項、第三十八条、第三十九条、第四十条、第四十七条第二項から第四項まで、第四十八条並びに第八十二条の十第一項及び第二項、民法第四十四条第一項（法人の不法行為能力）並びに商法第二百五十四条第三項（会社と取締役との関係）及び第二百五十四条ノ三（取締役の義務）の規定を準用する。この場合において、民法第七十五条中「前条」とあるのは「中小企業等協同組合法第八十二条の十四」と、第三十八条中「理事会」とあるのは「監事」と読み替えるものとする。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

第一款 主たる事務所の所在地における登記

(組合等の設立の登記)

第八十四条 組合の設立の登記は、その主たる事務所の所在地において、第二十九条の規定による出資の払込みがあつた日から二週間以内に行なわれなければならない。

2 前項の登記においては、次に掲げる事項（企業組合の設立の登記にあつては、第三号に掲げる事項を除く。）を登記しなければならない。

一 三 (略)

四 事務所の所在場所

五 (略)

六 存続期間又は解散の事由を定めたときは、その時期又は事由

七 (略)

八 公告方法

九 第三十三条第四項の定款の定めが電子公告を公告方法とする旨のものであるときは、次に掲げる事項

イ 電子公告により公告すべき内容である情報について不特定多数の者がその提供を受けるために必要な事項であつて法務省令で定めるもの

ロ 第三十三条第五項後段の規定による定款の定めがあるときは、その定め

3 中央会の設立の登記は、その主たる事務所の所在地において、設立の認可があつた日から二週間以内に行なわれなければならない。

4 前項の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。

一 二 (略)

三 事務所の所在場所

四 (略)

五 公告方法

(削る)

(削る)

(新設)

(設立の登記)

第八十三条 組合は、第二十九条の規定による出資の払込みがあつた日から二週間以内に、主たる事務所の所在地において設立の登記を行なわれなければならない。

2 組合の設立の登記には、左の事項を掲げなければならない。但し、企業組合の設立の登記には、第三号の事項を掲げなくてもよい。

一 三 (略)

四 事務所

五 (略)

六 存立時期又は解散の事由を定めたときは、その時期又は事由

七 (略)

八 数人が共同して組合を代表すべきことを定めたときは、その規定
九 公告の方法

3 中央会は、設立の認可があつた日から二週間以内に、主たる事務所の所在地において設立の登記を行なわれなければならない。

4 中央会の設立の登記には、左の事項を掲げなければならない。

一 二 (略)

三 事務所

四 (略)

五 公告の方法

5 組合又は中央会は、設立の登記をした後二週間以内に、従たる事務所の所在地において、第二項又は前項の事項を登記しなければならない。

(従たる事務所の新設の登記)

第八十四条 組合又は中央会の成立後従たる事務所を設けたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に従たる事務所を設けたことを登記し、その従たる事務所の所在地においては三週間以内に、前条第二項又は第四項の事項を登記し、他の従たる事務所の所在地においては同期間内に、その従たる事務所を設けたことを登記しなければならない。

2 主たる事務所又は従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内において、新たに従たる事務所を設けたときは、その従たる事務所を設けたことを登記すればよい。

（変更の登記）

第八十五条 組合又は中央会（以下この章において「組合等」という。）において前条第二項各号又は第四項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

2| 前項の規定にかかわらず、前条第二項第五号に掲げる事項中出資の総口数及び払込済出資総額の変更の登記は、毎事業年度末日現在により、当該末日から四週間以内にすれば足りる。

（他の登記所の管轄区域内への主たる事務所の移転の登記）

第八十六条 組合等がその主たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、二週間以内に、旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては次の各号に掲げる組合等の区分に応じ当該各号に定める事項を登記しなければならない。

- 一 組合 第八十四条第二項各号に掲げる事項
- 二 中央会 第八十四条第四項各号に掲げる事項

（削る）

（職務執行停止の仮処分等の登記）

第八十七条 次の各号に掲げる組合等の区分に応じ、当該各号に定める者の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消す決定がされたときは、その主たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

- 一 組合 組合を代表する理事
- 二 中央会 会長

（参事の登記）

第八十八条 組合が参事を選任したときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、参事の氏名及び住所並びに参事を置いた事務所を登記しなければならない。その登記した事項の変更及び参事の代理権の消滅についても、同様とする。

（吸収合併の登記）

（事務所の移転の登記）

第八十五条 組合又は中央会が主たる事務所を移転したときは、二週間以内に旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては第八十三条第二項又は第四項の事項を登記し、従たる事務所を移転したときは、旧所在地においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地においては四週間以内に同条第二項又は第四項の事項を登記しなければならない。

2| 同一の登記所の管轄区域内において主たる事務所又は従たる事務所を移転したときは、その移転の登記をすればよい。

（変更の登記）

第八十六条 第八十三条第二項又は第四項の事項中に変更を生じたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に変更の登記をしなければならない。

2| 第八十三条第二項第五号の事項中出資の総口数及び払込済出資総額の変更の登記は、前項の規定にかかわらず、毎事業年度末日現在により、事業年度終了後、主たる事務所の所在地においては四週間以内に、従たる事務所の所在地においては五週間以内にすればよい。

（組合の代表理事又は中央会の会長の職務執行停止等の登記）

第八十六条の二 組合を代表する理事若しくは中央会の会長の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分又はその仮処分の変更若しくは取消しがあつたときは、主たる事務所及び従たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

（参事の登記）

第八十七条 組合が参事を選任したときは、二週間以内に、これを置いた事務所の所在地において、参事の氏名及び住所、参事を置いた事務所並びに数人の参事が共同して代理権を行うべきことを定めたときはその旨を登記しなければならない。その登記した事項の変更及び参事の代理権の消滅についても同様である。

（解散の登記）

第八十八条 組合又は中央会が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除いて、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に解散の登記をしなければならない。

（合併の登記）

第八十九条 組合が吸収合併をしたときは、その効力が生じた日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、吸収合併により消滅する組合については解散の登記をし、吸収合併後存続する組合については変更の登記をしなければならない。

（新設合併の登記）

第九十条 二以上の組合が新設合併をする場合には、次に掲げる日のいずれか遅い日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、新設合併により消滅する組合については解散の登記をし、新設合併により設立する組合については設立の登記をしなければならない。

- 一 第六十三条の六第三項の総会の決議の日
- 二 第六十三条の六第四項において準用する第五十六条の二の規定による手続が終了した日
- 三 新設合併により消滅する組合が合意により定めた日
- 四 第六十六条第一項の認可を受けた日

（解散の登記）

第九十一条 第六十二条第一項第一号若しくは第四号又は第八十二条の十三第一項第一号の規定により組合等が解散したときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、解散の登記をしなければならない。

（清算結了の登記）

第九十二条 清算が結了したときは、次の各号に掲げる組合等の区分に応じ、当該各号に定める日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、清算結了の登記をしなければならない。

- 一 組合 第六十九条第一項において準用する会社法第五百七条第三項の承認の日
- 二 中央会 第八十二条の十七の承認の日

第二款 従たる事務所の所在地における登記

（従たる事務所の所在地における登記）

第九十三条 次の各号に掲げる場合（当該各号に規定する従たる事務所が主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。）には、当該各号に定める期間内に、当該従たる事務所の所在地において、従たる事務所の所在地における登記をしなければならない。

- 一 組合等の設立に際して従たる事務所を設けた場合（次号に掲げる場合を除く。） 主たる事務所の所在地における設立の登記をした日から二週間以内

第八十九条 組合が合併するときは、合併に必要な行為を終つてから、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、合併後存続する組合については変更の登記、合併によつて消滅する組合については解散の登記、合併によつて成立する組合については第八十三条第二項に規定する登記をしなければならない。

第九十条 削除

（清算結了の登記）

第九十一条 組合又は中央会の清算が結了したときは、清算結了の日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に清算結了の登記をしなければならない。

（管轄登記所及び登記簿）

第九十二条 組合又は中央会の登記については、その事務所の所在地を管轄する法務局若しくは地方法務局若しくはこれらの支局又はこれらの出張所を管轄登記所とする。

2 各登記所に、事業協同組合登記簿、事業協同小組合登記簿、火災共済協同組合登記簿、信用協同組合登記簿、中小企業等協同組合連合会登記簿、企業組合登記簿及び中小企業団体中央会登記簿を備える。

（新設）

（設立の登記の申請）

第九十三条 組合又は中央会の設立の登記の申請書には、組合にあつては定款、代表権を有する者の資格を証する書面並びに出資の総口数及び第二十九条の規定による出資の払込のあつたことを証する書面を、中央会にあつては定款及び代表権を有する者の資格を証する書面を添附しなければならない。

2 合併による組合の設立の登記の申請書には、前項の書面のほか、第六十三条第二項において準用する第五十六条第二項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権

二 新設合併により設立する組合が新設合併に際して従たる事務所を設けた場合 第九十条に規定する日から三週間以内

三 組合等の成立後に従たる事務所を設けた場合 従たる事務所を設けた日から三週間以内
二 従たる事務所の所在地における登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を設けたときは、第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。

一 名称

二 主たる事務所の所在場所

三 従たる事務所（その所在地を管轄する登記所の管轄区域内にあるものに限る。）の所在場所

3 前項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、三週間以内に、当該従たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

（他の登記所の管轄区域内への従たる事務所の移転の登記）

第九十四条 組合等がその従たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、旧所在地（主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。）においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地（主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。以下この条において同じ。）においては四週間以内に前条第二項各号に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を移転したときは、新所在地においては、同項第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。

（従たる事務所における変更の登記等）

第九十五条 第八十九条、第九十条及び第九十二条に規定する場合には、これらの規定に規定する日から三週間以内に、従たる事務所の所在地においても、これらの規定に規定する登記をしなければならない。ただし、第八十九条に規定する変更の登記は、第九十三条第二項各号に掲げる事項に変更が生じた場合に限り、するものとする。

者があるときは、これに対し、弁済し、若しくは担保を供し、若しくは財産の信託したこと又は合併をしてもその債権者を害するおそれがないことを証する書面並びに合併によつて消滅する組合（当該登記所の管轄区域内に事務所があるものを除く。）の登記事項証明書を添付しなければならない。

第九十四条 削除

（事務所の新設等の登記の申請）

第九十五条 組合又は中央会の事務所の新設若しくは移転又は第八十三条第二項若しくは第四項の事項の変更の登記の申請書には、事務所の新設若しくは移転又は同条第二項若しくは第四項の事項の変更を証する書面を添付しなければならない。

2 出資一口の金額の減少又は組合の合併による変更の登記の申請書には、前項の書面のほか、第五十六条第二項（第六十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、これに対し、弁済し、若しくは担保を供し、若しくは財産を信託したこと又は出資一口の金額の減少若しくは合併をしてもその債権者を害するおそれがないことを証する書面を添付しなければならない。

3 組合の合併による変更の登記の申請書には、合併によつて消滅する組合（当該登記所の管轄区域内に事務所があるものを除く。）の登記事項証明書をも添付しなければならない。

第三節 登記の嘱託

（新設）

第九十六条 組合の設立の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合には、会社法第九百三十七条第一項（第一号イに係る部分に限る。）の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2| 組合の出資一口の金額の減少の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合については、会社法第九百三十七条第一項（第一号ニに係る部分に限る。）の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3| 組合の創立總會又は總會の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合については、会社法第九百三十七条第一項（第一号トに係る部分に限る。）の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4| 組合の合併の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合には、会社法第九百三十七条第三項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）及び第四項の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

5| 行政庁は、第百六条第四項の規定により組合等の解散を命じたときは、遅滞なく、解散の登記を嘱託しなければならない。

第四節 登記の手続等

（管轄登記所及び登記簿）

第九十七条 組合等の登記については、その事務所の所在地を管轄する法務局若しくは地方方法務局若しくはこれらの支局又はこれらの出張所を管轄登記所とする。

2| 各登記所に、事業協同組合登記簿、事業協同小組合登記簿、火災共済協同組合登記簿、信用協同組合登記簿、中小企業等協同組合連合会登記簿、企業組合登記簿及び中小企業団体中央会登記簿を備える。

（設立の登記の申請）

第九十八条 組合等の設立の登記は、組合等を代表すべき者の申請によつてする。

2| 設立の登記の申請書には、法令に別段の定めがある場合を除き、次の各号に掲げる組合等の区分に応じ、当該各号に定める書面を添付しなければならない。

一| 組合、定款、代表権を有する者の資格を証する書面並びに出資の総口数及び第二十九条の規定による出資の払込みのあつたことを証する書面

二| 中央会、定款及び代表権を有する者の資格を証する書面

（変更の登記の申請）

第九十六条 削除

（新設）

（解散の登記の申請）

第九十七条 第九十八条の規定による組合又は中央会の解散の登記の申請書には、解散の事由を証する書面を添付しなければならない。

2| 行政庁が組合又は中央会の解散を命じた場合における第九十八条の規定による解散の登記は、行政庁の嘱託によつてする。

第九十八条及び第九十九条 削除

第九十九条 組合等の事務所の新設若しくは移転又は第八十四条第二項各号若しくは第四項各号に掲げる事項の変更の登記の申請書には、事務所の新設若しくは移転又は同条第二項各号若しくは第四項各号に掲げる事項の変更を証する書面を添付しなければならない。

2| 出資一口の金額の減少による変更の登記の申請書には、前項の書面のほか、第五十六条の二第二項の規定による公告及び催告（同条第三項の規定により公告を官報のほか第三十三条第四項の規定による定款の定めに従い同項第二号又は第三号に掲げる公告方法によつてした組合にあつては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相當の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相當の財産を信託したこと又は当該出資一口の金額の減少をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面を添付しなければならない。

〔解散の登記の申請〕

第一百条 第九十一条の規定による組合等の解散の登記の申請書には、解散の事由を証する書面を添付しなければならない。

〔清算終了の登記の申請〕

第一百一条 組合等の清算終了の登記の申請書には、清算人が第六十九条第一項において準用する会社法第五百七条第三項の規定又は第八十二条の十七の規定による決算報告書の承認があつたことを証する書面を添付しなければならない。

〔吸収合併による変更の登記の申請〕

第一百二条 組合の吸収合併による変更の登記の申請書には、第八十四条第二項各号に掲げる事項の変更を証する書面のほか、第六十三条の四第四項及び第六十三条の五第六項において準用する第五十六条の二第二項の規定による公告及び催告（第六十三条の四第四項及び第六十三条の五第六項において準用する第五十六条の二第三項の規定により公告を官報のほか第三十三条第四項の規定による定款の定めに従い同項第二号又は第三号に掲げる公告方法によつてした組合にあつては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相當の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相當の財産を信託したこと又は当該吸収合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面並びに吸収合併により消滅する組合（当該登記所の管轄区域内に主たる事務所があるものを除く。）の登記事項証明書を添付しなければならない。

〔清算終了の登記の申請〕

第一百条 組合又は中央会の清算終了の登記の申請書には、清算人が第六十九条において準用する商法第四百二十七条第一項又は第八十二条の十七の規定により決算報告書の承認を得たことを証する書面を添付しなければならない。

〔設立無効等の登記の手續〕

第一百一条 組合の設立、合併若しくは出資一口の金額の減少を無効とし、又は総会の決議を取り消し、若しくはその不存在若しくは無効を確認する判決が確定した場合については、非訟事件手続法第三十五条ノ六（裁判による会社の設立無効の登記）及び第四百四十条（嘱託書の添付書面）の規定を準用する。

〔登記事項の公告〕

第一百二条 登記した事項は、登記所において遅滞なく公告しなければならない。

（新設合併による設立の登記の申請）

第百二条の二 組合の新設合併による設立の登記の申請書には、第九十八条第二項第一号に定める書面のほか、第六十三条の六第四項において準用する第五十六条の二第二項の規定による公告及び催告（第六十三条の六第四項において準用する第五十六条の二第三項の規定により公告を官報のほか第三十三条第四項の規定による定款の定めに従い同項第二号又は第三号に掲げる公告方法によつてした組合にあつては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該新設合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面並びに新設合併により消滅する組合（当該登記所の管轄区域内に主たる事務所があるものを除く。）の登記事項証明書添付しなければならない。

（商業登記法の準用）

第百三条 組合等の登記については、商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第二条から第五条まで（登記所及び登記官）、第七条から第十五条まで、第十七条から第二十三条の二まで、第二十四条（第十五号及び第十六号を除く。）、第二十五条から第二十七条まで（登記簿等、登記手続の通則及び同一の所在場所における同一の商号の登記の禁止）、第四十八条から第五十三条まで、第七十一条第一項及び第三項（株式会社の登記）並びに第三十二條から第四十八条まで（登記の更正及び抹消並びに雑則）の規定を、組合の登記については、同法第二十四条（第十五号に係る部分に限る。）、（申請の却下）、第四十五条（会社の支配人の登記）、第七十九条、第八十二条及び第八十三条（合併の登記）の規定を準用する。この場合において、同法第十二条第一項中「会社更生法（平成十四年法律第五百四十四号）」とあるのは「金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）」と、同法第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「中小企業等協同組合法第九十三条第二項各号」と、同法第七十一条第三項ただし書中「会社法第四百七十八条第一項第一号の規定により清算株式会社の清算人となつたもの（同法第四百八十三条第四項に規定する場合にあつては、同項の規定により清算株式会社の代表清算人となつたもの）」とあるのは、中央会については、「中小企業等協同組合法第八十二条の十四本文の規定による清算人」と読み替へるものとする。

（排除措置）

第百七条 公正取引委員会は、組合（事業協同小組合を除く。）の組合員たる事業者でその常時使用する従業員の数が百人を超え、ものが実質的に小規模の事業者でないとき、この法律の目的を達成するために、次条に規定する手続に従い、その事業者を組合から脱退させることができる。

（新設）

（商業登記法の準用）

第百三条 組合又は中央会の登記については、商業登記法第二条から第五条まで（登記所及び登記官）、第七条から第十五条まで、第十七条から第二十三条の二まで、第二十四条第一号から第十二号まで及び第十四号、第二十五条、第二十六条（登記簿等及び登記手続の通則）、第五十五条第一項、第五十六条から第五十九条まで、第六十一条第一項及び第三項（合名会社の登記）並びに第七十条から第七十二条まで（登記の更正及び抹消並びに雑則）の規定を、組合の登記については、同法第二十四条第十三号及び第十五号（申請の却下）、第二十七条（類似商号登記の禁止）、第四十二条（市町村の意義）、第五十三条（支配人の登記）、第六十六条、第六十八条第二項、第六十九条並びに第七十条（合併の登記）の規定を準用する。この場合において、同法第十二条第一項中「会社更生法（平成十四年法律第五百四十四号）」とあるのは「金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）」と、同法第五十六条第二項中「商法第六十四条第一項」とあるのは、「中小企業等協同組合法第八十三条第二項又は第四項」と、同法第六十一条第三項中「商法第二百二十九条第二項の規定により会社を代表する」とあるのは、中央会については、「中小企業等協同組合法第八十二条の十四本文の規定による」と読み替へるものとする。

（排除措置）

第百七条 公正取引委員会は、組合（事業協同小組合を除く。）の組合員たる事業者でその常時使用する従業員の数が百人を超え、ものが実質的に小規模の事業者でないとき、この法律の目的を達成するために、第百八条に規定する手続に従い、その事業者を組合から脱退させることができる。

(所管行政庁)

第百十一条 この法律中「行政庁」とあるのは、第六十五条第二項及び第七十四条第二項（第七十五条第三項において準用する場合を含む。）の場合を除いては、左の各号に定めるところによる。

一 事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会（第九条の九第一項第一号又は第三号の事業を行うものを除く。）については、その地区が都道府県の区域を^こえ^{ない}ものであつて、その組合員の資格として定款に定められる事業が財務大臣の所管に属する事業又は国土交通大臣の所管に属する事業（政令で定めるものに限る。以下この号及び第四号において同じ。）以外のものにあつては、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事（以下「管轄都道府県知事」という。）とし、その地区が都道府県の区域を^こえ^{ない}ものであつて、その組合員の資格として定款に定められる事業が財務大臣の所管に属する事業又は国土交通大臣の所管に属する事業とその他の事業とであるものにあつては、財務大臣又は国土交通大臣及びその管轄都道府県知事とし、その他のものにあつては、その組合員の資格として定款に定められる事業の所管大臣とする。

二 六（略）
2 6（略）

第百十三条 組合が第七条第三項の規定に違反して届出を怠り、又は虚偽の届出をしたときは、その組合の理事は、三十万円以下の罰金に処する。

第百十四条 第九条の三第四項において準用する倉庫業法第二十七条第一項若しくはこの法律第百五条の四第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第九条の三第四項において準用する倉庫業法第二十七条第一項若しくはこの法律第百五条の三第三項若しくは第百五条の四の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金（信用協同組合又は第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会に係る報告又は検査にあつては、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金）に処する。

(削る)

第百十四条の二 組合又は中央会が第百六条第二項の規定による命令に違反したときは、その組合の理事又はその中央会の会長は、三十万円以下の罰金に処する。

(所管行政庁)

第百十一条 (同上)

一 事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会（第九条の九第一項第一号又は第三号の事業を行うものを除く。）については、その地区が都道府県の区域を^こえ^{ない}ものであつて、その組合員の資格として定款に定められる事業が財務大臣の所管に属する事業又は国土交通大臣の所管に属する事業（政令で定めるものに限る。以下この号及び第四号において同じ。）以外のものにあつては、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事（以下「管轄都道府県知事」という。）とし、その地区が都道府県の区域を^こえ^{ない}ものであつて、その組合員の資格として定款に定められる事業が財務大臣の所管に属する事業又は国土交通大臣の所管に属する事業とその他の事業とであるものにあつては、財務大臣又は国土交通大臣及びその管轄都道府県知事とし、その他のものにあつては、その組合員の資格として定款に定められる事業の所管大臣とする。

二 六（略）
2 6（略）

第百十三条 組合が第七条第三項の規定に違反して届出を怠り、又は虚偽の届出をしたときは、その組合の理事は、十万円以下の罰金に処する。

第百十四条 第九条の三第四項において準用する倉庫業法第二十七条第一項若しくはこの法律第百五条の四第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第九条の三第四項において準用する倉庫業法第二十七条第一項若しくはこの法律第百五条の三第三項若しくは第百五条の四の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、十万円以下の罰金（信用協同組合又は第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会に係る報告又は検査にあつては、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金）に処する。

2 組合又は中央会の代表者又は代理人、使用人その他の従業者が、その組合又は中央会の業務に関して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その組合又は中央会に対して同項の罰金刑（信用協同組合又は第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会にあつては、二億円以下の罰金刑）を科する。

第百十四条の二 組合又は中央会が第百六条第二項の規定による命令に違反したときは、その組合の理事又はその中央会の会長は、十万円以下の罰金に処する。

第百十四条の三 第三十三条第七項において準用する会社法第九百五十五条第一項の規定に違反して、同項に規定する調査記録簿等に同項に規定する電子公告調査に関し法務省令で定めるものを記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は調査記録簿等を保存しなかつた者は、三十万円以下の罰金に処する。

第百十四条の四 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

- 一 第百十四条 同条の罰金刑（信用協同組合又は第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会にあつては、二億円以下の罰金刑）
- 二 前条 同条の罰金刑

第百十四条の五 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。

- 一 第三十三条第七項において準用する会社法第九百四十六条第三項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 二 正当な理由がないのに、第三十三条第七項において準用する会社法第九百五十一条第二項各号又は第九百五十五条第二項各号に掲げる請求を拒んだ者

第百十四条の六 （略）

第百十四条の七 （略）

第百十五条 次の掲げる場合には、組合又は中央会の発起人、役員又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 この法律の規定に基づいて組合又は中央会が行うことができる事業以外の事業を行つたとき。
- 二 この法律の規定による登記をすることを怠つたとき。
- 三 第九条の二第三項（第九条の九第四項において準用する場合を含む。）又は第九条の七の二第二項の規定に違反したとき。
- 四 第九条の八第三項（第九条の九第六項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、預金又は定期積金の受入れをしたとき。
- 五 第九条の八第四項（第九条の九第六項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、貸付けをし、又は手形の割引をしたとき。
- 六 第九条の九第二項又は第三項の規定に違反したとき。

（新設）

（新設）

（新設）

第百十四条の三 （略）

第百十四条の四 （略）

第百十五条 次の場合には、組合又は中央会の発起人、役員又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 この法律の規定に基づいて組合又は中央会が行うことができる事業以外の事業を行つたとき。
- 二 この法律に定める登記を怠つたとき。
- 二の二 第九条の二第三項（第九条の九第四項において準用する場合を含む。）又は第九条の七の二第二項の規定に違反したとき。
- 二の三 第九条の八第三項（第九条の九第六項において準用する場合を含む。）の規定に違反して預金又は定期積金の受入れをしたとき。
- 二の四 第九条の八第四項（第九条の九第六項において準用する場合を含む。）の規定に違反して貸付けをし、又は手形の割引をしたとき。
- 二の五 第九条の九第二項又は第三項の規定に違反したとき。

七 第十条の二若しくは第三十四条の二（これらの規定を第八十二条の八において準用する場合を含む。）、第四十条（第六十九条第一項、第八十二条の八又は第八十二条の第十八第一項において準用する場合を含む。）、第五十六条（第五十七条の二の二第四項において準用する場合を含む。）、第六十三条の四第一項若しくは第二項、第六十三条の五第一項、第二項若しくは第七項から第九項まで、第六十三条の六第一項若しくは第二項又は第六十四条第六項から第八項までの規定に違反して、書類若しくは電磁的記録を備え置かず、書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は正当な理由がないのに書類若しくは電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧若しくは謄写を拒んだとき。

八 第十四条又は第七十九条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

九 第十九条第二項（第八十条第三項において準用する場合を含む。）、第四十二条第五項若しくは第六項又は第四十五条第五項若しくは第六項の規定に違反したとき。

十 第二十七条第七項、第三十六条の七第一項（第六十九条第一項において準用する場合を含む。）、第五十三条の三第一項（第八十二条の十第四項において準用する場合を含む。）、第八十二条第三項若しくは第八十二条の十五の規定又は第六十九条第一項において準用する会社法第四百九十二条第一項の規定に違反して、議事録若しくは財産目録若しくは貸借対照表を作成せず、又はこれらの書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

十一 第三十一条、第三十五条の二（第八十二条の八において準用する場合を含む。）、第六十二条第二項又は第八十二条の十三第二項の規定に違反したとき。

十二 第三十三条第七項において準用する会社法第九百四十一条の規定に違反して、同条の調査を求めなかつたとき。

十三 第三十五条第六項（第八十二条の八において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

十四 第三十六条の四第二項において準用する会社法第三百八十九条第四項の規定又は第三十六条の七第五項（第六十九条第一項において準用する場合を含む。）、第四十一条第二項若しくは第五十三条の三第四項（第八十二条の十第四項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、正当な理由がないのに書面又は電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写を拒んだとき。

十五 第三十六条の四第二項において準用する会社法第三百八十九条第五項の規定又は第六十九条第一項において準用する会社法第四百九十二条第一項の規定による調査を妨げたとき。

十六 第三十七条第一項（第六十九条第一項、第八十二条の八又は第八十二条の第十八第一項

三 第十四条又は第七十九条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

四 第十九条第二項（第八十条第三項において準用する場合を含む。）、第四十一条第四項又は第四十五条第四項の規定に違反したとき。

五 第二十七条第六項、第五十四条、第八十二条第二項若しくは第八十二条の十第四項において準用する商法第二百四十四条第一項から第三項まで、第四十二条若しくは第六十九条において準用する商法第二百六十条ノ四第一項から第三項まで、第六十九条において準用する商法第四百九条第一項又は第八十二条の十五の規定に違反して議事録若しくは財産目録若しくは貸借対照表を作成せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

六 第三十一条、第三十五条の二（第八十二条の八において準用する場合を含む。）、第六十二条第二項又は第八十二条の十三第二項の規定に違反したとき。

六の二 第三十五条第六項（第八十二条の八において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

七 第三十七条第一項（第六十九条、第八十二条の八又は第八十二条の十八において準用する場合を含む。）又は第二項（第六十九条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

七の二 第三十八条の二第五項（第四十二条において準用する場合を含む。）において準用する商法第二百六十六条第八項の規定による開示をすることを怠つたとき。

八 第三十九条又は第四十条（以上の各規定を第六十九条、第八十二条の八又は第八十二条の十八において準用する場合を含む。）の規定に違反して書類を備えて置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をし、又は正当な理由がないのにその書類の閲覧若しくは謄写を拒んだとき。

八の二 第四十条の二（第六十九条において準用する場合を含む。）又は第四十二条において準用する株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第二項（第二号を除く。）の規定に違反して正当な理由がないのに帳簿及び書類の閲覧又は謄写を拒んだとき。

九 第四十二条において準用する株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第三項又は第六十九条において準用する商法第四百九条第一項の規定による調査を妨げたとき。

十 第四十六条又は第八十二条の十第一項の規定に違反したとき。

十一 第五十六条第二項（第五十七条の二の二第四項又は第六十三条第二項において準用する場合を含む。）、第六十九条において準用する商法第四百二十一条第一項又は第八十二条の十八において準用する民法第七十九条第一項に規定する公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

において準用する場合を含む。）又は第二項（第六十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

十七 第三十八条の二第六項の規定による開示をすることを怠つたとき。

十八 第四十六条又は第八十二条の十第一項の規定に違反したとき。

十九 第五十六条第一項若しくは第五十六条の二第五項の規定に違反して出資一口の金額を減少し、又は第五十七条の二の二第四項において準用する第五十六条第一項の規定若しくは第五十七条の二の二第四項、第六十三条の四第四項、第六十三条の五第六項若しくは第六十三条の六第四項において準用する第五十六条の二第五項の規定に違反して責任共済等の事業の全部若しくは一部の譲渡、責任共済等の事業に係る財産の移転若しくは組合の合併をしたとき。

二十 第五十六条の二第二項（第五十七条の二の二第四項、第六十三条の四第四項、第六十三条の五第六項又は第六十三条の六第四項において準用する場合を含む。）の規定、第六十九条第一項において準用する会社法第四百九十九条第一項の規定又は第八十二条の十八第一項において準用する民法第七十九条第一項の規定による公告をすることを怠つたとき、又は不正の公告をしたとき。

二十一 第五十八条第一項から第四項まで又は第五十九条の規定に違反したとき。

二十二 第六十一条の規定に違反して、組合員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けたとき。

二十三 清算の結了を遅延させる目的で、第六十九条第一項において準用する会社法第四百九十九条第一項の期間を不当に定めたとき。

二十四 第六十九条第一項において準用する会社法第五百条第一項の規定に違反して、債務の弁済をしたとき。

二十五 第六十九条第一項において準用する会社法第五百二条の規定又は第八十二条の十六の規定に違反して、組合又は中央会の財産を分配したとき。

二十六 第五十五条の二の規定に違反して、書面を提出せず、又は虚偽の書面を提出したとき。

二十七 第五十五条の三の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第百十五条の二 第六条第三項において準用する会社法第八条第一項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

十二 第五十六条若しくは第五十七条第二項の規定に違反して出資一口の金額を減少し、又は第五十七条の二の二第四項若しくは第六十三条第二項において準用する第五十六条若しくは第五十七条第二項の規定に違反して責任共済等の事業の全部若しくは一部の譲渡、責任共済等の事業に係る財産の移転、組合の合併をしたとき。

十三 第五十八条第一項から第四項まで又は第五十九条の規定に違反したとき。

十四 第六十一条の規定に違反して組合員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けたとき。

十五 第六十九条において準用する商法第三百三十一条又は第八十二条の十六の規定に違反して組合の財産を分配したとき。

十六 第六十九条において準用する商法第四百二十一条第一項の期間を不当に定めたとき。

十七 第六十九条において準用する商法第四百二十三条の規定に違反して債務の弁済をしたとき。

十八 第五十五条の二の規定に違反して書類を提出せず、又は虚偽の書類を提出したとき。

十九 第五十五条の三の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第百十五条の二 不正の競争の目的で登記された組合の名称と同一又は類似の名称を使用した者は、十万円以下の過料に処する。第六条第三項において準用する商法第二十一条第一項の規定に違反した者も同様である。

改正案

現行

（登録の基準）

第二十七条 主務大臣は、第二十五条第一項の規定により登録を申請した者（以下この項において「登録申請者」という。）が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に關して必要な手続は、主務省令で定める。

（登録の基準）
第二十七条 （同上）

一 （略）

二 登録申請者が、その申請に係る鉱工業品又はその加工技術の区分に係る鉱工業品を製造し、輸入し、販売し、加工し、又は輸出する事業者（以下この号及び第三十五条第二項において「被認証事業者」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 登録申請者が株式会社である場合にあつては、被認証事業者がその親法人（会社法（平成十七年法律第 号）第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。）であること。

ロ 登録申請者の役員（持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）にあつては、業務を執行する社員）に占める被認証事業者の役員又は職員（過去二年間に当該被認証事業者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

ハ （略）

2 （略）

（財務諸表等の備置き及び閲覧等）

第三十五条 国内登録認証機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（これらのものが電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）で作成され、又はその作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第七十四条第二号において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事務所に備え置かなければならない。

2 （略）

一 （略）
二 （同上）

イ 登録申請者が株式会社又は有限会社である場合にあつては、被認証事業者がその親会社（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百十一条ノ二第一項の親会社をいう。）であること。

ロ 登録申請者の役員（合名会社又は合資会社にあつては、業務執行権を有する社員）に占める被認証事業者の役員又は職員（過去二年間に当該被認証事業者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

ハ （略）

2 （略）

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

第三十五条 国内登録認証機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書（これらのものが電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）で作成され、又はその作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第七十四条第二号において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2 （略）

改正案

現行

（長期借入金及び貿易保険債券）

第十七条（略）

2（5）（略）

6 会社法（平成十七年法律第 号）第七百五条第一項及び第二項並びに第七百九条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

7（略）

（準用）

第二十五条 日本貿易保険の貿易保険の事業については、商法（明治三十二年法律第四十八号）第六百六十二条の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「損害カ第三者ノ行為ニ因リテ生シタル場合ニ於テ」とあるのは、「普通輸出保険、輸出代金保険、輸出保証保険、前払輸入保険、仲介貿易保険、海外投資保険若クハ海外事業資金貸付保険ニ付キ貿易保険法第二十七条第二項、第三十条第二項、第四十二条第二項、第四十六条第二項、第四十九条第二項、第五十二条第二項若クハ第五十四条第二項ニ規定スル損失カ生シタル場合又ハ輸出手形保険ニ付キ銀行等カ荷為替手形ノ満期ニ於テ支払ヲ受クルコトヲ得サリシ場合若クハ荷為替手形ニ付キ遡求ヲ受ケテ支払ヒタル場合ニ於テ」と読み替えるものとする。

（長期借入金及び貿易保険債券）

第十七条（略）

2（5）（略）

6 商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百九条、第三百十条及び第三百十一条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

7（略）

（準用）

第二十五条 日本貿易保険の貿易保険の事業については、商法第六百六十二条の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「損害カ第三者ノ行為ニ因リテ生シタル場合ニ於テ」とあるのは、「普通輸出保険、輸出代金保険、輸出保証保険、前払輸入保険、仲介貿易保険、海外投資保険若クハ海外事業資金貸付保険ニ付キ貿易保険法第二十七条第二項、第三十条第二項、第四十二条第二項、第四十六条第二項、第四十九条第二項、第五十二条第二項若クハ第五十四条第二項ニ規定スル損失カ生シタル場合又ハ輸出手形保険ニ付キ銀行等カ荷為替手形ノ満期ニ於テ支払ヲ受クルコトヲ得サリシ場合若クハ荷為替手形ニ付キ遡求ヲ受ケテ支払ヒタル場合ニ於テ」と読み替えるものとする。

改正案

現行

第二条（略）

2 前条第一項の貸付金を借り入れた電氣事業会社は、会社法（平成十七年法律第 号）

第四百四十条第一項又は第二項の規定により貸借対照表又はその要旨の公告をする場合には、当該貸借対照表又はその要旨に、当該借入先及び借入金額を付記しなければならない。

3 前項の電氣事業会社は、会社法第四百四十条第三項の規定による措置を執る場合には、同項の規定により不特定多数の者がその提供を受けることができる状態に置かれている情報に、当該借入先及び借入金額に係る情報を付さなければならない。

第二条（略）

2 前条第一項の貸付金を借り入れた電氣事業会社は、商法（明治三十二年法律第四十八号）

第二百八十三条第四項及び第五項又は株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号）第十六条第二項及び第三項（同法第二十一条の三十一第三項において準用する場合を含む。）の規定により貸借対照表又はその要旨の公告をする場合には、当該貸借対照表又はその要旨に、当該借入先及び借入金額を付記しなければならない。

3 前項の電氣事業会社は、商法第二百八十三条第七項前段又は株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第十六条第五項前段（同法第二十一条の三十一第三項において準用する場合を含む。）の規定により当該各項に規定する措置を執る場合には、当該各項の規定により不特定多数の者がその提供を受けることができる状態に置かれている情報に、当該借入先及び借入金額に係る情報を付さなければならない。

改正案

目次

第一章（略）
第二章 商品取引所
第一節（略）
第二節 会員商品取引所
第一款～第三款（略）
第四款 計算（第六十四条―第六十八条の三）
第五款（略）
第三節～第五節（略）
第六節 合併
第一款 総則（第百三十九条）
第二款 会員商品取引所と会員商品取引所との合併（第百四十条・第百四十一条）
第三款 会員商品取引所と株式会社商品取引所との合併（第百四十二条・第百四十三条）
第四款 会員商品取引所の合併の手続（第百四十四条―第百四十四条の四）
第五款 株式会社商品取引所の合併の手続
第一目 吸収合併存続株式会社商品取引所の手続（第百四十四条の五―第百四十四条の十二）
第二目 新設合併消滅株式会社商品取引所の手続（第百四十四条の十二―第百四十四条の十七）
第三目 新設合併設立株式会社商品取引所の手続（第百四十四条の十八・第百四十四条の十九）
第六款 合併の効力の発生等（第百四十五条―第百五十四条）
第七節・第八節（略）
第三章（略）
第四章 商品取引員
第一節・第二節（略）
第三節 合併、分割及び事業の譲渡（第二百二十五条―第二百三十条）
第四節（略）
第五章～第八章（略）

現行

目次

第一章（略）
第二章（同上）
第一節（略）
第二節（同上）
第一款～第三款（略）
第四款 計算（第六十四条―第六十八条）
第五款（略）
第三節～第五節（略）
第六節 合併（第百三十九条―第百五十四条）
第七節・第八節（略）
第三章（略）
第四章（同上）
第一節・第二節（略）
第三節 合併、分割及び営業の譲渡（第二百二十五条―第二百三十条）
第四節（略）
第五章～第八章（略）

(定款)

第十一条 発起人は、会員商品取引所の定款を作成し、定款が書面をもつて作成されているときは、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

2 前項の定款には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一 十五 (略)

十六 公告方法(会員商品取引所が公告(この法律又は他の法律の規定により官報に掲載する方法によりしなければならないものとされているものを除く。)をする方法をいう。以下同じ。)

3 (略)

4 会員商品取引所の定款には、第二項各号に掲げる事項のほか、会員商品取引所の存続期間又は商品市場の開設期限を定めたときは、その存続期間又は開設期限を記載し、又は記録するものとする。

5 第一項の定款は、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもので主務省令で定めるものをいう。以下同じ。)をもつて作成することができる。この場合において、当該電磁的記録に記録された情報については、主務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

6 会員商品取引所は、公告方法として、当該会員商品取引所の事務所の店頭に掲示する方法のほか、次に掲げる方法のいずれかを定款で定めることができる。

一 官報に掲載する方法

二 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

三 電子公告(公告方法のうち、電磁的方法(会社法(平成十七年法律第 号)第二第三十四号に規定する電磁的方法をいう。)により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて同号に規定するもの)をとる方法をいう。以下同じ。)

7 会員商品取引所が前項第三号に掲げる方法を公告方法とする旨を定款で定める場合には、その定款には、電子公告を公告方法とする旨を定めれば足りる。この場合においては、事故その他やむを得ない事由によつて電子公告による公告をすることができない場合の公告方法として、同項第一号又は第二号に掲げる方法のいずれかを定めることができる。

8 会員商品取引所が電子公告により公告をする場合には、次の各号に掲げる公告の区分に応じ、当該各号に定める日までの間、継続して電子公告による公告をしなければならない。

一 公告に定める期間内に異議を述べることができる旨の公告 当該期間を経過する日

二 前号に掲げる公告以外の公告 当該公告の開始後一月を経過する日

9 会員商品取引所が電子公告によりこの法律その他の法令の規定による公告をする場合については、会社法第九百四十条第三項、第九百四十一条、第九百四十六条、第九百四十七条、

(定款)

第十一条 発起人は、会員商品取引所の定款を作成し、定款が書面をもつて作成されているときは、これに署名しなければならない。

2 (同上)

一 十五 (略)

十六 公告の方法

3 (略)

4 会員商品取引所の定款には、第二項各号に掲げる事項のほか、会員商品取引所の存立期間又は商品市場の開設期限を定めたときは、その存立期間又は開設期限を記載し、又は記録するものとする。

5 商法(明治三十二年法律第四十八号)第百六十六条第三項の規定は、第一項の定款について準用する。この場合において、同条第三項において準用する同法第三十三条ノ二中「主務省令」とあるのは、「主務省令」と読み替えるものとする。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

第九百五十一条第二項、第九百五十三条及び第九百五十五条の規定を準用する。この場合において、同法第九百四十条第三項中「前二項の規定にかかわらず、これらの規定」とあるのは「商品取引所法第十一条第八項の規定にかかわらず、同項」と、同法第九百四十一条中「第四百四十条第一項」とあるのは「商品取引所法第六十八条の三」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

10 第二項各号に掲げる事項のほか、会員商品取引所の定款には、この法律の規定により定款の定めがなければその効力を生じない事項及びその他の事項でこの法律に違反しないものを記載し、又は記録することができる。

（加入の申込み）

第十二条 発起人は、会員商品取引所の設立に際して、あらかじめ、その会員になろうとする者に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

- 一 定款に記載し、又は記録した事項
- 二 発起人の氏名又は商号若しくは名称及び住所
- 三 出資の払込みの方法、期限及び場所
- 四 一定の時期までに創立総会が終わらなかつたときは、加入の申込みを取り消すことができること。

2 理事長は、会員商品取引所の成立後にその会員になろうとする者に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

- 一 成立の年月日
- 二 定款に記載し、又は記録した事項
- 三 役員の氏名及び住所
- 四 出資の払込みの方法、期限及び場所

3 会員商品取引所の会員になろうとする者（発起人を含む。）は、その者の氏名又は名称及び住所、その引き受ける出資口数並びにその者が取引をしようとする商品市場における上場商品又は上場商品指数を記載した書面を発起人（成立後にあつては、理事長。次項において同じ。）に交付しなければならない。

4 会員商品取引所の会員になろうとする者は、前項の書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、発起人の承諾を得て、同項の書面に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものをいう。以下同じ。）により提供することができる。この場合において、当該会員になろうとする者は、同項の書面を交付したものとみなす。

（創立総会）

第十三条 発起人は、定款作成後、会員になろうとする者を募り、前条第一項第三号に定める

（新設）

（加入申込証）

第十二条 会員商品取引所の会員になろうとする者（発起人を含む。）は、加入申込証に住所及びその引き受けるべき出資口数並びにその者が取引をしようとする商品市場における上場商品又は上場商品指数を記載して、これに署名しなければならない。

2 設立の際の加入申込証は、発起人が作り、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 定款に記載し、又は記録した事項
- 二 発起人の氏名又は商号若しくは名称及び住所
- 三 出資の払込みの方法、期限及び場所
- 四 一定の時期までに創立総会が終わらなかつたときは、加入の申込みを取り消すことができること。

3 会員商品取引所の成立後の加入申込証は、理事長が作り、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 成立の年月日
- 二 定款に記載し、又は記録した事項
- 三 役員の氏名及び住所
- 四 出資の払込みの方法、期限及び場所

4 商法第七十五条第五項、第七項及び第八項の規定は、会員商品取引所の加入の申込みについて準用する。この場合において、同条第五項及び第七項中「発起人」とあるのは「発起人（会員商品取引所ノ成立後ニ在リテハ理事長）」と、「株式申込証」とあるのは「加入申込証」と、「株式申込人」とあるのは「加入申込証」とあるのは「加入申込証」と、同条第八項中「株式申込証」とあるのは「加入申込証」と、同項において準用する同法第三十三条ノ第二項中「法務省令」とあるのは「主務省令」と読み替えるものとする。

（創立総会）

第十三条 発起人は、定款作成後、会員になろうとする者を募り、前条第二項第三号に定める

出資の払込みの期限となつてゐる日後十日を経過した日から五日以内に、創立総会を開かなければならない。

255 (略)

6 創立総会においてその延期又は続行について決議があつた場合には、第八項において準用する第五十九条第八項本文及び第十項の規定は、適用しない。

71 創立総会の議事については、主務省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

81 第三十三条並びに第五十九条第八項本文及び第十項の規定は創立総会について、会社法第八百三十条、第八百三十一条、第八百三十四条（第十六号及び第十七号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六条第一項及び第三項、第八百三十七条、第八百三十八条、第八百四十六条並びに第九百三十七条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定（これらの規定中監査役に係る部分を除く。）は創立総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、同項中「会社の本店（第一号に係る規定する場合であつて当該決議によつて第九百三十条第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときにあつては、本店及び当該登記に係る支店）」とあるのは、「会員商品取引所の主たる事務所及び従たる事務所」と読み替へるものとする。

（許可の基準及び意見の聴取）

第十五条 (略)

2 主務大臣は、第九条の許可の申請が次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の規定にかかわらず、同条の許可をしてはならない。

一 発起人のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。

イ リ (略)

ヌ 会社法第三百三十一条第一項第三号に掲げる者

ル ヲ (略)

二 (略)

3 主務大臣は、会員商品取引所の存続期間又は商品市場の開設期限が定款に記載され、又は記録されている第九条の許可の申請があつた場合においては、第一項第一号の基準に代えて、申請に係る上場商品又は上場商品指数の先物取引を公正かつ円滑にするために十分な取引量が見込まれないことその他上場商品構成物品等の取引の状況に照らし、当該先物取引をす

出資の払込みの期限となつてゐる日後十日を経過した日から五日以内に、創立総会を開かなければならない。

255 (略)

6 第三十三条並びに第五十九条第八項本文及び第十項並びに商法第二百四十三条、第二百四十四条第一項から第四項まで及び第二百四十七条から第二百五十二条までの規定は、創立総会について準用する。この場合において、同法第二百四十三条中「第二百三十二条」とあるのは「商品取引所法第十三条第六項ニ於て準用スル同法第五十九条第八項本文及第十項」と、同法第二百四十四条第三項中「取締役」とあるのは「発起人」と、同条第四項において準用する同法第三十三条ノ二中「法務省令」とあるのは「主務省令」と読み替へるものとする。

（新設）

（新設）

（許可の基準及び意見の聴取）

第十五条 (略)

2 (同上)

一 (同上)

イ リ (略)

ヌ 商法第二百五十四条ノ二第三号に掲げる者

ル ヲ (略)

二 (略)

3 主務大臣は、会員商品取引所の存立期間又は商品市場の開設期限が定款に記載され、又は記録されている第九条の許可の申請があつた場合においては、第一項第一号の基準に代えて、申請に係る上場商品又は上場商品指数の先物取引を公正かつ円滑にするために十分な取引量が見込まれないことその他上場商品構成物品等の取引の状況に照らし、当該先物取引をす

る会員商品取引所を設立することが当該上場商品構成物品等の生産及び流通に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあることに該当しないことを同号の基準とし、当該基準並びに同項第二号及び第三号の基準の適用は、当該存続期間又は開設期限までの間について判断して行うものとする。

4～9 (略)

10 主務大臣は、会員商品取引所の存続期間又は商品市場の開設期限が定款に記載され、又は記録されている第九条の許可の申請があつた場合においては、第三百五十二条(第三号に係る部分に限る。)の規定による公示があつた日から四月以内に、申請をした者に対し、許可又は不許可の通知を発しなければならない。

11 (略)

(会社法の準用)

第十八条 会社法第五十三条から第五十六条までの規定は、会員商品取引所の発起人について準用する。

21 会社法第七編第二章第二節(第八百四十七条第二項、第八百四十九条第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一条を除く。)の規定は、会員商品取引所の発起人の責任を追及する訴えについて準用する。この場合において、同法第八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは、「主務省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

31 会社法第八百二十八条第一項(第一号に係る部分に限る。)及び第二項(第一号に係る部分に限る。)、第八百三十四条(第一号に係る部分に限る。)、第八百三十五条第一項、第八百三十六条第一項及び第三項、第八百三十七条から第八百三十九条まで並びに第八百四十六条の規定は、会員商品取引所の設立の無効の訴えについて準用する。

(設立の登記)

第二十條 (略)

2 前項の登記には、次に掲げる事項を登記しなければならない。

一・二 (略)

三 事務所の所在場所

四 存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由

五～七 (略)

八 公告方法

九 第十一条第六項の定款の定めが電子公告を公告方法とする旨のものであるときは、次に掲げる事項

イ 電子公告により公告すべき内容である情報について不特定多数の者がその提供を受け

る会員商品取引所を設立することが当該上場商品構成物品等の生産及び流通に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあることに該当しないことを同号の基準とし、当該基準並びに同項第二号及び第三号の基準の適用は、当該存立期間又は開設期限までの間について判断して行うものとする。

4～9 (略)

10 主務大臣は、会員商品取引所の存立期間又は商品市場の開設期限が定款に記載され、又は記録されている第九条の許可の申請があつた場合においては、第三百五十二条(第三号に係る部分に限る。)の規定による公示があつた日から四月以内に、申請をした者に対し、許可又は不許可の通知を発しなければならない。

11 (略)

(商法の準用)

第十八条 商法第九十三条、第九十四条及び第九十六条の規定は会員商品取引所の発起人について、同法第四百二十八条の規定は会員商品取引所の設立について準用する。

(設立の登記)

第二十條 (略)

2 (同上)

一・二 (略)

三 事務所

四 存立の期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由

五～七 (略)

八 代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め

九 公告の方法

るために必要な事項であつて法務省令で定めるもの

ロ 第十一条第七項後段の規定による定款の定めがあるときは、その定め

3 (略)

(職務執行停止の仮処分等の登記)

第二十四条 理事長若しくは会員商品取引所を代表すべき理事の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消す決定がされたときは、主たる事務所及び従たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

(設立の無効の登記の手続)

第二十八条 会社法第九百三十七条第一項(第一号イに係る部分に限る。)の規定は、会員商品取引所の設立の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合について準用する。この場合において、同項中「会社の本店(第一号トに規定する場合であつて当該決議によつて第九百三十条第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときにあつては、本店及び当該登記に係る支店)」とあるのは、「会員商品取引所の主たる事務所及び従たる事務所」と読み替えるものとする。

(商業登記法の準用)

第二十九条 商業登記法(昭和三十八年法律第百二十五号)第二条から第五条まで、第七条から第十五条まで、第十七条から第二十三条の二まで、第二十四条(第十五号及び第十六号を除く。)、第二十五条から第二十七条まで、第四十七条第一項、第四十八条から第五十三条まで及び第百三十二条から第百四十八条までの規定は、会員商品取引所の登記について準用する。この場合において、同法第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「商品取引所法第二十条第二項各号」と、同法第五十三条中「新所在地における登記においては」とあるのは「新所在地において商品取引所法第二十条第二項各号に掲げる事項を登記する場合には」と読み替えるものとする。

(議決権及び選挙権)

第三十三条 (略)

2 (略)

3 会員は、定款で定めるところにより、前項の規定による書面をもつてする議決権の行使に代えて、議決権を電磁的方法により行うことができる。

3 (略)

(理事長の職務執行停止等の登記)

第二十四条 理事長若しくは会員商品取引所を代表すべき理事の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分又はその仮処分の変更若しくは取消しがあつたときは、主たる事務所及び従たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

(設立無効の登記の手続)

第二十八条 非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第百三十五条ノ六及び第百四十条の規定は、会員商品取引所の設立を無効とする判決が確定した場合について準用する。

(商業登記法の準用)

第二十九条 商業登記法(昭和三十八年法律第百二十五号)第二条から第五条まで、第七条から第十五条まで、第十七条から第二十三条の二まで、第二十四条第一号から第十二号まで及び第十四号、第二十五条、第二十六条、第五十五条第一項、第五十六条から第五十九条まで並びに第百七条から第百二十条までの規定は、会員商品取引所の登記について準用する。この場合において、同法第五十六条第二項中「商法第六十四条第一項」とあるのは、「商品取引所法第二十条第二項」と読み替えるものとする。

(議決権及び選挙権)

第三十三条 (略)

2 (略)

3 会員は、定款で定めるところにより、前項の規定による書面をもつてする議決権の行使に代えて、議決権を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものをいう。以下同じ。)により行うことができる。

4・5 (略)

(持分の差押えによる脱退)

第四十四条 (略)

2 前項ただし書の予告は、同項の会員が、同項の債権者に対し、弁済し、又は相当の担保を提供したときは、その効力を失う。

3 会員の持分の差押えは、持分の払戻しを請求する権利に対しても、その効力を有する。

(会員商品取引所と役員との関係)

第五十条の二 会員商品取引所と役員との関係は、委任に関する規定に従う。

(定款等の備置き及び閲覧等)

第五十七条 会員商品取引所は、定款及び業務規程を会員商品取引所の各事務所に、会員名簿を主たる事務所に備え置かなければならない。

2 会員商品取引所は、会員総会の議事録を十年間主たる事務所に、その謄本を五年間従たる事務所に備え置かなければならない。

3 (略)

4 会員及び会員商品取引所の債権者は、当該会員商品取引所の事業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該会員商品取引所の定めた費用を支払わなければならない。

一 第一項又は第二項の書面の閲覧の請求

二 第一項又は第二項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 第一項又は第二項の書面の作成に代えて電磁的記録の作成がされているときは、当該電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて主務省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

5 会員商品取引所は、前項の規定による請求があつたときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(会社法等の準用)

第五十八条 会社法第四百二十四条及び第四百三十条の規定は理事長、理事及び監事について

4・5 (略)

(持分の差押えによる脱退)

第四十四条 (略)

2 商法第九十条及び第九十一条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

(新設)

(新設)

(定款等の備置き及び閲覧等)

第五十七条 理事長は、定款及び業務規程を会員商品取引所の各事務所に、会員名簿を主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 理事長は、会員総会の議事録を十年間主たる事務所に、その謄本を五年間従たる事務所に備えて置かなければならない。

3 (略)

4 会員及び会員商品取引所の債権者は、事業時間内いつでも、理事長に対し、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、会員商品取引所の定める費用を支払わなければならない。

一 第一項及び第二項の書類の閲覧の請求

二 第一項及び第二項の書類の謄本又は抄本の交付の請求

三 第一項及び第二項の書類の作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)の作成がされているときは、当該電磁的記録に記録された情報の内容を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前号の電磁的記録に記録された情報を電磁的方法であつて主務省令で定めるものにより提供すること又は当該情報の内容を記載した書面の交付の請求

5 理事長は、前項の規定による請求があつたときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(商法等の準用)

第五十八条 商法第二百五十四条第三項、第二百六十六条第五項、第二百六十七条第一項及び

同法第七編第二章第二節（第八百四十七條第二項、第八百四十九條第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一條を除く。）の規定は理事長、理事及び監事の責任を追及する訴えについて、民法（明治二十九年法律第八十九号）第五十五條並びに会社法第三百四十九條第四項及び第五項、第三百五十條、第三百五十四條並びに第三百六十一條の規定は理事長及び理事について、第五十三條の規定は監事について、それぞれ準用する。この場合において、同法第四百二十四條中「前条第一項」とあるのは「商品取引所法第五十三條第一項」と、同法第四百三十條中「役員等が」とあるのは「理事長又は理事が」と、「他の役員等も」とあるのは「監事も」と、同法第八百四十七條第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「主務省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

（延期又は続行の決議）

第六十二條の二 会員総会においてその延期又は続行について決議があつた場合には、第五十九條第八項本文の規定は、適用しない。

（議事録）

第六十二條の三 会員総会の議事については、主務省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

（会社法の準用）

第六十三條 会社法第八百三十條、第八百三十一條、第八百三十四條（第十六号及び第十七号に係る部分に限る。）、第八百三十五條第一項、第八百三十六條第一項及び第三項、第八百三十七條、第八百三十八條、第八百四十六條並びに第九百三十七條第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、会員総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて準用する。この場合において、同項中「会社の本店（第一号に規定する場合であつて当該決議によつて第九百三十條第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときにあつては、本店及び当該登記に係る支店）」とあるのは、「会員商品取引所の主たる事務所及び従たる事務所」と読み替えるものとする。

（決算関係書類等の作成）

第六十六條 会員商品取引所は、主務省令で定めるところにより、財産目録、貸借対照表、損益計算書、業務報告書及び剰余金処分案又は損失処理案（以下「決算関係書類等」という。）を作成しなければならない。

2) 決算関係書類等は、電磁的記録をもつて作成することができる。

（決算関係書類等の提出等）

第三項から第七項まで並びに第二百六十八條から第二百六十八條ノ三までの規定は理事長、理事及び監事について、民法（明治二十九年法律第八十九号）第五十五條並びに商法第三十九條第二項、第七十八條、第二百六十二條及び第二百六十九條の規定は理事長及び理事について、第五十三條及び商法第二百七十八條の規定は監事について準用する。この場合において、同法第二百六十七條第四項中「前三項」とあるのは、「第一項及前項」と読み替えるものとする。

（新設）

（新設）

（商法等の準用）

第六十三條 商法第二百四十三條、第二百四十四條第一項から第四項まで及び第二百四十七條から第二百五十二條までの規定は会員総会について、非訟事件手続法第三百九條（第六号に係る部分に限る。）及び第四百十條の規定は会員総会（創立総会を含む。）の決議を取り消し、又はその不存在若しくは無効を確認する判決が確定した場合について準用する。この場合において、商法第二百四十三條中「第二百三十二條」とあるのは「商品取引所法第五十九條第八項」と、同法第二百四十四條第四項において準用する同法第三十三條ノ二中「法務省令」とあるのは「主務省令」と読み替えるものとする。

（決算関係書類等の提出）

第六十六條 理事長は、通常会員総会の会日の二週間前までに、財産目録、貸借対照表、損益計算書、業務報告書及び剰余金処分案又は損失処理案（これらのものが電磁的記録で作成され、又はその作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条において「決算関係書類等」という。）を監事に提出しなければならない。

（決算関係書類等の記載事項等）

第六十七条 理事長は、通常会員総会の会日の二週間前までに、決算関係書類等（これらのものが電磁的記録で作成され、又はその作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。）を監事に提出し、又は提供しなければならない。

（決算関係書類等の承認及び報告）

第六十八条 決算関係書類等（財産目録及び業務報告書を除く。）は、通常会員総会の承認を受けなければならない。

2| 理事長は、業務報告書の内容を通常会員総会に報告しなければならない。

（決算関係書類等の備置き及び閲覧等）

第六十八条の二 会員商品取引所は、決算関係書類等を、通常会員総会の会日の二週間前の日から五年間、その主たる事務所に備え置かなければならない。

2| 会員商品取引所は、決算関係書類等の写しを、通常会員総会の会日の二週間前の日から三年間、その従たる事務所に備え置かなければならない。ただし、決算関係書類等が電磁的記録で作成されている場合であつて、従たる事務所における次項第三号及び第四号に掲げる請求に応じることが可能とするための措置として主務省令で定めるものをとつているときは、この限りでない。

3| 会員及び会員商品取引所の債権者は、会員商品取引所に対して、その事業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該会員商品取引所の定めた費用を支払わなければならない。

一 決算関係書類等が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求

第六十七条 決算関係書類等に記載し、又は記録すべき事項及びその記載又は記録の方法は、主務省令で定める。

（商法の準用）

第六十八条 商法第二百八十一条第二項及び第三項、第二百八十二条第一項及び第二項、第二百八十三条第一項及び第四項並びに第二百八十五条の規定は、会員商品取引所の計算について準用する。この場合において、同法第二百八十一条第二項中「前項第一号又ハ第四号ニ掲グルモノ」とあるのは「財産目録、貸借対照表又ハ剰余金処分案若ハ損失処理案」と、同項において準用する同法第三十三条ノ二第一項中「法務省令」とあるのは「主務省令」と、同法第二百八十一条第三項中「第一項第二号若ハ第三号ニ掲グル書類又ハ同項ノ附属明細書」とあるのは「損益計算書又ハ業務報告書」と、同法第二百八十二条第一項中「第二百八十一条第一項ニ掲グルモノ」とあるのは「商品取引所法第六十六条ニ規定スル決算関係書類等」と、同条第二項中「株主及会社ノ債権者」とあるのは「会員及会員商品取引所ノ債権者」と、「営業時間内」とあるのは「事業時間内」と、同項第三号及び第四号中「法務省令」とあるのは「主務省令」と、同法第二百八十三条第一項中「第二百八十一条第一項各号ニ掲グルモノ」とあるのは「商品取引所法第六十六条ニ規定スル決算関係書類等（財産目録ヲ除ク）」と、「同項第三号ニ掲グルモノ」とあるのは「業務報告書」と、「同項第一号、第二号及第四号ニ掲グルモノ」とあるのは「同条ニ規定スル決算関係書類等（財産目録及業務報告書ヲ除ク）」と、同法第二百八十五条中「会計帳簿」とあるのは「貸借対照表」と、「第三十四条ノ規定ニ拘ラズ法務省令」とあるのは「主務省令」と読み替えるものとする。

（新設）

二 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 決算関係書類等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて主務省令で定めるものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

(貸借対照表の公告)

第六十八条の三 会員商品取引所は、主務省令で定めるところにより、通常会員総会の終結後遅滞なく、貸借対照表を公告しなければならない。

(会員商品取引所の解散)

第六十九条 会員商品取引所は、次に掲げる事由によつて解散する。

一 定款で定めた存続期間の満了又は解散事由の発生

二 六 (略)

(残余財産の分配)

第七十一条の二 残余財産は、会員の出資口数に応じて分配しなければならない。

(清算結了の登記)

第七十三条 会員商品取引所の清算が終了したときは、第七十七条第一項において準用する会社法第五百七条第三項の承認の日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、清算結了の登記をしなければならない。

(清算結了の登記の申請)

第七十五条 第七十三条の規定による登記の申請書には、第七十七条第一項において準用する会社法第五百七条第三項の承認があつたことを証する書面を添付しなければならない。

(会員商品取引所の合併の認可等)

第七十六条 (略)

2 会員商品取引所が次に掲げる事由により解散したときは、その代表者であつた者は、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

一 定款で定めた存続期間の満了又は解散事由の発生

二 四 (略)

(新設)

(会員商品取引所の解散)

第六十九条 (同上)

一 定款で定めた存立期間の満了又は解散事由の発生

二 六 (略)

(新設)

(清算結了の登記)

第七十三条 会員商品取引所の清算が終了したときは、第七十七条第一項において準用する商法第四百二十七条第一項の承認があつた後、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、清算結了の登記をしなければならない。

(清算結了の登記の申請)

第七十五条 第七十三条の規定による登記の申請書には、清算人が第七十七条第一項において準用する商法第四百二十七条第一項の承認を得たことを証する書面を添付しなければならない。

(会員商品取引所の合併の認可等)

第七十六条 (略)

2 (同上)

一 定款で定めた存立期間の満了又は解散事由の発生

二 四 (略)

（会社法等の準用等）

第七十七条 会社法第四百七十五条（第一号及び第三号を除く。）、第四百七十六条、第四百七十八条第二項及び第四項、第四百七十九条第一項及び第四項、第四百八十一条、第四百八十二条第二項、第四百八十三条第四項から第六項まで、第四百八十四条、第四百八十五条、第四百九十二条第一項から第三項まで、第四百九十九条から第五百三条まで、第五百七条、第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十条（第二号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十四條（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五条並びに第八百七十六條並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条第二項及び第四十条の規定は、会員商品取引所の清算について準用する。この場合において、会社法第四百九十二条第一項及び第五百七条第一項中「法務省令」とあるのは「主務省令」と、同法第四百九十九条第一項中「官報に公告し」とあるのは「公告し」と読み替えるものとする。

2| 第四十八條第二項及び第三項、第五十条の二、第五十三条、第五十五条から第五十七条まで、第五十九条、第六十二条の三並びに第六十六条から第六十八条の三まで並びに会社法第三百六十一条、第四百二十四條、第四百三十條、第五百九十九条及び第六百條の規定は、会員商品取引所の清算人について、同法第七編第二章第二節（第八百四十七條第二項、第八百四十九條第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一条を除く。）の規定は、会員商品取引所の清算人の責任を追及する訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、第六十六条第一項中「財産目録、貸借対照表、損益計算書、業務報告書及び剰余金処分案又は損失処理案」とあるのは「財産目録、貸借対照表及び事務報告書」と、同法第四百二十四條中「前条第一項」とあるのは「商品取引所法第五十三条第一項」と、同法第八百四十七條第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「主務省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3| 会員商品取引所の清算を監督する裁判所は、主務大臣に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

4| 主務大臣は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

5| 商業登記法第七十一条第一項の規定は、会員商品取引所の解散の登記について準用する。

（許可の申請）

第七十九条 前条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣

（商法等の準用）

第七十七条 商法第一百六条、第二百二十四条、第二百二十五条、第二百二十八条、第二百二十九条第二項及び第三項、第三百十一条、第四百七十七条第二項、第四百七十八条、第四百七十九条、第四百八十一条から第四百八十五条まで、第四百八十六条第一項並びに第四百八十七条並びに非訟事件手続法第三十五条第二項、第三十六条、第三十七条ノ二、第三百三十五条ノ二十五第二項及び第三項、第三百三十六條、第三百三十七條から第三百三十八條まで並びに第三百三十八條ノ三の規定は、会員商品取引所の清算について準用する。この場合において、商法第四百九十九条第二項において準用する同法第三十三条ノ二第一項中「法務省令」とあるのは「主務省令」と、同法第四百三十一条第一項中「官報ヲ以テ公告」とあるのは「公告」と読み替えるものとする。

2| 第四十八條第二項及び第三項、第五十三条、第五十五条から第五十七条まで、第五十九条並びに第六十六条並びに商法第七十六条から第七十八条まで、第二百四十四條第二項から第四項まで、第二百四十七條、第二百四十九條、第二百五十四條第三項、第二百六十六條第五項、第二百六十七條第一項及び第三項から第七項まで、第二百六十八條から第二百六十九條まで、第二百七十八條、第二百八十二条第一項及び第二項並びに第二百八十三条第一項及び第四項の規定は、会員商品取引所の清算人について準用する。この場合において、第六十六条中「財産目録、貸借対照表、損益計算書、業務報告書及び剰余金処分案又は損失処理案」とあるのは「財産目録、貸借対照表及び事務報告書」と、同法第七十六條及び第七十七條第一項中「総社員ノ同意」とあるのは「會員總會ノ決議」と、同法第二百四十四條第四項中「第一項」とあるのは「第二項」と、同項において準用する同法第三十三條ノ二中「法務省令」とあるのは「主務省令」と、同法第二百六十七條第四項中「前三項」とあるのは「第一項及前項」と、同法第二百八十二条第一項中「第二百八十一条第一項二掲グルモノ」とあるのは「商品取引所法第七十七条第二項ニ於テ準用スル同法第六十六条ニ規定スル決算関係書類等」と、同条第二項中「株主及会社ノ債権者」とあるのは「會員及會員商品取引所ノ債権者」と、「営業時間内」とあるのは「事業時間内」と、同項第三号及び第四号中「法務省令」とあるのは「主務省令」と、同法第二百八十三条第一項中「第二百八十一条第一項各号二掲グルモノ」とあるのは「商品取引所法第七十七条第二項ニ於テ準用スル同法第六十六条ニ規定スル決算関係書類等（財産目録ヲ除ク）」と、「同項第三号二掲グルモノ」とあるのは「業務報告書」と、「同項第一号、第二号及第四号二掲グルモノ」とあるのは「同法第七十七条第二項ニ於テ準用スル同法第六十六条ニ規定スル決算関係書類等（財産目録及業務報告書ヲ除ク）」と読み替えるものとする。

3| 商業登記法第六十一条第一項の規定は、会員商品取引所の解散の登記について準用する。

（許可の申請）

第七十九条 （同上）

に提出しなければならない。

一 (略)

二 資本金の額

三 六 (略)

2 (略)

(許可の基準等)

第八十条 主務大臣は、第七十八条の許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、許可をしなければならない。

一 許可申請者が株式会社でその資本金の額が政令で定める金額以上のものであること。

二 (略)

三 八 (略)

九 次に掲げる機関を置くものであること。

イ 取締役会

ロ 監査役会又は委員会

ハ 会計監査人

2 (略)

3 主務大臣は、株式会社商品取引所としての存続期間又は商品市場の開設期限が定款に記載され、又は記録されている第七十八条の許可の申請があつた場合においては、第一項第三号の基準に代えて、申請に係る上場商品又は上場商品指数の先物取引を公正かつ円滑にするために十分な取引量が見込まれないことその他上場商品構成物品等の取引の状況に照らし、当該先物取引をする株式会社商品取引所になることが当該上場商品構成物品等の生産及び流通に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあることに該当しないことを同号の基準とし、当該基準並びに同項第四号及び第五号の基準の適用は、当該存続期間又は開設期限までの間について判断して行うものとする。

4 (略)

(定款)

第八十一条 株式会社商品取引所の定款には、会社法第二十七条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一 三 (略)

2 株式会社商品取引所の定款には、前項に規定する事項のほか、株式会社商品取引所としての存続期間又は商品市場の開設期限を定めたときは、その存続期間又は開設期限を記載し、又は記録するものとする。

一 (略)

二 資本の額

三 六 (略)

2 (略)

(許可の基準等)

第八十条 (同上)

一 許可申請者が株式会社でその資本の額が政令で定める金額以上のものであること。

二 (略)

三 八 (略)

(新設)

2 (略)

3 主務大臣は、株式会社商品取引所としての存立期間又は商品市場の開設期限が定款に記載され、又は記録されている第七十八条の許可の申請があつた場合においては、第一項第三号の基準に代えて、申請に係る上場商品又は上場商品指数の先物取引を公正かつ円滑にするために十分な取引量が見込まれないことその他上場商品構成物品等の取引の状況に照らし、当該先物取引をする株式会社商品取引所になることが当該上場商品構成物品等の生産及び流通に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあることに該当しないことを同号の基準とし、当該基準並びに同項第四号及び第五号の基準の適用は、当該存立期間又は開設期限までの間について判断して行うものとする。

4 (略)

(定款)

第八十一条 株式会社商品取引所の定款には、商法第百六十六条第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一 三 (略)

2 株式会社商品取引所の定款には、前項に規定する事項のほか、株式会社商品取引所としての存立期間又は商品市場の開設期限を定めたときは、その存立期間又は開設期限を記載し、又は記録するものとする。

(議決権の保有制限)

第八十六条 何人も、株式会社商品取引所の総株主の議決権（株主総会において決議をすることができ、議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下この条及び次条において同じ。）の百分の五を超える議決権（取得又は保有の態様その他の事情を勘案して主務省令で定めるものを除く。以下この条において「対象議決権」という。）を取得し、又は保有してはならない。

2 4 (略)

(資本の減少の認可等)

第八十八条 株式会社商品取引所は、その資本の額を減少しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認可を受けなければならない。

2 株式会社商品取引所は、その資本の額を増加しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣に届け出なければならない。

(仮取締役、仮監査役等)

第八十九条 (略)

2 会社法第三百四十六条第二項及び第三項、第三百五十一条第二項及び第三項並びに第四百一条第三項及び第四項（同法第四百三条第三項及び第四百二十条第三項において準用する場合を含む。）の規定は、株式会社商品取引所には、適用しない。

(業務規程等の備置き及び閲覧等)

第九十三条 株式会社商品取引所は、業務規程を株式会社商品取引所の各営業所に、取引参加者名簿を本店に備え置かなければならない。

2 (略)

3 第五十七条第四項及び第五項の規定は、第一項の規定により備え置く業務規程及び取引参加者名簿について準用する。この場合において、同条第四項中「会員及び会員商品取引所の債権者」とあるのは「株式会社商品取引所の株主、取引参加者及び債権者」と、「会員商品取引所の事業時間内」とあるのは「株式会社商品取引所の営業時間内」と、同項ただし書中「会員商品取引所の定めた」とあるのは「株式会社商品取引所の定めた」と、同条第五項中「会員商品取引所」とあるのは「株式会社商品取引所」と読み替えるものとする。

4 株式会社商品取引所の取引参加者は、株式会社商品取引所の定款について会社法第三十一

(議決権の保有制限)

第八十六条 何人も、株式会社商品取引所の総株主の議決権（商法第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式に係る議決権を含む。以下この条及び次条において同じ。）の百分の五を超える議決権（取得又は保有の態様その他の事情を勘案して主務省令で定めるものを除く。以下この条において「対象議決権」という。）を取得し、又は保有してはならない。

2 4 (略)

(資本の減少の認可等)

第八十八条 株式会社商品取引所は、その資本の額を減少しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認可を受けなければならない。

2 株式会社商品取引所は、その資本の額を増加しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣に届け出なければならない。

(仮取締役、仮監査役等)

第八十九条 (略)

2 商法第二百五十八条第二項（同法第二百六十一条第三項及び第二百八十条第一項並びに株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号。以下「商法特例法」という。）第二十一条の九第六項、第二十一条の十四第七項第五号及び第二十一条の十五第三項において準用する場合を含む。）の規定は、株式会社商品取引所には、適用しない。

(業務規程等の備置き及び閲覧等)

第九十三条 取締役（商法特例法第一条の二第三項に規定する委員会等設置会社（以下「委員会等設置会社」という。）にあつては、執行役）は、業務規程を株式会社商品取引所の各営業所に、取引参加者名簿を本店に備えて置かなければならない。

2 (略)

3 第五十七条第四項及び第五項の規定は、第一項の規定により備えて置く業務規程及び取引参加者名簿について準用する。この場合において、同条第四項中「会員及び会員商品取引所の債権者」とあるのは「株式会社商品取引所の株主、取引参加者及び債権者」と、「事業時間内」とあるのは「営業時間内」と、同項及び同条第五項中「理事長」とあるのは「取締役（委員会等設置会社にあつては、執行役）」と読み替えるものとする。

4 株式会社商品取引所に対する商法第二百六十三条第二項の適用については、同項中「端株

条第二項各号に掲げる請求をすることができる。ただし、同項第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該株式会社商品取引所の定めた費用を支払わなければならない。

(許可の失効)

第九十四条 株式会社商品取引所が次の各号のいずれかに該当するときは、第七十八条の許可は、効力を失う。

- 一 定款で定めた株式会社商品取引所としての存続期間の満了
- 二 分割により事業の全部を承継させ、又は事業の全部を譲渡したとき。
- 三 五 (略)

2 (略)

(組織変更計画)

第二百二十二条 会員商品取引所は、前条の組織変更（以下この節において「組織変更」という。）をするには、組織変更計画を作成して、会員総会の決議によつて、その承認を受けなければならない。

(削る)

2 第六十一条の規定は、前項の決議について準用する。

3 第一項の会員総会の招集は、組織変更計画の要領及び組織変更後の株式会社（以下「組織変更後株式会社商品取引所」という。）の定款を示してしなければならない。

4 会員商品取引所が組織変更をする場合には、当該会員商品取引所は、組織変更計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 組織変更後株式会社商品取引所の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数
- 二 前号に掲げるもののほか、組織変更後株式会社商品取引所の定款で定める事項
- 三 組織変更後株式会社商品取引所の取締役の氏名及び会計監査人の氏名又は名称
- 四 次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める事項

イ 組織変更後株式会社商品取引所が会計参与設置会社である場合 組織変更後株式会社商品取引所の会計参与の氏名又は名称

ロ 組織変更後株式会社商品取引所が監査役設置会社（監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社を含む。）である場合 組織変更後株式会社商品取引所の監査役の氏名

五 組織変更をする会員商品取引所の会員が組織変更に際して取得する組織変更後株式会社商品取引所の株式の数（組織変更後株式会社商品取引所が種類株式発行会社である場合にあっては、株式の種類及び種類ごとの数）又はその数の算定方法

主及新株予約権ヲ有スル者」とあるのは、「端株主、新株予約権ヲ有スル者及取引参加者」とする。

(許可の失効)

第九十四条 (同上)

- 一 定款で定めた株式会社商品取引所としての存立期間の満了
- 二 分割により営業の全部を承継させ、又は営業の全部を譲渡したとき。
- 三 五 (略)

2 (略)

(組織変更計画書)

第二百二十二条 会員商品取引所は、前条の組織変更（以下この節において「組織変更」という。）をするには、組織変更計画書を作成して、会員総会の決議により、その承認を受けなければならない。

2 前項の会員総会においては、その決議により、定款その他株式会社への組織変更に必要な事項を定めるとともに、組織変更後の株式会社の役員となるべき者を選任しなければならない。

3 第六十一条の規定は、前二項の決議について準用する。

4 第一項の会員総会の招集は、組織変更計画書の要領、組織変更後の株式会社の定款及び第二項に規定する者の選任に関する議案の要領を示してしなければならない。

(新設)

六 組織変更をする会員商品取引所の会員に対する前号の株式の割当てに関する事項

七 組織変更後株式会社商品取引所が組織変更の際して組織変更をする会員商品取引所の会員に対してその持分に代わる金銭を交付するときは、その額又はその算定方法

八 前号に規定する場合には、組織変更をする会員商品取引所の会員に対する同号の金銭の割当てに関する事項

九 組織変更後株式会社商品取引所の資本金及び準備金の額に関する事項

十 組織変更がその効力を生ずべき日（以下この節において「効力発生日」という。）

十一 前各号に掲げる事項のほか、主務省令で定める事項

（削る）

（削る）

（組織変更計画に関する書面等の備置き及び閲覧等）

第二百二十三条 組織変更をする会員商品取引所は、前条第一項の会員総会の会議開催日の十日前から組織変更の効力が生ずる日の前日までの間、組織変更計画の内容その他主務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を主たる事務所に備え置かなければならない。

2| 組織変更をする会員商品取引所の会員及び債権者は、会員商品取引所に対して、その事業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該組織変更をする会員商品取引所の定めた費用を支払わなければならない。

一 前項の書面の閲覧の請求

二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項の電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて主務省令で定めるものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

3| 組織変更をする会員商品取引所は、前項の規定による請求があつたときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

（債権者の異議）

第二百二十四条 組織変更をする会員商品取引所の債権者は、当該会員商品取引所に対し、組織

5| 組織変更計画書には、組織変更をする時期、会員に対する株式の割当てに関する事項その他主務省令で定める事項を記載しなければならない。

6| 第一項の組織変更計画書については、これに記載すべき情報を記録した電磁的記録の作成をもつて、同項の組織変更計画書の作成に代えることができる。この場合においては、当該電磁的記録は同項の組織変更計画書と、当該電磁的記録の記録は同項の組織変更計画書の記載とみなす。

（組織変更に係る書類の備置き等）

第二百二十三条 会員商品取引所の理事長は、前条第一項の会員総会の会議開催日の十日前から組織変更の日の前日まで、組織変更計画書その他の主務省令で定める書類を主たる事務所に備えて置かなければならない。

2| 前条第六項の規定は、前項の規定により備えて置く書類（組織変更計画書を除く。）について準用する。

3| 第五十七条第四項及び第五項の規定は、第一項の規定により備えて置く書類について準用する。

（商法の準用）

第二百二十四条 商法第百条第一項から第三項までの規定は、組織変更の場合について準用する

変更について異議を述べることができる。

- 2| 組織変更をする会員商品取引所は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第二号の期間は、一月を下ることができない。

一 組織変更をする旨

二 債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨

- 3| 前項の規定にかかわらず、組織変更をする会員商品取引所が同項の規定による公告を、官報のほか、第十一条第六項の規定による定款の定めに従い、同項第二号又は第三号に掲げる公告方法によりするときは、前項の規定による各別の催告は、することを要しない。

- 4| 債権者が第二項第二号の期間内に異議を述べなかつたときは、当該債権者は、当該組織変更について承認をしたものとみなす。

- 5| 債権者が第二項第二号の期間内に異議を述べたときは、組織変更をする会員商品取引所は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等（信託会社及び信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）をいう。以下同じ。）に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該組織変更をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

（組織変更手続の経過等の書面等の備置き及び閲覧等）

- 第二百二十五条 組織変更後株式会社商品取引所は、組織変更の効力が生じた日から六月間、第二百三十三条第一項の書面又は電磁的記録及び前条の規定による手続の経過その他の組織変更に関する事項として主務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を本店に備え置かなければならない。

- 2| 組織変更後株式会社商品取引所の株主及び債権者は、組織変更後株式会社商品取引所に対して、その営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該組織変更後株式会社商品取引所の定めた費用を支払わなければならない。

一 前項の書面の閲覧の請求

二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項の電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて主務省令で定めるものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

- 3| 組織変更後株式会社商品取引所は、前項の規定による請求があつたときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

。この場合において、同条第一項中「会社」とあるのは「会員商品取引所」と、「官報ヲ以テ公告」とあるのは「公告」と、同条第三項中「会社」とあるのは「会員商品取引所」と読み替えるものとする。

（組織変更手続の経過等の書類の備置き等）

- 第二百二十五条 組織変更後の株式会社商品取引所の取締役（委員会等設置会社にあつては、執行役）は、組織変更の日から六月間、第二百三十三条第一項の書類及び前条において準用する商法第百条第一項から第三項までの規定による手続の経過その他の組織変更に関する事項として主務省令で定める事項を記載した書類を本店に備えて置かなければならない。

- 2| 第二百二十二条第六項の規定は、前項の規定により備えて置く書類（第二百三十三条第一項の書類を除く。）について準用する。

- 3| 第五十七条第四項及び第五項の規定は、第一項の規定により備えて置く書類について準用する。この場合において、同条第四項中「会員及び会員商品取引所」とあるのは「組織変更後の株式会社商品取引所の株主及び当該株式会社商品取引所」と、「事業時間内」とあるのは「営業時間内」と、「理事長」とあるのは「取締役（委員会等設置会社にあつては、執行役）」と、「会員商品取引所」とあるのは「組織変更後の株式会社商品取引所」と、同条第五項中「理事長」とあるのは「取締役（委員会等設置会社にあつては、執行役）」と読み替えるものとする。

（会員への株式の割当て）

第二百二十六条 会員商品取引所の会員は、組織変更計画の定めるところにより、組織変更後株式会社商品取引所の株式又は金銭の割当てを受けるものとする。

2 会社法第二百三十四条第一項から第五項まで、第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十一条、第八百七十四条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、前項の規定により株式又は金銭の割当てを受ける場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（資本金として計上すべき額）

第二百二十七条 組織変更後株式会社商品取引所の資本金として計上すべき額については、主務省令で定める。

（資本準備金として計上すべき額等）

第二百二十八条 組織変更の際して資本準備金として計上すべき額その他組織変更の際しての計算に関し必要な事項は、主務省令で定める。

（組織変更における株式の発行）

第二百二十九条 会員商品取引所は、第二百二十六条第一項の規定による株式の割当てを行うほか、組織変更の際して、組織変更後株式会社商品取引所の株式を発行することができる。この場合においては、組織変更計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 この条の規定により発行する株式（以下この節において「組織変更時発行株式」という。）の数（種類株式発行会社にあつては、組織変更時発行株式の種類及び数。以下この節において同じ。）

（会員への株式の割当て）

第二百二十六条 会員商品取引所の会員は、組織変更計画で定めるところにより、組織変更後の株式会社商品取引所の株式の割当てを受けるものとする。

2 商法第二百二十条第一項から第三項まで並びに非訟事件手続法第二百二十六条第一項及び第三百三十二条ノ三の規定は、前項の場合について準用する。

3 会員商品取引所の会員で第一項の規定により株式を割り当てられた者は、組織変更により組織変更後の株式会社商品取引所の株主となる。

（新会社の資本及び理事長等のでん補責任）

第二百二十七条 前条第一項の規定により会員に割り当てた株式の発行価額の総額は、組織変更時における組織変更前の会員商品取引所に現に存する純資産額を上回ることができない。

2 前項の場合において、組織変更時における組織変更後の株式会社商品取引所に現に存する純資産額が前条第一項の規定により会員に割り当てた株式の発行価額の総額に不足するときは、組織変更の決議の当時の会員商品取引所の理事長及び理事は、組織変更後の株式会社商品取引所に対し連帯してその不足額を支払う義務を負う。

（準備金の積立て）

第二百二十八条 組織変更後の株式会社商品取引所は、組織変更時における純資産額から資本の額を控除した残額を商法第二百八十八条ノ二第一項の資本準備金として積み立てなければならない。

2 商法第二百八十八条ノ二第五項の規定は、前項の残額について準用する。この場合において、同条第五項中「合併ニ因り消滅シタル会社ノ利益準備金其ノ他会社ニ留保シタル利益」とあるのは「組織変更前ノ会員商品取引所ノ損失填補準備金其ノ他会員商品取引所ニ留保シタル剰余金」と、「其ノ利益準備金」とあるのは「其ノ損失填補準備金」と、「合併後存続スル会社又ハ合併ニ因り設立シタル会社」とあるのは「組織変更後ノ株式会社商品取引所」と読み替えるものとする。

（組織変更における株式の発行）

第二百二十九条 会員商品取引所は、第二百二十六条第一項の規定による株式の割当てを行うほか、組織変更の際して、組織変更後の株式会社商品取引所の株式を発行することができる。この場合においては、組織変更計画書において、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 この項の規定により発行する株式（以下この項において単に「株式」という。）の種類及び数
二 株式の発行価額

- 二 組織変更時発行株式の払込金額（組織変更時発行株式一株と引換えに払い込む金銭又は金銭以外の財産の額をいう。以下この節において同じ。）又はその算定方法
- 三 金銭以外の財産を出資の目的とするときは、その旨並びに当該財産の内容及び価額
- 四 組織変更時発行株式と引換えにする金銭の払込み又は前号の財産の給付の期日
- 五 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

三 株式の発行価額中資本に組み入れない額

四 現物出資をする者の氏名、出資の目的たる財産及びその価格並びにこれに対して与える株式の種類及び数

2) 商法第七十五条（第二項第一号、第五号、第七号及び第十一号を除く。）、「第七十六条から第七十九条まで、第八十九条、第九十条、第九十一条前段、第九十二条、第二百二十二条第一項、第二項、第四項、第七項及び第九項、第二百二十二条ノ二並びに第二百二十二条ノ八並びに非訟事件手続法第二百二十六条第一項及び第三百三十二条ノ二の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、商法第七十五条第二項（各号列記以外の部分に限る。）及び第四項から第七項まで、第七十六条、第七十七条第一項、第七十九条第一項及び第二項並びに第九十二条第四項において準用する同法第八十六条中「発起人」とあるのは「会員商品取引所ノ理事長又ハ理事」と、同法第七十五条第二項第八号中「第六十八条ノ二」とあるのは「商品取引所法第二百二十九条第一項」と、同項第九号中「各発起人が引受ケタル」とあるのは「会員ニ割当テタル」と、「引受価額」とあるのは「発行価額」と、同項第十三号中「取締役若ハ」とあるのは「取締役、執行役若ハ」と、「第二百六十六条第十九項」とあるのは「第二百六十六条第十九項（株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十一条の十七第五項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）」と、同条第八項において準用する同法第三十三条ノ二第二項中「法務省令」とあるのは「主務省令」と、同法第八十九条第一項中「発起人又ハ取締役」とあるのは「会員商品取引所ノ理事長若ハ理事又ハ組織変更後ノ株式会社商品取引所ノ取締役若ハ執行役」と、同法第九十二条第一項及び第二項中「発起人及会社成立当時ノ取締役」とあり、並びに同条第三項中「発起人又ハ取締役」とあるのは「組織変更ノ決議ノ当時ノ会員商品取引所ノ理事長及理事並ニ組織変更当時ノ株式会社商品取引所ノ取締役」と、同法第二百二十二条ノ二第二項中「会社ノ設立ニ際シテハ発起人全員ノ同意ヲ以テ之ヲ定メ会社ノ成立後ニ於テハ定款ニ株主總會ガ之ヲ決スル旨ノ定アルトキヲ除クノ外取締役会之ヲ決ス」とあるのは「組織変更ニ際シテハ組織変更計画書ヲ以テ之ヲ定ム」と、非訟事件手続法第三百三十二条ノ二第一項中「総発起人又ハ総取締役」とあるのは「会員商品取引所ノ理事長及ビ総理事」と読み替えるものとする⁹⁾

3) 商法第七十三条並びに非訟事件手続法第二百二十六条第一項、第二百二十七条から第二百二十九条まで、第二百二十九条ノ三及び第二百二十九条ノ四の規定は、組織変更計画書に第一項第四号に掲げる事項を記載した場合について準用する。この場合において、商法第七十三条第一項中「取締役ハ其ノ選任後遅滞ナク第六十八条第一項」とあるのは「会員商品取引所ノ理事長又ハ理事ハ商品取引所法第二百二十九条第一項第四号」と、同条第二項第一号中「第六十八条第一項第五号及第六号」とあるのは「商品取引所法第二百二十九条第一項第四号」と、「定款」とあるのは「組織変更計画書」と、同項第五号及第六号」とあるのは「同号」と、同項第二号中「第六十八条第一項第五号又ハ第六号」とあるのは「商品取引所法第百

(組織変更時発行株式の申込み等)

第二百三十条 会員商品取引所は、組織変更時発行株式の引受けの申込みをしようとする者に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

一 組織変更後株式会社商品取引所の商号

二 前条各号に掲げる事項

三 金銭の払込みをすべきときは、払込みの取扱いの場所

四 前三号に掲げるもののほか、主務省令で定める事項

2| 組織変更時発行株式の引受けの申込みをする者は、次に掲げる事項を記載した書面を会員

二十九条第一項第四号」と、「定款」とあるのは「組織変更計画書」と、「同項第五号又ハ第六号」とあるのは「同号」と、「同項第三号中「第百六十八条第一項第五号又ハ第六号」とあるのは「商品取引所法第百二十九条第一項第四号」と、「同項第五号又ハ第六号」とあるのは「同号」と、同条第四項中「第百六十八条第一項」とあるのは「商品取引所法第百二十九条第一項第四号」と、「各発起人」とあるのは「組織変更ノ決議ノ当時ノ会員商品取引所ノ理事長及各理事並ニ現物出資ヲ為ス者」と、「同条第五項中「発起人」とあるのは「現物出資ヲ為ス者」と、同項及び同条第六項中「定款」とあるのは「定款及組織変更計画書」と、非訟事件手続法第百二十九条第二項中「発起人」とあるのは「組織変更ノ決議ノ当時ノ会員商品取引所ノ理事長若ハ理事」と、「取締役(株式会社社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号以下商法特例法ト称ス)第一条の二第三項ニ規定スル委員会等設置会社(以下委員会等設置会社ト称ス)ニ付キ商法第二百八十条ノ八第三項ノ規定ニ依ル裁判ヲ為ス場合ニ於テハ現物出資ヲ為ス者及ビ執行役次項ニ於テ之ニ同ジ)」とあるのは「組織変更後ノ株式会社商品取引所ノ取締役」と、同条第三項中「発起人」とあるのは「組織変更ノ決議ノ当時ノ会員商品取引所ノ理事長若ハ理事」と、「取締役」とあるのは「組織変更後ノ株式会社商品取引所ノ取締役」と読み替えるものとする。

4| 商法第百七十三条ノ二及び第百九十五条の規定は、組織変更後の株式会社商品取引所の取締役及び監査役となるべき者について準用する。この場合において、同法第百七十三条ノ二第一項中「前条」とあるのは「商品取引所法第百二十九条第三項ニ於テ準用スル前条」と、「定款」とあるのは「組織変更計画書」と、同条第二項中「各発起人」とあるのは「会員商品取引所ノ理事長及各理事」と、同法第百九十五条中「第百七十三条ノ二又ハ第百八十四条第一項及第二項」とあるのは「商品取引所法第百二十九条第四項ニ於テ準用スル第百七十三条ノ二」と、「発起人モ」とあるのは「会員商品取引所ノ理事長又ハ理事モ」と、「及発起人」とあるのは「並ニ会員商品取引所ノ理事長及理事」と読み替えるものとする。

5| 第一項の規定による株式の発行のために必要な費用の額は、貸借対照表の資産の部に計上することができる。この場合においては、同項の組織変更の後三年以内に、毎決算期に均等額以上の償却をしなければならない。

(理事長及び理事の財産価格てん補責任)

第二百三十条 組織変更計画書に前条第一項第四号に掲げる事項を記載した場合において、現物出資の目的たる財産の組織変更当時における実価が組織変更計画書に記載した価格に著しく不足するときは、現物出資に関する議案を会員総会に提出した会員商品取引所の理事長及び理事は、議案に掲げた財産の価格と実価との差額を限度として組織変更後の株式会社商品取引所に対し連帯してその不足額を支払う義務を負う。

2| 商法第百九十二条ノ二第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「第百六十八条第一項第五号又ハ第六号」とあるのは「商品取引

商品取引所に交付しなければならない。

一 申込みをする者の氏名又は名称及び住所

二 引き受けようとする組織変更時発行株式の数

3| 前項の申込みをする者は、同項の書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、会員商品取引所の承諾を得て、同項の書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該申込みをした者は、同項の書面を交付したものとみなす。

4| 会員商品取引所は、第一項各号に掲げる事項について変更があつたときは、直ちに、その旨及び当該変更があつた事項を第二項の申込みをした者（以下この節において「申込者」という。）に通知しなければならない。

5| 会員商品取引所が申込者に対してする通知又は催告は、第二項第一号の住所（当該申込者が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先を当該会員商品取引所に通知した場合にあつては、その場所又は連絡先）にあてて発すれば足りる。

6| 前項の通知又は催告は、その通知又は催告が通常到達すべきであつた時に、到達したものとみなす。

（組織変更時発行株式の割当て）

第百三十一条 会員商品取引所は、申込者の中から組織変更時発行株式の割当てを受ける者を定め、かつ、その者に割り当てる組織変更時発行株式の数を定めなければならない。この場合において、会員商品取引所は、当該申込者に割り当てる組織変更時発行株式の数を、前条第二項第二号の数よりも減少することができる。

2| 会員商品取引所は、第百二十九条第四号の期日の前日までに、申込者に対し、当該申込者に割り当てる組織変更時発行株式の数を通知しなければならない。

（組織変更時発行株式の引受け）

第百三十一条の二 申込者は、会員商品取引所の割り当てる組織変更時発行株式の数について組織変更時発行株式の引受人となる。

（出資の履行）

第百三十一条の三 組織変更時発行株式の引受人（第百二十九条第三号の財産（以下この節において「現物出資財産」という。）を給付する者を除く。）は、同条第四号の期日に、会員

所法第百二十九条第一項第四号」と、「発起人及取締役」とあるのは「会員商品取引所ノ理事長及理事」と、「前項」とあるのは「同法第百三十条第一項」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「商品取引所法第百三十条第一項」と、同項において準用する同法第百八十六条中「発起人」とあるのは「会員商品取引所ノ理事長及理事」と読み替えるものとする。

（現物出資の目的たる財産の価格の証明等をした者の責任）

第百三十一条 商法第百九十二条ノ二第一項及び第三項の規定は第百二十九条第三項において準用する同法第百七十三条第二項第三号の証明又は鑑定評価（以下この条において「証明等」という。）をした者について、同法第百九十三条第二項の規定は当該証明等をした者が虚偽の証明等をした場合について準用する。この場合において、同法第百九十二条ノ二第一項中「第百六十八条第一項第五号又ハ第六号」とあるのは「商品取引所法第百二十九条第一項第四号」と、「会社成立」とあるのは「組織変更」と、「定款」とあるのは「組織変更計画書」と、同条第三項において準用する同法第百八十六条中「発起人」とあるのは「会員商品取引所ノ理事長及理事」と読み替えるものとする。

2| 第百二十九条第三項において準用する商法第百七十三条第二項第三号の証明等をした者が当該証明等をするについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、当該証明等をした者については、前項の規定は、適用しない。

（新設）

（新設）

商品取引所が定めた銀行等（会社法第三十四条第二項に規定する銀行等をいう。）の払込みの取扱いの場所において、それぞれの組織変更時発行株式の払込金額の全額を払い込まなければならない。

2| 組織変更時発行株式の引受人（現物出資財産を給付する者に限る。）は、第二百二十九条第四号の期日に、それぞれの組織変更時発行株式の払込金額の全額に相当する現物出資財産を給付しなければならない。

3| 組織変更時発行株式の引受人は、第一項の規定による払込み又は前項の規定による給付（以下この節において「出資の履行」という。）をする債務と会員商品取引所に対する債権とを相殺することができない。

4| 出資の履行をすることにより組織変更時発行株式の株主となる権利の譲渡は、組織変更後株式会社商品取引所に対抗することができない。

5| 組織変更時発行株式の引受人は、出資の履行をしないときは、当該出資の履行をすることにより組織変更時発行株式の株主となる権利を失う。

（株主となる時期）

第三百三十一条の四 組織変更時発行株式の引受人は、組織変更の効力が生じた日に、出資の履行をした組織変更時発行株式の株主となる。

（新設）

（引受けの無効又は取消しの制限）

第三百三十一条の五 民法第九十三条ただし書及び第九十四条第一項の規定は、組織変更時発行株式の引受けの申込み及び割当てに係る意思表示については、適用しない。

（新設）

2| 組織変更時発行株式の引受人は、組織変更の効力が生じた日から一年を経過した後又はその株式について権利を行使した後は、錯誤を理由として組織変更時発行株式の引受けの無効を主張し、又は詐欺若しくは強迫を理由として組織変更時発行株式の引受けの取消しをすることができない。

（金銭以外の財産を出資の目的とする場合についての会社法の準用）

（新設）

第三百三十一条の六 会社法第二百七条、第二百十二条（第一項第一号を除く。）、第二百十三条（第一項第一号及び第三号を除く。）、第八百六十八条第一項、第八百七十条（第二号及び第七号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十四条（第一号に係る部分に限る。）、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、第二百二十九条第三号に規定する場合について準用する。この場合において、同法第二百七条第一項、第七項及び第九項第二号から第五号まで並びに第二百十二条第一項第二号及び第二項中「第二百九十九条第一項第三号」とあるのは「商品取引所法第二百二十九条第三号」と、同法第二百七条第四項、第六項及び第九項第三号並びに第二百十三条第一項第二

号及び第三号中「法務省令」とあるのは「主務省令」と、同法第二百七条第八項及び第二百十二条第二項中「申込み又は第二百五条の契約」とあるのは「申込み」と、同法第二百七条第十項第一号中「取締役、会計参与、監査役若しくは執行役」とあるのは「会員商品取引所の理事長、理事若しくは監事」と、同法第二百十二条第一項第二号中「第二百九条」とあるのは「商品取引所法第三百十一條の四」と、同法第八百七十条第七号中「第九十九條第一項第三号又は第二百三十六條第一項第三号」とあるのは「商品取引所法第二百二十九條第三号」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(組織変更の認可)

第三百三十二条 (略)

2 前項の認可を受けようとする者は、組織変更後株式会社商品取引所について第七十九条第一項第一号から第三号まで、第五号及び第六号に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

3 前項の申請書には、組織変更計画の内容を記載した書面、組織変更後株式会社商品取引所の定款、業務規程、受託契約準則、紛争処理規程及び市場取引監視委員会規程その他主務省令で定める書面を添付しなければならない。

(認可基準)

第三百三十三条 主務大臣は、前条第一項の認可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、認可をしなければならない。

一 組織変更後株式会社商品取引所の資本金の額が第八十条第一項第一号の政令で定める金額以上であること。

二 組織変更後株式会社商品取引所の定款、業務規程、受託契約準則、紛争処理規程及び市場取引監視委員会規程の規定が法令に違反せず、かつ、定款、業務規程、受託契約準則、紛争処理規程又は市場取引監視委員会規程に規定する取引の方法又は管理、取引参加者の資格、取引参加者の数の最高限度を定めた場合におけるその最高限度、特別担保金の預託義務を定めた場合におけるその預託に関する事項その他の事項が適当であつて、商品市場における取引の公正を確保し、及び委託者を保護するため十分であること。

三 組織変更後株式会社商品取引所が商品市場を適切に運営するに足りる人的構成を有するものであること。

四 組織変更後株式会社商品取引所が株式会社商品取引所としてこの法律の規定に適合するように組織されるものであること。

2 主務大臣は、前条第一項の認可の申請が次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の規定にかかわらず、同条第一項の認可をしてはならない。

一 組織変更後株式会社商品取引所の役員のうち第十五条第二項第一号イからルまでのい

(組織変更の認可)

第三百三十二条 (略)

2 前項の認可を受けようとする者は、組織変更後の株式会社商品取引所について第七十九条第一項第一号から第三号まで、第五号及び第六号に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

3 前項の申請書には、組織変更計画書、組織変更後の株式会社商品取引所の定款、業務規程、受託契約準則、紛争処理規程及び市場取引監視委員会規程その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

(認可基準)

第三百三十三条 (同上)

一 組織変更後の株式会社商品取引所の資本の額が第八十条第一項第一号の政令で定める金額以上であること。

二 組織変更後の株式会社商品取引所の定款、業務規程、受託契約準則、紛争処理規程及び市場取引監視委員会規程の規定が法令に違反せず、かつ、定款、業務規程、受託契約準則、紛争処理規程又は市場取引監視委員会規程に規定する取引の方法又は管理、取引参加者の資格、取引参加者の数の最高限度を定めた場合におけるその最高限度、特別担保金の預託義務を定めた場合におけるその預託に関する事項その他の事項が適当であつて、商品市場における取引の公正を確保し、及び委託者を保護するため十分であること。

三 組織変更後の株式会社商品取引所が商品市場を適切に運営するに足りる人的構成を有するものであること。

四 組織変更後の株式会社商品取引所が株式会社商品取引所としてこの法律の規定に適合するように組織されるものであること。

2 (同上)

一 組織変更後の株式会社商品取引所の役員のうち第十五条第二項第一号イからルまでのい

いずれかに該当する者があるとき。

二 申請書又はこれに添付すべき書面のうちに重要な事項について虚偽の記載があるとき。

3・4 (略)

5 組織変更をする会員商品取引所が開設していた商品市場において取引をしていた会員であつて、組織変更後株式会社商品取引所が開設する当該商品市場と同一の商品市場(同一の上場商品又は上場商品指数について同一の取引の方法により取引を行う商品市場をいう。第百四十九条第二項及び第四項において同じ。)において取引をしようとする者は、組織変更の時に、その商品市場における第八十二条第一項の取引資格を与えられたものとみなす。

(登記)

第百三十四条 会員商品取引所の組織変更の登記については、組織変更の効力が生じた日から、主たる事務所及び本店の所在地においては二週間以内に、従たる事務所及び支店の所在地においては三週間以内に、組織変更をする会員商品取引所については解散の登記を、組織変更後株式会社商品取引所の本店については設立の登記を、組織変更後株式会社商品取引所の支店については会社法第九百三十条第二項各号に掲げる事項の登記をしなければならない。

21 前項の設立の登記の申請書には、商業登記法第十八条、第十九条及び第四十六条に定める書面のほか、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一 組織変更計画書

二 定款

三 組織変更をする会員商品取引所の組織変更会員総会の議事録

四 組織変更後株式会社商品取引所の取締役(組織変更後株式会社商品取引所が監査役設置会社(監査役の監査を会計に関するものに限定する旨の定款のある株式会社を含む。)である場合にあつては、取締役及び監査役)が就任を承諾したことを証する書面

五 組織変更時における組織変更前の会員商品取引所に現に存する純資産額を証する書面

六 組織変更後株式会社商品取引所の会計参与又は会計監査人を定めたときは、商業登記法第五十四条第二項各号に掲げる書面

七 株主名簿管理人を置いたときは、その者との契約を証する書面

八 第百二十四条第二項の規定による公告及び催告(同条第三項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法又は電子公告によつてした場合にあつては、これらの方法による公告)をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該組織変更をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

九 第百二十九条の規定により組織変更の際して株式を発行したときは、次に掲げる書面

イ 株式の引受けの申込みを証する書面

いずれかに該当する者があるとき。

二 申請書又はこれに添付すべき書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があるとき。

3・4 (略)

5 組織変更前の会員商品取引所が開設していた商品市場において取引をしていた会員であつて、組織変更後の株式会社商品取引所が開設する当該商品市場と同一の商品市場(同一の上場商品又は上場商品指数について同一の取引の方法により取引を行う商品市場をいう。第百四十九条第三項及び第五項において同じ。)において取引をしようとする者は、組織変更の時に、その商品市場における第八十二条第一項の取引資格を与えられたものとみなす。

(登記)

第百三十四条 会員商品取引所の組織変更の登記については、第百三十二条第一項の認可があつた日から、主たる事務所及び本店の所在地においては二週間以内に、従たる事務所及び支店の所在地においては三週間以内に、組織変更前の会員商品取引所については解散の登記を、組織変更後の株式会社商品取引所については設立の登記をしなければならない。

21 前項の設立の登記の申請書には、商業登記法第十八条、第十九条及び第七十九条に定める書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 組織変更計画書

二 定款

三 組織変更前の会員商品取引所の組織変更会員総会の議事録

四 第百二十四条において準用する商法第百条第一項から第三項までの規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を提供し、若しくは信託したこと又は組織変更をしてもその者を害するおそれがないことを証する書面

五 組織変更時における組織変更前の会員商品取引所に現に存する純資産額を証する書面

六 組織変更後の株式会社商品取引所の取締役、代表取締役及び監査役(委員会等設置会社にあつては、取締役、商法特例法第二十一条の八第四項に規定する委員会を組織する取締役、執行役及び代表執行役)が就任を承諾したことを証する書面

七 名義書換代理人又は登録機関を置いたときは、これらの者との契約を証する書面

八 第百二十九条第一項の規定により組織変更の際して株式を発行したときは、次に掲げる書面

イ 株式の申込み及び引受けを証する書面

ロ 取締役及び監査役又は検査役の調査報告書並びに第百二十九条第三項において準用する商法第百七十三条第二項第三号の証明及び鑑定評価を記載した書面並びにこれらの附属書類並びに有価証券の商品取引所の相場を証する書面

ハ 検査役の報告に関する裁判があつたときは、その謄本

ロ 金銭を出資の目的とするときは、第三百三十一条の三第一項の規定による払込みがあつたことを証する書面

ハ 金銭以外の財産を出資の目的とするときは、次に掲げる書面

〔1〕 検査役が選任されたときは、検査役の調査報告を記載した書面及びその附属書類

〔2〕 第三百三十一条の六において準用する会社法第二百七条第九項第三号に掲げる場合には、有価証券の市場価格を証する書面

〔3〕 第三百三十一条の六において準用する会社法第二百七条第九項第四号に掲げる場合には、同号に規定する証明を記載した書面及びその附属書類

〔4〕 第三百三十一条の六において準用する会社法第二百七条第九項第五号に掲げる場合には、同号の金銭債権について記載された会計帳簿

ニ 検査役の報告に関する裁判があつたときは、その謄本

3 商業登記法第七十六条及び第七十八条の規定は、第一項の会員商品取引所の組織変更の登記について準用する。

（組織変更の効力の発生等）

第三百三十五条 組織変更をする会員商品取引所は、効力発生日又は第三百三十二条第一項の主務大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日に、株式会社商品取引所となる。

2 組織変更をする会員商品取引所は、組織変更の効力が生じた日に、第二百二十二条第四項第一号及び第二号に掲げる事項についての定めに従い、当該事項に係る定款の変更をしたものとみなす。

3 組織変更をする会員商品取引所の会員は、組織変更の効力が生じた日に、第二百二十二条第四項第六号に掲げる事項についての定めに従い、同項第五号の株式の株主となる。

4 前三項の規定は、第二百二十四条の規定による手続が終了していない場合又は組織変更を中止した場合には、適用しない。

第三百三十六条 削除

3 〔1〕 払込みを取り扱った銀行又は信託会社の払込金の保管に関する証明書
商業登記法第七十一条及び第七十三条の規定は、第一項の場合について準用する。

（組織変更の効力発生）

第三百三十五条 組織変更は、本店の所在地において前条第一項に規定する登記をすることによつてその効力を生ずる。

（会社の設立に際して発行する株式とみなされる株式等）

第三百三十六条 次に掲げる株式は、商法第六十六条第一項第六号及び第四項に規定する会社の設立に際して発行する株式とみなす。

一 第二百二十六条第一項の規定により会員に割り当てる株式

二 第二百二十九条第一項の規定により組織変更の際に発行する株式

2 前項の場合においては、同項各号に掲げる株式に係る組織変更の日を商法第二百二十五条第二号に掲げる日と、当該組織変更を同法第二百二十六条に規定する会社の成立とみなして、これらの規定を適用する。

（組織変更の無効の訴え）

（組織変更の無効の訴え）

第三百三十七条 会社法第八百二十八条第一項（第六号に係る部分に限る。）及び第二項（第六号に係る部分に限る。）、第八百三十四条（第六号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六條から第八百三十九條まで、第八百四十六條並びに第九百三十七條第三項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、組織変更の無効の訴えについて準用する。この場合において、同項中「各会社の本店」とあるのは、「株式会社商品取引所の本店及び支店並びに会員商品取引所の主たる事務所及び従たる事務所」と読み替えるものとする。

第六節 合併

第一款 総則

第三百三十九条 会員商品取引所は、他の会員商品取引所又は株式会社商品取引所と合併をすることができる。この場合においては、合併をする商品取引所は、合併契約を締結しなければならない。

2 会員商品取引所が吸収合併（商品取引所が他の商品取引所とする合併であつて、合併により消滅する商品取引所（以下この節において「吸収合併消滅商品取引所」という。）の権利義務の全部を合併後存続する商品取引所（以下この節において「吸収合併存続商品取引所」という。）に承継させるものをいう。以下同じ。）又は新設合併（二以上の商品取引所がする合併であつて、合併により消滅する商品取引所（以下この節において「新設合併消滅商品取引所」という。）の権利義務の全部を合併により設立する商品取引所（以下この節において「新設合併設立商品取引所」という。）に承継させるものをいう。以下同じ。）をする場合には、吸収合併存続商品取引所又は新設合併設立商品取引所は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者でなければならない。

一・二 （略）

（削る）

第二款 会員商品取引所と会員商品取引所との合併

（会員商品取引所と会員商品取引所との吸収合併契約）

第四百四十条 会員商品取引所と会員商品取引所とが吸収合併をする場合には、吸収合併契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 会員商品取引所である吸収合併存続商品取引所（以下この節において「吸収合併存続会

第三百三十七条 組織変更の無効は、本店の所在地において組織変更の日から六月以内に、訴えをもつてのみ主張することができる。

2 商法第八十八条、第五百五条第二項及び第三項、第六六条、第八八条から第一百十條まで、第二百四十九條並びに第四百十五條第二項並びに非訟事件手続法第三百五十五條ノ六及び第四百十條の規定は、前項の訴えについて準用する。この場合において、商法第二百四十九條第一項及び第四百十五條第二項中「取締役」とあるのは、「取締役、執行役」と読み替えるものとする。

第六節 合併

（新設）

（商品取引所の合併）
第三百三十九条 会員商品取引所は、他の会員商品取引所又は株式会社商品取引所と合併することができる。

2 前項の場合において、合併後存続する者又は合併により設立される者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者でなければならない。

一・二 （略）

3 株式会社商品取引所が合併する場合には、この法律及び商法の合併に関する規定に従うものとする。

（新設）

（会員商品取引所の合併の手続）

第四百四十条 会員商品取引所が合併を行うには、合併契約書を作成して、会員総会の決議により、その承認を受けなければならない。

2 前項の会員総会の招集の通知は、合併契約書の要領を示してしなければならない。

員商品取引所」という。）及び会員商品取引所である吸収合併消滅商品取引所（以下この節において「吸収合併消滅会員商品取引所」という。）の名称及び住所

- 二 吸収合併がその効力を生ずべき日（以下この節において「効力発生日」という。）
- 三 前二号に掲げる事項のほか、主務省令で定める事項

（会員商品取引所と会員商品取引所との新設合併契約）

第四百十一条 会員商品取引所と会員商品取引所とが新設合併をする場合には、新設合併契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 会員商品取引所である新設合併消滅商品取引所（以下この節において「新設合併消滅会員商品取引所」という。）の名称及び住所
- 二 会員商品取引所である新設合併設立商品取引所（以下この節において「新設合併設立会員商品取引所」という。）の目的、名称及び主たる事務所の所在地
- 三 前号に掲げるもののほか、新設合併設立会員商品取引所の定款で定める事項
- 四 新設合併設立会員商品取引所の設立に際して理事長、理事及び監事となる者の氏名
- 五 前各号に掲げる事項のほか、主務省令で定める事項

第三款 会員商品取引所と株式会社商品取引所との合併

（会員商品取引所と株式会社商品取引所との吸収合併契約）

第四百十二条 会員商品取引所と株式会社商品取引所とが吸収合併をする場合には、吸収合併契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 株式会社商品取引所である吸収合併存続商品取引所（以下この節において「吸収合併存続株式会社商品取引所」という。）の商号及び住所並びに吸収合併消滅会員商品取引所の名称及び住所
- 二 吸収合併存続株式会社商品取引所が吸収合併に際して吸収合併消滅会員商品取引所の会員に対してその持分に代わる株式等（株式又は金銭をいう。以下同じ。）を交付するとき、当該株式等についての次に掲げる事項
 - イ 当該株式等が吸収合併存続株式会社商品取引所の株式であるときは、当該株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）又はその数の算定方法並びに当該吸収合併存続株式会社商品取引所の資本金及び準備金の額に関する事項
 - ロ 当該株式等が金銭であるときは、当該金銭の額又はその算定方法
- 三 前号に規定する場合には、吸収合併消滅会員商品取引所の会員に対する同号の株式等の割当てに関する事項
- 四 効力発生日
- 五 前各号に掲げる事項のほか、主務省令で定める事項

- 3 第二百二十二条第六項の規定は、第一項の合併契約書に準用する。

第四百十一条 会員商品取引所が合併を行う場合の合併契約書には、合併を行う時期その他第三百九条第二項各号に掲げる場合の区分に応じ主務省令で定める事項を記載しなければならない。

- 2 前項の場合において、合併の一方の当事者が株式会社商品取引所であるときは、当該株式会社商品取引所については、商法第四百九条及び第四百十条の規定は、適用しない。

（新設）

第四百十二条 合併を行う会員商品取引所の理事長は、第四百十条第一項の会員総会の会議開催日の十日前から合併の日の前日まで、合併契約書、各商品取引所の貸借対照表その他の主務省令で定める書類を主たる事務所に備えて置かなければならない。

- 2 第二百二十二条第六項の規定は、前項の規定により備えて置く書類（合併契約書を除く。）について準用する。

- 3 第五十七条第四項及び第五項の規定は、第一項の規定により備えて置く書類について準用する。

(会員商品取引所と株式会社商品取引所との新設合併契約)

第四百十三条 会員商品取引所と株式会社商品取引所とが新設合併をする場合には、新設合併契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 新設合併消滅会員商品取引所の名称及び住所並びに株式会社商品取引所である新設合併消滅商品取引所（以下この節において「新設合併消滅株式会社商品取引所」という。）の商号及び住所

二 株式会社商品取引所である新設合併設立商品取引所（以下この節において「新設合併設立株式会社商品取引所」という。）の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数

三 前号に掲げるもののほか、新設合併設立株式会社商品取引所の定款で定める事項

四 新設合併設立株式会社商品取引所の設立に際して取締役となる者の氏名及びその設立に際して会計監査人となる者の氏名又は名称

五 次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める事項

イ 新設合併設立株式会社商品取引所が会計参与設置会社である場合 新設合併設立株式会社商品取引所の設立に際して会計参与となる者の氏名又は名称

ロ 新設合併設立株式会社商品取引所が監査役設置会社（監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社を含む。）である場合 新設合併設立株式会社商品取引所の設立に際して監査役となる者の氏名

六 新設合併設立株式会社商品取引所が新設合併に際して新設合併消滅会員商品取引所の会員又は新設合併消滅株式会社商品取引所の株主に対して交付するその持分又は株式に代わる当該新設合併設立株式会社商品取引所の株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）又はその数の算定方法並びに当該新設合併設立株式会社商品取引所の資本金及び準備金の額に関する事項

七 新設合併消滅会員商品取引所の会員又は新設合併消滅株式会社商品取引所の株主（新設合併消滅商品取引所を除く。）に対する前号の株式の割当てに関する事項

八 新設合併消滅株式会社商品取引所が新株予約権を発行しているときは、新設合併設立株式会社商品取引所が新設合併に際して当該新株予約権の新株予約権者に対して交付する当該新株予約権に代わる当該新設合併設立株式会社商品取引所の新株予約権又は金銭についての次に掲げる事項

イ 当該新設合併消滅株式会社商品取引所の新株予約権の新株予約権者に対して新設合併設立株式会社商品取引所の新株予約権を交付するときは、当該新株予約権の内容及び数又はその算定方法

ロ イに規定する場合において、イの新設合併消滅株式会社商品取引所の新株予約権が新株予約権付社債に付された新株予約権であるときは、新設合併設立株式会社商品取引所が当該新株予約権付社債についての社債に係る債務を承継する旨並びにその承継に係る

第四百十三条 合併後存続する会員商品取引所又は合併により設立される会員商品取引所の理事長は、合併の日から六月間、前条第一項の書類並びに第五百十条において準用する商法第四百十二条第一項本文及び第二項の規定による手続の経過、合併の日その他の合併に関する事項として主務省令で定める事項を記載した書類を主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 第二百二十二条第六項の規定は、前項の規定により備えて置く書類（前条第一項の書類を除く。）について準用する。

3 第五十七条第四項及び第五項の規定は、第一項の規定により備えて置く書類について準用する。

社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法

ハ 当該新設合併消滅株式会社商品取引所の新株予約権の新株予約権者に対して金銭を交付するときは、当該金銭の額又はその算定方法

九 前号に規定する場合には、新設合併消滅株式会社商品取引所の新株予約権の新株予約権者に対する同号の新設合併設立株式会社商品取引所の新株予約権又は金銭の割当てに関する事項

2| 前項に規定する場合において、新設合併消滅株式会社商品取引所の全部又は一部が種類株式発行会社であるときは、新設合併消滅株式会社商品取引所の発行する種類の株式の内容に応じ、同項第七号に掲げる事項（新設合併消滅株式会社商品取引所の株主に係る事項に限る。次項において同じ。）として次に掲げる事項を定めることができる。

一 ある種類の株式の株主に対して新設合併設立株式会社商品取引所の株式の割当てをしないこととするときは、その旨及び当該株式の種類

二 前号に掲げる事項のほか、新設合併設立株式会社商品取引所の株式の割当てについて株式の種類ごとに異なる取扱いを行うこととするときは、その旨及び当該異なる取扱いの内容

3| 第一項に規定する場合には、同項第七号に掲げる事項についての定めは、新設合併消滅株式会社商品取引所の株主（新設合併消滅商品取引所及び前項第一号の種類の株式の株主を除く。）の有する株式の数（前項第二号に掲げる事項についての定めがある場合にあっては、各種類の株式の数）に応じて新設合併設立株式会社商品取引所の株式を交付することを内容とするものでなければならない。

第四款 会員商品取引所の合併の手続

（吸収合併消滅会員商品取引所の手続）

第四百四十四条 吸収合併消滅会員商品取引所は、第四項の会員総会の日の十日前の日から吸収合併の効力が生ずる日までの間、吸収合併契約の内容その他主務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を主たる事務所に備え置かなければならない。

2| 吸収合併消滅会員商品取引所の会員及び債権者は、吸収合併消滅会員商品取引所に対して、その事業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該吸収合併消滅会員商品取引所の定めた費用を支払わなければならない。

一 前項の書面の閲覧の請求

二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項の電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

（新設）

（会員への株式の割当て）

第四百四十四条 会員商品取引所と株式会社商品取引所とが合併する場合において、当該会員商品取引所の会員は、合併契約書で定めるところにより、合併後の株式会社商品取引所の株式の割当てを受けるものとする。

2| 商法第二百二十条第一項から第三項まで並びに非訟事件手続法第二百六条第一項及び第二百三十二条ノ三の規定は、前項の場合について準用する。

3| 会員商品取引所の会員で第一項の規定により株式を割り当てられた者は、合併により合併後の株式会社商品取引所の株主となる。

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて主務省令で定めるものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

3| 吸収合併消滅会員商品取引所は、前項の規定による請求があつたときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

4| 吸収合併消滅会員商品取引所は、効力発生日の前日までに、会員総会の決議によつて、吸収合併契約の承認を受けなければならない。

5| 第二百二十四条の規定は、吸収合併消滅会員商品取引所について準用する。

6| 吸収合併消滅会員商品取引所は、吸収合併存続商品取引所との合意により、効力発生日を変更することができる。

7| 前項の場合には、吸収合併消滅会員商品取引所は、変更前の効力発生日（変更後の効力発生日が変更前の効力発生日前の日である場合にあつては、当該変更後の効力発生日）の前日までに、変更後の効力発生日を公告しなければならない。

8| 第六項の規定により効力発生日を変更したときは、変更後の効力発生日を効力発生日とみなして、この節の規定を適用する。

（吸収合併存続会員商品取引所の手続）

第百四十四条の二 吸収合併存続会員商品取引所は、次項の会員総会の日の十日前日から吸収合併の効力が生じた日後六月を経過する日までの間、吸収合併契約の内容その他主務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を主たる事務所に備え置かなければならない。

2| 吸収合併存続会員商品取引所は、効力発生日の前日までに、会員総会の決議によつて、吸収合併契約の承認を受けなければならない。

3| 第二百二十四条の規定は、吸収合併存続会員商品取引所について準用する。

4| 吸収合併存続会員商品取引所は、吸収合併の効力が生じた日後遅滞なく、吸収合併により吸収合併存続会員商品取引所が承継した吸収合併消滅会員商品取引所の権利義務その他の吸収合併に関する事項として主務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成しなければならない。

5| 吸収合併存続会員商品取引所は、吸収合併の効力が生じた日から六月間、前項の書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

6| 吸収合併存続会員商品取引所の会員及び債権者は、吸収合併存続会員商品取引所に対して、その事業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該吸収合併存続会員商品取引所の定めた費用を支払わなければならない。

一 第一項又は前項の書面の閲覧の請求

二 第一項又は前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

（新設）

三 第一項又は前項の電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 第一項又は前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて主務省令で定めるものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

7| 吸収合併存続会員商品取引所は、前項の規定による請求があつたときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(新設合併消滅会員商品取引所の手続)

第百四十四条の三 新設合併消滅会員商品取引所は、第四項の会員総会の日の前十日から新設合併設立商品取引所の成立の日までの間、新設合併契約の内容その他主務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を主たる事務所に備え置かなければならない。

2| 新設合併消滅会員商品取引所の会員及び債権者は、新設合併消滅会員商品取引所に対して、その事業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該新設合併消滅会員商品取引所の定めた費用を支払わなければならない。

一 前項の書面の閲覧の請求

二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項の電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて主務省令で定めるものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

3| 新設合併消滅会員商品取引所は、前項の規定による請求があつたときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

4| 新設合併消滅会員商品取引所は、会員総会の決議によつて、新設合併契約の承認を受けなければならない。

5| 第百二十四条の規定は、新設合併消滅会員商品取引所について準用する。

(新設合併設立会員商品取引所の手続)

第百四十四条の四 第二節第一款(第七条、第八条、第十一条第二項、第四項及び第五項前段、第十六条第一項、第十九条、第二十条第二項、第二十一条から第二十五条まで並びに第二十七条を除く。)の規定は、新設合併設立会員商品取引所の設立については、適用しない。

2| 新設合併設立会員商品取引所の定款は、新設合併消滅会員商品取引所が作成する。

3| 新設合併設立会員商品取引所は、その成立の日後遅滞なく、新設合併により新設合併設立

(新設)

(新設)

会員商品取引所が承継した新設合併消滅会員商品取引所の権利義務その他の新設合併に関する事項として主務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成しなければならぬ。

4| 新設合併設立会員商品取引所は、その成立の日から六月間、前項の書面又は電磁的記録及び新設合併契約の内容その他主務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならぬ。

5| 新設合併設立会員商品取引所の会員及び債権者は、新設合併設立会員商品取引所に対して、その事業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該新設合併設立会員商品取引所の定めた費用を支払わなければならない。

一 前項の書面の閲覧の請求

二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項の電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて主務省令で定めるものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

6| 新設合併設立会員商品取引所は、前項の規定による請求があつたときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならぬ。

第五款 株式会社商品取引所の合併の手續

第一目 吸収合併存続株式会社商品取引所の手續

(吸収合併契約に関する書面等の備置き及び閲覧等)

第百四十四条の五 吸収合併存続株式会社商品取引所(会員商品取引所と株式会社商品取引所とが吸収合併をする場合における当該吸収合併存続株式会社商品取引所に限る。以下この目において同じ。)は、次に掲げる日のいずれか早い日から吸収合併の効力が生じた日後六月を経過する日までの間、吸収合併契約の内容その他主務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその本店に備え置かなければならぬ。

一 吸収合併契約について株主総会(種類株主総会を含む。)の決議によつてその承認を受けなければならないときは、当該株主総会の日の二週間前の日

二 第百四十四条の八第一項の規定による通知の日又は同条第二項の公告の日のいずれか早い日

三 第百四十四条の十第二項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日

(新設)

(新設)

(新設)

2| 吸収合併存続株式会社商品取引所の株主及び債権者は、吸収合併存続株式会社商品取引所に対して、その営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該吸収合併存続株式会社商品取引所の定めた費用を支払わなければならない。

一 前項の書面の閲覧の請求

二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項の電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて主務省令で定めるものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

3| 吸収合併存続株式会社商品取引所は、前項の規定による請求があつたときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(吸収合併契約の承認等)

第百四十四条の六 吸収合併存続株式会社商品取引所は、効力発生日の前日までに、株主総会の決議によつて、吸収合併契約の承認を受けなければならない。

2| 次に掲げる場合には、取締役は、前項の株主総会において、その旨を説明しなければならない。

一 吸収合併存続株式会社商品取引所が承継する吸収合併消滅会員商品取引所の債務の額として主務省令で定める額（次号において「承継債務額」という。）が吸収合併存続株式会社商品取引所が承継する吸収合併消滅会員商品取引所の資産の額として主務省令で定める額（同号において「承継資産額」という。）を超える場合

二 吸収合併存続株式会社商品取引所が吸収合併消滅会員商品取引所の会員に対して交付する金銭の額が承継資産額から承継債務額を控除して得た額を超える場合

3| 承継する吸収合併消滅会員商品取引所の資産に吸収合併存続株式会社商品取引所の株式が含まれる場合には、取締役は、第一項の株主総会において、当該株式に関する事項を説明しなければならない。

4| 吸収合併存続株式会社商品取引所が種類株式発行会社である場合において、吸収合併消滅会員商品取引所の会員に対して交付する株式等が吸収合併存続株式会社商品取引所の株式であるときは、吸収合併は、第百四十二条第二号イの種類の株式（譲渡制限株式であつて、会社法第百九十九条第四項の定款の定めがないものに限る。）の種類株主を構成員とする種類株主総会（当該種類株主に係る株式の種類が二以上ある場合にあつては、当該二以上の株式の種類別に区分された種類株主を構成員とする各種類株主総会）の決議がなければ、その効力を生じない。ただし、当該種類株主総会において議決権を行使することができる株主が存しない場合は、この限りでない。

(新設)

5| 第一項の株主総会の決議は、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数（三分の一以上の割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上）を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の三分の二（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上に当たる多数をもつて行わなければならない。この場合においては、当該決議の要件に加えて、一定の数以上の株主の賛成を要する旨その他の要件を定款で定めることを妨げない。

6| 前項の規定は、第四項の種類株主総会について準用する。

（吸収合併契約等の承認を要しない場合等）

第百四十四条の七 前条第一項から第三項までの規定は、第一号に掲げる額の第二号に掲げる額に対する割合が五分の一（これを下回る割合を吸収合併存続株式会社商品取引所の定款で定めた場合にあつては、その割合）を超えない場合には、適用しない。ただし、同条第二項各号に掲げる場合又は吸収合併消滅会員商品取引所の会員に対して交付する株式等の全部又は一部が吸収合併存続株式会社商品取引所の譲渡制限株式である場合であつて、吸収合併存続株式会社商品取引所が公開会社（会社法第二条第五号に規定する公開会社をいう。以下この節において同じ。）でないときは、この限りでない。

一 次に掲げる額の合計額

イ| 吸収合併消滅会員商品取引所の会員に対して交付する吸収合併存続株式会社商品取引所の株式の数に一株当たり純資産額（会社法第百四十一条第二項に規定する一株当たり純資産額をいう。）を乗じて得た額

ロ| 吸収合併消滅会員商品取引所の会員に対して交付する金銭の額の合計額

二| 吸収合併存続株式会社商品取引所の純資産額として主務省令で定める方法により算定される額

2| 前項本文に規定する場合において、主務省令で定める数の株式（前条第一項の株主総会において議決権を行使することができるものに限る。）を有する株主が次条第一項の規定による通知又は同条第二項の公告の日から二週間以内に吸収合併に反対する旨を吸収合併存続株式会社商品取引所に対し通知したときは、効力発生日の前日までに、株主総会の決議によつて、吸収合併契約の承認を受けなければならない。

3| 前条第五項の規定は、前項の株主総会について準用する。

（株主に対する通知）

第百四十四条の八 吸収合併存続株式会社商品取引所は、効力発生日の二十日前までに、その株主に対し、吸収合併をする旨並びに吸収合併消滅会員商品取引所の名称及び住所（第百四十四条の六第三項に規定する場合にあつては、同項の株式に関する事項を含む。）を通知しなければならない。

（新設）

（新設）

2| 次に掲げる場合には、前項の規定による通知は、公告をもつてこれに代えることができる。

- 1| 吸収合併存続株式会社商品取引所が公開会社である場合
- 2| 吸収合併存続株式会社商品取引所が第百四十四条の六第一項の株主総会の決議によつて吸収合併契約の承認を受けた場合
- 3| 会社法第九百四十条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第三項の規定は、吸収合併存続株式会社商品取引所が同法第九百三十九条第一項第三号に掲げる方法により前項の公告をする場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（株式買取請求）

第百四十四条の九 吸収合併をする場合には、反対株主は、吸収合併存続株式会社商品取引所に対し、自己の有する株式を公正な価格で買い取ることを請求することができる。

2| 前項に規定する「反対株主」とは、次の各号に掲げる場合における当該各号に定める株主をいう。

1| 吸収合併をするために株主総会（種類株主総会を含む。）の決議を要する場合 次に掲げる株主

イ 当該株主総会に先立つて当該吸収合併に反対する旨を当該吸収合併存続株式会社商品取引所に対し通知し、かつ、当該株主総会において当該吸収合併に反対した株主（当該株主総会において議決権を行使することができるものに限る。）

ロ 当該株主総会において議決権を行使することができない株主

2| 前号に規定する場合以外の場合 すべての株主

3| 会社法第七百九十七条第五項から第七項まで、第七百九十八条、第八百六十八条第一項、第八百七十条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十一条本文、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、第一項の規定による請求について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（債権者の異議）

第百四十四条の十 吸収合併存続株式会社商品取引所の債権者は、吸収合併存続株式会社商品取引所に対し、吸収合併について異議を述べることができる。

2| 吸収合併存続株式会社商品取引所は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知れている債権者（社債管理者（会社法第七百二条の社債管理者をいう。以下この条において同じ。）

がある場合にあつては、当該社債管理者を含む。）には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第四号の期間は、一月を下ることができない。

1| 吸収合併をする旨

（新設）

（新設）

二 吸収合併消滅会員商品取引所の名称及び住所

三 吸収合併存続株式会社商品取引所の計算書類に関する事項として主務省令で定めるもの
四 債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨

3| 前項の規定にかかわらず、吸収合併存続株式会社商品取引所が同項の規定による公告を、
官報のほか、会社法第九百三十九条第一項の規定による定款の定めに従い、同項第二号又は
第三号に掲げる方法によりするときは、前項の規定による各別の催告は、することを要しな
い。

4| 債権者が第二項第四号の期間内に異議を述べなかつたときは、当該債権者は、当該吸収合
併について承認をしたものとみなす。

5| 債権者が第二項第四号の期間内に異議を述べたときは、吸収合併存続株式会社商品取引所
は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受
けさせることを目的として信託会社等に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当
該吸収合併をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

6| 会社法第九百四十条第一項（第三号に係る部分に限る。）及び第三項の規定は、吸収合併
存続株式会社商品取引所が同法第九百三十九条第一項第三号に掲げる方法により第二項の規
定による公告をする場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政
令で定める。

7| 第一項の規定により社債権者が異議を述べるには、社債権者集会の決議によらなければな
らない。この場合においては、裁判所は、利害関係人の申立てにより、社債権者のために異
議を述べるができる期間を伸長することができる。

8| 前項の規定にかかわらず、社債権者は、社債権者のために異議を述べることができる。
ただし、会社法第七百二条の規定による委託に係る契約に別段の定めがある場合は、この限
りでない。

9| 会社法第八百六十八条第三項、第八百七十条（第十一号に係る部分に限る。）、第八百七
十一条本文、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五条及び第八百七
十六条の規定は、第七項の申立てに係る事件について準用する。

（吸収合併等に関する書面等の備置き及び閲覧等）

第四百四十四条の十一 吸収合併存続株式会社商品取引所は、吸収合併の効力が生じた日後遅滞
なく、吸収合併により吸収合併存続株式会社商品取引所が承継した吸収合併消滅会員商品取
引所の権利義務その他の吸収合併に関する事項として主務省令で定める事項を記載し、又は
記録した書面又は電磁的記録を作成しなければならない。

2| 吸収合併存続株式会社商品取引所は、吸収合併の効力が生じた日から六月間、前項の書面
又は電磁的記録をその本店に備え置かなければならない。

3| 吸収合併存続株式会社商品取引所の株主及び債権者は、吸収合併存続株式会社商品取引所

（新設）

に対して、その営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該吸収合併存続株式会社商品取引所の定めた費用を支払わなければならない。

一 前項の書面の閲覧の請求

二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項の電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて主務省令で定めるものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

4| 吸収合併存続株式会社商品取引所は、前項の規定による請求があつたときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

第二目 新設合併消滅株式会社商品取引所の手続

(新設合併契約に関する書面等の備置き及び閲覧等)

第百四十四条の十二 新設合併消滅株式会社商品取引所(会員商品取引所と株式会社商品取引所とが新設合併をする場合における当該新設合併消滅株式会社商品取引所に限る。以下この目において同じ。)は、次に掲げる日のいずれか早い日から新設合併設立株式会社商品取引所の成立の日までの間、新設合併契約の内容その他主務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその本店に備え置かなければならない。

一 次条第一項の株主総会の日の二週間前の日

二 新設合併契約について種類株主総会の決議によつてその承認を受けなければならないときは、当該種類株主総会の日の二週間前の日

三 第百四十四条の十四第一項の規定による通知の日又は同条第二項の公告の日のいずれか早い日

四 第百四十四条の十七において準用する第百四十四条の十第二項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日

2| 新設合併消滅株式会社商品取引所の株主及び債権者は、新設合併消滅株式会社商品取引所に対して、その営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該新設合併消滅株式会社商品取引所の定めた費用を支払わなければならない。

一 前項の書面の閲覧の請求

二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項の電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

(新設)

(新設)

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて主務省令で定めるものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

3| 新設合併消滅株式会社商品取引所は、前項の規定による請求があつたときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(新設合併契約の承認)

第百四十四条の十三 新設合併消滅株式会社商品取引所は、株主総会の決議によつて、新設合併契約の承認を受けなければならない。

2| 前項の株主総会の決議は、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数（三分の一以上の割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上）を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の三分の二（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上に当たる多数をもつて行わなければならない。この場合においては、当該決議の要件に加えて、一定の数以上の株主の賛成を要する旨その他の要件を定款で定めることを妨げない。

3| 前項の規定にかかわらず、新設合併消滅株式会社商品取引所が公開会社である場合において、当該新設合併消滅株式会社商品取引所の株主に対して交付する新設合併設立株式会社商品取引所の株式の全部又は一部が譲渡制限株式であるときは、第一項の株主総会（種類株式発行会社の株主総会を除く。）の決議は、会社法第三百九条第三項に定める決議によらなければならない。

4| 新設合併消滅株式会社商品取引所が種類株式発行会社である場合において、新設合併消滅株式会社商品取引所の株主に対して交付する新設合併設立株式会社商品取引所の株式の全部又は一部が譲渡制限株式であるときは、当該新設合併は、当該譲渡制限株式の割当てを受ける種類の株式（譲渡制限株式を除く。）の種類株主を構成員とする種類株主総会（当該種類株主に係る株式の種類が二以上ある場合にあつては、当該二以上の株式の種類別に区分された種類株主を構成員とする各種類株主総会）の決議がなければ、その効力を生じない。ただし、当該種類株主総会において議決権を行使することができる株主が存しない場合は、この限りでない。

5| 前項の種類株主総会の決議は、当該種類株主総会において議決権を行使することができる株主の半数以上（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上）であつて、当該株主の議決権の三分の二（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上に当たる多数をもつて行わなければならない。

(株主等に対する通知)

第百四十四条の十四 新設合併消滅株式会社商品取引所は、前条第一項の株主総会の決議の日から二週間以内に、その株主及び登録株式質権者（会社法第百四十九条第一項に規定する登

(新設)

(新設)

録株式質権者をいう。)並びにその新株予約権者及び登録新株予約権質権者(同法第二百七十条第一項に規定する登録新株予約権質権者をいう。)に対し、新設合併をする旨並びに他の新設合併消滅商品取引所及び新設合併設立株式会社商品取引所の名称又は商号及び住所を通知しなければならない。

2| 前項の規定による通知は、公告をもつてこれに代えることができる。

3| 会社法第九百四十条第一項(第四号に係る部分に限る。)及び第三項の規定は、新設合併消滅株式会社商品取引所が同法第九百三十九条第一項第三号に掲げる方法により前項の公告をする場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(株式買取請求)

第百四十四条の十五 新設合併をする場合には、次に掲げる株主は、新設合併消滅株式会社商品取引所に対し、自己の有する株式を公正な価格で買い取ることを請求することができる。

一 新設合併契約を承認するための株主総会(種類株主総会を含む。)に先立って当該新設合併に反対する旨を当該新設合併消滅株式会社商品取引所に対し通知し、かつ、当該株主総会において当該新設合併に反対した株主(当該株主総会において議決権を行使することができるものに限る。)

二 当該株主総会において議決権を行使することができない株主

2| 会社法第八百六条第五項から第七項まで、第八百七条、第八百六十八条第一項、第八百七十条(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十一条本文、第八百七十二條(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、前項の規定による請求について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(新株予約権買取請求)

第百四十四条の十六 新設合併をする場合には、新設合併消滅株式会社商品取引所の新株予約権の新株予約権者は、新設合併消滅株式会社商品取引所に対し、自己の有する新株予約権を公正な価格で買い取ることを請求することができる。

2| 会社法第八百八条第五項から第七項まで、第八百九条、第八百六十八条第一項、第八百七十条(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十一条本文、第八百七十二條(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、前項の規定による請求について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(準用規定)

第百四十四条の十七 第百四十四条の十の規定は、新設合併消滅株式会社商品取引所について

(新設)

(新設)

(新設)

準用する。

第三目 新設合併設立株式会社商品取引所の手続

(株式会社商品取引所の設立の特則)

第百四十四条の十八 会社法第二編第一章(第二十七条(第四号及び第五号を除く。)、第二十九条、第三十一条、第三十九条及び第四十七条から第四十九条までを除く。)の規定は、新設合併設立株式会社商品取引所(会員商品取引所と株式会社商品取引所とが新設合併をする場合における当該新設合併設立株式会社商品取引所に限る。以下この目において同じ。)の設立については、適用しない。

2. 新設合併設立株式会社商品取引所の定款は、新設合併消滅商品取引所が作成する。

(新設合併契約に関する書面等の備置き及び閲覧等)

第百四十四条の十九 新設合併設立株式会社商品取引所は、その成立の日後遅滞なく、新設合併により新設合併設立株式会社商品取引所が承継した新設合併消滅商品取引所の権利義務その他の新設合併に関する事項として主務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成しなければならない。

2. 新設合併設立株式会社商品取引所は、その成立の日から六月間、前項の書面又は電磁的記録及び新設合併契約の内容その他主務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその本店に備え置かなければならない。

3. 新設合併設立株式会社商品取引所の株主及び債権者は、新設合併設立株式会社商品取引所に対して、その営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該新設合併設立株式会社商品取引所の定めた費用を支払わなければならない。

一 前項の書面の閲覧の請求

二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項の電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて主務省令で定めるものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

4. 新設合併設立株式会社商品取引所は、前項の規定による請求があつたときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

第六款 合併の効力の発生等

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(合併の認可)

第四百四十五条 (略)

2 前項の認可を受けようとする者は、合併後存続する商品取引所又は合併により設立される商品取引所（以下「合併後の商品取引所」という。）について次に掲げる事項（合併後の商品取引所が会員商品取引所である場合にあっては、第二号に掲げるものを除く。）を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一 (略)

二 資本金の額

三六 (略)

3 前項の申請書には、合併契約の内容を記載した書面、合併後の商品取引所の定款、業務規程、受託契約準則、紛争処理規程及び市場取引監視委員会規程その他主務省令で定める書面を添付しなければならない。

(認可基準)

第四百四十六条 主務大臣は、前条第一項の認可の申請が次に掲げる基準（合併後の商品取引所が会員商品取引所である場合にあっては、第一号及び第六号に掲げるものを除く。）に適合していると認めるときは、認可をしなければならない。

一 合併後の商品取引所の資本金の額が第八十条第一項第一号の政令で定める金額以上であること。

二八 (略)

2 (略)

3 主務大臣は、商品取引所の存続期間（株式会社商品取引所にあっては、株式会社商品取引所としての存続期間）又は商品市場の開設期限が定款に記載され、又は記録されている前条第一項の認可の申請があつた場合においては、第一項第二号の基準に代えて、申請に係る上場商品又は上場商品指数の先物取引を公正かつ円滑にするために十分な取引量が見込まれないことその他上場商品構成物品等の取引の状況に照らし、当該先物取引をする商品取引所が合併により存続すること又は当該先物取引をする商品取引所を合併により設立することが当該上場商品構成物品等の生産及び流通に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあることに該当しないことを同号の基準とし、当該基準並びに同項第三号及び第四号の基準の適用は、当該存続期間又は開設期限までの間について判断して行うものとする。

4 (略)

(吸収合併の登記)

第四百四十七条 会員商品取引所が吸収合併をした場合において、吸収合併存続商品取引所が会員商品取引所であるときは、その効力が生じた日から、主たる事務所の所在地においては二

(合併の認可)

第四百四十五条 (略)

2 (同上)

一 (略)

二 資本金の額

三六 (略)

3 前項の申請書には、合併契約書、合併後の商品取引所の定款、業務規程、受託契約準則、紛争処理規程及び市場取引監視委員会規程その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

(認可基準)

第四百四十六条 (同上)

一 合併後の商品取引所の資本の額が第八十条第一項第一号の政令で定める金額以上であること。

二八 (略)

2 (略)

3 主務大臣は、商品取引所の存立期間（株式会社商品取引所にあっては、株式会社商品取引所としての存立期間）又は商品市場の開設期限が定款に記載され、又は記録されている前条第一項の認可の申請があつた場合においては、第一項第二号の基準に代えて、申請に係る上場商品又は上場商品指数の先物取引を公正かつ円滑にするために十分な取引量が見込まれないことその他上場商品構成物品等の取引の状況に照らし、当該先物取引をする商品取引所が合併により存続すること又は当該先物取引をする商品取引所を合併により設立することが当該上場商品構成物品等の生産及び流通に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあることに該当しないことを同号の基準とし、当該基準並びに同項第三号及び第四号の基準の適用は、当該存立期間又は開設期限までの間について判断して行うものとする。

4 (略)

(合併の登記)

第四百四十七条 会員商品取引所の合併の登記については、第四百四十五条第一項の認可があつた日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては

週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、吸収合併消滅商品取引所については解散の登記をし、吸収合併存続商品取引所については変更の登記をしなければならない。

- 2 会員商品取引所が吸収合併をした場合において、吸収合併存続商品取引所が株式会社商品取引所であるときは、その効力が生じた日から、主たる事務所及び本店の所在地においては二週間以内に、従たる事務所及び支店の所在地においては三週間以内に、吸収合併消滅商品取引所については解散の登記をし、吸収合併存続商品取引所については変更の登記をしなければならない。ただし、支店の所在地における変更の登記は、吸収合併存続商品取引所について、会社法第九百三十条第二項各号に掲げる事項に変更が生じた場合に限り、するものとする。

〔新設合併の登記〕

第四百七条の二 会員商品取引所が新設合併をする場合において、新設合併設立商品取引所が会員商品取引所であるときは、次の各号に掲げる日のいずれか遅い日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、新設合併消滅商品取引所については解散の登記をし、新設合併設立商品取引所については設立の登記をしなければならない。この場合における第二十条第二項の適用については、同項中「前項」とあるのは、「新設合併設立商品取引所についての設立」とする。

- 一 第四百四十四条の三第四項の会員総会の決議の日
- 二 第四百四十四条の三第五項において準用する第二百二十四条の規定による手続が終了した日
- 三 新設合併消滅商品取引所が合意により定めた日
- 四 第四百四十五条第一項の認可を受けた日

2 会員商品取引所が新設合併をする場合において、新設合併設立商品取引所が株式会社商品取引所であるときは、次の各号に掲げる日のいずれか遅い日から、主たる事務所及び本店の所在地においては二週間以内に、従たる事務所及び支店の所在地においては三週間以内に、新設合併消滅商品取引所については解散の登記をし、新設合併設立商品取引所については設立の登記をしなければならない。

- 一 第四百四十四条の十三第一項の株主総会の決議の日
- 二 新設合併をするために種類株主総会の決議を要するときは、当該決議の日
- 三 第四百四十四条の十四第一項の規定による通知又は同条第二項の公告をした日から二十日を経過した日
- 四 第四百四十四条の十七において準用する第四百四十四条の十の手続が終了した日
- 五 前項各号に掲げる日

〔合併の効力の発生等〕

三週間以内に、合併後存続する会員商品取引所については変更の登記、合併により消滅する会員商品取引所については解散の登記、合併により設立された会員商品取引所については第二十条第二項各号に掲げる事項の登記をしなければならない。

〔新設〕

〔合併の時期〕

第四百四十八条 吸収合併存続商品取引所は、効力発生日又は第四百四十五条第一項の主務大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日に、吸収合併消滅商品取引所の権利義務（当該商品取引所がその行う事業に関し、行政庁の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。第三項において同じ。）を承継する。

2| 吸収合併消滅商品取引所の吸収合併による解散は、吸収合併の登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

3| 新設合併設立商品取引所は、その成立の日に、新設合併消滅商品取引所の権利義務を承継する。

4| 次の各号に掲げる規定に規定する場合には、吸収合併消滅会員商品取引所若しくは新設合併消滅会員商品取引所の会員又は新設合併消滅株式会社商品取引所の株主は、吸収合併の効力が生じた日又は新設合併設立株式会社商品取引所の成立の日に、当該各号に定める事項についての定めに従い、次の各号に掲げる規定の株式の株主となる。

一 第四百四十二条第二号イ 同条第三号に掲げる事項
二 第四百四十三条第一項第六号 同項第七号に掲げる事項

5| 新設合併消滅株式会社商品取引所の新株予約権は、新設合併設立株式会社商品取引所の成立の日に、消滅する。

第四百四十九条 （略）

（削る）

2| 合併後の商品取引所は、吸収合併消滅商品取引所又は新設合併消滅商品取引所の商品市場において成立した取引であつて決済を結了していないものがあるときは、当該取引に係る商品市場と同一の商品市場（政令で定める同種の商品市場を含む。）を開設する場合を除き、当該取引の決済を結了する目的の範囲内において、吸収合併消滅商品取引所又は新設合併消滅商品取引所の商品市場と同一の商品市場を開設しなければならない。

3| 第五条第一項の規定は、合併後の商品取引所が前項の規定により商品市場を開設する場合には、適用しない。

4| 吸収合併消滅商品取引所又は新設合併消滅商品取引所の商品市場において成立した取引であつて決済を結了していないものは、合併後の商品取引所の当該商品市場と同一の商品市場（政令で定める同種の商品市場を含む。）において同一の条件で成立した取引とみなす。

（一に満たない端数の処理等）

第五百十條 会社法第二百三十四条第一項から第五項まで、第八百六十八条第一項、第八百六

第四百四十八条 商品取引所の合併は、合併後存続し、又は合併により設立される者が会員商品取引所である場合には、その主たる事務所の所在地において、前条に規定する登記をするることによつてその効力を生ずる。

（合併の効果等）

第四百四十九条 （略）

2| 合併後の商品取引所は、合併により消滅した商品取引所の権利及び義務（当該商品取引所がその行う業務に関し、行政官庁の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利及び義務を含む。）を承継する。

3| 合併後の商品取引所は、合併により消滅した商品取引所の商品市場において成立した取引であつて決済を結了していないものがあるときは、当該取引に係る商品市場と同一の商品市場（政令で定める同種の商品市場を含む。）を開設する場合を除き、当該取引の決済を結了する目的の範囲内において、合併により消滅した商品取引所の商品市場と同一の商品市場を開設しなければならない。

4| 第五条第一項の規定は、合併後の商品取引所が前項の規定により商品市場を開設する場合には、適用しない。

5| 合併により消滅した商品取引所の商品市場において成立した取引であつて決済を結了していないものは、合併後の商品取引所の当該商品市場と同一の商品市場（政令で定める同種の商品市場を含む。）において同一の条件で成立した取引とみなす。

（商法等の準用）

第五百十條 商法第五十六条第三項、第四百十二条第一項本文及び第二項並びに第四百十五

十九条、第八百七十一条、第八百七十四条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、第四百二十二条の吸収合併及び第四百三十三条第一項の新設合併について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（株券等の提出）

第五百一十一条 会社法第二百十九条第一項（第六号に係る部分に限る。）、第二項及び第三項、第二百二十条並びに第二百九十三条第一項（第三号に係る部分に限る。）及び第二項から第四項までの規定は、新設合併消滅株式会社商品取引所について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 | 会社法第九百四十条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第三項の規定は新設合併消滅株式会社商品取引所が同法第九百三十九条第一項第三号に掲げる方法により前項において準用する同法第二百十九条第一項又は第二百九十三条第一項の規定による公告をする場合について、同法第九百四十条第一項（第三号に係る部分に限る。）及び第三項の規定は新設合併消滅株式会社商品取引所が同法第九百三十九条第一項第三号に掲げる方法により前項において準用する同法第二百二十条第一項（前項において準用する同法第二百九十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定による公告をする場合について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

並びに非訟事件手続法第三百五十五条ノ八の規定は、第三百三十九条第二項各号に掲げる場合における会員商品取引所について準用する。この場合において、商法第五十六条第三項中「各会社ヲ代表スベキ社員又ハ取締役」とあるのは「各会員商品取引所ノ代表者」と、同項において準用する同法第三十三条ノ二第二項中「法務省令」とあるのは「主務省令」と、同法第四百二十二条第一項本文中「第四百八条第一項」とあるのは「商品取引所法第四百四十条第一項」と、「述ブベキ旨及最終ノ貸借対照表ニ関スル事項ニシテ法務省令ニ定ムルモノ」とあるのは「述ブベキ旨」と、「官報ヲ以テ公告」とあるのは「公告」と、同法第四百十五條第二項中「株主、取締役、監査役」とあるのは「会員、理事長及理事、監事」と、同条第三項において準用する同法第八十八条中「本店」とあるのは「主たる事務所」と、同項において準用する同法第八十八条中「本店及支店」とあるのは「主たる事務所及従たる事務所」と読み替えるものとする。

（商業登記法の準用）

第五百一十一条 商業登記法第六十六条、第六十八条第二項、第六十九条、第七十条、第九十条第一項（第五号、第六号、第八号及び第九号を除く。）及び第九十一条第一項並びに非訟事件手続法第三百五十五条ノ七及び第四百四十条の規定は、第三百三十九条第二項各号の場合における合併による会員商品取引所の登記について準用する。この場合において、商業登記法第六十六条中「商号及び本店」とあるのは「名称及び主たる事務所」と、同法第六十九条第二項から第四項まで及び第七十条中「本店」とあるのは「主たる事務所」と、同法第九十条第一項第二号中「消滅会社の株主總會若しくは社員總會の議事録又は総社員の同意があつたことを証する書面」とあるのは「合併を行う各会員商品取引所の合併会員總會の議事録」と、同項第三号中「商法第百条第一項（同法第四百七条において準用する場合を含む。）の規定による公告及び催告又は同法第四百二十二条第一項本文（有限会社法第六十三条第一項において準用する場合を含む。）」とあるのは「商品取引所法第五十条において準用する商法第四百二十二条第一項本文」と、「公告及び催告（商法第四百二十二条第一項ただし書（有限会社法第六十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定により公告を官報のほか時事に關する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした会社にあつては、これらの公告）」とあるのは「公告及び催告」と、同項第四号中「第六十七条第三号に掲げる書面」とあるのは「合併により消滅する会員商品取引所（当該登記所の管轄区域内に事務所があるものを除く。）の登記事項証明書」と、同項第七号中「合併により資本を増加するときは、商法第四百十三條ノ二第一項に規定する限度額を証する書面」とあるのは「合併に際して商品取引所法第二十条第二項第五号に規定する事項に変更あるときは、その変更を証する書面」と、同法第九十一条第一項第一号中「前条第一項第一号から第四号まで及び第六号」とあるのは「商品取引所法第五百一十一条において準用する商業登記法第九十条第一項第一号から第四号まで」と、同項第二号中「第八十条第一号、第八号及び第九号に掲げる」とあるのは「第

（商業登記法の準用）

第五百五十二条 商業登記法第七十九条、第八十条（第二号、第六号、第九号及び第十号を除く。）及び第八十一条（第三号、第六号、第九号及び第十号を除く。）の登記については、第百三十九条第二項第一号に掲げる場合における合併による会員商品取引所の登記について準用する。この場合において、同法第七十九条中「商号及び本店」とあるのは「名称及び主たる事務所」と、同法第八十条第四号中「資本金の額」とあるのは「出資の総額」と、同法第五号及び同法第八十一条第五号中「本店」とあるのは「事務所」と、同法第八十条第七号中「吸収合併消滅会社」が持分会社であるときは、総社員の同意（定款に別段の定めがある場合にあつては、その定めによる手続）があつたことを証する書面」とあるのは「吸収合併をする会員商品取引所の合併会員総会の議事録」と、同法第八十一条中「次の書面」とあるのは「次の書面及び代理権を有する者の資格を証する書面」と、同法第七号中「新設合併消滅会社」が持分会社であるときは、総社員の同意（定款に別段の定めがある場合にあつては、その定めによる手続）があつたことを証する書面」とあるのは「新設合併消滅会員商品取引所の合併会員総会の議事録」と、同法第八十二条第二項から第四項まで及び第八十三条中「本店」とあるのは「主たる事務所」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 商業登記法第七十九条、第八十条（第六号、第九号及び第十号を除く。）及び第八十一条から第八十三条までの規定は、第百三十九条第二項第二号に掲げる場合における合併による会員商品取引所及び株式会社商品取引所の登記について準用する。この場合において、同法第七十九条中「商号及び本店」とあるのは「名称又は商号及び主たる事務所又は本店」と、同法第八十条第五号中「本店」とあるのは「事務所」と、同法第七号中「吸収合併消滅会社」が持分会社であるときは、総社員の同意（定款に別段の定めがある場合にあつては、その定めによる手続）があつたことを証する書面」とあるのは「吸収合併消滅会員商品取引所の合併会員総会の議事録」と、同法第八十一条第五号中「本店」とあるのは「本店又は事務所」と、同法第七号中「新設合併消滅会社」が持分会社であるときは、総社員の同意（定款に別段の定めがある場合にあつては、その定めによる手続）があつたことを証する書面」とあるのは「新設合併消滅会員商品取引所の合併会員総会の議事録」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（合併の無効の訴え）

第五百五十三条 会社法第八百二十八条第一項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）及び第

八十条第一号に掲げる書面並びに理事長、理事及び監事が就任を承諾したことを証する」と、同項第三号中「商法第四百十三条ノ二第二項」とあるのは「商品取引所法第二十条第二項第五号」と読み替えるものとする。

（合併に関する特例）

第五百五十二条 第百三十九条第二項第二号に掲げる場合における株式会社商品取引所に対する商法第二百八十八条ノ二第一項第五号及び第五項、第四百八条ノ二第一項、第四百九条ノ二、第四百十三条ノ二、第四百十三条ノ三、第四百十四條第一項、第四百十四條ノ二並びに第四百十五條第三項において準用する同法第八十条の規定の適用については、同法第二百八十八条ノ二第一項第五号中「消滅シタル会社」とあるのは「消滅シタル会員商品取引所」と、「其ノ会社」とあるのは「其ノ会員商品取引所」と、「株主」とあるのは「会員」と、同法第五項中「第一項第五号」とあるのは「商品取引所法第五十二条ニ依り読替テ適用サレル商法第二百八十八条ノ二第一項第五号」と、「会社」ノ利益準備金其ノ他会社ニ留保シタル利益」とあるのは「会員商品取引所」ノ損失填補準備金其ノ他会員商品取引所ニ留保シタル剰余金」と、「其ノ利益準備金」とあるのは「其ノ損失填補準備金」と、同法第四百八条ノ二第一項第二号中「消滅スル会社」とあるのは「消滅スル会員商品取引所」と、「株主」とあるのは「会員」と、同項第三号中「前条第一項」ノ株主總會ノ会日」とあるのは「各商品取引所ニ於テ合併契約書ノ承認ヲ決議スル總會ノ会日（会員商品取引所ニ在リテハ商品取引所法第四百四十條第一項ノ會員總會ノ会日ヲ謂ヒ株式会社商品取引所ニ在リテハ前条第一項ノ株主總會ノ会日ヲ謂フ）」と、同号及び同項第五号中「各会社」とあるのは「各商品取引所」と、同法第四百九条ノ二、第四百十三條ノ二並びに第四百十三條ノ三第一項ただし書及び第二項中「消滅スル会社」とあるのは「消滅スル会員商品取引所」と、「株主」とあるのは「会員」と、同法第四項中「消滅スル会社」ノ商号及本店」とあるのは「消滅スル会員商品取引所」ノ名称及主たる事務所」と、同法第四百十四條第一項中「消滅スル会社」とあるのは「消滅スル会員商品取引所」と、同法第四百十四條ノ二第一項及び第四百十五條第三項において準用する同法第八十条中「消滅シタル会社」とあるのは「消滅シタル会員商品取引所」とする。

第五百五十三条 第百三十九条第二項第二号の場合における合併による株式会社商品取引所の変

二項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第八百三十四条（第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六号から第八百三十九号まで、第八百四十三条（第一項第三号及び第四号並びに第二項ただし書を除く。）、第八百四十六号並びに第九百三十七条第三項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）及び第四項の規定は第九百三十九条第一項の合併の無効の訴えについて、同法第八百六十八条第五項、第八百七十条（第十五号に係る部分に限る。）、第八百七十一条本文、第八百七十二号（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定はこの条において準用する同法第八百四十三条第四項の申立てについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第九百三十七条第三項中「各会社の本店」とあるのは、「各株式会社商品取引所の本店並びに各会員商品取引所の主たる事務所及び従たる事務所」と読み替えるものとする。

（政令等への委任）
第百五十四条（略）

2| 合併に際して資本準備金として計上すべき額その他合併に際しての計算に関し必要な事項は、主務省令で定める。

（定款の変更）
第百五十五条（略）

2 （略）
3 主務大臣は、会員商品取引所から第一項の認可の申請があつた場合において、当該申請が次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める基準に適合していると認めるときは、認可をしなければならない。

一 （略）
二 期限付商品市場（定款に存続期間が記載され、若しくは記録されている商品取引所の商

更の登記に対する商業登記法第九十条第一項の規定の適用については、同項第二号中「消滅会社の株主総会若しくは社員総会の議事録又は総社員の同意があつたことを証する書面」とあるのは「合併により消滅する会員商品取引所の合併会員総会の議事録」と、同項第四号中「第六十七条第三号に掲げる書面」とあるのは「合併により消滅する会員商品取引所（当該登記所の管轄区域内に事務所があるものを除く。）の登記事項証明書」とする。

2| 第百三十九条第二項第二号の場合における合併による株式会社商品取引所の設立の登記に対する商業登記法第九十一条第一項の規定の適用については、同項第一号中「前条第一項第一号」とあるのは「商品取引所法第百五十三条第一項により読み替えて適用される商業登記法第九十条第一項第一号」と、同項第三号中「商法第四百十三号ノ二第二項に規定する額」とあるのは「商品取引所法第百五十二条により読み替えて適用される商法第四百十三号ノ二第二項に規定する額」とする。

3| 第百三十九条第二項第二号の場合における合併による株式会社商品取引所の変更又は設立の登記に対する商業登記法第九十二条の規定の適用については、同条において準用する同法第六十六条中「合併により消滅する会社（以下「消滅会社」という。）の商号及び本店」とあるのは「合併により消滅する会員商品取引所の名称及び主たる事務所」と、同法第九十二条において準用する同法第六十九条第一項中「消滅会社」とあるのは「合併により消滅する会員商品取引所」と、同条第二項から第四項までの規定中「本店の所在地における」とあるのは「主たる事務所の所在地における」と、同法第九十二条において準用する同法第七十条第二項中「消滅会社の本店」とあるのは「合併により消滅する会員商品取引所の主たる事務所」とする。

（政令等への委任）
第百五十四条 この法律に定めるもののほか、商品取引所の合併に関し必要な事項は、政令で定める。

（新設）

（定款の変更）
第百五十五条（略）

2 （略）
3 （同上）

一 （略）
二 期限付商品市場（定款に存立期間が記載され、若しくは記録されている商品取引所の商

品市場又は定款に開設期限が記載され、若しくは記録されている商品市場をいう。以下この条において同じ。）の開設に係るものに次に掲げる基準

イ（ハ）（略）

三 商品市場（期限付商品市場を除く。）における上場商品若しくは上場商品指数の範囲の変更（廃止又は範囲の縮小を除く。以下この条において同じ。）又は会員商品取引所の存続期間若しくは商品市場の開設期限の廃止に係るもの第十五条第一項第一号から第四号までに掲げる基準

四 期限付商品市場における上場商品若しくは上場商品指数の範囲の変更又は会員商品取引所の存続期間若しくは商品市場の開設期限の変更に係るもの 次に掲げる基準

イ 申請に係る上場商品又は上場商品指数の先物取引を公正かつ円滑にするために十分な取引量が見込まれないことその他上場商品構成物品等の取引の状況に照らし、当該上場商品若しくは上場商品指数の範囲の変更又は当該先物取引をする会員商品取引所の存続期間若しくは商品市場の開設期限の変更を行うことが当該上場商品構成物品等の生産及び流通に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあることに該当しないこと。

ロ（略）

五（略）

4 主務大臣は、株式会社商品取引所から第一項の認可の申請があつた場合において、当該申請が次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める基準に適合していると認めるときは、認可をしなければならない。

一・二（略）

三 商品市場（期限付商品市場を除く。）における上場商品若しくは上場商品指数の範囲の変更又は株式会社商品取引所としての存続期間若しくは商品市場の開設期限の廃止に係るもの 第八十条第一項第三号から第六号までに掲げる基準

四 期限付商品市場における上場商品若しくは上場商品指数の範囲の変更又は株式会社商品取引所としての存続期間若しくは商品市場の開設期限の変更に係るもの 次に掲げる基準
イ 申請に係る上場商品又は上場商品指数の先物取引を公正かつ円滑にするために十分な取引量が見込まれないことその他上場商品構成物品等の取引の状況に照らし、当該上場商品若しくは上場商品指数の範囲の変更又は当該先物取引をする株式会社商品取引所としての存続期間若しくは商品市場の開設期限の変更を行うことが当該上場商品構成物品等の生産及び流通に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあることに該当しないこと。

ロ（略）

五（略）

5 主務大臣は、第一項の認可をする場合においては、第三項第二号ロ及びハ（第十五条第一項第四号に係る部分を除く。）、第三項第四号イ及びロ（第十五条第一項第四号に係る部分

品市場又は定款に開設期限が記載され、若しくは記録されている商品市場をいう。以下この条において同じ。）の開設に係るものに次に掲げる基準

イ（ハ）（略）

三 商品市場（期限付商品市場を除く。）における上場商品若しくは上場商品指数の範囲の変更（廃止又は範囲の縮小を除く。以下この条において同じ。）又は会員商品取引所の存立期間若しくは商品市場の開設期限の廃止に係るもの第十五条第一項第一号から第四号までに掲げる基準

四 期限付商品市場における上場商品若しくは上場商品指数の範囲の変更又は会員商品取引所の存立期間若しくは商品市場の開設期限の変更に係るもの 次に掲げる基準

イ 申請に係る上場商品又は上場商品指数の先物取引を公正かつ円滑にするために十分な取引量が見込まれないことその他上場商品構成物品等の取引の状況に照らし、当該上場商品若しくは上場商品指数の範囲の変更又は当該先物取引をする会員商品取引所の存立期間若しくは商品市場の開設期限の変更を行うことが当該上場商品構成物品等の生産及び流通に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあることに該当しないこと。

ロ（略）

五（略）

4（同上）

一・二（略）

三 商品市場（期限付商品市場を除く。）における上場商品若しくは上場商品指数の範囲の変更又は株式会社商品取引所としての存立期間若しくは商品市場の開設期限の廃止に係るもの 第八十条第一項第三号から第六号までに掲げる基準

四 期限付商品市場における上場商品若しくは上場商品指数の範囲の変更又は株式会社商品取引所としての存立期間若しくは商品市場の開設期限の変更に係るもの 次に掲げる基準
イ 申請に係る上場商品又は上場商品指数の先物取引を公正かつ円滑にするために十分な取引量が見込まれないことその他上場商品構成物品等の取引の状況に照らし、当該上場商品若しくは上場商品指数の範囲の変更又は当該先物取引をする株式会社商品取引所としての存立期間若しくは商品市場の開設期限の変更を行うことが当該上場商品構成物品等の生産及び流通に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあることに該当しないこと。

ロ（略）

五（略）

5 主務大臣は、第一項の認可をする場合においては、第三項第二号ロ及びハ（第十五条第一項第四号に係る部分を除く。）、第三項第四号イ及びロ（第十五条第一項第四号に係る部分

を除く。）、前項第二号イ及びロ（第八十条第一項第二号及び第六号に係る部分を除く。）並びに前項第四号イ及びロ（第八十条第一項第六号に係る部分を除く。）に掲げる基準の適用については、当該基準を適用すべき申請に係る商品取引所の存続期間又は商品市場の開設期限までの間について判断して行うものとする。

6 第一項の認可であつて次の各号に掲げる事項に係るものについては、当該各号に定める規定を準用する。

一 商品市場の開設若しくは商品市場に関する第十一条第二項第十三号若しくは第八十一条第一項第三号に掲げる事項の変更（次号に掲げるものを除く。）、商品取引所の存続期間（株式会社商品取引所にあつては、株式会社商品取引所としての存続期間。以下この条において同じ。）若しくは商品市場の開設期限の廃止又は会員の数の最高限度の設定、変更若しくは廃止 第十五条第五項から第九項までの規定

二 期限付商品市場の開設若しくは期限付商品市場における上場商品若しくは上場商品指数の範囲の変更又は商品取引所の存続期間若しくは商品市場の開設期限の変更 第十五条第五項から第十一項までの規定

7 主務大臣は、商品取引所の存続期間又は商品市場の開設期限の廃止に係る第一項の認可に当たつては、当該認可までの間の当該商品取引所又は当該商品市場における取引の状況について勘案しなければならない。

8 （略）

（商品取引所の役員及び使用人等の秘密保持義務）

第六十一条 商品取引所の役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者）若しくは使用人又はこれらの職にあつた者は、その職務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は盗用してはならない。

（登記の期間）

第六十二条 登記すべき事項のうち主務大臣の許可又は認可を要するものの登記の期間については、その許可書又は認可書の到達した日から起算する。

第六十三条 削除

（許可の申請）

第六十八条 前条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

を除く。）、前項第二号イ及びロ（第八十条第一項第二号及び第六号に係る部分を除く。）並びに前項第四号イ及びロ（第八十条第一項第六号に係る部分を除く。）に掲げる基準の適用については、当該基準を適用すべき申請に係る商品取引所の存立期間又は商品市場の開設期限までの間について判断して行うものとする。

6 第一項の認可であつて次の各号に掲げる事項に係るものについては、当該各号に定める規定を準用する。

一 商品市場の開設若しくは商品市場に関する第十一条第二項第十三号若しくは第八十一条第一項第三号に掲げる事項の変更（次号に掲げるものを除く。）、商品取引所の存立期間（株式会社商品取引所にあつては、株式会社商品取引所としての存立期間。以下この条において同じ。）若しくは商品市場の開設期限の廃止又は会員の数の最高限度の設定、変更若しくは廃止 第十五条第五項から第九項までの規定

二 期限付商品市場の開設若しくは期限付商品市場における上場商品若しくは上場商品指数の範囲の変更又は商品取引所の存立期間若しくは商品市場の開設期限の変更 第十五条第五項から第十一項までの規定

7 主務大臣は、商品取引所の存立期間又は商品市場の開設期限の廃止に係る第一項の認可に当たつては、当該認可までの間の当該商品取引所又は当該商品市場における取引の状況について勘案しなければならない。

8 （略）

（商品取引所の役員及び使用人等の秘密保持義務）

第六十一条 商品取引所の役員若しくは使用人又はこれらの職にあつた者は、その職務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は盗用してはならない。

（登記期間の計算）

第六十二条 登記すべき事項であつて、主務大臣の許可又は認可を要するものは、その許可書又は認可書が到達した時から登記の期間を起算する。

（登記事項の公告）

第六十三条 会員商品取引所が登記した事項は、登記所において、遅滞なく、公告しなければならない。

（許可の申請）

第六十八条 （同上）

- 一 (略)
- 二 資本金の額
- 三 五 (略)

2 (略)

(商品取引清算機関の役員及び職員等の秘密保持義務)

第七十六条 商品取引清算機関の役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき者)若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(未決済債務等の決済)

第八十一条 商品取引清算機関が業務方法書で清算参加者に特別清算手続、破産手続、再生手続又は更生手続が開始された場合における未決済債務等(当該清算参加者が行つた商品市場における取引の相手方から当該商品取引清算機関が引き受けた当該取引に基づく債務及び当該清算参加者から当該取引に基づく債務を引き受けた対価として当該商品取引清算機関が当該清算参加者に対して取得した債権(当該債務と同一の内容を有するものに限る。)をいう。以下この項において同じ。)についての決済の方法を定めている場合において、清算参加者にこれらの手続が開始されたときは、これらの手続の關係において、未決済債務等に関する当該商品取引清算機関又は当該清算参加者が有する請求権の額の算定その他の決済の方法は、当該商品取引清算機関の業務方法書の定めに従うものとする。

2 (略)

(届出事項)

第九十五条 商品取引員は、次に掲げる場合に該当することとなつたときは、その日から二週間以内に、その旨の届出書を主務大臣に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てを行つたとき。

四 (略)

2 (略)

(兼業業務等の届出)

第九十六条 (略)

2 商品取引員は、他の法人に対する支配關係(他の法人に対する關係で、商品取引員がその法人の総株主又は総社員の議決権(株主總會において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条

- 一 (略)
- 二 資本の額
- 三 五 (略)

2 (略)

(商品取引清算機関の役員及び職員等の秘密保持義務)

第七十六条 商品取引清算機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(未決済債務等の決済)

第八十一条 商品取引清算機関が業務方法書で清算参加者に特別清算手続、破産手続、再生手続、整理手続又は更生手続が開始された場合における未決済債務等(当該清算参加者が行つた商品市場における取引の相手方から当該商品取引清算機関が引き受けた当該取引に基づく債務及び当該清算参加者から当該取引に基づく債務を引き受けた対価として当該商品取引清算機関が当該清算参加者に対して取得した債権(当該債務と同一の内容を有するものに限る。)をいう。以下この項において同じ。)についての決済の方法を定めている場合において、清算参加者にこれらの手続が開始されたときは、これらの手続の關係において、未決済債務等に関する当該商品取引清算機関又は当該清算参加者が有する請求権の額の算定その他の決済の方法は、当該商品取引清算機関の業務方法書の定めに従うものとする。

2 (略)

(届出事項)

第九十五条 (同上)

一・二 (略)

三 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は整理開始の申立てを行つたとき。

四 (略)

2 (略)

(兼業業務等の届出)

第九十六条 (略)

2 商品取引員は、他の法人に対する支配關係(他の法人に対する關係で、商品取引員がその法人の総株主又は総社員の議決権(商法第二百一十一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又

第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下この項において同じ。）の二分の一以上に相当する議決権を有する関係その他その法人の事業活動を実質的に支配することが可能なものとして主務省令で定める関係をいう。）を持つに至ったときは、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨の届出書を主務大臣に提出しなければならない。その届け出た事項に変更を生じたとき、又はその支配関係がなくなつたときも、同様とする。

3 (略)

(受託に係る財産の分離保管等)

第二百十条 商品取引員は、商品取引受託業務により生じた債務の弁済を確保するため、商品市場における取引につき、委託者から預託を受けた金銭、有価証券その他の物及び委託者の計算に属する金銭、有価証券その他の物（主務省令で定めるものを除く。第三百四条、第三百六条第一項及び第三百十一条第一項において「委託者資産」という。）の価額に相当する財産（第二百六十九条第三項第三号及び第三百九条において「保全対象財産」という。）については、その保全のため、商品取引員その他の財産から分離して信託会社等に信託すること、委託者保護基金（第二百九十六条に規定する委託者保護基金をいう。）に預託することその他の主務省令で定める措置を講じなければならない。

(報告書の提出)

第二百二十四条 商品取引員は、事業年度ごとに、主務省令で定めるところにより、事業報告書を作成し、毎事業年度経過後三月以内に、これを主務大臣に提出しなければならない。

2 商品取引員は、前項に規定する事業報告書のほか、主務省令で定めるところにより、当該商品取引員の商品取引受託業務又は財産の状況に関する報告書を主務大臣に提出しなければならない。

第三節 合併、分割及び事業の譲渡

(事業譲渡の認可)

第二百二十八条 商品取引員が他の株式会社に行う商品取引受託業務の全部又は一部の譲渡（以下この条及び第二百三十条において「事業譲渡」という。）は、主務大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

2 前項の認可を受けようとする商品取引員は、事業譲渡により商品取引受託業務の全部又は一部を譲り受ける株式会社（以下この条において「譲受会社」という。）について第百九十二条第一項各号に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

3・4 (略)

は持分に係る議決権を含む。以下この項において同じ。）の二分の一以上に相当する議決権を有する関係その他その法人の事業活動を実質的に支配することが可能なものとして主務省令で定める関係をいう。）を持つに至ったときは、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨の届出書を主務大臣に提出しなければならない。その届け出た事項に変更を生じたとき、又はその支配関係がなくなつたときも、同様とする。

3 (略)

(受託に係る財産の分離保管等)

第二百十条 商品取引員は、商品取引受託業務により生じた債務の弁済を確保するため、商品市場における取引につき、委託者から預託を受けた金銭、有価証券その他の物及び委託者の計算に属する金銭、有価証券その他の物（主務省令で定めるものを除く。第三百四条、第三百六条第一項及び第三百十一条第一項において「委託者資産」という。）の価額に相当する財産（第二百六十九条第三項第三号及び第三百九条において「保全対象財産」という。）については、その保全のため、商品取引員その他の財産から分離して信託会社又は信託業務を営む金融機関に信託すること、委託者保護基金（第二百九十六条に規定する委託者保護基金をいう。）に預託することその他の主務省令で定める措置を講じなければならない。

(報告書の提出)

第二百二十四条 商品取引員は、事業年度ごとに、主務省令で定めるところにより、営業報告書を作成し、毎事業年度経過後三月以内に、これを主務大臣に提出しなければならない。

2 商品取引員は、前項に規定する営業報告書のほか、主務省令で定めるところにより、当該商品取引員の商品取引受託業務又は財産の状況に関する報告書を主務大臣に提出しなければならない。

第三節 合併、分割及び営業の譲渡

(営業譲渡の認可)

第二百二十八条 商品取引員が他の株式会社に行う商品取引受託業務の全部又は一部の譲渡（以下この条及び第二百三十条において「営業譲渡」という。）は、主務大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

2 前項の認可を受けようとする商品取引員は、営業譲渡により商品取引受託業務の全部又は一部を譲り受ける株式会社（以下この条において「譲受会社」という。）について第百九十二条第一項各号に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

3・4 (略)

5 譲受会社（商品取引員が譲受会社である場合を除く。）は、事業譲渡の時に第九十条第一項の許可を受けたものとみなす。

6 譲受会社は、事業譲渡をした商品取引員の譲渡の対象となる商品取引受託業務に関し、主務大臣の許可その他の処分に基ついて有する権利及び義務を承継する。

（政令への委任）

第二百三十条 この法律に定めるもののほか、商品取引員の合併、新設分割、吸収分割及び事業譲渡に関し必要な事項は、政令で定める。

（清算人の就任及び選任）

第二百九十一条 委託者保護会員制法人が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事長及び理事は、その清算人となる。ただし、定款に別段の定めがある場合又は総会において他の者を選任した場合は、この限りでない。

（委託者保護基金への通知）

第二百三条 委託者保護基金の会員である商品取引員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに、その旨をその所属する委託者保護基金に通知しなければならない。

一・二 （略）

三 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始の申立てを行ったとき。

四〇六 （略）

二・三 （略）

第三百五十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一・二 （略）

三 第二百二十九条の規定により発行する株式を引き受ける者の募集をするに当たり、目論見書、当該募集の広告その他の当該募集に関する文書であつて重要な事項について虚偽の記載のあるものを行使し、又は当該文書の作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録であつて重要な事項について虚偽の記録のあるものをその募集の事務の用に供した会員商品取引所の役員（仮理事及び仮監事を含む。次号において同じ。）又は事業に関するある種類若しくは特定の事項の委任を受けた使用人

四 第二百二十九条の規定により発行する株式の払込みを仮装するため預合いを行った会員商品取引所の役員若しくは事業に関するある種類若しくは特定の事項の委任を受けた使用人

5 譲受会社（商品取引員が譲受会社である場合を除く。）は、営業譲渡の時に第九十条第一項の許可を受けたものとみなす。

6 譲受会社は、営業譲渡をした商品取引員の譲渡の対象となる商品取引受託業務に関し、主務大臣の許可その他の処分に基ついて有する権利及び義務を承継する。

（政令への委任）

第二百三十条 この法律に定めるもののほか、商品取引員の合併、新設分割、吸収分割及び営業譲渡に関し必要な事項は、政令で定める。

（商法の準用）

第二百九十一条 商法第四百七条第一項の規定は、委託者保護会員制法人について準用する。この場合において、同項中「取締役」とあるのは、「理事長及理事」と読み替えるものとする。

（委託者保護基金への通知）

第二百三条 （同上）

一・二 （略）

三 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、整理開始又は特別清算開始の申立てを行ったとき。

四〇六 （略）

二・三 （略）

第三百五十六条 （同上）

一・二 （略）

三 第二百二十九条の規定により発行する株式の募集に当たり、株式申込証の用紙、目論見書、株式の募集の広告その他株式の募集に関する文書であつて重要な事項について不実の記載のあるものを行使し、又はこれらの書類の作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録であつて重要な事項について不実の記録のあるものをその募集の事務の用に供した会員商品取引所の役員（仮理事及び仮監事を含む。次号において同じ。）又は事業に関するある種類若しくは特定の事項の委任を受けた使用人

四 第二百二十九条第一項の規定により発行する株式の払込みを仮装するため預合いを行った会員商品取引所の役員若しくは事業に関するある種類若しくは特定の事項の委任を受けた使用人

人又は当該預合いに応じた者

第三百五十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 (略)

(罰する)

二 第百二十九条の規定により発行する株式の総数の引受け、払込み若しくは現物出資の給付又は同条第三号に掲げる事項について、主務大臣、裁判所又は会員総会に対して虚偽の申述を行い、又は事実を隠ぺいした会員商品取引所の役員（仮理事及び仮監事を含む。）若しくは検査役又は株式会社商品取引所の取締役若しくは監査役となるべき者

三 六 (略)

第三百五十九条 商品取引所又は協会の役員（会計参与が法人である場合にあってはその職務を行う社員とし、仮理事及び仮監事並びに仮取締役、仮執行役及び仮監査役を含む。）又は職員がその職務に関して、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役に処する。

2・3 (略)

第三百五十九条の二 前条第一項の罪は、日本国外においてこれらの罪を犯した者にも適用する。

2 前条第三項の罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二条の例に従う。

第三百六十五条 第三百二十九条の規定に違反して差金を授受することを目的とする行為又は同条各号に掲げる取引と類似の取引をした者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、刑法第百八十六条の規定の適用を妨げない。

第三百七十条の二 第十一条第九項において準用する会社法第九百五十五条第一項の規定に違反して、同項に規定する調査記録簿等に同項に規定する電子公告調査に關し法務省令で定めるものを記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は調査記録簿等を保存しなかつた者は、三十万円以下の罰金に処する。

第三百七十一条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下こ

た使用人又は当該預合いに応じた者

第三百五十七条 (同上)

一 (略)

二 第百二十七条第一項の純資産額について主務大臣又は会員総会に対して不実の申立てを行い、又は事実を隠ぺいした会員商品取引所の役員（仮理事及び仮監事を含む。次号において同じ。）

三 第百二十九条第一項の規定により発行する株式の総数の引受け、払込み若しくは現物出資の給付又は同条第四号に掲げる事項について、主務大臣、裁判所又は会員総会に対して不実の申立てを行い、又は事実を隠ぺいした会員商品取引所の役員若しくは検査役又は株式会社商品取引所の取締役若しくは監査役となるべき者

四 七 (略)

第三百五十九条 商品取引所又は協会の役員（仮理事及び仮監事並びに仮取締役、仮執行役及び仮監査役を含む。）又は職員がその職務に関して、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役に処する。

2・3 (略)

(新設)

第三百六十五条 第三百二十九条の規定に違反して差金を授受することを目的とする行為又は同条各号に掲げる取引と類似の取引をした者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）第百八十六条の規定の適用を妨げない。

(新設)

第三百七十一条 (同上)

の条において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一、四 (略)

五 第三百五十七条第一号及び第三号から第五号まで、第三百五十八条、第三百六十二条第四号及び第五号、第三百六十三条（第八号及び第九号を除く。）、第三百六十四条並びに第三百六十七条から前条まで 各本条の罰金刑

2・3 (略)

第三百七十二条 次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした商品取引所の役員（仮理事並びに仮取締役及び仮執行役を含む。）又は清算人は、百万円以下の過料に処する。

一 第七十七条第一項において準用する会社法第四百八十四条第一項の規定に違反して、破産手続開始の申立てをすることを怠つたとき。

二 清算の結了を遅延させる目的をもつて第七十七条第一項において準用する会社法第四百九十九条第一項の期間を不当に定めたとき。

三 第七十七条第一項において準用する会社法第五百条第一項の規定に違反して、債務を弁済したとき。

四 第三百三十条第一項又は第四項の規定による通知を怠り、又は不正の通知をしたとき。

(削る)

(削る)

五 第三百三十四条第一項の規定による登記をすることを怠つたとき。

第三百七十二条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。

一 第十一条第九項において準用する会社法第九百四十六条第三項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 正当な理由がないのに、第十一条第九項において準用する会社法第九百五十一条第二項

一、四 (略)

五 第三百五十七条第一号及び第四号から第六号まで、第三百五十八条、第三百六十二条第四号及び第五号、第三百六十三条（第八号及び第九号を除く。）、第三百六十四条並びに第三百六十七条から前条まで 各本条の罰金刑

2・3 (略)

第三百七十二条 (同上)

一 第七十七条第一項において準用する商法第二百二十四条第三項において準用する民法第八十一条第一項の規定に違反して破産手続開始の申立てをすることを怠つたとき。

二 清算の結了を遅延させる目的をもつて第七十七条第一項において準用する商法第四百二十一条第一項の期間を不当に定めたとき。

三 第七十七条第一項において準用する商法第四百二十三条の規定に違反したとき。

四 第二百二十八条第一項の規定に違反して準備金を積み立てなかつたとき。

五 第二百二十九条第二項において準用する商法第七十五条第二項の規定に違反して、株式申込証の用紙（その作成に代えて作成すべき電磁的記録を含む。）を作成せず、又はこれに記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは不実の記載若しくは記録をしたとき。

六 第二百二十九条第二項において準用する商法第七十五条第四項の規定に違反して、書面を交付せず、又は当該書面若しくは同条第六項の電磁的方法が行われる場合に当該方法により作成される電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは不実の記載若しくは記録をしたとき。

七 第三百三十四条第一項の規定による登記をすることを怠つたとき。

(新設)

各号又は第九百五十五条第二項各号に掲げる請求を拒んだ者

第三百七十四条 次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした商品取引所の

の発起人、役員（仮理事並びに仮取締役及び仮執行役を含む。）若しくは清算人、協会の役員（仮理事を含む。）、委託者保護会員制法人の役員若しくは清算人又は委託者保護基金の役員（仮理事及び仮監事を含む。）若しくは清算人は、三十万円以下の過料に処する。

一 第十一條第九項において準用する会社法第九百四十一條の規定に違反して、同條の調査を求めなかつたとき。

二（略）

三 第五十七條第一項から第三項まで、第六十七條若しくは第六十八條の二第一項若しくは第二項（第七十七條第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第七十六條第二項、第九十三條第一項若しくは第二項、第九十四條第二項、第九十六條第二項、第九十三條第一項、第九十七條、第九十一條、第九十二條、第九十三條第一項、第九十五條第一項、第九十四條第一項、第九十四條の二第一項若しくは第五項、第九十四條の三第一項、第九十四條の四第四項、第九十四條の五第一項、第九十四條の十一第二項、第九十四條の十二第一項、第九十四條の十九第二項又は第九十七條第一項の規定に違反したとき。

四 第五十七條第五項（第七十七條第二項及び第九十三條第三項において準用する場合を含む。）、第二百二十三條第三項、第二百二十五條第三項、第二百四十四條第三項、第二百四十四條の二第二項、第二百四十四條の三第三項、第二百四十四條の四第六項、第二百四十四條の五第三項、第二百四十四條の十一第四項、第二百四十四條の十二第三項又は第二百四十四條の十九第四項の規定に違反して、正当な理由がないのに、書面若しくは電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は書面の謄本若しくは抄本の交付若しくは電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて主務省令で定めるものにより提供すること若しくは当該事項を記載した書面の交付を拒んだとき。

（削る）

五 第七十七條第一項において準用する会社法第五百二條の規定に違反して、会員商品取引所の財産を分配したとき。

六（略）

九 第二百二十二條第一項の規定に違反して組織変更の手続をしたとき。

十 第二百二十四條第二項若しくは第五項の規定（これらの規定を第二百四十四條第五項、第二百四十四條の二第三項及び第二百四十四條の三第五項において準用する場合を含む。）又は第二百四十四條の十第二項若しくは第五項の規定（これらの規定を第二百四十四條の十七において準用する場合を含む。）に違反して、商品取引所の組織変更又は合併をしたとき。

第三百七十四条 （同上）

（新設）

一（略）

二 第五十七條第一項から第三項まで若しくは第六十六條（第七十七條第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第七十六條第二項、第九十三條第一項若しくは第二項、第九十四條第二項、第九十六條第二項、第九十三條第一項、第九十七條、第九十一條、第九十二條、第九十三條第一項、第九十五條第一項、第九十四條第一項、第九十四條の二第一項又は第九十九條第一項の規定に違反したとき。

三 第五十七條第五項（第七十七條第二項、第九十三條第三項、第二百二十三條第三項、第二百二十五條第三項、第二百四十二條第三項及び第二百四十三條第三項において準用する場合を含む。）又は第六十八條若しくは第七十七條第二項において準用する商法第二百八十二條第二項の規定に違反して、正当な理由がないのに、書類若しくは電磁的記録に記録された情報の内容を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は書類の謄本若しくは抄本の交付若しくは電磁的記録に記録された情報を電磁的方法であつて主務省令で定めるものにより提供すること若しくは当該情報の内容を記載した書面の交付を拒んだとき。

四 第六十八條又は第七十七條第二項において準用する商法第二百八十二條第一項の規定に違反したとき。

五 第七十七條第一項において準用する商法第三百十一條の規定に違反して会員商品取引所の財産を分配したとき。

六（略）

九 第二百二十二條の規定に違反して組織変更の手続をしたとき。

十 第二百二十四條において準用する商法第一百條第一項から第三項までの規定又は第二百五十條において準用する同法第四百十二條第一項本文若しくは第二項の規定に違反して会員商品取引所の組織変更又は合併をしたとき。

十一 この法律の規定による公告又はこの法律において準用する会社法の規定による公告をすることを怠り、又は不正の公告をしたとき。

十二 この法律の規定による登記（第三百三十四条第一項の規定によるものを除く。）をすることを怠つたとき。

十三 この法律において準用する会社法の規定に定める調査を妨げたとき。

十四 商品取引所の創立總會又は会員總會に対し、虚偽の申述を行い、又は事実を隠ぺいしたとき。

十五 定款、会員名簿、取引参加者名簿、議事録、財産目録、貸借対照表、損益計算書、業務報告書、剰余金処分案、損失処理案又は決算報告書に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

十六（略）

十一 この法律において準用する商法の規定に定める公告をすることを怠り、又は不正の公告をしたとき。

十二 この法律に定める登記（第三百三十四条第一項の規定によるものを除く。）又はこの法律において準用する商法の規定に定める登記をすることを怠つたとき。

十三 この法律において準用する商法の規定に定める調査を妨げたとき。

十四 商品取引所の創立總會又は会員總會に対し、不実の申立てをし、又は事実を隠ぺいしたとき。

十五 定款、会員名簿、取引参加者名簿、議事録、財産目録、貸借対照表、損益計算書、業務報告書、剰余金処分案、損失処理案又は決算報告書に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は不実の記載若しくは記録をしたとき。

十六（略）

改正案

現行

(定義)

第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(定義)
第二条 (同上)

一 資本金の額又は出資の総額が三億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については五千万円、卸売業を主たる事業とする事業者については一億円）以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人（小売業を主たる事業とする事業者については五十人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については百人）以下の会社及び個人であつて、政令で定める業種に属する事業（以下「特定事業」という。）を行うもの（次号の政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするものを除く。）

一の二 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするものうち、特定事業を行うもの

二、四の二 (略)

二、四の二 (略)

五 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合及び生活衛生同業組合連合会であつて、その直接又は間接の構成員の三分の二以上が五千万円（卸売業を主たる事業とする事業者については、一億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時五十人（卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、百人）以下の従業員を使用する者であるもののうち、特定事業を行うもの又はその構成員が特定事業を行う者であるもの

五 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合及び生活衛生同業組合連合会であつて、その直接又は間接の構成員の三分の二以上が五千万円（卸売業を主たる事業とする事業者については、一億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時五十人（卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、百人）以下の従業員を使用する者であるもののうち、特定事業を行うもの又はその構成員が特定事業を行う者であるもの

六 酒造組合、酒造組合連合会及び酒造組合中央会であつて、その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の三分の二以上が三億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時三百人以下の従業員を使用する者であるもの並びに酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会であつて、その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の三分の二以上が五千万円（酒類卸売業者については、一億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時五十人（酒類卸売業者については、百人）以下の従業員を使用する者であるもの（以下「酒類業組合」と総称する。）

六 酒造組合、酒造組合連合会及び酒造組合中央会であつて、その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の三分の二以上が三億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時三百人以下の従業員を使用する者であるもの並びに酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会であつて、その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の三分の二以上が五千万円（酒類卸売業者については、一億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時五十人（酒類卸売業者については、百人）以下の従業員を使用する者であるもの（以下「酒類業組合」と総称する。）

七 内航海運組合及び内航海運組合連合会であつて、その直接又は間接の構成員たる内航海運事業を営む者の三分の二以上が三億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時三百人以下の従業員を使用する者であるもの

七 内航海運組合及び内航海運組合連合会であつて、その直接又は間接の構成員たる内航海運事業を営む者の三分の二以上が三億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時三百人以下の従業員を使用する者であるもの

2 (略)

2 (略)

3 この法律において「特定中小企業者」とは、中小企業者であつて、次の各号のいずれかに該当することについてその住所を管轄する市町村長又は特別区長の認定を受けたものをい

3 (同上)

う。

一 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始の申立てその他経済産業大臣が定める事由が生じた事業者であつて、経済産業大臣が指定したものに對する売掛金債権その他経済産業省令で定める債権の回収が困難であるため、当該中小企業者の経営の安定に支障を生じていると認められること。

二〃八 (略)

一 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、整理開始又は特別清算開始の申立てその他経済産業大臣が定める事由が生じた事業者であつて、経済産業大臣が指定したものに對する売掛金債権その他経済産業省令で定める債権の回収が困難であるため、当該中小企業者の経営の安定に支障を生じていると認められること。

二〃八 (略)

改正案

現行

目次

第一章（第七章）（略）

第八章 罰則（第四十一条—第五十一条）

附則

（定款）

第十五条 輸出組合の定款には、少なくとも次に掲げる事項を定めなければならない。ただし、非出資輸出組合の定款には、第五号の二から第五号の四までの事項を記載し、又は記録しなくてもよい。

一（五）（略）

五の二 出資一口の金額及びその払込みの方法

五の三（十）（略）

十一 公告方法（輸出組合が公告（この法律又は他の法律の規定により官報に掲載する方法によりしなければならないものとされているものを除く。）をする方法をいう。以下同じ。）

2 輸出組合の定款には、前項各号に掲げる事項のほか、輸出組合の存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由を、現物出資をする者を定めたときは、その者の氏名、出資の目的である財産及びその価格並びにこれに対して与える出資口数を記載し、又は記録しなければならない。

3 輸出組合は、公告方法として、当該輸出組合の事務所の店頭に掲示する方法のほか、次に掲げる方法のいずれかを定款で定めることができる。

一 官報に掲載する方法

二 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

三 電子公告（公告方法のうち、電磁的方法（会社法（平成十七年法律第 号）第二条第三十四号に規定する電磁的方法をいう。）により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて同号に規定するものをとる方法をいう。以下同じ。）

4 輸出組合が前項第三号に掲げる方法を公告方法とする旨を定款で定める場合には、その定款には、電子公告を公告方法とすることを定めれば足りる。この場合においては、事故その他やむを得ない事由によつて電子公告による公告をすることができない場合の公告方法として、同項第一号又は第二号に掲げる方法のいずれかを定めることができる。

目次

第一章（第七章）（略）

第八章 罰則（第四十一条—第四十七条）

附則

（定款）

第十五条 輸出組合の定款には、少なくとも左に掲げる事項を定めなければならない。但し、非出資輸出組合の定款には、第五号の二から第五号の四までの事項を記載しなくてもよい。

一（五）（略）

五の二 出資一口の金額及びその払込の方法

五の三（十）（略）

十一 公告の方法

2 輸出組合の定款には、前項の事項の外、輸出組合の存立時期又は解散の事由を定めたときは、その時期又は事由を、現物出資をする者を定めたときは、その者の氏名、出資の目的たる財産及びその価格並びにこれに対して与える出資口数を記載しなければならない。

（新設）

（新設）

5| 輸出組合が電子公告により公告をする場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日までの間、継続して電子公告による公告をしなければならない。

一 公告に定める期間内に異議を述べることができる旨の公告 当該期間を経過する日

二 前号に掲げる公告以外の公告 当該公告の開始後一月を経過する日

6| 輸出組合が電子公告によりこの法律その他の法令の規定による公告を行う場合については、会社法第九百四十条第三項（電子公告の中断）、第九百四十一条、第九百四十六条、第九百四十七条、第九百五十一条第二項、第九百五十三条及び第九百五十五条（電子公告調査等）の規定を準用する。この場合において、同法第九百四十条第三項中「前二項の規定にかかわらず、これらの規定」とあるのは、「輸出入取引法第十五条第五項の規定にかかわらず、同項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

7| 第一項各号に掲げる事項及び第二項に規定する事項のほか、輸出組合の定款には、この法律の規定により定款の定めがなければその効力を生じない事項及びその他の事項でこの法律に違反しないものを記載し、又は記録することができる。

（出資輸出組合への移行）

第十六条 （略）

2 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第二十九条第一項から第三項まで（出資の第一回の払込み）の規定は、前項の規定による出資輸出組合への移行に準用する。この場合において、同条第一項中「前条の規定による引渡しを受けたとき」とあるのは「出資輸出組合への移行に関する定款の変更につき輸出入取引法第十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第五十一条第二項の認可があつたとき」と、同条第三項中「組合成立」とあるのは「主たる事務所の所在地における輸出入取引法第十六条第三項の規定による登記」と読み替えるものとする。

3 輸出組合は、出資輸出組合に移行する場合には、主たる事務所の所在地において出資の第一回の払込みのあつた日から二週間以内に、定款の変更により新たに登記すべきこととなつた事項を登記しなければならない。

4 （略）

5 第三項の規定による登記の申請書には、出資輸出組合への移行を証する書面並びに出資の総口数及び出資の第一回の払込みのあつたことを証する書面を添付しなければならない。

6・7 （略）

（非出資輸出組合への移行）

第十七条 （略）

2 前条第三項から第六項まで並びに中小企業等協同組合法第二十条から第二十二条まで（持分の払戻し）、第五十六条から第五十七条まで（出資一口の金額の減少）の規定は、前項の

（新設）

（新設）

（出資輸出組合への移行）

第十六条 （略）

2 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第二十九条第一項から第三項まで（出資の第一回の払込）の規定は、前項の規定による出資輸出組合への移行に準用する。この場合において、同条第一項中「前条の規定による引渡しを受けたとき」とあるのは「出資輸出組合への移行に関する定款の変更につき輸出入取引法第十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第五十一条第二項の認可があつたとき」と、同条第三項中「組合成立」とあるのは「主たる事務所の所在地における輸出入取引法第十六条第三項の規定による登記」と読み替えるものとする。

3 輸出組合は、出資の第一回の払込のあつた日から主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に定款の変更により新たに登記すべきこととなつた事項を登記しなければならない。

4 （略）

5 第三項の規定による登記の申請書には、出資輸出組合への移行を証する書面並びに出資の総口数及び出資の第一回の払込のあつたことを証する書面を添付しなければならない。

6・7 （略）

（非出資輸出組合への移行）

第十七条 （略）

2 前条第三項から第六項まで並びに中小企業等協同組合法第二十条から第二十二条まで（持分の払戻し）、第五十六条及び第五十七条（出資一口の金額の減少）の規定は、前項の規定

規定による非出資輸出組合への移行に準用する。この場合において、前条第三項中「出資の第一回の払込みのあつた日」とあるのは「次条第一項の規定による非出資輸出組合への移行に關する定款の変更について第十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第五十一条第二項の認可があつた日」と、「新たに登記すべきこととなつた事項を登記しなければならない」とあるのは「登記を要しなくなつた事項の登記を抹消しなければならぬ」と、同条第五項中「出資の総口数及び出資の第一回の払込みのあつたことを証する書面」とあるのは「次条第二項において準用する中小企業等協同組合法第五十六条の二第二項の規定による公告及び催告（同条第三項の規定により公告を官報のほか時事に關する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした輸出組合にあつては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相當の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相當の財産を信託したこと又は当該非出資輸出組合への移行をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面」と、中小企業等協同組合法第二十条第二項中「脱退した事業年度の終」とあるのは「非出資輸出組合への移行の時」と読み替へるものとする。

〔準用〕

十一項まで（事業協同組合及び事業協同小組合）、第十條の二から第十四條まで、第十九條（第一項第四號を除く。）（組合員）、第二十七條、第二十八條、第三十條、第三十二條（設立）、第三十四條（規約）、第三十四條の二（定款の備置き及び閲覧等）、第三十五條（第五項を除く。）、第三十五條の二から第三十六條の八まで、第三十七條第一項、第三十八條から第四十五條まで（役員等）、第四十六條から第五十二條まで、第五十三條（第五號を除く。）、第五十三條の二から第五十五條まで（總會及び總代会）、第六十二條第一項及び第二項、第六十三條から第六十三條の三まで、第六十三條の四第三項、第六十三條の五第三項本文、第六十三條の六第三項、第六十四條第一項から第五項まで、第六十五條から第六十七條まで、第六十八條第一項、第六十九條（解散及び清算並びに合併）、第八十三條から第一百三條まで（第八十四條第二項第三号及び第五号、第三項並びに第四項、第八十五條第二項第三号まで）（第八十四條第二項第三号及び第五号、第三項並びに第四項、第八十五條第二項第三号まで）（第八十六條第二号、第八十七條第二号、第九十二條第二号、第九十六條第二項、第九十八條第二項第二号並びに第九十九條第二項を除く。）（登記）並びに第百四條、第百五條、第百五條の四第一項並びに第百六條第一項（雜則）の規定は、輸出組合について準用する。この場合において、同法第二十八條中「前条第一項」とあるのは「輸出入取引法第十四條第二項」と、同法第三十五條の二、第四十八條、第五十一條第二項、第六十二條第二項、第六十六條第一項、第六十九條第二項及び第三項、第九十六條第五項、第百四條、第百五條、第百六條第一項、第六十九條第二項及び第三項、第九十六條第五項、第百四條、第百五條、第百六條第一項並びに第百六條第一項中「行政庁」とあるのは「經濟産業大臣」と、同法第

による非出資輸出組合への移行に準用する。この場合において、前条第三項中「出資の第一回の払込のあつた日」とあるのは「次条第一項の規定による非出資輸出組合への移行に關する定款の変更について第十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第五十一条第二項の認可があつた日」と、「新たに登記すべきこととなつた事項を登記しなければならぬ」とあるのは「登記を要しなくなつた事項の登記を抹消しなければならぬ」と、同条第五項中「出資の総口数及び出資の第一回の払込のあつたことを証する書面」とあるのは「次条第二項において準用する中小企業等協同組合法第五十六条第二項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときはこれに対し弁済し若しくは担保を供し若しくは財産を信託したこと又は非出資輸出組合への移行をしてもその債権者を害するおそれがないことを証する書面」と、中小企業等協同組合法第二十条第二項中「脱退した事業年度の終」とあるのは「非出資輸出組合への移行の時」と読み替へるものとする。

（準用）

及び第九項から第十二項まで（事業協同組合及び事業協同小組合）、第十一條から第十四條まで、第十九條（第一項第四號を除く。）（組合員）、第二十七條、第二十八條、第三十條、第三十二條（設立）、第三十四條（規約）、第三十五條（第五項を除く。）、第三十五條の二から第三十六條の三まで、第三十七條第一項、第三十八條から第四十五條まで（役員等）、第四十六條から第五十二條まで、第五十三條（第五號を除く。）、第五十四條、第五十五条（總會及び總代会）、第六十二条第一項及び第二項、第六十三条第一項、第三項及び第四項、第六十四条から第六十六条まで、第六十八条第一項、第六十九条（解散及び清算）、第八十三条（第二項第三号及び第五号、第三項並びに第四項を除く。）、第八十四条、第八十五条、第八十六条第一項、第八十六条の二から第八十九条まで、第九十一条から第九十三条まで、第九十五条、第九十七条、第一百条から第一百三十五条（登記）、第一百四條、第一百五條、第一百五條の四第一項、第一百六條第一項（雜則）並びに第一百五條第二号、第二号の二、第三号から第十一号まで及び第十五号から第十七号まで（罰則）の規定は、輸出組合に準用する。この場合において、同法第二十八條中「前条第一項」とあるのは「輸出入取引法第十四條第一項」と、第三十五條の二、第四十八條、第五十一条第二項、第六十二条第二項、第六十三条第三項、第九十七条第二項、第一百四條、第一百五條、第一百五條の四第一項及び第一百六條第一項中「行政庁」とあるのは「經濟産業大臣」と、第五十一条第一項中「二 規約及び其濟規程の設定、変更又は廃止」とあるのは「一 規約及び其濟規程の設定、変更又は廃止」とあるのは「二 規約及び其濟規程の設定、変更又は廃止」とあるのは「二 規約及び其濟規程の設定、変更又は廃止」とあるのは「二 規約及び其濟規程の設定、変更又は廃止」

五十一條第一項中「二 規約及び其済規程の設定、変更又は廃止」とあるのは「二 規約及び其済規程の設定、変更又は廃止 二の二 輸出入取引法第十一條第二項の組合員の遵守すべき事項の設定又は廃止」と、同法第五十三條第四号中「事業の全部の譲渡」とあるのは「輸出入取引法第十一條第二項の組合員の遵守すべき事項の設定又は廃止」と、同法第五十五條第一項中「二百人」とあるのは「百人」と、同條第三項中「十分の一」とあるのは「五分の一」と、「千人」とあるのは「五百人」と、同條第七項中「第二号若しくは第四号」とあるのは「第二号」と、同法第六十二條第一項第五号中「第六百六條第四項」とあるのは「輸出入取引法第十八條」と、同法第八十四條第一項中「第二十九條の規定による出資の払込み」とあるのは「非出資輸出組合にあつては「輸出入取引法第十四條第一項の認可」と、同法第九十七條第二項中「事業協同組合登記簿、事業協同小組合登記簿、火災共済協同組合登記簿、信用協同組合登記簿、中小企業等協同組合連合会登記簿、企業組合登記簿及び中小企業団体中央会登記簿」とあるのは「輸出組合登記簿」と、同法第九十八條第二項第一号中「書面並びに出資の総口数及び第二十九條の規定による出資の払込みのあつたことを証する書面」とあるのは「非出資輸出組合にあつては「書面」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める」。

2 中小企業等協同組合法第九條の二第六項（事業協同組合及び事業協同小組合）、第十條第一項、第二項、第三項（ただし書を除く。）及び第四項から第六項まで（出資）、第十五條から第十八條まで（加入及び脱退等）、第二十條から第二十三條まで（持分等）、第二十九條第一項から第三項まで（出資の第一回の払込み）、第五十六條から第五十七條まで（出資一口の金額の減少）、第五十八條第一項から第三項まで（準備金）、第五十九條第一項及び第二項、第六十條、第六十一條（剰余金の配当等）、第六十三條の四（第三項を除く。）、第六十三條の五（第三項本文を除く。）、第六十三條の六（第三項を除く。）、第六十四條第六項から第八項まで（合併の手續）並びに第八十四條第二項第五号、第八十五條第二項、第九十六條第二項及び第九十九條第二項（登記）の規定は、出資輸出組合について準用する。この場合において、同法第十條第三項中「出資総口数の百分の二十五（信用協同組合にあつては、百分の十）」とあるのは「出資総口数の百分の十」と、同條第四項中「三人」とあるのは「九人」と、同法第十八條第一項中「脱退することができる」とあるのは「脱退することができる。ただし、輸出入取引法第十七條第一項の規定により出資輸出組合が非出資輸出組合に移行する場合においては、移行の日の前日までに予告し、その移行の時に脱退することができる」と、同法第二十條第二項中「定める」とあるのは「定める。ただし、輸出入取引法第十七條第一項の規定により出資輸出組合が非出資輸出組合に移行する場合においては、移行の時に移る組合財産によつて定める」と読み替えるものとする。

（貨物の生産又は流通を所掌する大臣との関係）
第三十五條 經濟産業大臣は、第十四條第一項（第十九條の六において準用する場合を含む）

二の二 輸出入取引法第十一條第二項の組合員の遵守すべき事項の設定又は廃止」と、第五十三條第四号中「事業の全部の譲渡」とあるのは「輸出入取引法第十一條第二項の組合員の遵守すべき事項の設定又は廃止」と、第五十五條第一項中「二百人」とあるのは「百人」と、同條第三項中「十分の一」とあるのは「五分の一」と、「千人」とあるのは「五百人」と、同條第七項中「第二号若しくは第四号」とあるのは「第二号」と、第六十二條第一項第五号中「第六百六條第四項」とあるのは「輸出入取引法第十八條」と、第八十三條第一項中「第二十九條の規定による出資の払込み」とあるのは「非出資輸出組合にあつては「輸出入取引法第十四條第一項の認可」と、第九十二條第二項中「事業協同組合登記簿、事業協同小組合登記簿、信用協同組合登記簿、中小企業等協同組合連合会登記簿、企業組合登記簿及び中小企業団体中央会登記簿」とあるのは「輸出組合登記簿」と、第九十三條第一項中「書面並びに出資の総口数及び第二十九條の規定による出資の払込みのあつたことを証する書面」とあるのは「非出資輸出組合にあつては「書面」と読み替えるものとする」。

2 中小企業等協同組合法第九條の二第六項（事業協同組合及び事業協同小組合）、第十條第一項、第二項、第三項（ただし書を除く。）及び第四項から第六項まで（出資）、第十五條から第十八條まで（加入及び脱退等）、第二十條から第二十三條まで（持分等）、第二十九條第一項から第三項まで（出資の第一回の払込み）、第五十六條、第五十七條（出資一口の金額の減少）、第五十八條第一項から第三項まで（準備金）、第五十九條第一項及び第二項、第六十條、第六十一條（剰余金の配当等）、第六十三條第二項（合併の手續）、第八十三條第二項第五号、第八十六條第二項（登記）並びに第一百十五條第十二号から第十四号まで（罰則）の規定は、出資輸出組合に準用する。この場合において、同法第十條第三項中「出資総口数の百分の二十五（信用協同組合にあつては、百分の十）」とあるのは「出資総口数の百分の十」と、同條第四項中「三人」とあるのは「九人」と、第十八條第一項中「脱退することができる」とあるのは「脱退することができる。ただし、輸出入取引法第十七條第一項の規定により出資輸出組合が非出資輸出組合に移行する場合においては、移行の日の前日までに予告し、その移行の時に脱退することができる」と、第二十條第二項中「定める」とあるのは「定める。ただし、輸出入取引法第十七條第一項の規定により出資輸出組合が非出資輸出組合に移行する場合においては、移行の時に移る組合財産によつて定める」と読み替えるものとする。

（貨物の生産又は流通を所掌する大臣との関係）
第三十五條 經濟産業大臣は、第十四條第一項（第十九條の六において準用する場合を含む）

以下同じ。)若しくは第十九条第一項(第十九条の六において準用する場合を含む。以下同じ。)において準用する中小企業等協同組合法第五十一条第二項若しくは第六十六条第一項の認可をし、第十八条(第十九条の六において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定による処分をし、又は第二十八条第一項若しくは第二項の経済産業省令の制定若しくは改廃をしようとするときは、当該処分又は経済産業省令に係る貨物(第十四条第一項若しくは第十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第五十一条第二項若しくは第六十六条第一項の認可又は第十八条の規定による処分の場合にあつては、認可又は処分に係る輸出組合の所属員たる輸出業者又は輸入組合の組合員たる輸入業者の取扱に係る貨物)の生産又は流通を所掌する大臣の同意を得なければならない。

2 (略)

第四十一条 輸出組合又は輸入組合の役員がいかなる名義をもつてするかを問わず、その輸出組合若しくは輸入組合の事業の範囲外において、貸付けをし、若しくは手形の割引をし、又は投機取引のためにその輸出組合若しくは輸入組合の財産を処分したときは、三年以下の懲役若しくは^一百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、刑法(明治四十年法律第四十五号)に正条がある場合は、同法による。

第四十一条の二 (略)

2 前項の場合において、收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第四十一条の三 前条第一項に規定する賄賂を供与し、又はその申込若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は^二百万円以下の罰金に処する。

2 (略)

第四十二条 第四条第二項又は第二十八条第一項、第二項若しくは第四項の規定による命令又は処分違反した者は、二年以下の懲役又は^三百万円以下の罰金に処する。

第四十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は^四五十万円以下の罰金に処する。

一 三 (略)

第四十四条 次の場合には、その行為をした輸出組合の理事は、一年以下の懲役又は^五五十万円以下の罰金に処する。

一 二 (略)

以下同じ。)若しくは第十九条第一項(第十九条の六において準用する場合を含む。以下同じ。)において準用する中小企業等協同組合法第五十一条第二項若しくは第六十三条第三項の認可をし、第十八条(第十九条の六において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定による処分をし、又は第二十八条第一項若しくは第二項の経済産業省令の制定若しくは改廃をしようとするときは、当該処分又は経済産業省令に係る貨物(第十四条第一項若しくは第十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第五十一条第二項若しくは第六十三条第三項の認可又は第十八条の規定による処分の場合にあつては、認可又は処分に係る輸出組合の所属員たる輸出業者又は輸入組合の組合員たる輸入業者の取扱に係る貨物)の生産又は流通を所掌する大臣の同意を得なければならない。

2 (略)

第四十一条 輸出組合又は輸入組合の役員がいかなる名義をもつてするかを問わず、その輸出組合若しくは輸入組合の事業の範囲外において、貸付けをし、若しくは手形の割引をし、又は投機取引のためにその輸出組合若しくは輸入組合の財産を処分したときは、三年以下の懲役若しくは^一二十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、刑法(明治四十年法律第四十五号)に正条がある場合は、同法による。

第四十一条の二 (略)

2 前項の場合において、收受したわいろは、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第四十一条の三 前条第一項に規定するわいろを供与し、又はその申込若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は^二二十万円以下の罰金に処する。

2 (略)

第四十二条 第四条第二項又は第二十八条第一項、第二項若しくは第四項の規定による命令又は処分違反した者は、二年以下の懲役又は^三三十万円以下の罰金に処する。

第四十三条 次の各号の^一に該当する者は、一年以下の懲役又は^四十万円以下の罰金に処する。

一 三 (略)

第四十四条 次の場合には、その行為をした輸出組合の理事は、一年以下の懲役又は^五十万円以下の罰金に処する。

一 二 (略)

第四十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一（四）（略）

第四十六条 輸出組合又は輸入組合が第十九条第一項（第十九条の六において準用する場合を含む。）において準用する中小企業等協同組合法第百六条第一項の規定による命令に違反した場合には、その輸出組合又は輸入組合の理事は、三十万円以下の罰金に処する。

第四十七条 第十五条第六項（第十九条の六において準用する場合を含む。）において準用する会社法第九百五十五条第一項の規定に違反して、同項に規定する調査記録簿等に同項に規定する電子公告調査に関し法務省令で定めるものを記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は調査記録簿等を保存しなかつた者は、三十万円以下の罰金に処する。

第四十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第四十二条、第四十三条第一号若しくは第二号、第四十五条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

（過料）

第四十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。

一 第十五条第六項（第十九条の六において準用する場合を含む。次号において同じ。）において準用する会社法第九百四十六条第三項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 正当な理由がないのに、第十五条第六項において準用する会社法第九百五十一条第二項各号又は第九百五十五条第二項各号に掲げる請求を拒んだ者

第五十条 次に掲げる場合には、輸出組合又は輸入組合の発起人、役員又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定による登記をすることを怠つたとき。

二 第十五条第六項（第十九条の六において準用する場合を含む。）において準用する会社法第九百四十一条の規定に違反して、同条の調査を求めなかつたとき。

三 第十九条第一項（第十九条の六において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）において準用する中小企業等協同組合法第九条の二第三項の規定に違反したとき。

四 第十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第十条の二、第三十四条の二又は第四十条（同条第一項から第三項までの規定を第十九条第一項において準用する同法第

第四十五条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一（四）（略）

第四十六条 輸出組合又は輸入組合が第十九条第一項（第十九条の六において準用する場合を含む。）において準用する中小企業等協同組合法第百六条第一項の規定による命令に違反した場合には、その輸出組合又は輸入組合の理事は、一万円以下の罰金に処する。

（新設）

第四十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第四十二条、第四十三条第一号若しくは第二号又は第四十五条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

（新設）

（新設）

六十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、書類若しくは電磁的記録を備え置かず、書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は正当な理由がないのに書類若しくは電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧若しくは謄写を拒んだとき。

五 第十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第十四条の規定に違反したとき。

六 第十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第十九条第二項、第四十二条第五項若しくは第六項又は第四十五条第五項若しくは第六項の規定に違反したとき。

七 第十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第二十七条第七項、第三十六条の七第一項（第十九条第一項において準用する同法第六十九条第一項において準用する場合を含む。）若しくは第五十三条の三第一項の規定又は第十九条第一項において準用する同法第六十九条第一項において準用する会社法第四百九十二条第一項の規定に違反して、議事録若しくは財産目録若しくは貸借対照表を作成せず、又はこれらの書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

八 第十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第三十五条第六項の規定に違反したとき。

九 第十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第三十五条の二又は第六十二条第二項の規定に違反したとき。

十 第十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第三十六条の四第二項において準用する会社法第三百八十九条第四項の規定又は第十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第三十六条の七第五項（第十九条第一項において準用する同法第六十九条第一項において準用する場合を含む。）、第四十一条第二項若しくは第五十三条の三第四項の規定に違反して、正当な理由がないのに書面又は電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写を拒んだとき。

十一 第十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第三十六条の四第二項において準用する会社法第三百八十九条第五項の規定又は第十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第六十九条第一項において準用する会社法第四百九十二条第一項の規定による調査を妨げたとき。

十二 第十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第三十七条第一項（第十九条第一項において準用する同法第六十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

十三 第十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第三十八条の二第六項の規定による開示することを怠つたとき。

十四 第十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第四十六条の規定に違反した

とき。

十五 第十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第六十九条第一項において準用する会社法第四百九十九条第一項の規定による公告をするを怠つたとき、又は不正の公告をしたとき。

十六 清算の結了を遅延させる目的で、第十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第六十九条第一項において準用する会社法第四百九十九条第一項の期間を不当に定めるとき。

十七 第十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第六十九条第一項において準用する会社法第五百条第一項の規定に違反して、債務の弁済をしたとき。

十八 第十九条第二項において準用する中小企業等協同組合法第六十九条第一項において準用する会社法第五百二条の規定に違反して、輸出組合又は輸入組合の財産を分配したとき。

第五十一条 次に掲げる場合には、出資輸出組合又は出資輸入組合の発起人、役員又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一 第十九条第二項（第十九条の六において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）において準用する中小企業等協同組合法第五十六条第一項若しくは第五十六条の二第五項の規定に違反して出資一口の金額を減少し、又は第十九条第二項において準用する同法第六十三条の四第四項、第六十三条の五第六項若しくは第六十三条の六第四項において準用する同法第五十六条の二第五項の規定に違反して出資輸出組合若しくは出資輸入組合の合併をしたとき。

二 第十九条第二項において準用する中小企業等協同組合法第五十八条第一項から第三項まで又は第五十九条第一項若しくは第二項の規定に違反したとき。

三 第十九条第二項において準用する中小企業等協同組合法第六十一条の規定に違反して、組合員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けたとき。

四 第十九条第二項において準用する中小企業等協同組合法第六十三条の四第一項若しくは第二項、第六十三条の五第一項、第二項若しくは第七項から第九項まで、第六十三条の六第一項若しくは第二項又は第六十四条第六項から第八項までの規定に違反して、書類若しくは電磁的記録を備え置かず、書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は正当な理由がないのに書類若しくは電磁的記録に記載された事項を主務省令で定める方法により表示したもの、の閲覧若しくは謄写を拒んだとき。

五 第十九条第二項において準用する中小企業等協同組合法第六十三条の四第四項、第六十三条の五第六項又は第六十三条の六第四項において準用する同法第五十六条の二第二項の規定による公告をするを怠つたとき、又は不正の公告をしたとき。

（新設）

改正案

現行

（定義）

第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

（定義）
第二条 （同上）

一 資本金の額又は出資の総額が三億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については五千万円、卸売業を主たる事業とする事業者については一億円）以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人（小売業を主たる事業とする事業者については五十人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については百人）以下の会社及び個人であつて、政令で定める業種に属する事業（以下「特定事業」という。）を行うもの（次号の政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするものを除く。）

一の二 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするものうち、特定事業を行うもの

二の三の二 （略）

二の三の二 （略）

四 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合及び生活衛生同業組合連合会であつて、その直接又は間接の構成員の三分の二以上が五千万円（卸売業を主たる事業とする事業者については、一億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時五十人（卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、百人）以下の従業員を使用する者であるもののうち、特定事業を行うもの又はその構成員が特定事業を行う者であるもの

四 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合及び生活衛生同業組合連合会であつて、その直接又は間接の構成員の三分の二以上が五千万円（卸売業を主たる事業とする事業者については、一億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時五十人（卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、百人）以下の従業員を使用する者であるもののうち、特定事業を行うもの又はその構成員が特定事業を行う者であるもの

五 酒造組合、酒造組合連合会及び酒造組合中央会であつて、その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の三分の二以上が三億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時三百人以下の従業員を使用する者であるもの並びに酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会であつて、その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の三分の二以上が五千万円（酒類卸売業者については、一億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時五十人（酒類卸売業者については、百人）以下の従業員を使用する者であるもの

五 酒造組合、酒造組合連合会及び酒造組合中央会であつて、その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の三分の二以上が三億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時三百人以下の従業員を使用する者であるもの並びに酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会であつて、その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の三分の二以上が五千万円（酒類卸売業者については、一億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時五十人（酒類卸売業者については、百人）以下の従業員を使用する者であるもの

六 内航海運組合及び内航海運組合連合会であつて、その直接又は間接の構成員たる内航海運事業を営む者の三分の二以上が三億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時三百人以下の従業員を使用する者であるもの

六 内航海運組合及び内航海運組合連合会であつて、その直接又は間接の構成員たる内航海運事業を営む者の三分の二以上が三億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時三百人以下の従業員を使用する者であるもの

（債券の発行）

（債券の発行）

第二十五条の二 （略）

第二十五条の二 （略）

25 (略) 6 会社法(平成十七年法律第 号)第七百五条第一項及び第二項並びに第七百九条(社債管理者の権限等及び二以上の社債管理者がある場合の特則)の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行、信託会社又は証券業者について準用する。 7 (略) 第三十五条 次の場合においては、その違反行為をした公庫の役員又は職員を二十万円以下の過料に処する。 一 (略) 二 第六条第一項の規定に違反して登記をすることを怠つたとき。 三5 (略)	25 (略) 6 商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百九条、第三百十条及び第三百十一条(社債管理会社の権限及び義務)の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行、信託会社又は証券業者について準用する。 7 (略) 第三十五条 (同上) 一 (略) 二 第六条第一項の規定に違反して登記をすることを怠り、又は不実の登記をしたとき。 三5 (略)
---	---

改正案

現行

（定義）
 第七条 この章において、「商工業者」とは、自己の名をもつて商行為をすることを業とする者、店舗その他これに類似する設備によつて物品を販売することを業とする者、鉱業を営む者、取引所、会社及び相互会社をいう。

2 （略）

（創立総会）

第二十四条 （略）

2（略）

8 創立総会の議事については、経済産業省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

9 第十七条第二項から第五項までの規定は創立総会について、会社法（平成十七年法律第号）第八百三十条、第八百三十一条、第八百三十四条（第十六号及び第十七号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六條第一項及び第三項、第八百三十七條、第八百三十八條並びに第八百四十六條の規定（これらの規定中監査役に係る部分を除く。）は創立総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて、それぞれ準用する。

（設立の無効の訴え）

第三十一条 会社法第八百二十八條第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号に係る部分に限る。）、第八百三十四條（第一号に係る部分に限る。）、第八百三十五條第一項、第八百三十六條第一項及び第三項、第八百三十七條から第八百三十九條まで並びに第八百四十六條の規定（これらの規定中監査役に係る部分を除く。）は、商工會議所の設立の無効の訴えについて準用する。

（延期又は続行の決議）

第四十九条の二 議員総会においてその延期又は続行について決議があつた場合には、第四十

（定義）
 第七条 この章において、「商工業者」とは、自己の名をもつて商行為をすることを業とする者、店舗その他これに類似する設備によつて物品を販売することを業とする者、鉱業を営む者、取引所、商法（明治三十二年法律第四十八号）第五十二条第二項の会社、有限会社及び相互会社をいう。

2 （略）

（創立総会）

第二十四条 （略）

2（略）

8 第十七条第二項から第五項まで、商法第二百四十四條第一項から第三項まで（議事録）及び第二百四十七條から第二百五十二條まで（決議の取消し又は不存在若しくは無効確認の訴え）の規定（これらの規定中監査役に係る部分を除く。）は、創立総会について準用する。
 この場合において、商法第二百四十四條第二項中「記載又ハ記録スル」とあるのは、「記録スル」と読み替えるものとする。

（新設）

（商法の準用）

第三十一条 商法第四百二十八條（監査役に係る部分を除く。）（設立無効の訴）の規定は、商工會議所の設立について準用する。

（新設）

五条第六項の規定は、適用しない。

（議事録）

第四十九条の三 議員総会の議事については、経済産業省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

（準用規定）

第五十条 第十七条第二項から第五項までの規定は議員総会について、会社法第八百三十条、第八百三十一条、第八百三十四条（第十六号及び第十七号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六条第一項及び第三項、第八百三十七条、第八百三十八条並びに第八百四十六条の規定（これらの規定中監査役に係る部分を除く。）は議員総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて、それぞれ準用する。

（準用規定）

第五十三条 第四十七条、第四十八条第一項及び第二項並びに第四十九条の三の規定は常議員会について、会社法第八百三十条、第八百三十一条、第八百三十四条（第十六号及び第十七号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六条第一項及び第三項、第八百三十七条、第八百三十八条並びに第八百四十六条の規定（これらの規定中監査役に係る部分を除く。）は常議員会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて、それぞれ準用する。

（合併の無効の訴え）

第六十条の七 会社法第八百二十八条第一項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）及び第二項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第八百三十四条（第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六条から第八百三十九条まで、第八百四十三条（第一項第三号及び第四号並びに第二項ただし書を除く。）並びに第八百四十六条の規定（これらの規定中監査役に係る部分を除く。）は商工会議所の合併の無効の訴えについて、同法第八百六十八条第五項、第八百七十条（第十五号に係る部分に限る。）、第八百七十一条本文、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定はこの条において準用する同法第八百四十三条第四項の申立てについて、それぞれ準用する。

（民法等の準用）

第六十三条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第七十条（法人についての破産手続の開始

（新設）

（準用規定）

第五十条 第十七条第二項から第五項まで、商法第二百四十三条（延期又は続行の決議）、第二百四十四条第一項から第三項まで（議事録）及び第二百四十七条から第二百五十二条まで（決議の取消し又は不存在若しくは無効確認の訴え）の規定（これらの規定中監査役に係る部分を除く。）は、議員総会について準用する。この場合において、商法第二百四十三条中「第二百三十二条」とあるのは「商工会議所法第四十五条」と、同法第二百四十四条第二項中「記載又ハ記録スル」とあるのは「記載スル」と読み替えるものとする。

（準用規定）

第五十三条 第四十七条、第四十八条第一項及び第二項、商法第二百四十四条第一項から第三項まで（議事録）並びに第二百四十七条から第二百五十二条まで（決議の取消し又は不存在若しくは無効確認の訴え）の規定（これらの規定中監査役に係る部分を除く。）は、常議員会について準用する。この場合において、商法第二百四十四条第二項中「記載又ハ記録スル」とあるのは、「記載スル」と読み替えるものとする。

（商法等の準用）

第六十条の七 商法第四百十五条（監査役に係るものを除く。）（合併無効の訴え）及び非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三百三十五条ノ八（債務の負担部分の決定）の規定は、商工会議所の合併について準用する。

（民法の準用）

第六十三条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第七十条（法人についての破産手続の開始

）、第七十三条、第七十五条、第七十六条、第七十八条から第八十一条まで、第八十二条（解散に係るものを除く。）及び第八十三条（清算）並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条第二項及び第三十六条から第四十条までの規定は、商工会議所の解散及び清算について準用する。

（設立）

第六十七条（略）

2（略）

3 第十七条第二項から第五項まで及び第二十四条第四項から第八項までの規定は創立総会について、会社法第八百三十条、第八百三十一条、第八百三十四条（第十六号及び第十七号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六条第一項及び第三項、第八百三十七条、第八百三十八条並びに第八百四十六条の規定（これらの規定中監査役に係る部分を除く。）は創立総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて、それぞれ準用する。

4 第二十七条第一項及び第二項（第四号を除く。）並びに第二十八条から第三十条までの規定は日本商工会議所の設立について、会社法第八百二十八条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号に係る部分に限る。）、第八百三十四条（第一号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六条第一項及び第三項、第八百三十七条から第八百三十九条まで並びに第八百四十六条の規定（これらの規定中監査役に係る部分を除く。）は日本商工会議所の設立の無効の訴えについて、それぞれ準用する。

（会員総会）

第七十三条（略）

2 4（略）

5 第十七条第二項から第五項まで、第四十一条第七項、第四十五条、第四十六条第二項から第四項まで、第四十七条、第四十八条、第四十九条の二及び第四十九条の三の規定は会員総会について、会社法第八百三十条、第八百三十一条、第八百三十四条（第十六号及び第十七号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六条第一項及び第三項、第八百三十七条、第八百三十八条並びに第八百四十六条の規定（これらの規定中監査役に係る部分を除く。）は会員総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、第四十六条第四項中「第二十七条第二項及び第三項並びに」とあるのは、「第二十七条第二項（第四号を除く。）及び」と読み替えるものとする¹。

）、第七十三条、第七十五条、第七十六条、第七十八条から第八十一条まで、第八十二条（解散に係るものを除く。）及び第八十三条（清算）の規定は、商工会議所の解散及び清算について準用する。

（設立）

第六十七条（略）

2（略）

3 第十七条第二項から第五項まで、第二十四条第四項から第七項まで、第二十七条第一項及び第二項（第四号を除く。）、第二十八条から第三十条まで、商法第二百四十四条第一項から第三項まで（議事録）、第二百四十七条から第二百五十二条まで（決議の取消し又は不存在若しくは無効確認の訴え）及び第四百二十八条（設立無効の訴え）の規定（これらの規定中監査役に係る部分を除く。）は、日本商工会議所の設立について準用する。この場合において、商法第二百四十四条第二項中「記載又ハ記録スル」とあるのは、「記載スル」と読み替えるものとする。

（新設）

（会員総会）

第七十三条（略）

2 4（略）

5 第十七条第二項から第五項まで、第四十一条第七項、第四十五条、第四十六条第二項から第四項まで、第四十七条、第四十八条、商法第二百四十三条（延期又は続行の決議）、第二百四十四条第一項から第三項まで（議事録）及び第二百四十七条から第二百五十二条まで（決議の取消し又は不存在若しくは無効確認の訴え）の規定（これらの規定中監査役に係る部分を除く。）は、会員総会について準用する。この場合において、第四十六条第四項中「第二十七条第二項及び第三項並びに」とあるのは「第二十七条第二項（第四号を除く。）及び」と、商法第二百四十三条中「第二百三十二条」とあるのは「商工会議所法第四十五条」と、同法第二百四十四条第二項中「記載又ハ記録スル」とあるのは「記載スル」と読み替えるものとする。

(議員総会)

第七十四条 (略)

2・4 (略)

5 第十七条第二項から第五項まで、第四十五条、第四十七条、第四十八条第一項、第二項及び第四項、第四十九条の二、第四十九条の三、第五十一条第五項並びに第五十二条第二項の規定は議員総会について、会社法第八百三十条、第八百三十一条、第八百三十四条(第十六号及び第十七号に係る部分に限る。)、第八百三十五条第一項、第八百三十六条第一項及び第三項、第八百三十七条、第八百三十八条並びに第八百四十六条の規定(これらの規定中監査役に係る部分を除く。)は議員総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて、それぞれ準用する。

(常議員会)

第七十六条 (略)

2・3 (略)

4 第四十七条、第四十八条第一項及び第二項、第四十九条の三、第五十一条第三項から第五項まで並びに第五十二条第二項の規定は常議員会について、会社法第八百三十条、第八百三十一条、第八百三十四条(第十六号及び第十七号に係る部分に限る。)、第八百三十五条第一項、第八百三十六条第一項及び第三項、第八百三十七条、第八百三十八条並びに第八百四十六条の規定(これらの規定中監査役に係る部分を除く。)は常議員会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて、それぞれ準用する。

(解散及び清算)

第七十八条 (略)

2 第六十条第二項から第四項まで、第六十一条、第六十二条、民法第七十条(法人についての破産手続の開始)、第七十三条、第七十五条、第七十六条、第七十八条から第八十一条まで、第八十二条(解散に係るものを除く。)及び第八十三条(清算)並びに非訟事件手続法第三十五条第二項及び第三十六条から第四十条までの規定は、日本商工会議所の解散及び清算について準用する。この場合において、第六十一条及び第六十二条中「議員総会」とあるのは「会員総会」と読み替えるものとする。

第九十一条 次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その商工会議所等の発起人、役員又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一(六) (略)

七 この法律に定める登記又はこの法律において準用する会社法の規定に定める登記をしなかつたとき。

(議員総会)

第七十四条 (略)

2・4 (略)

5 第十七条第二項から第五項まで、第四十五条、第四十七条、第四十八条第一項、第二項及び第四項、第五十一条第五項、第五十二条第二項、商法第二百四十三条(延期又は続行の決議)、第二百四十四条第一項から第三項まで(議事録)並びに第二百四十七条から第二百五十二条まで(決議の取消し又は不存在若しくは無効確認の訴え)の規定(これらの規定中監査役に係る部分を除く。)は、議員総会について準用する。この場合において、商法第二百四十三条中「第二百三十二条」とあるのは「商工会議所法第四十五条」と、同法第二百四十四条第二項中「記載又ハ記録スル」とあるのは「記載スル」と読み替えるものとする。

(常議員会)

第七十六条 (略)

2・3 (略)

4 第四十七条、第四十八条第一項及び第二項、第五十一条第三項から第五項まで、第五十二条第二項、商法第二百四十四条第一項から第三項まで(議事録)並びに第二百四十七条から第二百五十二条まで(決議の取消し又は不存在若しくは無効確認の訴え)の規定(これらの規定中監査役に係る部分を除く。)は、常議員会について準用する。この場合において、商法第二百四十四条第二項中「記載又ハ記録スル」とあるのは、「記載スル」と読み替えるものとする。

(解散及び清算)

第七十八条 (略)

2 第六十条第二項から第四項まで、第六十一条、第六十二条、民法第七十条(法人についての破産手続の開始)、第七十三条、第七十五条、第七十六条、第七十八条から第八十一条まで、第八十二条(解散に係るものを除く。)及び第八十三条(清算)の規定は、日本商工会議所の解散及び清算について準用する。この場合において、第六十一条及び第六十二条中「議員総会」とあるのは「会員総会」と読み替えるものとする。

第九十一条 (同上)

一(六) (略)

七 この法律に定める登記又はこの法律において準用する商法の規定に定める登記をしなかつたとき。

八 定款、事業報告書、貸借対照表、収支決算書、財産目録又は議事録に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

八 定款、事業報告書、貸借対照表、収支決算書、財産目録又は議事録に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。

改正案

現行

（民法及び非訟事件手続法の準用）

第三十二条 民法第七十三条（清算法人）、第七十五条（裁判所による清算人の選任）、第七十六条（清算人の解任）、第七十七条第二項（届出に関する部分に限る。）及び第七十八条から第八十三条まで（清算人の職務権限等）並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条第二項（法人の解散及び清算の監督の管轄）及び第三十六条から第四十条まで（法人の清算人に関する事件、清算人の選任の裁判、清算人の報酬、清算人の解任の裁判、検査人の選任の裁判等）の規定は、協会の解散及び清算について準用する。この場合において、民法第七十五条中「前条」とあるのは、「信用保証協会法第二十八条」と読み替えるものとする。

2| 協会の解散及び清算を監督する裁判所は、協会の業務を監督する官庁に対し、意見を求め、又は調査を嘱託することができる。

3| 前項に規定する官庁は、同項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

第四十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、協会の役員、代理人又は清算人を二十万円以下の過料に処する。

一 （略）

二 第四条第一項の規定に基づく政令の規定による登記をすることを怠つたとき。

三 （略）

四 第十五条又は第十七条の規定に違反して定款その他の書類を備えて置かず、これらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのにこれらの書類の閲覧を拒んだとき。

五 八 （略）

九 第二十九条に規定する書類に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

十 （略）

十一 第三十一条に規定する書類に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

十二 第三十二条第一項において準用する民法第七十九条第一項の規定による公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。

十三 第三十二条第一項において準用する民法第七十九条第一項に規定する期間内に債権者

（民法及び非訟事件手続法の準用）

第三十二条 民法第七十三条（清算法人）、第七十五条（裁判所による清算人の選任）、第七十六条（清算人の解任）、第七十七条第二項（届出に関する部分に限る。）及び第七十八条から第八十三条まで（清算人の職務権限等）並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条第二項（法人の解散及び清算の監督の管轄）、第三十六条（検査人の選任）、第三十七条ノ二（清算人等の報酬）、第百三十五条ノ二十五第二項及び第三項（意見の聴取等）、第百三十六條前段（清算に関する事件の管轄）、第百三十七條前段（清算人の選任又は解任の裁判）並びに第百三十八条（清算人不適格者）の規定は、協会の解散及び清算について準用する。この場合において、民法第七十五条中「前条」とあるのは、「信用保証協会法第二十八条」と読み替えるものとする。

（新設）

（新設）

第四十一条 （同上）

一 （略）

二 第四条第一項の規定に基づく政令の規定による登記を怠り、又は虚偽の登記をしたとき。

三 （略）

四 第十五条又は第十七条の規定に違反して定款その他の書類を備えて置かず、これらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をし、又は正当な理由がないのにこれらの書類の閲覧を拒んだとき。

五 八 （略）

九 第二十九条に規定する書類に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。

十 （略）

十一 第三十一条に規定する書類に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。

十二 第三十二条において準用する民法第七十九条第一項の規定による公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。

十三 第三十二条において準用する民法第七十九条第一項に規定する期間内に債権者に弁済

に弁済したとき。

十四 第三十二条第一項において準用する民法第八十一条第一項の規定に違反して破産手続開始の申立てを怠つたとき。

したとき。

十四 第三十二条において準用する民法第八十一条第一項の規定に違反して破産手続開始の申立てを怠つたとき。

改正案

現行

（登録の基準）

第三十六条の十八 経済産業大臣は、第三十六条の十六の規定により登録を申請した者（以下この項において「登録申請者」という。）が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に關して必要な手続は、経済産業省令で定める。

一（略）

二 登録申請者が、ガス事業者に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 登録申請者が株式会社である場合にあつては、ガス事業者がその親法人（会社法（平成十七年法律第 号）第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。以下同じ。）であること。

ロ 登録申請者の役員（持分公社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。以下同じ。）にあつては、業務を執行する社員）に占めるガス事業者の役員又は職員（過去二年間に当該ガス事業者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

2（略）

ハ（略）

（財務諸表等の備置き及び閲覧等）

第三十六条の二十三の二 登録ガス工作物検査機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（これらのものが電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）で作成され、又はその作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事業所に備え置かなければならない。

2（略）

（登録の基準）

第三十九条の十四の三 経済産業大臣は、前条第一項の規定により登録を申請した者（以下この項において「登録申請者」という。）が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に關して必要な手続は、経済産業

（登録の基準）

第三十六条の十八 （同上）

一（略）

二（同上）

イ 登録申請者が株式会社又は有限会社である場合にあつては、ガス事業者がその親会社（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百一十一条ノ二第一項の親会社をいう。以下同じ。）であること。

ロ 登録申請者の役員（合名公社又は合資公社にあつては、業務執行権を有する社員）に占めるガス事業者の役員又は職員（過去二年間に当該ガス事業者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

2（略）

ハ（略）

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

第三十六条の二十三の二 登録ガス工作物検査機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書（これらのものが電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）で作成され、又はその作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事業所に備えて置かなければならない。

2（略）

（登録の基準）

第三十九条の十四の三 （同上）

省令で定める。

一 (略)

二 登録申請者が、第三十九条の十一第一項の規定により適合性検査を受けなければならないこととされる特定ガス用品を製造し、又は輸入する届出事業者（以下この号、第三十九条の十五第二項及び第三十九条の十六第二項において「受検事業者」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 登録申請者が株式会社である場合にあつては、受検事業者がその親法人であること。

ロ 登録申請者の役員（持分会社にあつては、業務を執行する社員）に占める受検事業者の役員又は職員（過去二年間に当該受検事業者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

ハ (略)

2 (略)

一 (略)

二 (同上)

イ 登録申請者が株式会社又は有限会社である場合にあつては、受検事業者がその親会社であること。

ロ 登録申請者の役員（合名会社又は合資会社にあつては、業務執行権を有する社員）に占める受検事業者の役員又は職員（過去二年間に当該受検事業者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

ハ (略)

2 (略)

改正案

目次

第一章・第二章（略）
第三章 商工組合及び商工組合連合会
第一節（第三節）（略）
第四節 設立、管理、解散及び清算並びに合併（第四十一条―第四十七条）
第五節（第九節）（略）
第四章 組織変更
第一節（略）
第二節 株式会社への組織変更（第百条の三―第百条の十四）
第五章（第六章）（略）
附則

第二条 削除

（中小企業者の定義）

第五条 この章及び次章において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第二号の三までに掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業（第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二の二 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業（第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二の三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する

現行

目次

第一章・第二章（略）
第三章 （同上）
第一節（第三節）（略）
第四節 設立、管理、解散及び清算（第四十一条―第四十七条）
第五節（第九節）（略）
第四章 （同上）
第一節 （略）
第二節 株式会社又は有限会社への組織変更（第百条の三―第百条の十六）
第五章（第六章）（略）
附則

（登記）

第二条 この法律の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

（中小企業者の定義）

第五条 （同上）

一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第二号の三までに掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業（第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二の二 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業（第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二の三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する

る事業を主たる事業として営むもの

三 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

(名称)

第五条の四 (略)

2 (略)

3 協業組合の名称については、会社法(平成十七年法律第 号)第八条(会社と誤認させる名称等の使用の禁止)の規定を準用する。

(定款)

第五条の十八 協業組合の定款には、次の事項を記載し、又は記録しなければならない。

一 十一 (略)

十二 公告方法(協業組合が公告(この法律又は他の法律の規定により官報に掲載する方法によりしなければならないものとされているものを除く。)をする方法をいう。)

2 協業組合の定款には、前項の事項のほか、協業組合の存続期間又は解散の原因を定めたときはその期間又はその原因を、現物出資をする者を定めたときはその者の氏名、出資の目的たる財産及びその価格並びにこれに対して与える出資口数を、協業組合の成立後に譲り受けることを約した財産があるときはその財産並びにその価格及び譲渡人の氏名を記載し、又は記録しなければならない。

(特別の議決)

第五条の十九 次の事項は、議決権の総数の過半数の議決権を有する組合員が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

一 六 (略)

七 第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第三十八条の二第五項の規定による責任の免除

八 理事(第五条の二十三第三項において準用する会社法第三百四十二条第三項から第五項までの規定により選任された理事に限る。)の解任

九 監事の解任

2 (略)

(解任)

第五条の二十一 役員は、いつでも、総会の決議によつて解任することができる。

事業を主たる事業として営むもの

三 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

(名称)

第五条の四 (略)

2 (略)

3 協業組合の名称については、商法(明治三十二年法律第四十八号)第十九条から第二十一条まで(商号)の規定を準用する。

(定款)

第五条の十八 協業組合の定款には、次の事項を記載しなければならない。

一 十一 (略)

十二 公告の方法

2 協業組合の定款には、前項の事項のほか、協業組合の存立時期又は解散の原因を定めたときはその時期又はその原因を、現物出資をする者を定めたときはその者の氏名、出資の目的たる財産及びその価格並びにこれに対して与える出資口数を、協業組合の成立後に譲り受けることを約した財産があるときはその財産並びにその価格及び譲渡人の氏名を記載しなければならない。

(特別の議決)

第五条の十九 (同上)

一 六 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

2 (略)

第五条の二十一 削除

21 前項の規定により解任された者は、その解任について正当な理由がある場合を除き、協業組合に対し、解任によつて生じた損害の賠償を請求することができる。

(準用)

第五条の二十三 協業組合の組合員については、協同組合法第十九条(第一項第一号及び第四号並びに第二項第一号を除く。)(法定脱退)及び第二十条から第二十二号まで(持分の払戻し)の規定を準用する。この場合において、協同組合法第十九条第二項第二号中「出資の払込み、経費の支払その他組合に対する義務を怠つた組合員又は第九条の十一第六項の規定に違反した特定組合員」とあるのは「出資の払込みその他組合に対する義務を怠つた組合員又は中小企業団体の組織に関する法律第五条の八第一項の規定に違反した組合員(法人たる組合員であつて、その役員が同条第二項において準用する同条第一項の規定に違反したものを含む。)」と、協同組合法第二十条中「脱退した」とあるのは「脱退又は出資口数の減少をした」と、協同組合法第二十一条中「脱退の時」とあるのは「脱退又は出資口数の減少をした時」と読み替えるものとする。

2 協業組合の設立については、協同組合法第二十七条第六項から第八項まで(創立総会)、第二十八条(理事への事務引継)、第二十九条第一項から第三項まで(出資の第一回の払込み)、第三十条及び第三十二条(成立の時期等)の規定を準用する。

3 協業組合の管理については、協同組合法第四十条の二(組合員名簿)、第三十三条第四項から第八項まで(定款)、第三十四条(規約)、第三十四条の二(定款の備置き及び閲覧等)、第三十五条第一項から第四項まで及び第六項、第三十五条の二から第三十六条の八まで、第三十七条第一項、第三十八条から第四十一条まで、第四十三条から第五十条まで、第五十一条(第一項第四号を除く。)、第五十二条(第三項を除く。)、第五十三条の二から第五十四条まで(役員、総会等)、第五十六条から第五十七条まで(出資一口の金額の減少)、第五十八条第一項から第三項まで(準備金及び繰越金)、第六十条(剰余金の配当)並びに第六十一条(組合の持分取得の禁止)並びに会社法第三百四十二条(第六項を除く。)(累積投票による取締役の選任)の規定を、協業組合の理事については、第五条の八第一項の規定を準用する。この場合において、協同組合法第三十四条第一号中「総会又は総代会」とあるのは「総会」と、協同組合法第三十五条第四項中「理事(企業組合の理事を除く。以下この項において同じ。)」とあるのは「定款に別段の定めのあるときのほか、理事」と、「設立当時」とあるのは「定款に別段の定めのあるときのほか、設立当時」と、協同組合法第三十五条の二、第四十八条及び第五十一条第二項中「行政庁」とあるのは「主務大臣」と、協同組合法第四十一条第二項、第四十五条第一項、第四十七条第二項及び第四十八条中「総組合員」とあるのは「議決権の総数」と、「以上」とあるのは「以上に当たる議決権を有する組合員」と、協同組合法第五十一条第一項第一号中「定款の変更」とあるのは「定款の変更、事業の全部の譲渡し及び組合員の加入の承諾」と、同条第三項中「第二十七条の二第四項

(準用)

第五条の二十三 協業組合の組合員については、協同組合法第十九条(第一項第一号及び第四号並びに第二項第一号を除く。)(法定脱退)及び第二十条から第二十二号まで(持分の払戻し)の規定を準用する。この場合において、同法第十九条第二項第二号中「出資の払込み、経費の支払その他組合に対する義務を怠つた組合員又は第九条の十一第六項の規定に違反した特定組合員」とあるのは「出資の払込みその他組合に対する義務を怠つた組合員又は中小企業団体の組織に関する法律第五条の八第一項の規定に違反した組合員(法人たる組合員であつて、その役員が同条第二項において準用する同条第一項の規定に違反したものを含む。)」と、同法第二十条中「脱退した」とあるのは「脱退又は出資口数の減少をした」と、同法第二十一条中「脱退の時」とあるのは「脱退又は出資口数の減少をした時」と読み替えるものとする。

2 協業組合の設立については、協同組合法第二十七条第六項(創立総会)、第二十八条(理事への事務引継)、第二十九条第一項から第三項まで(出資の第一回の払込み)、第三十条及び第三十二条(成立の時期等)の規定を準用する。

3 協業組合の管理については、協同組合法第三十四条(規約)、第三十五条第一項から第四項まで及び第六項、第三十五条の二から第三十六条の三まで、第三十七条第一項、第三十八条から第四十条の二まで、第四十二条から第五十条まで、第五十一条(第一項第四号を除く。)、第五十二条(第三項を除く。)、第五十四条(役員、総会等)、第五十六条、第五十七条(出資一口の金額の減少)、第五十八条第一項から第三項まで(準備金及び繰越金)、第六十条(剰余金の配当)並びに第六十一条(組合の持分取得の禁止)並びに商法第二百五十六條ノ三(第三項を除く。)(累積投票)並びに第二百五十七条第一項及び第二項(解任)の規定を、協業組合の理事については、第五条の八第一項の規定を準用する。この場合において、協同組合法第三十四条第一号中「総会又は総代会」とあるのは「総会」と、同法第三十五条第四項中「理事(企業組合の理事を除く。以下本項中同じ。)」とあるのは「定款に別段の定めのあるときのほか、理事」と、「設立当時」とあるのは「定款に別段の定めのあるときのほか、設立当時」と、同法第三十五条の二、第四十八条及び第五十一条第二項中「行政庁」とあるのは「主務大臣」と、同法第四十条の二及び第四十五条第一項中「総組合員の十分の一以上」とあるのは「議決権の総数の十分の一以上に当たる議決権を有する組合員」と、同法第四十七条第二項及び第四十八条中「総組合員の十分の一以上」とあるのは「議決権の総数の十分の一以上に当たる議決権を有する組合員」と、同法第五十一条第一項第一号中「定款の変更」とあるのは「定款の変更、事業の全部の譲渡し及び組合員の加入の承諾」と、同条第三項中「第二十七条の二第四項から第六項まで」とあるのは「中小企業団体

から第六項まで」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第五条の十七第二項」と、協同組合法第五十二條第一項中「出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる」とあるのは「議決権の総数の過半数に当たる議決権を有する組合員が出席し、その議決権の過半数で決する」と、会社法第三百四十二條第五項中「法務省令」とあるのは「主務省令」と読み替えるものとする。

4 協業組合の解散及び清算並びに合併については、協同組合法第六十二條第一項及び第二項、第六十三條から第六十七條まで、第六十八條第一項並びに第六十九條（解散及び清算並びに合併）の規定を準用する。この場合において、協同組合法第六十二條第二項、第六十五條第一項、第六十六條第一項並びに第六十九條第二項及び第三項中「行政庁」とあるのは「主務大臣」と、協同組合法第六十四條第四項中「第五十三條」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第五条の十九第一項」と、同条第五項中「第三十五條第四項本文及び第五項本文」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第五条の二十三第三項の規定により読み替えて準用する第三十五條第四項本文」と、協同組合法第六十六條第二項中「第二十七條の二第四項から第六項まで」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第五条の十七第二項」と、協同組合法第六十九條第一項中「第三十六條の五から第三十八條の四まで」とあるのは「第三十六條の五から第三十八條の四まで（第三十七條第二項を除く。）」と、「総組合員の五分の一以上」とあるのは「議決権の総数の五分の一以上に当たる議決権を有する組合員」と読み替えるものとする。

5 協業組合の登記については、協同組合法第八十三條から第八十四條第二項第三号、第三項及び第四項、第八十六條第二号、第八十七條第二号、第九十二條第二号並びに第九十八條第二項第二号を除く。（登記）の規定を準用する。この場合において、協同組合法第九十六條第五項中「行政庁」とあるのは「主務大臣」と、協同組合法第九十七條第二項中「事業協同組合登記簿、事業協同小組合登記簿、火災共済協同組合登記簿、信用協同組合登記簿、中小企業等協同組合連合会登記簿、企業組合登記簿及び中小企業団体中央会登記簿」とあるのは「協業組合登記簿」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

6 (略)

(名称)

第八條 (略)

2・3 (略)

4 組合の名称については、会社法第八條（会社と誤認させる名称等の使用の禁止）の規定を

の組織に関する法律第五条の十七第二項」と、同法第五十二條第一項中「出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる」とあるのは「議決権の総数の過半数に当たる議決権を有する組合員が出席し、その議決権の過半数で決する」と、商法第二百五十六條ノ三第七項中「書面及第三項ニ於テ準用スル第二百四條ノ二第二項ノ電磁的方法方行ハル場合ニ於テ其ノ方法ニ依リ作ラルル電磁的記録」とあるのは「書面」と、同法第二百五十七條第一項中「取締役」とあるのは「役員」と、同条第二項中「第三百四十三條」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第五条の十九第一項」と読み替えるものとする。

4 協業組合の解散及び清算については、協同組合法第六十二條第一項及び第二項、第六十三條から第六十六條まで、第六十八條第一項並びに第六十九條（解散及び清算）の規定を準用する。この場合において、同法第六十二條第二項、第六十三條第三項及び第六十五條第二項中「行政庁」とあるのは「主務大臣」と、同法第六十三條第四項中「第二十七條の二第四項から第六項まで」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第五条の十七第二項」と、同法第六十四條第三項中「第五十三條」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第五条の十九第一項」と、同条第四項中「第三十五條第四項本文及び第五項本文」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第五条の二十三第三項の規定により読み替えられた第三十五條第四項本文」と、同法第六十九條中「第三十六條の二から第四十條の二まで」とあるのは「第三十六條の二、第三十六條の三、第三十七條第一項、第三十八條から第四十條の二まで」と、「総組合員ノ五分ノ一以上」とあるのは「議決権ノ総数ノ五分ノ一以上ニ当ル議決権ヲ有スル組合員」と読み替えるものとする。

5 協業組合の登記については、協同組合法第八十三條（第二項第三号、第三項及び第四項を除く。）、第八十四條から第八十九條まで、第九十一條から第九十三條まで、第九十五條、第九十七條及び第一百條から第一百三條まで（登記）の規定を準用する。この場合において、同法第九十二條第二項中「事業協同組合登記簿、事業協同小組合登記簿、火災共済協同組合登記簿、信用協同組合登記簿、中小企業等協同組合連合会登記簿、企業組合登記簿及び中小企業団体中央会登記簿」とあるのは「協業組合登記簿」と、同法第九十七條第二項中「行政庁」とあるのは「主務大臣」と読み替えるものとする。

6 (略)

(名称)

第八條 (略)

2・3 (略)

4 組合の名称については、商法第十九條から第二十一条まで（商号）の規定を準用する。

準用する。

(加入)

第三十七条 出資組合に加入しようとする者は、定款で定めるところにより加入につき組合の承諾を得て、引受出資口数に応ずる金額の払込み及び組合が加入金を徴収することを定めた場合にはその支払を了した時又は組合員の持分の全部若しくは一部を承継した時(第三十四条第一項ただし書の承諾を得た者にあつては、定款で定めるところにより加入につき組合の承諾を得た時)に組合員となる。

2 (略)

第四節 設立、管理、解散及び清算並びに合併

(定款)

第四十三条 組合の定款には、次の事項(非出資組合にあつては、第七号、第九号及び第十号の事項を除く。)を記載し、又は記録しなければならない。

一 六 (略)

七 出資一口の金額及びその払込みの方法

八 十二 (略)

十三 公告方法(組合が公告(この法律又は他の法律の規定により官報に掲載する方法によりしなければならないものとされているものを除く。)をする方法をいう。以下この章において同じ。)

2 組合の定款には、前項の事項のほか、組合の存続期間又は解散の原因を定めたときは、その期間又はその原因を記載し、又は記録しなければならない。

3 出資組合の定款には、前二項の事項のほか、現物出資をする者を定めたときはその者の氏名、出資の目的たる財産及びその価格並びにこれに対して与える出資口数を、組合の成立後に譲り受けることを約した財産があるときはその財産、その価格及び譲渡人の氏名を記載し、又は記録しなければならない。

(移行)

第四十五条 (略)

2 理事は、前項の規定による出資組合への移行に関する定款の変更につき第四十七条第二項において準用する協同組合法第五十一条第二項の認可があつたときは、遅滞なく、出資の第一回の払込みをさせなければならない。

3 五 (略)

6 第一項の規定による出資組合への移行については、協同組合法第二十九条第二項及び第三

(加入)

第三十七条 出資組合に加入しようとする者は、定款で定めるところにより加入につき組合の承諾を得て、引受出資口数に応ずる金額の払込及び組合が加入金を徴収することを定めた場合にはその支払を了した時又は組合員の持分の全部若しくは一部を承継した時(第三十四条第一項ただし書の承諾を得た者にあつては、定款で定めるところにより加入につき組合の承諾を得た時)に組合員となる。

2 (略)

第四節 設立、管理、解散及び清算

(定款)

第四十三条 組合の定款には、次の事項(非出資組合にあつては、第七号、第九号及び第十号の事項を除く。)を記載しなければならない。

一 六 (略)

七 出資一口の金額及びその払込の方法

八 十二 (略)

十三 公告の方法

2 組合の定款には、前項の事項のほか、組合の存立時期又は解散の原因を定めたときは、その時期又はその原因を記載しなければならない。

3 出資組合の定款には、前二項の事項のほか、現物出資をする者を定めたときはその者の氏名、出資の目的たる財産及びその価格並びにこれに対して与える出資口数を、組合の成立後に譲り受けることを約した財産があるときはその財産、その価格及び譲渡人の氏名を記載し、又は記録しなければならない。

(移行)

第四十五条 (略)

2 理事は、前項の規定による出資組合への移行に関する定款の変更につき第四十七条第二項において準用する協同組合法第五十一条第二項の認可があつたときは、遅滞なく、出資の第一回の払込みをさせなければならない。

3 五 (略)

6 第一項の規定による出資組合への移行については、協同組合法第二十九条第二項及び第三

項（出資の第一回の払込みの金額及び現物出資の給付）の規定を準用する。

第四十六条（略）

2（略）

3 第一項の規定による非出資組合への移行については、前条第三項及び第四項並びに協同組合法第二十条から第二十二條まで（持分の払戻）、第五十六条から第五十七條まで（出資一口の金額の減少）の規定を準用する。この場合において、前条第四項中「第四十九條」とあるのは、「第五十條」と読み替えるものとする。

（準用）

第四十七條 組合の設立については、協同組合法第二十七條（創立總會）、第二十八條（理事への事務引継）、第三十條及び第三十二條（成立の時期等）の規定を、出資組合の設立については、協同組合法第二十九條第一項から第三項まで（出資の第一回の払込み）の規定を準用する。

2 組合の管理については、協同組合法第十條の二（組合員名簿）、第三十三條第四項から第八項まで（定款）及び第三十四條の二から第五十五條まで（役員、總會、總代会等）の規定を、出資組合の管理については、協同組合法第五十六條から第五十七條まで（出資一口の金額の減少）、第五十八條第一項から第三項まで（準備金及び繰越金）、第五十九條第一項及び第二項、第六十條（剰余金の配当）並びに第六十一條（組合の持分取得の禁止）の規定を準用する。この場合において、協同組合法第三十五條の二、第四十八條及び第五十一條第二項中「行政庁」とあるのは「主務大臣」と、協同組合法第四十一條第二項及び第四十五條第二項中「總組合員の十分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上」とあるのは「總組合員の十分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上」とあるのは「總組合員の十分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上（商工組合連合会にあつては、議決権の總数の十分の一以上に當る議決権を有する會員）」と、協同組合法第四十二條第一項、第四十七條第二項及び第四十八條中「總組合員の五分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上」とあるのは「總組合員の五分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上（商工組合連合会にあつては、議決権の總数の十分の一以上に當る議決権を有する會員）」と、協同組合法第四十二條第一項中「出席者の過半数」とあるのは「出席者の過半数（商工組合連合会にあつては、出席した會員の議決権の過半数の議決権を有する會員）」と、協同組合法第五十一條第三項中「第二十七條の二第四項から第六項まで」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十二條第二項」と、協同組合法第五十三條中「總組合員の半数以上」とあるのは「總組合員の半数以上（商工組合連合会にあつては、議決権の總数の半数以上に當る議決権を有する會員）」と読み替えるものとする。

3 組合の解散及び清算並びに合併については、協同組合法第六十二條第一項及び第二項、第

項（出資の第一回の払込みの金額及び現物出資の給付）の規定を準用する。

第四十六条（略）

2（略）

3 第一項の規定による非出資組合への移行については、前条第三項及び第四項並びに協同組合法第二十条から第二十二條まで（持分の払戻）、第五十六条及び第五十七條（出資一口の金額の減少）の規定を準用する。この場合において、前条第四項中「第四十九條」とあるのは、「第五十條」と読み替えるものとする。

（準用）

第四十七條 組合の設立については、協同組合法第二十七條（創立總會）、第二十八條（理事への事務引継）、第三十條及び第三十二條（成立の時期等）の規定を、出資組合の設立については、同法第二十九條第一項から第三項まで（出資の第一回の払込み）の規定を準用する。

2 組合の管理については、協同組合法第三十五條から第五十五條まで（役員、總會、總代会等）の規定を、出資組合の管理については、同法第五十六條、第五十七條（出資一口の金額の減少）、第五十八條第一項から第三項まで（準備金及び繰越金）、第五十九條第一項及び第二項、第六十條（剰余金の配当）並びに第六十一條（組合の持分取得の禁止）の規定を準用する。この場合において、同法第三十五條の二、第四十八條及び第五十一條第二項中「行政庁」とあるのは「主務大臣」と、同法第四十條の二及び第四十五條第一項中「總組合員の十分の一以上」とあるのは「總組合員の十分の一以上（商工組合連合会にあつては、議決権の總数の十分の一以上に當る議決権を有する會員）」と、同法第四十一條第一項、第四十七條第二項及び第四十八條中「總組合員の五分の一以上」とあるのは「總組合員の五分の一以上（商工組合連合会にあつては、議決権の總数の十分の一以上に當る議決権を有する會員）」と、同法第四十一條第一項中「出席者の過半数」とあるのは「出席者の過半数（商工組合連合会にあつては、出席した會員の議決権の過半数の議決権を有する會員）」と、同法第五十一條第三項中「第二十七條の二第四項から第六項まで」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十二條第二項」と、同法第五十三條中「總組合員の半数以上」とあるのは「總組合員の半数以上（商工組合連合会にあつては、議決権の總数の半数以上に當る議決権を有する會員）」と読み替えるものとする。

3 組合の解散及び清算については、協同組合法第六十二條第一項及び第二項、第六十三條第

六十三条から第六十七条まで（これらの規定中債権者に係る部分並びに第六十三条の四第四項、第六十三条の五第六項及び第六十三条の六第四項を除く。）、第六十八条第一項並びに第六十九条（解散及び清算並びに合併）の規定を、出資組合の合併については、協同組合法第六十三条から第六十七条までの規定中債権者に係る部分並びに第六十三条の四第四項、第六十三条の五第六項及び第六十三条の六第四項（合併の手續）の規定を準用する。この場合において、協同組合法第六十二条第一項第五号中「第六百六条第四項」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第六十九条第一項から第三項まで」と、同条第二項、協同組合法第六十六條第一項並びに第六十九條第二項及び第三項中「行政庁」とあるのは「主務大臣」と、協同組合法第六十六條第二項中「第二十七条の二第四項から第六項まで」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十二条第二項」と、協同組合法第六十九條第一項中「総組合員の五分の一以上」とあるのは「総組合員の五分の一以上（商工組合連合会にあつては、議決権の総数の五分の一以上に当たる議決権を有する会員）」と読み替えるものとする。

（設立の登記）

第四十八条 組合の設立の登記は、その主たる事務所の所在地において、第四十二条第一項の設立の認可（出資組合にあつては、前条第一項において準用する協同組合法第二十九条第一項から第三項までの規定による出資の払込み）があつた日から二週間以内にしなければならない。

2 前項の登記においては、次に掲げる事項（非出資組合にあつては、第五号に掲げる事項を除く。）を登記しなければならない。

一（三）（略）

四 事務所の所在場所

五 出資一口の金額及びその払込みの方法並びに出資の総口数及び払込済出資総額

六 存続期間又は解散の原因を定めたときは、その期間又は原因

七（略）

（削る）

八 公告方法

九 前条第二項において準用する協同組合法第三十三条第四項の定款の定めが電子公告（公告方法のうち、電磁的方法（会社法第二十三条第三十四号に規定する電磁的方法をいう。）により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて同号に規定するものをとる方法をいう。以下この号において同じ。）を公告方法とする旨のものであるときは、次に掲げる事項

イ 電子公告により公告すべき内容である情報について不特定多数の者がその提供を受けるために必要な事項であつて法務省令で定めるもの

ロ 前条第二項において準用する協同組合法第三十三条第五項後段の規定による定款の定

一項、第三項及び第四項、第六十四条から第六十六条まで、第六十八条第一項並びに第六十九条（解散及び清算）の規定を、出資組合の合併については、同法第六十三條第二項（合併の手續）の規定を準用する。この場合において、同法第六十二条第一項第五号中「第六百六条第四項」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第六十九条第一項から第三項まで」と、同条第二項及び同法第六十三條第三項中「行政庁」とあるのは「主務大臣」と、同条第四項中「第二十七条の二第四項から第六項まで」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十二条第二項」と、同法第六十九條中「総組合員の五分の一以上」とあるのは「総組合員の五分の一以上（商工組合連合会に在リテハ議決権ノ総数ノ五分ノ一以上ニ当ル議決権ヲ有スル会員）」と読み替えるものとする。

（設立の登記）

第四十八条 組合は、第四十二条第一項の設立の認可（出資組合にあつては、前条第一項において準用する協同組合法第二十九条第一項から第三項までの規定による出資の払込）があつた日から二週間以内に、主たる事務所の所在地において設立の登記をしなければならない。

2 組合の設立の登記には、次の事項（非出資組合にあつては、第五号の事項を除く。）を掲げなければならない。

一（三）（略）

四 事務所

五 出資一口の金額及びその払込の方法並びに出資の総口数及び払込済出資総額

六 存立時期又は解散の原因を定めたときは、その時期又は原因

七（略）

八 数人が共同して組合を代表すべきことを定めたときは、その規定

九 公告の方法

（新設）

めがあるときは、その定め

(削る)

(移行の登記)

第四十九条 非出資組合は、出資組合に移行する場合には、主たる事務所の所在地において、第四十五条第二項に規定する出資の第一回の払込みがあつた日から二週間以内に、前条第二項第五号に掲げる事項を登記しなければならない。

第五十条 出資組合は、非出資組合に移行する場合には、主たる事務所の所在地において、第四十六条第一項の規定による非出資組合への移行に関する定款の変更につき第四十七条第二項において準用する協同組合法第五十一条第二項の認可があつた日から二週間以内に、第四十八条第二項第五号に掲げる事項の登記を抹消しなければならない。

(設立の登記の申請)

第五十一条 組合の設立の登記は、組合を代表すべき者の申請によつてする。

2| 設立の登記の申請書には、定款及び代表権を有する者の資格を証する書面並びに出資組合にあつては出資の総口数及び第四十七条第一項において準用する協同組合法第二十九条第一項から第三項までの規定による出資の払込みがあつたことを証する書面を添付しなければならない。

(削る)

(削る)

(移行の登記の申請)

第五十二条 第四十九条の規定による登記の申請書には、移行を証する書面並びに出資の総口数及び第四十五条第二項に規定する出資の第一回の払込みがあつたことを証する書面を添付しなければならない。

第五十三条 第五十条の規定による登記の申請書には、移行を証する書面並びに第四十六条第

3| 組合は、設立の登記をした後二週間以内に、従たる事務所の所在地において、前項の事項を登記しなければならない。

(移行の登記)

第四十九条 非出資組合は、第四十五条第二項に規定する出資の第一回の払込みがあつた日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、前条第二項第五号の事項を登記しなければならない。

第五十条 出資組合は、第四十六条第一項の規定による非出資組合への移行に関する定款の変更につき第四十七条第二項において準用する協同組合法第五十一条第二項の認可があつた日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、第四十八条第二項第五号の事項の登記を抹消しなければならない。

(設立の登記の申請)

第五十一条 (新設)

1| 組合の設立の登記の申請書には、定款及び代表権を有する者の資格を証する書面並びに出資組合にあつては出資の総口数及び第四十七条第一項において準用する協同組合法第二十九条第一項から第三項までの規定による出資の払込みがあつたことを証する書面を添付しなければならない。

2| 合併による組合の設立の登記の申請書には、合併によつて消滅する組合の登記事項証明書を添付しなければならない。ただし、当該登記所の管轄区域内に合併によつて消滅する組合の事務所があるときは、この限りでない。

3| 合併による出資組合の設立の登記の申請書には、前二項の書面のほか、第四十七条第三項において準用する協同組合法第六十三条第二項において準用する同法第五十六条第二項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときはこれに対し弁済し若しくは担保を供し若しくは財産を信託したこと又は合併をしてもその債権者を害するおそれがないことを証する書面を添付しなければならない。

(移行の登記の申請)

第五十二条 第四十九条の規定による登記の申請書には、移行を証する書面並びに出資の総口数及び第四十五条第二項に規定する出資の第一回の払込みがあつたことを証する書面を添付しなければならない。

第五十三条 第五十条の規定による登記の申請書には、移行を証する書面並びに第四十六条第

三項において準用する協同組合法第五十六条の二第二項の規定による公告及び催告（同条第三項の規定により公告を官報のほか第四十七条第二項において準用する協同組合法第三十三条第四項の規定による定款の定めに従い同項第二号又は第三号に掲げる公告方法によつてした組合にあつては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相當の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相當の財産を信託したこと又は当該非出資組合への移行をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面を添付しなければならない。

（準用）

第五十四条 組合の登記については、協同組合法第八十三条、第八十五条から第百三条まで（第八十五条第二項、第九十六条第二項、第九十八条及び第九十九条第二項を除く。）（登記）の規定を、出資組合の登記については、協同組合法第八十五条第二項、第九十六条第二項及び第九十九条第二項（変更の登記等）の規定を準用する。この場合において、協同組合法第八十五条第一項中「前条第二項各号又は第四項各号」とあり、協同組合法第八十六条第一号中「第八十四条第二項各号」とあり、協同組合法第九十九条第一項中「第八十四条第二項各号若しくは第四項各号」とあり、及び協同組合法第百二条中「第八十四条第二項各号」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項各号（非出資組合にあつては、同項第五号に掲げる事項を除く。）」と、協同組合法第八十五条第二項中「前条第二項第五号」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項第五号」と、協同組合法第九十六条第五項中「行政庁」とあるのは「主務大臣」と、協同組合法第九十七条第二項中「事業協同組合登記簿、事業協同小組合登記簿、火災共済協同組合登記簿、信用協同組合登記簿、中小企業等協同組合連合会登記簿、企業組合登記簿及び中小企業団体中央会登記簿」とあるのは「商工組合登記簿及び商工組合連合会登記簿」と、協同組合法第百三条中「中小企業等協同組合法第九十三条第二項各号」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第五十四条において準用する中小企業等協同組合法第九十三条第二項各号」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（組織変更の登記）

第九十八条の二 事業協同組合及び事業協同小組合並びに企業組合は、第九十五条第四項の認可があつた日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、事業協同組合及び事業協同小組合並びに企業組合については協同組合法第九十一条の登記を、協業組合については第五条の二十三第五項において準用する協同組合法第八十四条第二項（同項第三号を除く。）に規定する登記をしなければならない。

2 前項の場合において、事業協同組合及び事業協同小組合並びに企業組合についてする登記については協同組合法第百条（解散の登記の申請）の規定を、協業組合についてする登記に

三項において準用する協同組合法第五十六条第二項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときはこれに対し弁済し若しくは担保を供し若しくは財産を信託したこと又は非出資組合への移行をしてもその債権者を害するおそれがないことを証する書面を添付しなければならない。

（準用）

第五十四条 組合の登記については、協同組合法第八十四条、第八十五条、第八十六条第一項、第八十六条の二から第八十九条まで、第九十一条、第九十二条、第九十五条第一項及び第三項、第九十七条並びに第百条から第百三条まで（登記）の規定を、出資組合の登記については、同法第八十六条第二項及び第九十五条第二項（変更の登記等）の規定を準用する。この場合において、同法第八十四条第一項中「前条第二項」とあり、同法第八十五条第一項、第八十六条第一項、第八十九条並びに第九十五条第一項中「第八十三条第二項」とあり、同法第八十五条第一項及び第九十五条第一項中「同条第二項」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項」と、同法第八十六条第二項中「第八十三条第二項第五号」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項第五号」と、同法第九十二条第二項中「事業協同組合登記簿、事業協同小組合登記簿、火災共済協同組合登記簿、信用協同組合登記簿、中小企業等協同組合連合会登記簿、企業組合登記簿及び中小企業団体中央会登記簿」とあるのは「商工組合登記簿及び商工組合連合会登記簿」と、同法第九十七条第二項中「行政庁」とあるのは「主務大臣」と、同法第百三条中「中小企業等協同組合法第八十三条第二項」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項」と読み替えるものとする。

（組織変更の登記）

第九十八条の二 事業協同組合及び事業協同小組合並びに企業組合は、第九十五条第四項の認可があつた日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、事業協同組合及び事業協同小組合並びに企業組合については協同組合法第八十八条の登記を、協業組合については第五条の二十三第五項において準用する協同組合法第八十三条第二項（同項第三号を除く。）に規定する登記をしなければならない。

2 前項の場合において、事業協同組合及び事業協同小組合並びに企業組合についてする登記については協同組合法第九十七条第一項（解散の登記の申請）の規定を、協業組合について

については協同組合法第九十八條第二項（設立の登記の申請）の規定を準用する。

第九十九條 商工組合は、第九十六條第五項の認可があつた日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、商工組合については第五十四條において準用する協同組合法第九十一條の登記を、事業協同組合については協同組合法第八十四條第二項に規定する登記をしなければならない。

2 前項の場合において、商工組合についてする登記については、協同組合法第百條（解散の登記の申請）の規定を、事業協同組合についてする登記については、協同組合法第九十八條第二項（設立の登記の申請）の規定を準用する。

第百條 事業協同組合は、第九十七條第二項において準用する第九十六條第五項の認可があつた日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、事業協同組合については協同組合法第九十一條の登記を、商工組合については第四十八條第二項に規定する登記をしなければならない。

2 前項の場合において、事業協同組合についてする登記については、協同組合法第百條（解散の登記の申請）の規定を、商工組合についてする登記については、第五十一條第二項の規定を準用する。

第百條の二 前三條の登記については、商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第七十六條並びに第七十八條第一項及び第三項（組織変更の登記）の規定を準用する。

第二節 株式会社への組織変更

（組織変更）

第百條の三 事業協同組合、企業組合又は協業組合（以下この節において「組合」という。）は、その組織を変更し、株式会社になることができる。

（組織変更計画の承認等）

第百條の四 組合は、前條の組織変更（以下この節において「組織変更」という。）をするには、組織変更計画を作成して、総会の議決により、その承認を受けなければならない。

（削る）

2| 前項の場合において、事業協同組合及び企業組合については協同組合法第五十三條に規定する議決に、協業組合については第五條の十九第一項に規定する議決によらなければならない。

する登記については協同組合法第九十三條第一項（設立の登記の申請）の規定を準用する。

第九十九條 商工組合は、第九十六條第五項の認可があつた日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、商工組合については第五十四條において準用する協同組合法第八十八條の登記を、事業協同組合については協同組合法第八十三條第二項に規定する登記をしなければならない。

2 前項の場合において、商工組合についてする登記については、協同組合法第九十七條第一項（解散の登記の申請）の規定を、事業協同組合についてする登記については、同法第九十三條第一項（設立の登記の申請）の規定を準用する。

第百條 事業協同組合は、第九十七條第二項において準用する第九十六條第五項の認可があつた日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、事業協同組合については協同組合法第八十八條の登記を、商工組合については第四十八條第二項に規定する登記をしなければならない。

2 前項の場合において、事業協同組合についてする登記については、協同組合法第九十七條第一項（解散の登記の申請）の規定を、商工組合についてする登記については、第五十一條第一項の規定を準用する。

第百條の二 前三條の登記については、商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第七十一條並びに第七十三條第一項及び第三項（組織変更の登記）の規定を準用する。

第二節 株式会社又は有限会社への組織変更

（組織変更）

第百條の三 事業協同組合、企業組合又は協業組合（以下この節において「組合」という。）は、その組織を変更し、株式会社又は有限会社（以下「会社」という。）になることができる。

（組織変更計画書の承認等）

第百條の四 組合は、前條の組織変更（以下この節において「組織変更」という。）をするには、組織変更計画書を作成して、総会の議決により、その承認を受けなければならない。

2| 前項の総会においては、その議決により、定款その他会社の組織に必要な事項を定めるとともに、組織変更後の会社の取締役及び監査役となるべき者を選任しなければならない。

3| 前二項の場合において、事業協同組合及び企業組合については協同組合法第五十三條に規定する議決に、協業組合については第五條の十九第一項に規定する議決によらなければならない。

3| (略)

4| 第一項の総会の招集に対する協同組合法第四十九条第一項（第五条の二十三第三項において準用する場合を含む。）の適用については、協同組合法第四十九条第一項中「十日（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）前まで」とあるのは「二週間（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）前まで」と、「会議の目的である事項」とあるのは「会議の目的である事項、組織変更計画の要領及び組織変更後の株式会社の定款」とする。

（削る）

5| 組織変更計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 組織変更後の株式会社（以下この節において「組織変更後株式会社」という。）の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数

二 前号に掲げるもののほか、組織変更後株式会社の定款で定める事項

三 組織変更後株式会社の取締役の氏名

四 次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める事項

イ 組織変更後株式会社が会計参与設置会社である場合 組織変更後株式会社の会計参与の氏名又は名称

ロ 組織変更後株式会社が監査役設置会社（監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社を含む。）である場合 組織変更後株式会社の監査役の氏名

ハ 組織変更後株式会社が会計監査人設置会社である場合 組織変更後株式会社の会計監査人の氏名又は名称

五 組織変更をする組合の組合員が組織変更の際して取得する組織変更後株式会社の株式の数（組織変更後株式会社が種類株式発行会社である場合にあっては、株式の種類及び種類ごとの数）又はその数の算定方法

六 組織変更をする組合の組合員に対する前号の株式の割当てに関する事項

七 組織変更後株式会社が組織変更の際して組織変更をする組合の組合員に対して金銭を交付するときは、その額又はその算定方法

八 前号に規定する場合には、組織変更をする組合の組合員に対する同号の金銭の割当てに関する事項

九 組織変更後株式会社の資本金及び準備金の額に関する事項

十 組織変更がその効力を生ずる日（以下この節において「効力発生日」という。）

十一 前各号に掲げる事項のほか、主務省令で定める事項

（組織変更の議決の公告等）

第百条の五（略）

4| (略)

5| 第一項の総会の招集に対する協同組合法第四十九条（第五条の二十三第三項において準用する場合を含む。）の適用については、協同組合法第四十九条中「十日前まで」とあるのは「二週間前まで」と、「会議の目的たる事項」とあるのは「会議の目的たる事項、組織変更計画書の要領、組織変更後の会社の定款及び中小企業団体の組織に関する法律第百条の四第二項に規定する者の選任に関する議案の要領」とする。

6| 組合は、組織変更計画書において、政令で定める事項を記載しなければならない。
（新設）

（組織変更の議決の公告等）

第百条の五（略）

2 組織変更をする組合の債権者は、当該組合に対し、組織変更について異議を述べることができる。

3 組織変更をする組合は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第二号の期間は、一月を下ることができない。

一 組織変更をする旨

二 債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨

4 前項の規定にかかわらず、組織変更をする組合が同項の規定による公告を、官報のほか、協同組合法第三十三条第四項（第五条の二十三第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による定款の定めに従い、協同組合法第三十三条第四項第二号又は第三号に掲げる公告方法によりするときは、前項の規定による各別の催告は、することを要しない。

5 債権者が第三項第二号の期間内に異議を述べなかつたときは、当該債権者は、当該組織変更について承認をしたものとみなす。

6 債権者が第三項第二号の期間内に異議を述べたときは、組織変更をする組合は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等（信託会社及び信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）をいう。）に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該組織変更をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

（組織変更に対する組合員の持分払戻請求権）

第百条の六 組織変更を行う組合の組合員で、第百条の四第一項の総会に先立つて当該組合に対し書面をもつて組織変更に対する反対の意思を通知したものは、組織変更の議決の日から二十日以内に書面をもつて持分の払戻しを請求することにより、効力発生日に当該組合を脱退することができる。

2 （略）

3 前項の場合には、効力発生日を協同組合法第二十条第二項に規定する脱退した事業年度の終わりとみなす。

（組合員への株式等の割当て）

第百条の七 組織変更を行う組合の組合員（前条第一項の請求をしている者その他政令で定める者を除く。以下この条において同じ。）は、組織変更計画の定めるところにより、組織変更後株式会社株式又は金銭の割当てを受けるものとする。

2 前項の株式又は金銭の割当ては、組合員の出資口数に応じてしなければならない。

2 前項の場合については、商法第百条第一項から第三項まで（債権者の異議）の規定を準用する。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（組織変更に対する組合員の持分払戻請求権）

第百条の六 組織変更を行う組合の組合員で、第百条の四第一項の総会に先立つて当該組合に対し書面をもつて組織変更に対する反対の意思を通知したものは、組織変更の議決の日から二十日以内に書面をもつて持分の払戻しを請求することにより、組織変更の日に当該組合を脱退することができる。

2 （略）

3 前項の場合には、組織変更の日を協同組合法第二十条第二項に規定する脱退した事業年度の終わりとみなす。

（組合員への株式又は持分の割当て）

第百条の七 組織変更を行う組合の組合員（前条第一項の請求をしている者その他政令で定める者を除く。以下この条において同じ。）は、組織変更計画書の定めるところにより、組織変更後の会社の株式又は持分の割当てを受けるものとする。

2 前項の株式又は持分の割当ては、組合員の出資口数に応じてなければならない。

3 前二項の株式の割当てについては、会社法第二百三十四条第一項から第五項まで、第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十一条、第八百七十四条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（削る）

（資本準備金として計上すべき額等）

第百条の八 組織変更の際して資本準備金として計上すべき額その他組織変更の際しての計算に關し必要な事項は、主務省令で定める。

（削る）

（質権の効力）

第百条の九 組合の持分を目的とする質権は、当該組合の組合員が組織変更により受けるべき株式又は金銭について存在する。

2 （略）

（組織変更の効力の発生等）

第百条の十 組織変更をする組合は、効力発生日に、株式会社となる。

2 組織変更をする組合の組合員は、効力発生日に、第百条の四第五項第六号に掲げる事項についての定めに従い、同項第五号の株式の株主となる。

3 前二項の規定は、第百条の五の規定による手続が終了していない場合又は組織変更を中止した場合には、適用しない。

3 前二項の株式又は持分の割当てについては、商法第二百二十条第一項から第三項まで（一株に満たない端数に關する処置）並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第二百六条第一項（管轄裁判所）及び第三百二十二条ノ三（端株の任意売却許可の申請）の規定を準用する。

4 第一項の規定により組合員に割り当てた株式を発行する場合には、当該株式を商法第百六十六條第一項第六号及び第四項（定款の記載事項）に規定する会社の設立に際して発行する株式とみなす。

（新会社の資本及び理事のてん補責任）

第百条の八 組織変更後の会社の資本の額は、組織変更時に組織変更前の組合に現に存する純資産額を上回ることができない。

2 前項の場合において、組織変更時における組織変更後の会社に現に存する純資産額が資本の額に不足するときは、組織変更の議決の当時の組合の理事は、組織変更後の会社に対し連帶してその不足額を支払う義務を負う。

（準備金の積立て）

第百条の九 組織変更後の会社は、組織変更時における純資産額から資本の額を控除した残額については、商法第二百八十八条ノ二第一項（資本準備金）の資本準備金として積み立てなければならぬ。

2 前項の残額については、商法第二百八十八条ノ二第五項（合併の場合の準備金の積立て）の規定を準用する。この場合において、同項中「合併ニ因り消滅シタル会社ノ利益準備金」とあるのは「組織変更前ノ事業協同組合、企業組合又ハ協業組合ノ準備金」と、「其ノ利益準備金」とあるのは「其ノ準備金」と読み替えるものとする。

（質権の効力）

第百条の十 組合の持分を目的とする質権は、当該組合の組合員が組織変更により受けるべき金銭、株式又は持分の上に存在する。

2 （略）

（新設）

(組織変更の届出)

第百条の十一 組合は、組織変更をしたときは、遅滞なく、その旨を、事業協同組合及び企業組合については協同組合法第百十一条第一項の規定による行政庁に、協業組合については主務大臣に、それぞれ届け出なければならない。

(登記)

第百条の十一 組合は、組織変更に必要な行為を終つてから、主たる事務所及び本店の所在地においては二週間以内に、従たる事務所及び支店の所在地においては三週間以内に、組織変更前の組合については協同組合法第八十八条(第五条の二十三第五項において準用する場合を含む。)の登記を、組織変更後の株式会社については商法第百八十八条第二項に規定する登記を、組織変更後の有限会社については有限会社法(昭和十三年法律第七十四号)第十三条第二項に規定する登記をしなければならない。

2| 前項に規定する組織変更後の株式会社が株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号。以下「商法特例法」という。)第一条の二第三項に規定する委員会等設置会社(以下「委員会等設置会社」という。)である場合における商法第百八十八条第二項に規定する登記においては、同項第七号(監査役に関する部分に限る。)及び第七号ノ二から第九号までに掲げる事項に代えて、商法特例法第二十一条の三十四各号に掲げる事項を登記しなければならない。

3| 第一項の規定により組織変更後の会社についてする登記の申請書には、商業登記法第十八条(申請書の添付書面)に定める書類及び組織変更後の株式会社については同法第七十九条(株式会社の添付書面の通則)に定める書類、組織変更後の有限会社については同法第九十条(有限会社の添付書面の通則)に定める書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 組織変更計画書

二 定款

三 組合の総会の議事録

四 第百条の五第一項の公告をしたことを証する書面

五 第百条の五第二項において準用する商法第百条第一項から第三項まで(債権者の異議)の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を提供し、若しくは信託したこと又は組織変更をしてもその者を害するおそれがないことを証する書面

六 組織変更時に組織変更前の組合に現に存する純資産額を証する書面

七 会社の取締役、代表取締役及び監査役(委員会等設置会社にあつては、取締役、商法特例法第二十一条の八第四項に規定する委員会を組織する取締役、執行役員及び代表執行役)が就任を承諾したことを証する書面

八 名義書換代理人又は登録機関を置いたときは、これらの者との契約を証する書面

4| 第一項の登記については、商業登記法第七十一条及び第七十三条(組織変更の登記)の規定を準用する。

（組織変更事項を記載した書面の備置き等）

第百条の十二 組織変更後株式会社は、第百条の五に規定する手続の経過、効力発生日その他の組織変更に関する事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもので主務省令で定めるものをいう。次項において同じ。）を、効力発生日から六月間、本店に備え置かなければならない。

2| 組織変更後株式会社株主及び債権者は、組織変更後株式会社に対して、その営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該組織変更後株式会社の定めた費用を支払わなければならない。

一 前項の書面の閲覧の請求

二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項の電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて組織変更後株式会社の定めるものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

（組織変更の無効の訴え）

第百条の十三 会社法第八百二十八条第一項（第六号に係る部分に限る。）及び第二項（第六号に係る部分に限る。）、第八百三十四条（第六号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六条から第八百三十九条まで、第八百四十六条並びに第九百三十七条第三項（第一号に係る部分に限る。）及び第四項の規定は、組合の組織変更の無効の訴えについて準用する。

（組織変更の登記）

第百条の十四 組合が組織変更をしたときは、効力発生日から二週間以内に、その主たる事務所及び本店の所在地において、組織変更前の組合については協同組合法第九十一条（第五条の二十三第五項において準用する場合を含む。）の登記を、組織変更後株式会社については会社法第九十一条の登記をしなければならない。

2| 前項の規定により組織変更をした場合の組織変更後株式会社についてする登記の申請書には、商業登記法第十八条（申請書の添付書面）に定める書面及び同法第四十六条（添付書面の通則）に定める書面のほか、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一 組織変更計画書

二 定款

三 組合の総会の議事録

四 組織変更後株式会社の取締役（組織変更後株式会社が監査役設置会社（監査役の監査の

（組織変更の効力発生）

第百条の十二 組織変更は、本店の所在地において前条第一項の規定による登記をすることによつてその効力を生ずる。

（株主又は社員となる時期）

第百条の十三 組織変更を行う組合の組合員で第百条の七第一項の規定により株式又は持分を割り当てられた者は、組織変更により組織変更後の会社の株主又は社員となる。

2| 前項の場合においては、当該組織変更の日を商法第二百二十五条第二号（株券の記載事項）に掲げる日とみなし、当該組織変更を同法第二百二十六条（株券発行の時期）に規定する会社の成立とみなして、これらの規定を適用する。

（組織変更の届出）

第百条の十四 組合は、組織変更をしたときは、遅滞なく、その旨を、事業協同組合及び企業組合については協同組合法第九十一条第一項の規定による行政庁に、協業組合については主務大臣に届け出なければならない。

範囲を会計に関するものに限定する旨の定款のある株式会社を含む。）である場合にあっては、取締役及び監査役）が就任を承諾したことを証する書面

五 組織変更後株式会社の会計参与又は会計監査人を定めたときは、商業登記法第五十四条

第二項各号に掲げる書面

六 株主名簿管理人を置いたときは、その者との契約を証する書面

七 第百条の五第一項の規定による公告をしたことを証する書面

八 第百条の五第三項の規定による公告及び催告（同条第四項の規定により公告を官報のほか協同組合法第三十三条第四項（第五条の二十三第三項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による定款の定めに従い協同組合法第三十三条第四項第二号又は第三号に掲げる公告方法によつてした組合にあつては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該組織変更をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

3| 第一項の登記については、商業登記法第七十六条及び第七十八条（組織変更の登記）の規定を準用する。

（削る）

（削る）

（組織変更事項を記載した書面の備置き等）

第百条の十五 会社の取締役（委員会等設置会社にあつては、執行役）は、第百条の五に規定する手続の経過、組織変更の日、組織変更時に組織変更前の組合に現に存する純資産額その他の組織変更に関する事項を記載した書面を、組織変更の日から六月間、本店に備え置かなければならない。

2| 前項の書面については、商法第四百八条ノ二第三項（第三号及び第四号を除く。）（合併契約書等の閲覧等）の規定を準用する。この場合において、同項第一号中「第一項二掲グルモノガ書面ヲ以テ作ラレタルトキハ其ノ書面」とあるのは、「中小企業団体の組織に関する法律第百条の十五第一項ノ書面」と読み替えるものとする。

（組織変更無効の訴え）

第百条の十六 組織変更の無効は、本店の所在地において組織変更の日から六月以内に、訴えをもつてのみ主張することができる。

2| 前項の訴えについては、商法第八十八条（管轄裁判所）、第百五条第二項及び第三項、第百六条、第百八条から第百十条まで（合併無効の訴え）、第二百四十九条（担保の提供）並びに第四百十五条第二項（提起権者）並びに非訟事件手続法第百三十五条ノ六（設立無効の登記）及び第四百四十条（裁判の謄本の添付）の規定を準用する。この場合において、商法第二百四十九条第一項及び第四百十五条第二項中「取締役」とあるのは、「取締役、執行役」

と読み替えるものとする。

第百三条 事業協同組合、企業組合又は協業組合の役員は、第百条の四第一項の総会に対して虚偽の申述を行い、又は事実を隠ぺいしたときは、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第百四条 次に掲げる事項に関し不正の請託を受けて財産上の利益を收受し、又はその要求若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第百条の十三に規定する訴えの提起

2 (略)

第百六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 五 (略)

第百七条 第六十七条の規定による命令に違反した商工組合又は商工組合連合会の理事は、三十万円以下の罰金に処する。

第百八条 第五条の二十三第六項において準用する協同組合法第百六条第一項の規定による命令に違反した協業組合の理事は、三十万円以下の罰金に処する。

第百八条の二 第五条の二十三第三項又は第四十七条第二項において準用する協同組合法第三十三条第七項において準用する会社法第九百五十五条第一項の規定に違反して、同項に規定する調査記録簿等に同項に規定する電子公告調査に関し法務省令で定めるものを記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は調査記録簿等を保存しなかつた者は、三十万円以下の罰金に処する。

第百九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第百六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その人又は法人に対しても、各本条の刑を科する。

第百十条 次の各号に掲げる違反があつた場合は、その行為をした事業協同組合、企業組合若しくは協業組合の役員又は株式会社取締役若しくは執行役(会社法第三百四十六条第二項の一時その職務を行うべき者又は同法第九百七十七条のその職務を代行する者を含む。)は、百万円以下の過料に処する。

第百三条 事業協同組合、企業組合又は協業組合の役員は、第百条の八第一項の純資産額につき官公署又は第百条の四第一項の総会に対して不実の申立てを行い、又は事実を隠ぺいしたときは、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第百四条 (同上)

一 (略)

二 第百条の十六第一項に規定する訴えの提起

2 (略)

第百六条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 五 (略)

第百七条 第六十七条の規定による命令に違反した商工組合又は商工組合連合会の理事は、二十万円以下の罰金に処する。

第百八条 第五条の二十三第六項において準用する協同組合法第百六条第一項の規定による命令に違反した協業組合の理事は、二十万円以下の罰金に処する。

(新設)

第百九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第百六条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その人又は法人に対して各本条の刑を科する。

第百十条 次の各号に掲げる違反があつた場合は、その行為をした事業協同組合、企業組合若しくは協業組合の役員、株式会社取締役若しくは執行役(商法第百八十八条第四項若しくは商法特例法第二十一条の十四第七項第一号において準用する商法第六十七条ノ二又は同法第二百五十八条第二項(商法特例法第二十一条の十四第七項第五号において準用する場合を

一 第五条の二十三第三項又は第四十七条第二項において準用する協同組合法第三十三条第七項において準用する会社法第九百四十六条第三項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

二 正当な理由がないのに、第五条の二十三第三項又は第四十七条第二項において準用する協同組合法第三十三条第七項において準用する会社法第九百五十一条第二項各号又は第九百五十五条第二項各号に掲げる請求を拒んだとき。

三 第百条の四の規定に違反して、組織変更の手続をしたとき。

四 第百条の五第一項又は同条第三項の規定による公告若しくは催告をすることを怠り、又は不正の公告若しくは催告をしたとき。

五 第百条の十一の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

六 第百条の十二第一項の規定に違反して、書面又は電磁的記録を備え置かないとき。

七 第百条の十二第二項の規定に違反して、正当な理由がないのに、書面若しくは電磁的記録に記録された事項であつて主務省令で定める方法により表示されたものの閲覧又はその謄本若しくは抄本の交付を拒んだとき。

八 第百条の十四第一項の規定による登記をすることを怠つたとき。

第百十一条 次の各号に掲げる違反があつた場合は、その行為をした協業組合、商工組合、商工組合連合会、事業協同組合、事業協同小組合又は企業組合の役員又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定による登記（第百条の十四第一項に定める登記を除く。）をすることを怠つたとき。

二 （略）

第百十三条 次に掲げる場合には、協業組合、商工組合又は商工組合連合会の発起人、役員又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一 第五条の二十三第一項若しくは第三十八条第三項において準用する協同組合法第十九条第二項の規定、第四十七条第二項において準用する協同組合法第四十二条第五項若しくは第六項の規定又は第五条の二十三第三項若しくは第四十七条第二項において準用する協同組合法第四十五条第五項若しくは第六項の規定に違反したとき。

二 第五条の二十三第二項若しくは第四十七条第一項において準用する協同組合法第二十七条第七項の規定、第五条の二十三第三項若しくは第四十七条第二項において準用する協同組合法第三十六条の七第一項（第五条の二十三第四項又は第四十七条第三項において準用する協同組合法第六十九条第一項において準用する場合を含む。）若しくは第五十三条の三第一項の規定又は第五条の二十三第四項若しくは第四十七条第三項において準用する協同組合法第六十九条第一項において準用する会社法第四百九十二条第一項の規定に違反し

含む。）の職務代行者を含む。）又は有限会社の取締役（有限会社法第十三条第三項において準用する商法第六十七条ノ二又は有限会社法第三十二条において準用する商法第二百五十八条第二項の職務代行者を含む。）は、百万円以下の過料に処する。

一 第百条の四の規定に違反して組織変更の手続をしたとき。

二 第百条の五第一項又は同条第二項において準用する商法第百条第一項から第三項までに定める公告若しくは催告をすることを怠り、又は不正の公告若しくは催告をしたとき。

三 第百条の九第一項の規定に違反して、準備金を積み立てず、又はこれを取り崩したとき。

四 第百条の十一第一項に定める登記を怠つたとき。

五 第百条の十四の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

六 第百条の十五第一項の規定に違反して、書面を備え置かないとき。

七 第百条の十五第二項において準用する商法第四百八条ノ二第三項（第三号及び第四号を除く。）の規定に違反して、正当な理由がないのに、書面の閲覧又はその謄本若しくは抄本の交付を拒んだとき。

第百十一条 （同上）

一 この法律に定める登記（第百条の十一第一項に定める登記を除く。）を怠つたとき。

二 （略）

第百十三条 不正の競争の目的で、登記された協業組合、商工組合又は商工組合連合会の名称と同一又は類似の名称を使用した者は、十万円以下の過料に処する。第五条の四第三項又は第八条第四項において準用する商法第二十一条第一項の規定に違反した者も、同様とする。

て、議事録若しくは財産目録若しくは貸借対照表を作成せず、又はこれらの書面若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

三 第五条の二十三第三項若しくは第四十七条第二項において準用する協同組合法第十条の二、第三十四条の二若しくは第四十条（同条第一項から第三項までの規定を第五条の二十三第四項又は第四十七条第三項において準用する協同組合法第六十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定、第五条の二十三第三項、第四十六条第三項若しくは第四十七条第二項において準用する協同組合法第五十六条の規定又は第五条の二十三第四項若しくは第四十七条第三項において準用する協同組合法第六十三条の四第一項若しくは第二項、第六十三条の五第一項、第二項若しくは第七項から第九項まで、第六十三条の六第一項若しくは第二項若しくは第六十四条第六項から第八項までの規定に違反して、書面若しくは電磁的記録を備え置かず、その書面若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は正当な理由がないのにその書面若しくは電磁的記録に記載された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧若しくは謄写を拒んだとき。

四 第五条の二十三第三項又は第四十七条第二項において準用する協同組合法第三十三条第七項において準用する会社法第九百四十一条の規定に違反して、同条の調査を求めなかつたとき。

五 第五条の二十三第三項又は第四十七条第二項において準用する協同組合法第三十五条第六項の規定に違反したとき。

六 第五条の二十三第三項若しくは第四十七条第二項において準用する協同組合法第三十五条の二の規定又は第五条の二十三第四項若しくは第四十七条第三項において準用する協同組合法第六十二条第二項の規定に違反したとき。

七 第五条の二十三第三項若しくは第四十七条第二項において準用する協同組合法第三十六条の四第二項において準用する会社法第三百八十九条第四項の規定又は第五条の二十三第三項若しくは第四十七条第二項において準用する協同組合法第三十六条の七第五項（第五条の二十三第四項又は第四十七条第三項において準用する協同組合法第六十九条第一項において準用する場合を含む。）、第四十一条第二項若しくは第五十三条の三第四項の規定に違反して、正当な理由がないのに書面又は電磁的記録に記載された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写を拒んだとき。

八 第五条の二十三第三項若しくは第四十七条第二項において準用する協同組合法第三十六条の四第二項において準用する会社法第三百八十九条第五項の規定又は第五条の二十三第四項若しくは第四十七条第三項において準用する協同組合法第六十九条第一項において準用する会社法第四百九十二条第一項の規定による調査を妨げたとき。

九 第五条の二十三第三項若しくは第四十七条第二項において準用する協同組合法第三十七

条第一項（第五条の二十三第四項又は第四十七条第三項において準用する協同組合法第六十九條第一項において準用する場合を含む。）の規定又は第四十七条第二項において準用する協同組合法第三十七條第二項（第五条の二十三第四項又は第四十七条第三項において準用する協同組合法第六十九條第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

十 第五条の二十三第三項又は第四十七条第二項において準用する協同組合法第三十八條の二第六項の規定による開示をすることを怠つたとき。

十一 第五条の二十三第三項又は第四十七条第二項において準用する協同組合法第四十六條の規定に違反したとき。

十二 第五条の二十三第三項、第四十六條第三項若しくは第四十七条第二項において準用する協同組合法第五十六條第一項の規定若しくは第五条の二十三第三項若しくは第四十七条第二項において準用する協同組合法第五十六條の二第五項の規定に違反して出資一口の金額を減少し、又は第五条の二十三第四項若しくは第四十七条第三項において準用する協同組合法第六十三條の四第四項、第六十三條の五第六項若しくは第六十三條の六第四項において準用する協同組合法第五十六條の二第五項の規定に違反して組合の合併をしたとき。

十三 第五条の二十三第三項若しくは第四十七条第二項において準用する協同組合法第五十六條の二第二項（第五条の二十三第四項又は第四十七条第三項において準用する協同組合法第六十三條の四第四項、第六十三條の五第六項又は第六十三條の六第四項において準用する場合を含む。）の規定又は第五条の二十三第四項若しくは第四十七条第三項において準用する協同組合法第六十九條第一項において準用する会社法第四百九十九條第一項の規定による公告をすることを怠つたとき、又は不正の公告をしたとき。

十四 第五条の二十三第三項若しくは第四十七条第二項において準用する協同組合法第五十八條第一項から第三項までの規定又は第四十七条第二項において準用する協同組合法第五十九條第一項若しくは第二項の規定に違反したとき。

十五 出資組合が、第五条の二十三第三項又は第四十七条第二項において準用する協同組合法第六十一條の規定に違反して、組合員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けたとき。

十六 清算の結了を遅延させる目的で、第五条の二十三第四項又は第四十七条第三項において準用する協同組合法第六十九條第一項において準用する会社法第四百九十九條第一項の期間を不当に定めたとき。

十七 第五条の二十三第四項又は第四十七条第三項において準用する協同組合法第六十九條第一項において準用する会社法第五百條第一項の規定に違反して、債務の弁済をしたとき。

十八 第五条の二十三第四項又は第四十七条第三項において準用する協同組合法第六十九條第一項において準用する会社法第五百二條の規定に違反して、組合の財産を分配したとき。

十九 第五条の二十三第六項又は第七十一条において準用する協同組合法第百五条の二の規定に違反して、書面を提出せず、又は虚偽の書面を提出したとき。

二十 第五条の二十三第六項において準用する協同組合法第百五条の三の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

二十一 第四十条において準用する協同組合法第十四条の規定に違反したとき。

第百十四条 第五条の四第三項又は第八条第四項において準用する会社法第八条第一項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

第百十四条 商工組合又は商工組合連合会については、協同組合法第百十五条第三号から第十号まで及び第十五号から第十八号までの規定を、組合員に出資をさせる商工組合又は商工組合連合会については、同条第十二号から第十四号までの規定を、協業組合については、同条第四号から第十九号までの規定を準用し、これらの規定に掲げる違反については、商工組合、商工組合連合会又は協業組合の発起人、役員又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

改正案

現行

(定義)
第一条の二（略）

(定義)
第一条の二（略）

2 この法律において「中小小売商」とは、資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人である小売商（次項第二号に該当するものを除く。）をいう。

2 この法律において「中小小売商」とは、資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人である小売商（次項第二号に該当するものを除く。）をいう。

3 この法律において「大企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

3（同上）

一 次のイからニまでのいずれかに該当する者以外の者（会社及び個人に限る。）であつて事業を営むもの

一（同上）

イ 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（ロからニまでに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

イ 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（ロからニまでに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

ロ 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの

ロ 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの

ハ 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの

ハ 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの

ニ 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

ニ 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

二 前号イからニまでのいずれかに該当する会社であつて、同号に該当する者が単独でその会社に対し、その総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除き、会社法（平成十七年法律第 号）第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株主を含む。）又は総社員

二 前号イからニまでのいずれかに該当する会社であつて、同号に該当する者が単独でその会社に対し、その総株主又は総社員の議決権（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百一十一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。以下この号において同じ。）の二分の一以上に相当する議決権を有する関係その他その事業活動を実質的に支配することが可能なものとして主務省令で定める関係を持つているもの

議決権の二分の一以上に相当する議決権を有する関係その他その事業活動を実質的に支配することが可能なものとして主務省令で定める関係を持つているもの

議決権の二分の一以上に相当する議決権を有する関係その他その事業活動を実質的に支配することが可能なものとして主務省令で定める関係を持つているもの

改正案

現行

（定義）

第二条 この法律において「商工業者」とは、次のいずれか一に該当する者をいう。

一 三 （略）

四 会社

（削る）

（創立総会）

第二十二条 （略）

2 5 （略）

6 創立総会においてその延期又は続行について決議があつた場合には、第一項の規定による公告をすることを要しない。

7 創立総会の議事については、経済産業省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならぬ。

8 第十五条の規定は創立総会について、会社法（平成十七年法律第 号）第八百三十条

第八百三十一条、第八百三十四条（第十六号及び第十七号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六條第一項及び第三項、第八百三十七條、第八百三十八條並びに第八百四十六條の規定（これらの規定中監査役に係るものを除く。）は創立総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて、それぞれ準用する。

（設立の無効の訴え）

第二十七条 会社法第八百二十八条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号に係る部分に限る。）、第八百三十四条（第一号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六條第一項及び第三項、第八百三十七條から第八百三十九條まで並びに第八百四十六條の規定（これらの規定中監査役に係るものを除く。）は、商工会の設立の無効

（定義）

第二条 （同上）

一 三 （略）

四 商法（明治三十二年法律第四十八号）第五十二条第二項の規定により会社とみなされる

五 有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）第二条の規定により商人とみなされる有限会社

（創立総会）

第二十二条 （略）

2 5 （略）

6 第十五条並びに商法第二百四十三条（総会の延期又は続行の決議）、第二百四十四条第一項から第三項まで（議事録）及び第二百四十七条から第二百五十二条まで（決議の取消し又は不存在若しくは無効確認の訴え）の規定（これらの規定中監査役に係るものを除く。）は、創立総会について準用する。この場合において、商法第二百四十三条中「第二百三十二条ノ規定ヲ適用セズ」とあるのは「商工会法第二十二条第一項ノ規定ニ依ル公告ハ之ヲ為スコトヲ要セズ」と、同法第二百四十四条第二項中「記載又ハ記録スル」とあるのは「記載スル」と、同条第三項中「取締役」とあるのは「発起人」と読み替えるものとする。

（新設）

（商法の準用）

第二十七条 商法第四百二十八条（監査役に係るものを除く。）（設立無効の訴え）の規定は、商工会の設立について準用する。

の訴えについて準用する。

(商工会と役員との関係)

第三十三条 商工会と役員との関係は、委任に関する規定に従う。

(役員に欠員を生じた場合の措置)

第三十四条の二 役員が欠けた場合又はこの法律若しくは定款で定めた役員の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(忠実義務)

第三十五条の二 役員は、法令及び定款並びに総会の決議を遵守し、商工会のため忠実にその職務を行わなければならない。

(民法の準用)

第四十条 (削る)

(略)

(延期又は続行の決議)

第四十六条の二 総会においてその延期又は続行について決議があつた場合には、第四十三条の規定は、適用しない。

(議事録)

第四十六条の三 総会の議事については、経済産業省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

(総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴え)

第四十七条 会社法第八百三十条、第八百三十一条、第八百三十四条(第十六号及び第十七号に係る部分に限る。)、第八百三十五条第一項、第八百三十六条第一項及び第三項、第八百三十七条、第八百三十八条並びに第八百四十六条の規定(これらの規定中監査役に係るものを除く。)は、総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて準用する。

第三十三条 削除

(新設)

(新設)

(商法等の準用)

第四十条 商法第二百五十四条第三項(取締役と会社との関係)、第二百五十四条ノ三(取締役の義務)及び第二百五十八条第一項(欠員の場合の処置)の規定は、役員について準用する。

2 (略)

(新設)

(新設)

(商法の準用)

第四十七条 商法第二百四十三条(総会の延期又は続行の決議)、第二百四十四条第一項から第三項まで(議事録)及び第二百四十七条から第二百五十二条まで(決議の取消し又は不存在若しくは無効確認の訴え)の規定(これらの規定中監査役に係るものを除く。)は、総会について準用する。この場合において、商法第二百四十三条中「第二百三十二条」とあるのは「商工会法第四十三条」と、同法第二百四十四条第二項中「記載又ハ記録スル」とあるのは「記載スル」と読み替えるものとする。

〔合併の無効の訴え〕

第五十二条の七 会社法第八百二十八条第一項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）及び第二項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第八百三十四条（第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六号から第八百三十九号まで、第八百四十三条（第一項第三号及び第四号並びに第二項ただし書を除く。）並びに第八百四十六条の規定（これらの規定中監査役に係るものを除く。）は商工会の合併の無効の訴えについて、同法第八百六十八条第五項、第八百七十条（第十五号に係る部分に限る。）、第八百七十一条本文、第八百七十二号（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定はこの条において準用する同法第八百四十三条第四項の申立てについて、それぞれ準用する。

〔民法等の準用〕

第五十五条 民法第七十条（法人についての破産手続の開始）、第七十三条、第七十五条、第七十六条、第七十八条から第八十一条まで、第八十二条（解散に係るものを除く。）及び第八十三条（清算）並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条第二項及び第三十六条から第四十条までの規定は、商工会の解散及び清算について準用する。

（準用）

第五十八条 （略）

2 第三十一条から第三十六条までの規定は、連合会の役員について準用する。

3 第三十七条、第三十九条及び第四十条の規定は、連合会の会長について準用する。

4 第四十一条から第四十五条まで、第四十六条第一号、第二号及び第四号（全国連合会にあつては、第一号及び第二号）並びに第四十六条の二から第四十七条までの規定は、連合会の総会について準用する。この場合において、第四十四条第四項中「第二十三条第二項及び第三項並びに」とあるのは、「第五十五条の十五において準用する第二十三条第二項（第五号を除く。）及び」と読み替えるものとする。

5・6 （略）

第六十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした商工会又は連合会の発起人、役員又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一・二 （略）

三 第五十五条（第五十八条第六項において準用する場合を含む。）において準用する民法の規定又は第五十二条の三第二項の規定による公告をせず、又は不正の公告をしたとき。

〔商法等の準用〕

第五十二条の七 商法第四百十五条（監査役に係るものを除く。）（合併無効の訴え）及び非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三百三十五号ノ八（債務の負担部分の決定）の規定は、商工会の合併について準用する。

〔民法の準用〕

第五十五条 民法第七十条（法人についての破産手続の開始）、第七十三条、第七十五条、第七十六条、第七十八条から第八十一条まで、第八十二条（解散に係るものを除く。）及び第八十三条（清算）の規定は、商工会の解散及び清算について準用する。

（準用）

第五十八条 （略）

2 第三十一条、第三十二条、第三十四条から第三十六条まで及び第四十条第一項の規定は、連合会の役員について準用する。

3 第三十七条、第三十九条及び第四十条第二項の規定は、連合会の会長について準用する。

4 第四十一条から第四十五条まで、第四十六条第一号、第二号及び第四号（全国連合会にあつては、第一号及び第二号）並びに第四十七条の規定は、連合会の総会について準用する。この場合において、第四十四条第四項中「第二十三条第二項及び第三項並びに」とあるのは、「第五十五条の十五において準用する第二十三条第二項（第五号を除く。）及び」と読み替えるものとする。

5・6 （略）

第六十五条 （同上）

一・二 （略）

三 第二十二号第六項（第五十五条の十五において準用する場合を含む。）、第二十七条（第五十五条の十五において準用する場合を含む。）若しくは第四十七条（第五十八条第四

四〃八 (略)
九 定款、事業報告書、貸借対照表、収支決算書、財産目録又は議事録に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

項において準用する場合を含む。)において準用する商法の規定若しくは第五十五条(第五十八条第六項において準用する場合を含む。)において準用する民法の規定又は第五十二条の三第二項の規定による公告をせず、又は不正の公告をしたとき。
四〃八 (略)
九 定款、事業報告書、貸借対照表、収支決算書、財産目録又は議事録に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。

改正案

現行

（定款）

第九条 組合の定款には、少なくとも次の事項を定めなければならない。

一 十三 （略）

十四 公告方法（組合が公告（この法律又は他の法律の規定により官報に掲載する方法によりしなければならないものとされているものを除く。）をする方法をいう。以下同じ。）

2 組合の定款には、前項の事項のほか、組合の存続期間又は解散の原因を定めたときは、その期間又はその原因を記載し、又は記録しなければならない。

3 第一項第一号の事業には、試験研究の課題を明確に記載し、又は記録しなければならない。

4 組合は、公告方法として、当該組合の事務所の店頭に掲示する方法のほか、次に掲げる方法のいずれかを定款で定めることができる。

一 官報に掲載する方法

二 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

三 電子公告（公告方法のうち、電磁的方法（会社法（平成十七年法律第 号）第二條第三十四号に規定する電磁的方法をいう。）により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて同号に規定するものをとる方法をいう。以下同じ。）

5 組合が前項第三号に掲げる方法を公告方法とする旨を定款で定める場合には、その定款には、電子公告を公告方法とすることを定めれば足りる。この場合においては、事故その他やむを得ない事由によつて電子公告による公告をすることができない場合の公告方法として、同項第一号又は第二号に掲げる方法のいずれかを定めることができる。

6 組合が電子公告により公告をする場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日までの間、継続して電子公告による公告をしなければならない。

一 公告に定める期間内に異議を述べることができる旨の公告 当該期間を経過する日

二 前号に掲げる公告以外の公告 当該公告の開始後一月を経過する日

7 組合が電子公告によりこの法律その他の法令の規定による公告を行う場合については、会社法第九百四十条第三項（電子公告の中断）、第九百四十一条、第九百四十六条、第九百四十七条、第九百五十一条第二項、第九百五十三条及び第九百五十五条（電子公告調査等）の規定を準用する。この場合において、同法第九百四十条第三項中「前二項の規定にかかわらず、これらの規定」とあるのは、「鉱工業技術研究組合法第九條第六項の規定にかかわらず、同項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（定款）

第九条 （同上）

一 十三 （略）

十四 公告の方法

2 組合の定款には、前項の事項のほか、組合の存立時期又は解散の原因を定めたときは、その時期又はその原因を記載しなければならない。

3 第一項第一号の事業には、試験研究の課題を明確に記載しなければならない。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

81 第一項から第三項までに掲げる事項のほか、組合の定款には、この法律の規定により定款

の定めがなければその効力を生じない事項及びその他の事項でこの法律に違反しないものを記載し、又は記録することができる。

(準用)

第十六条 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)第四条第二項(住所)、第十條の二(第一項第三号を除く。)、第十一條、第十三條、第十八條、第十九條(第一項第四号及び第二項第一号を除く。)(組合員)、第二十七條、第二十八條、第三十條、第三十二條(設立)、第三十四條の二、第三十五條(第五項を除く。)、第三十五條の二から第三十六條の八まで、第三十七條第一項、第三十八條から第四十五條まで(役員等)、第四十六條から第五十條まで、第五十一條第一項、第五十二條、第五十三條(第五号を除く。)、第五十三條の二から第五十四條まで(総会)、第六十二條第一項及び第二項、第六十三條から第六十三條の三まで、第六十三條の四第三項、第六十三條の五第三項本文、第六十三條の六第三項、第六十四條第一項から第五項まで、第六十五條から第六十七條まで、第六十八條第一項、第六十九條(解散及び清算並びに合併)、第八十三條から第百三條まで(第八十四條第二項第三号及び第五号、第三項並びに第四項、第八十五條第二項、第八十六條第二号、第八十七條第二号、第九十二條第二号、第九十六條第二項、第九十八條第二項第二号並びに第九十九條第二項を除く。)(登記)並びに第百四條から第百五條の三まで、第百五條の四第一項、第百六條第一項及び第四項並びに第百六條の二(雑則)の規定は、組合について準用する。この場合において、同法第三十五條の二、第四十八條、第六十二條第二項、第六十六條第一項、第六十九條第二項及び第三項、第九十六條第五項、第百四條から第百五條の三まで、第百五條の四第一項、第百六條第一項及び第四項並びに第百六條の二中「行政庁」とあるのは「主務大臣」と、同法第五十一條第一項第三号中「毎事業年度の収支予算」とあるのは「試験研究の実施計画並びに毎事業年度の収支予算」と、同項第四号中「経費」とあるのは「費用」と、同法第六十六條第二項中「第二十七條の二第四項から第六項まで」とあるのは「鉱工業技術研究組合法第八條第二項」と、同法第八十四條第一項中「第二十九條の規定による出資の払込み」とあるのは「鉱工業技術研究組合法第八條第一項の認可」と、同法第九十七條第二項中「事業協同組合登記簿、事業協同小組合登記簿、火災共済協同組合登記簿、信用協同組合登記簿、中小企業等協同組合連合会登記簿、企業組合登記簿及び中小企業団体中央会登記簿」とあるのは「鉱工業技術研究組合登記簿」と、同法第九十八條第二項第一号中「書面並びに出資の総口数及び第二十九條の規定による出資の払込みのあつたことを証する書面」とあるのは「書面」と読み替えるものとする。

(罰則)

第十八条 第十六条において準用する中小企業等協同組合法第百五條第二項若しくは第百五條

(新設)

(準用)

第十六条 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)第二條(登記)、第四條第二項(住所)、第十一條、第十三條、第十八條、第十九條(第一項第四号及び第二項第一号を除く。)(組合員)、第二十七條、第二十八條、第三十條、第三十二條(設立)、第三十五條(第五項を除く。)、第三十五條の二から第三十六條の三まで、第三十七條第一項、第三十八條、第三十八條の二、第三十九條(第三項第三号を除く。)、第四十條から第四十五條まで(役員等)、第四十六條から第五十條まで、第五十一條第一項、第五十二條、第五十三條(第五号を除く。)、第五十四條(総会)、第六十二條第一項及び第二項、第六十三條第一項、第三項及び第四項、第六十四條から第六十六條まで、第六十八條第一項、第六十九條(解散及び清算)、第八十三條(第二項第三号及び第五号、第三項並びに第四項を除く。)、第八十四條、第八十五條、第八十六條第一項、第八十六條の二から第八十九條まで、第九十一條から第九十三條まで、第九十五條、第九十七條、第百條から第百三條まで(登記)、第百四條から第百五條の三まで、第百五條の四第一項、第百六條第一項及び第四項、第百六條の二(雑則)並びに第百十五條第一号、第二号、第四号から第十一号まで及び第十五号から第十九号まで(罰則)の規定は、組合に準用する。この場合において、同法第三十五條の二、第四十八條、第六十二條第二項、第六十三條第三項、第九十七條第二項、第百四條から第百五條の三まで、第百五條の四第一項、第百六條第一項及び第四項並びに第百六條の二中「行政庁」とあるのは「主務大臣」と、同法第五十一條第一項第三号中「毎事業年度の収支予算」とあるのは「試験研究の実施計画並びに毎事業年度の収支予算」と、同項第四号中「経費」とあるのは「費用」と、同法第六十三條第四項中「第二十七條の二第四項から第六項まで」とあるのは「鉱工業技術研究組合法第八條第二項」と、同法第八十三條第一項中「第二十九條の規定による出資の払込」とあるのは「鉱工業技術研究組合法第八條第一項の認可」と、同法第九十二條第二項中「事業協同組合登記簿、事業協同小組合登記簿、火災共済協同組合登記簿、信用協同組合登記簿、中小企業等協同組合連合会登記簿、企業組合登記簿及び中小企業団体中央会登記簿」とあるのは「鉱工業技術研究組合登記簿」と、同法第九十三條第一項中「書面並びに出資の総口数及び第二十九條の規定による出資の払込のあつたことを証する書面」とあるのは「書面」と読み替えるものとする。

(罰則)

第十八条 第十六条において準用する中小企業等協同組合法第百五條第二項若しくは第百五條

の四第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。
(罰)

第十九条 第十六条において準用する中小企業等協同組合法第百六条第一項の規定による命令に違反した組合の理事は、三十万円以下の罰金に処する。

第二十条 第九条第七項において準用する会社法第九百五十五条第一項の規定に違反して、同項に規定する調査記録簿等に同項に規定する電子公告調査に関し法務省令で定めるものを記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は調査記録簿等を保存しなかつた者は、三十万円以下の罰金に処する。

第二十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第十八条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の刑を科する。

(過料)

第二十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。

一 第九条第七項において準用する会社法第九百四十六条第三項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 正当な理由がないのに、第九条第七項において準用する会社法第九百五十一条第二項各号又は第九百五十五条第二項各号に掲げる請求を拒んだ者

第二十三条 次に掲げる場合には、組合の発起人、役員又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定に基づいて組合が行うことができる事業以外の事業を行つたとき。

二 この法律の規定による登記をすることを怠つたとき。

三 第九条第七項において準用する会社法第九百四十一条の規定に違反して、同条の調査を求めなかつたとき。

四 第十六条において準用する中小企業等協同組合法第十条の二、第三十四条の二又は第四十条(同条第一項から第三項までの規定を第十六条において準用する同法第六十九条第一項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、書類若しくは電磁的記録を備え置かず、書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は正当な理由がないのに書類若しくは

の四第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者は、三万円以下の罰金に処する。

2 組合の代表者又は代理人、使用人その他の従業者が、その組合の業務に関して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その組合に対して同項の罰金刑を科する。

第十九条 組合が第十六条において準用する中小企業等協同組合法第百六条第一項の規定による命令に違反したときは、その組合の理事は、一万円以下の罰金に処する。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

は電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧若しくは謄写を拒んだとき。

五 第十六条において準用する中小企業等協同組合法第十九条第二項、第四十二条第五項若しくは第六項又は第四十五条第五項若しくは第六項の規定に違反したとき。

六 第十六条において準用する中小企業等協同組合法第二十七条第七項、第三十六条の七第一項（第十六条において準用する同法第六十九条第一項において準用する場合を含む。）

若しくは第五十三条の三第一項の規定又は第十六条において準用する同法第六十九条第一項において準用する会社法第四百九十二条第一項の規定に違反して、議事録若しくは財産目録若しくは貸借対照表を作成せず、又はこれらの書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

七 第十六条において準用する中小企業等協同組合法第三十五条第六項の規定に違反したとき。

八 第十六条において準用する中小企業等協同組合法第三十五条の二又は第六十二条第二項の規定に違反したとき。

九 第十六条において準用する中小企業等協同組合法第三十六条の四第二項において準用する会社法第三百八十九条第四項の規定又は第十六条において準用する中小企業等協同組合法第三十六条の七第五項（第十六条において準用する同法第六十九条第一項において準用する場合を含む。）、第四十一条第二項若しくは第五十三条の三第四項の規定に違反して、正当な理由がないのに書面又は電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写を拒んだとき。

十 第十六条において準用する中小企業等協同組合法第三十六条の四第二項において準用する会社法第三百八十九条第五項の規定又は第十六条において準用する中小企業等協同組合法第六十九条第一項において準用する会社法第四百九十二条第一項の規定による調査を妨げたとき。

十一 第十六条において準用する中小企業等協同組合法第三十七条第一項（第十六条において準用する同法第六十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

十二 第十六条において準用する中小企業等協同組合法第三十八条の二第六項の規定による開示をすることを怠つたとき。

十三 第十六条において準用する中小企業等協同組合法第四十六条の規定に違反したとき。

十四 第十六条において準用する中小企業等協同組合法第六十九条第一項において準用する会社法第四百九十九条第一項の規定による公告をすることを怠つたとき、又は不正の公告をしたとき。

十五 清算の終了を遅延させる目的で、第十六条において準用する中小企業等協同組合法第

六十九條第一項において準用する会社法第四百九十九條第一項の期間を不当に定めたとき

十六 第十六條において準用する中小企業等協同組合法第六十九條第一項において準用する会社法第五百條第一項の規定に違反して、債務の弁済をしたとき。

十七 第十六條において準用する中小企業等協同組合法第六十九條第一項において準用する会社法第五百二條の規定に違反して、組合の財産を分配したとき。

十八 第十六條において準用する中小企業等協同組合法第五百二條の二の規定に違反して、書面を提出せず、又は虚偽の書面を提出したとき。

十九 第十六條において準用する中小企業等協同組合法第五百二條の三の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第二十四條 第四條第二項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

第二十五條 次の場合には、組合の役員は、十万円以下の過料に処する。

一・二 (略)

第二十條 第四條第二項の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

第二十一條 次の場合には、組合の役員は、一万円以下の過料に処する。

一・二 (略)

改正案

現行

（許可の申請）

第十二条 前条の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一・二 （略）

三 資本金又は出資の額及び役員の氏名

四 （略）

2・3 （略）

（許可の基準）

第十五条 経済産業大臣は、第十一条の許可の申請をした者が次の各号の一に該当すると認めるときは、同条の許可をしてはならない。

一 （略）

二 資本金又は出資の額が購入者を保護するため必要かつ適當であると認められる金額で政令で定めるものに満たない法人

三 資産の合計額から負債の合計額を控除した額が資本金又は出資の額の百分の九十に相当する額に満たない法人

四〽八 （略）

2・3 （略）

（承継）

第十八条の六 許可割賦販売業者が事業の全部を譲渡し、又は許可割賦販売業者について合併若しくは分割（当該事業の全部を承継させるものに限る。）があつたときは、当該事業の全部を譲り受けた法人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該事業の全部を承継した法人は、その許可割賦販売業者の地位を承継する。ただし、当該事業の全部を譲り受けた法人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該事業の全部を承継した法人が第十五条第一項第二号又は同項第六号から第八号までのいずれかに該当するときは、この限りでない。

2 （略）

（改善命令）

第二十条の二 経済産業大臣は、許可割賦販売業者の財産の状況又は前払式割賦販売に係る業

（許可の申請）

第十二条 （同上）

一・二 （略）

三 資本金又は出資の額及び役員の氏名

四 （略）

2・3 （略）

（許可の基準）

第十五条 （同上）

一 （略）

二 資本金又は出資の額が購入者を保護するため必要かつ適當であると認められる金額で政令で定めるものに満たない法人

三 資産の合計額から負債の合計額を控除した額が資本金又は出資の額の百分の九十に相当する額に満たない法人

四〽八 （略）

2・3 （略）

（承継）

第十八条の六 許可割賦販売業者が営業の全部を譲渡し、又は許可割賦販売業者について合併若しくは分割（当該営業の全部を承継させるものに限る。）があつたときは、当該営業の全部を譲り受けた法人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該営業の全部を承継した法人は、その許可割賦販売業者の地位を承継する。ただし、当該営業の全部を譲り受けた法人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該営業の全部を承継した法人が第十五条第一項第二号又は同項第六号から第八号までのいずれかに該当するときは、この限りでない。

2 （略）

（改善命令）

第二十条の二 （同上）

務の運営が次の各号の一に該当する場合において、購入者を保護するため必要かつ適當であると認めるときは、その必要の限度において、当該許可割賦販売業者に対し、財産の状況又は前払式割賦販売に係る業務の運営を改善するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

一 一事業年度の収益の額の費用の額に対する比率が経済産業省令で定める率を下つた場合
二・三 (略)

2 (略)

(契約の解除)

第二十七条 許可割賦販売業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可割賦販売業者と前払式割賦販売の契約を締結している者でその契約に係る商品の引渡しを受けていないものは、その契約を解除することができる。

一 四 (略)

五 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てがあつたとき。

六 (略)

2 (略)

(登録の申請)

第三十二条 前条の登録を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 資本金又は出資の額及び役員の氏名

2・3 (略)

(登録の拒否)

第三十三条の二 経済産業大臣は、第三十二条第一項の申請書を提出した者が次の各号の一に該当するとき、又は当該申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 (略)

二 資本金又は出資の額が第二条第三項第一号又は第三号に規定する割賦購入あつせんに係る契約を締結した販売業者又は役務提供事業者を保護するため必要かつ適當であると認められる金額で政令で定めるものに満たない法人

三 資産の合計額から負債の合計額を控除した額が資本金又は出資の額の百分の九十に相当する額に満たない法人

一 一営業年度の収益の額の費用の額に対する比率が経済産業省令で定める率を下つた場合
二・三 (略)

2 (略)

(契約の解除)

第二十七条 (同上)

一 四 (略)

五 破産手続開始、再生手続開始、整理開始又は更生手続開始の申立てがあつたとき。

六 (略)

2 (略)

(登録の申請)

第三十二条 (同上)

一・二 (略)

三 資本金又は出資の額及び役員の氏名

2・3 (略)

(登録の拒否)

第三十三条の二 経済産業大臣は、第三十二条第一項の申請書を提出した者が次の各号の一に該当するとき、又は当該申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 (略)

二 資本金又は出資の額が第二条第三項第一号又は第三号に規定する割賦購入あつせんに係る契約を締結した販売業者又は役務提供事業者を保護するため必要かつ適當であると認められる金額で政令で定めるものに満たない法人

三 資産の合計額から負債の合計額を控除した額が資本金又は出資の額の百分の九十に相当する額に満たない法人

四〇六 (略) 2 (略)	四〇六 (略) 2 (略)
(指定) 第三十五条の四 (略) 2 指定を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。	(指定) 第三十五条の四 (略) 2 (同上)
一・二 (略) 三 資本金の額及び役員の氏名 3・4 (略)	一・二 (略) 三 資本金の額及び役員の氏名 3・4 (略)
(指定の基準) 第三十五条の五 経済産業大臣は、指定を申請した者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定をしてはならない。 一 資本金の額が五千万円以上の株式会社でない者 二 前号に掲げるもののほか、その行おうとする受託事業を健全に遂行するに足る財産的基礎を有しない者 三〇七 (略)	(指定の基準) 第三十五条の五 経済産業大臣は、指定を申請した者が次の各号の一に該当すると認めるときは、その指定をしてはならない。 一 資本金の額が五千万円以上の株式会社でない者 二 前号に掲げるもののほか、その行なおうとする受託事業を健全に遂行するに足る財産的基礎を有しない者 三〇七 (略)

改正案

現行

（登録の基準）

第三十一条 経済産業大臣は、第二十九条第一項の規定により登録を申請した者（以下この項において「登録申請者」という。）が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、経済産業省令で定める。

（登録の基準）
第三十一条（同上）

一（略）

二 登録申請者が、第九条第一項の規定により適合性検査を受けなければならないこととされる特定電気用品を製造し、又は輸入する届出事業者（以下この号及び第三十七条第二項において「受検事業者」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

一（略）
二（同上）

イ 登録申請者が株式会社又は有限会社である場合にあつては、受検事業者がその親会社（平成十七年法律第 号）第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。）であること。

ロ 登録申請者の役員（持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）にあつては、業務を執行する社員）に占める受検事業者の役員又は職員（過去二年間に当該受検事業者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

ハ（略）

2（略）

2（略）

（財務諸表等の備置き及び閲覧等）

第三十七条 国内登録検査機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（これらのものが電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）で作成され、又はその作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第六十条第二号において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事業所に備え置かなければならない。

2（略）

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

第三十七条 国内登録検査機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書（これらのものが電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）で作成され、又はその作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第六十条第二号において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事業所に備えて置かなければならない。

2（略）

改正案

現行

(名称) 第五条 (略) 2 (略) 3 組合の名称については、会社法（平成十七年法律第 号）第八条（会社と誤認させる名称等の使用の禁止）の規定を準用する。 第十四条 (略) 2 (略) 3 第一項の倉荷証券については、商法（明治三十二年法律第四十八号）第六百二十七条第二項（預証券の規定の準用）及び第六百二十八条（倉荷証券による質入れ）の規定を準用する。 4 (略) (創立総会) 第三十五条 (略) 2、5 (略) 6 創立総会においてその延期又は続行について決議があつた場合には、第一項の規定による公告をすることを要しない。	(名称) 第五条 (略) 2 (略) 3 組合の名称については、商法（明治三十二年法律第四十八号）第十九条から第二十一条まで（商号）の規定を準用する。 第十四条 (略) 2 (略) 3 第一項の倉荷証券については、商法第六百二十七条第二項（預証券の規定の準用）及び第六百二十八条（倉荷証券による質入れ）の規定を準用する。 4 (略) (創立総会) 第三十五条 (略) 2、5 (略) 6 創立総会については、第二十一条並びに商法第二百四十三条（総会の延期又は続行の決議）、第二百四十四条第一項から第三項まで（株主総会の議事録）及び第二百四十七条から第二百五十二条まで（株主総会の決議の取消し又は不存在若しくは無効確認の訴え）の規定（これらの規定中監査役に係る部分を除く。）を準用する。この場合において、商法第二百四十三条中「第二百三十二条ノ規定ヲ適用セズ」とあるのは「商店街振興組合法第三十五条第一項ノ規定ニ依ル公告ハ之ヲ為スコトヲ要セズ」と、同法第二百四十四条第二項中「記載又ハ記録スル」とあるのは「記載スル」と、同条第三項中「取締役」とあるのは「発起人」と読み替えるものとする。 (新設)
7 創立総会の議事については、経済産業省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならぬ。 8 創立総会については第二十一条の規定を、創立総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについては会社法第八百三十条、第八百三十一条、第八百三十四条（第十六号及び第十七号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六条第一項及び第三項、第八百三十七条、第八百三十八条並びに第八百四十六条（株主総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴え）の規定（これらの規定中監査役に係る部分を除く。）	

）を準用する。

（会社法の準用）

第四十一条 組合の設立の無効の訴えについては、会社法第八百二十八条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号に係る部分に限る。）、第八百三十四条（第一号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六条第一項及び第三項、第八百三十七条から第八百三十九条まで並びに第八百四十六条（株式会社設立の無効）の規定（これらの規定中監査役に係る部分を除く。）を準用する。

（定款）

第四十二条 組合の定款には、次の事項を記載し、又は記録しなければならない。

一 十三 （略）

2 組合の定款には、前項の事項のほか、組合の存立時期又は解散の理由を定めたときはその時期又はその理由を、現物出資をする者を定めたときはその者の氏名、出資の目的たる財産及びその価格並びにこれに対して与える出資口数を、組合の成立後に譲り受けることを約した財産があるときはその財産、その価格及び譲渡人の氏名を記載し、又は記録しなければならない。

（組合と役員との関係）

第四十五条の二 組合と役員との関係は、委任に関する規定に従う。

（役員に欠員を生じた場合の措置）

第四十六条の二 役員が欠けた場合又はこの法律若しくは定款で定めた役員の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

（忠実義務）

第四十六条の三 理事は、法令及び定款並びに総会の決議を遵守し、組合のため忠実にその職務を行わなければならない。

第四十八条 （略）

2 （略）

3 第一項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

4 前項の規定により議決に加わることができない理事の数は、第一項の理事の数に算入しない。

（商法の準用）

第四十一条 組合の設立については、商法第四百二十八条（監査役に係る部分を除く。）（株式会社設立の無効）の規定を準用する。

（定款）

第四十二条 組合の定款には、次の事項を記載しなければならない。

一 十三 （略）

2 組合の定款には、前項の事項のほか、組合の存立時期又は解散の理由を定めたときはその時期又はその理由を、現物出資をする者を定めたときはその者の氏名、出資の目的たる財産及びその価格並びにこれに対して与える出資口数を、組合の成立後に譲り受けることを約した財産があるときはその財産、その価格及び譲渡人の氏名を記載しなければならない。

（新設）

（新設）

（新設）

第四十八条 （略）

2 （略）

（新設）

（新設）

5| 理事会の議事については、経済産業省令で定めるところにより、議事録を作成し、議事録が書面をもつて作成されているときは、出席した理事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

6| 前項の議事録が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして経済産業省令で定めるものをいう。以下同じ。）をもつて作成されている場合における当該電磁的記録に記録されている事項については、経済産業省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

7| 理事会の招集については、会社法第三百六十六条（招集権者）及び第三百六十八条（招集手続）（監査役に係る部分を除く。）の規定を準用する。

（理事の責任）

第五十一条（略）

2（略）

3 第一項の行為が理事会の決議に基づき行われたときは、その決議に賛成した理事は、その行為をしたものとみなす。

4 前項の決議に参加した理事であつて議事録に異議をとどめないものは、その決議に賛成したものと推定する。

5| 第一項の理事の責任は、総組合員の同意がなければ免除することができない。

（組合を代表する理事）

第五十一条の二 理事会は、理事の中から組合を代表する理事を選定しなければならない。

2| 組合を代表する理事は、組合の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

3| 組合を代表する理事については、第四十六条の二、民法第四十四条第一項（法人の不法行為能力）、第五十四条（理事の代理権の制限）及び第五十五条（理事の代理行為の委任）並びに会社法第三百五十三条（株式会社と取締役との間の訴えにおける会社の代表）、第三百五十四条（表見代表取締役）及び第三百六十四条（取締役会設置会社と取締役との間の訴えにおける会社の代表）の規定を準用する。この場合において、同法第三百五十三条中「第三百四十九条第四項」とあるのは、「商店街振興組合法第五十一条の二第二項」と読み替えるものとする。

（定款その他の書類の備置き及び閲覧等）

第五十二条 理事は、定款及び規約を各事務所に、組合員名簿を主たる事務所に備え置かなければならない。

（新設）

（新設）

（新設）

（理事の責任）

第五十一条（略）

2（略）

3 第一項の理事の責任については、商法第二百六十六条第二項、第三項及び第五項（取締役の責任）の規定を準用する。

（新設）

（新設）

（新設）

（定款その他の書類の備付け及び閲覧等）

第五十二条 理事は、定款及び規約を各事務所に、組合員名簿を主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 理事は、総会及び理事会の議事録を十年間主たる事務所に、その写しを五年間従たる事務所に備え置かなければならない。

3 組合員名簿には、各組合員について次の事項を記載し、又は記録しなければならない。

一 三 (略)

4 組合員及び組合の債権者は、組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、組合は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

一 定款等(定款、規約、組合員名簿並びに総会及び理事会の議事録をいう。次号において同じ。)が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 定款等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を経済産業省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

(決算関係書類の提出、備置き及び閲覧等)

第五十三条 理事は、通常総会の会日の一週間前までに、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案(以下この条において「決算関係書類」という。)を監事に提出し、又は提供し、かつ、決算関係書類を主たる事務所に備え置かなければならない。

2 決算関係書類は、電磁的記録をもつて作成することができる。

3 理事は、監事の意見を記載した書面又はこれに記載すべき事項を記録した電磁的記録を添付して決算関係書類を通常総会に提出し、又は提供し、その承認を求めなければならない。(削る)

4 組合員及び組合の債権者は、組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、組合は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

一 決算関係書類が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 決算関係書類が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を経済産業省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

(会計帳簿等の作成及び閲覧等)

第五十四条 組合は、経済産業省令で定めるところにより、適時に、正確な会計帳簿を作成しなければならない。

2 組合員は、総組合員の十分の一(これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合)以上の同意を得て、組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、組合は、正当な理由がないのにこれを拒んで

2 理事は、総会及び理事会の議事録を十年間主たる事務所に、その謄本を五年間従たる事務所に備えて置かなければならない。

3 組合員名簿には、各組合員について次の事項を記載しなければならない。

一 三 (略)

4 組合員及び組合の債権者は、何時でも、理事に対し第一項及び第二項の書類の閲覧又は謄写を求めることができる。この場合は、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(決算関係書類の提出、備付け及び閲覧等)

第五十三条 理事は、通常総会の会日の一週間前までに、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案を監事に提出し、かつ、これらを主たる事務所に備えて置かなければならない。

(新設)

2 理事は、監事の意見書を添えて前項の書類を通常総会に提出し、その承認を求めなければならない。

3 組合員及び組合の債権者は、何時でも、理事に対し第一項の書類の閲覧又は謄写を求めることができる。この場合は、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

4 第二項の監事の意見書については、これに記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして経済産業省令で定めるものをいう。)の添付をもつて、当該監事の意見書の添付に代えることができる。この場合においては、理事は、当該監事の意見書を添付したものとみなす。

(会計帳簿等の閲覧等)

第五十四条 組合員は、総組合員の十分の一以上の同意を得て、何時でも、理事に対し会計の帳簿及び書類の閲覧又は謄写を求めることができる。この場合は、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

はならない。

一 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を経済産業省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

（会社法等の準用）

第五十六条 理事及び監事については会社法第四百三十条（役員等の連帯責任）及び第七編第二章第二節（第八百四十七条第二項、第八百四十九条第二号及び第五項並びに第八百五十一条を除く。）（株式会社における責任追及等の訴え）の規定を、理事については同法第三百六十条第一項（株主による取締役の行為の差止め）の規定を、監事については第五十一条並びに同法第三百八十九条第四項及び第五項の規定を準用する。この場合において、同法第四項第二号並びに同法第八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「経済産業省令」と、同法第三百八十九条第五項中「子会社」とあるのは「子会社（組合が総株主（総社員を含む。）の議決権（株主総会において決議をすることができるとする事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）の過半数を有する会社をいう。以下この項において同じ。）に」と、同法第四百三十条中「役員等」とあるのは「理事が」と、「他の役員等」とあるのは「監事も」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（総会招集の決定）

第五十九条の二 総会の招集は、この法律に別段の定めがある場合を除き、理事会が決定する。

（通知又は催告）

第六十一条 組合の組合員に対してする通知又は催告は、組合員名簿に記載し、又は記録したその者の住所（その者が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先を組合に通知した場合に

（商法等の準用）

第五十六条 理事及び監事については、商法第二百五十四条第三項（取締役と会社との関係）、第二百五十八条第一項（欠員の場合の処置）、第二百六十七条第一項及び第三項から第七項まで、第二百六十八条第一項から第七項まで、第二百六十八条ノ二並びに第二百六十八条ノ三（取締役に対する訴え）の規定を、理事については、民法第五十五条（理事の代理行為の委任）、商法第二百五十四条ノ三（取締役の義務）、第二百六十一条、第二百六十二条（会社代表）及び第二百七十二條（株主の差止請求権）並びに株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号）第二十四条第一項及び第二項（小会社と取締役との間の訴えについての会社代表）の規定を、監事については、第五十一条、商法第二百七十八条（取締役と監査役との連帯責任）並びに株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第二項（第二号を除く。）及び第三項（報告を求め調査をする権限）の規定を、理事会については、商法第二百五十九条第一項、第二項及び第四項、第二百五十九条ノ二及び第二百五十九条ノ三（監査役に係る部分を除く。）（取締役会の招集）、第二百六十条ノ二第二項及び第三項（特別利害関係人の議決権）並びに第二百六十条ノ四第一項から第三項まで（監査役に係る部分を除く。）（取締役会の議事録）の規定を準用する。この場合において、商法第二百六十条ノ二第二項中「前項」とあるのは「理事会」と、同法第三項中「第一項」とあるのは「商店街振興組合法第四十八条第一項」と、同法第二百六十条ノ四第二項中「記載又ハ記録スル」とあるのは「記載スル」と、同法第二百六十一条第三項中「第二百五十八条」とあるのは「第二百五十八条第一項」と、同法第二百六十七条第四項中「前三項」とあるのは「第一項及前項」と読み替えるものとする。

（新設）

（通知又は催告）

第六十一条 組合の組合員に対してする通知又は催告は、組合員名簿に記載したその者の住所（その者が別に通知又は催告を受ける場所を組合に通知したときはその場所）にあてればよ

あつては、その場所又は連絡先）にあてて発すれば足りる。

2 (略)

(延期又は続行の決議)

第六十四条の二 総会においてその延期又は続行について決議があつた場合には、第六十条の規定は、適用しない。

(議事録)

第六十四条の三 総会の議事については、経済産業省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

(会社法の準用)

第六十五条 総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについては、会社法第八百三十条、第八百三十一条、第八百三十四条（第十六号及び第十七号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六条第一項及び第三項、第八百三十七条、第八百三十八条並びに第八百四十六条（株主総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴え）の規定（これらの規定中監査役に係る部分を除く。）を準用する。

第六十七条 (略)

2 (略)

3 組合の出資一口の金額の減少の無効の訴えについては、会社法第八百二十八条第一項（第五号に係る部分に限る。）及び第二項（第五号に係る部分に限る。）、第八百三十四条（第五号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六条から第八百三十九条まで並びに第八百四十六条（株式会社の資本金減少の無効）の規定（これらの規定中監査役に係る部分を除く。）を準用する。

(合併の手続)

第七十三条 (略)

2 組合の合併については、第六十六条並びに第六十七条第一項及び第二項の規定を準用する。

3・4 (略)

(合併の無効の訴え)

い。

2 (略)

(新設)

(新設)

(商法の準用)

第六十五条 総会については、商法第二百三十一条（総会の招集の決定）、第二百四十三条（総会の延期又は続行の決議）、第二百四十四条第一項から第三項まで（株主総会の議事録）及び第二百四十七条から第二百五十二条まで（株主総会の決議の取消し又は不存在若しくは無効確認の訴え）の規定（これらの規定中監査役に係る部分を除く。）を準用する。この場合において、商法第二百四十三条中「第二百三十二条」とあるのは「商店街振興組合法第六十条」と、同法第二百四十四条第二項中「記載又ハ記録スル」とあるのは「記載スル」と読み替えるものとする。

第六十七条 (略)

2 (略)

3 組合の出資一口の金額の減少については、商法第三百八十条（監査役に係る部分を除く。）（株式会社の資本金減少の無効）の規定を準用する。

(合併の手続)

第七十三条 (略)

2 組合の合併については、第六十六条及び第六十七条の規定を準用する。

3・4 (略)

(商法等の準用)

第七十六条 組合の合併の無効の訴えについては会社法第八百二十八条第一項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）及び第二項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第八百三十四条（第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六条から第八百三十九条まで、第八百四十三条（第一項第三号及び第四号並びに第二項ただし書を除く。）並びに第八百四十六条（合併無効の訴え）の規定を、この条において準用する同法第八百四十三条第四項の申立てについては同法第八百六十八条第五項、第八百七十条（第十五号に係る部分に限る。）、第八百七十一条本文、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条（債務の負担部分の決定）の規定を準用する。

（会社法等の準用）

第七十八条 組合の解散及び清算については会社法第四百七十五条（第一号及び第三号を除く。）、第四百七十六条、第四百七十八條第二項及び第四項、第四百七十九條第一項及び第二項（各号列記以外の部分に限る。）、第四百八十一条、第四百八十三条第四項及び第五項、第四百八十四条、第四百八十五条、第四百九十二条第一項から第三項まで、第四百九十九条から第五百三条まで、第五百七条（株式会社の清算）、第八百六十八條第一項、第八百六十九條、第八百七十条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十四條（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五条並びに第八百七十六条（非訟）並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第四十条（検査人の選任の裁判）の規定を、組合の清算人については第四百七十五条の二、第四百六条の二から第五十四條まで、第五十八條第二項から第四項まで、第五十九條及び第五十九條の二並びに会社法第三百六十條第一項及び第七編第二章第二節（第八百四十七條第二項、第八百四十九條第二項及び第五項並びに第八百五十一条を除く。）（株式会社における責任追及等の訴え）の規定を準用する。この場合において、第五十三条第一項中「事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案」とあるのは「事務報告書、財産目録及び貸借対照表」と、同法第四百七十八條第二項中「前項」とあるのは「商店街振興組合法第七十七条」と、同法第四百七十九條第二項各号列記以外の部分中「次に掲げる株主」とあるのは「総組合員の五分の一以上の同意を得た組合員」と、同法第四百九十二条第一項、第五百七条第一項並びに第八百四十七條第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「経済産業省令」と、同法第四百九十九條第一項中「官報に公告し」とあるのは「公告し」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第七十六条 組合の合併については、商法第四百条から第百六条まで及び第百八条から第百十一条まで（合名会社の合併の無効）並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第百三十五條ノ八（債務の負担部分の決定）の規定を準用する。

（商法等の準用）

第七十八条 組合の解散及び清算については、商法第百六条、第百二十四條、第百二十五條、第百二十九條第二項及び第三項、第百三十一条、第四百七十七條第二項、第四百十八條、第四百十九條第一項及び第三項本文、第四百二十一条から第四百二十四條まで、第四百二十六條並びに第四百二十七條第一項及び第三項（合名会社及び株式会社の清算）並びに非訟事件手続法第三十六條、第三十七條ノ二、第百三十五條ノ二十五第二項及び第三項、第百三十六條、第百三十七條、第百三十八條並びに第百三十八條ノ三（法人の清算の監督）の規定を、組合の清算人については、第四百七条から第五十四條まで、第五十八條第二項から第四項まで及び第五十九條、商法第二百五十四條第三項（取締役と会社との関係）、第二百五十四條ノ三（取締役の義務）、第二百五十八條第一項（欠員の場合の処置）、第二百五十九條第一項、第二項及び第四項、第二百五十九條ノ二及び第二百五十九條ノ三（監査役に係る部分を除く。）（取締役会の招集）、第二百六十條ノ二第二項及び第三項（特別利害関係人の議決権）、第二百六十條ノ四第一項から第三項まで（監査役に係る部分を除く。）（取締役会の議事録）、第二百六十一条（代表取締役）、第二百六十七條第一項及び第三項から第七項まで、第二百六十八條第一項から第七項まで、第二百六十八條ノ二、第二百六十八條ノ三（取締役に対する訴え）並びに第二百七十二條（株主の差止請求権）並びに株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十四条第一項及び第二項（小会社と取締役との間の訴え）についての会社代表）の規定を準用する。この場合において、第五十三條第一項中「事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案」とあるのは「事務報告書、財産目録及び貸借対照表」と、商法第二百六十條ノ二第二項中「前項」とあるのは「清算人会」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「商店街振興組合法第七十八條二於テ準用スル同法第四十八條第一項」と、同法第二百六十條ノ四第二項中「記載又ハ記録スル」とあるのは「記載スル」と、同法第二百六十一条第三項中「第二百五十八條」とあるのは「第二百五十八條第一項」と、同法第二百六十七條第四項中「前三項」とあるのは「第一項及前項」と、同法第四百十七條第二項中「前項」とあるのは「商店街振興組合法第七十七

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律との関係)

第八十条 組合員たる事業者が次の各号のいずれかに掲げる者である組合は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の適用については、同法第二十二條第一号の要件を備える組合とみなす。

一 資本金の額又は出資の総額が三億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については五千万円、卸売業を主たる事業とする事業者については一億円）を超えない法人たる事業者

二 (略)

第九十条 組合の役員がいかなる名義をもつてするかを問わず、組合の事業の範囲外において、貸付けをし、手形の割引をし、又は投機取引のために組合の財産を処分したときは、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条がある場合は、同法による。

第九十一条 第十四条第四項において準用する倉庫業法第二十七条第一項若しくはこの法律第八十四条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第十四条第四項において準用する倉庫業法第二十七条第一項若しくはこの法律第八十一条第二項若しくは第八十四条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 (略)

第九十二条 組合が第八十五条の規定による命令に違反したときは、その組合の理事は、三十万円以下の罰金に処する。

第九十三条 次の場合には、組合の発起人、役員又は清算人は、十万円以下の過料に処する。

一 (略)

二 第三条第一項の規定に基づく政令の規定による登記をすることを怠つたとき。

三 (略)

六 第三十五条第七項の規定、第四十八条第五項若しくは第五十二条第二項若しくは第四項（これらの規定を第七十八条において準用する場合を含む。）の規定又は第六十四条の三の規定に違反して、議事録を作成せず、議事録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、議事録を備え置かず、

条」と、同法第四百二十一条第一項中「官報ヲ以テ公告」とあるのは「公告」と、同法第四百二十六条第二項中「六月前ヨリ引続キ総株主の議決権ノ百分ノ三以上ヲ有スル株主」とあるのは「総組合員ノ五分ノ一以上ノ同意ヲ得タル組合員」と読み替えるものとする。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律との関係)

第八十条 (同上)

一 資本金の額又は出資の総額が三億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については五千万円、卸売業を主たる事業とする事業者については一億円）を超えない法人たる事業者

二 (略)

第九十条 組合の役員がいかなる名義をもつてするかを問わず、組合の事業の範囲外において、貸付けをし、手形の割引をし、又は投機取引のために組合の財産を処分したときは、三年以下の懲役若しくは二十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条がある場合は、同法による。

第九十一条 第十四条第四項において準用する倉庫業法第二十七条第一項若しくはこの法律第八十四条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第十四条第四項において準用する倉庫業法第二十七条第一項若しくはこの法律第八十一条第二項若しくは第八十四条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

2 (略)

第九十二条 組合が第八十五条の規定による命令に違反したときは、その組合の理事は、一万円以下の罰金に処する。

第九十三条 次の場合には、組合の発起人、役員又は清算人は、一万円以下の過料に処する。

一 (略)

二 第三条第一項の規定に基づく政令で定める登記を怠り、又は不実の登記をしたとき。

三 (略)

六 第三十五条第六項若しくは第六十五条において準用する商法第二百四十四条第一項から第三項まで、第五十六条若しくは第七十八条において準用する商法第二百六十条ノ四第一項から第三項まで又は第七十八条において準用する商法第四百十九条第一項の規定に違反して議事録若しくは財産目録若しくは貸借対照表を作成せず、又はこれらの書類に記載す

又は正当な理由がないのに議事録の閲覧若しくは謄写を拒んだとき。

七十九 (略)

十 第五十二条第一項、第三項若しくは第四項又は第五十三条第一項若しくは第四項（これらの規定を第七十八条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、定款、規約、組合員名簿、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書若しくは剰余金処分案若しくは損失処理案を備え置かず、これらの書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は正当な理由がないのにこれらの書類若しくは電磁的記録に記載された事項を経済産業省令で定める方法により表示したものの閲覧若しくは謄写を拒んだとき。

十一 第五十四条第二項（第七十八条において準用する場合を含む。）の規定又は第五十六条において準用する会社法第三百八十九条第四項の規定に違反して、正当な理由がないのに会計帳簿又はこれに関する資料の閲覧又は謄写を拒んだとき。

十二 第五十六条において準用する会社法第三百八十九条第五項の規定又は第七十八条において準用する同法第四百九十二条第一項の規定による調査を妨げたとき。

十三 (略)

十四 第六十六条第二項（第七十三条第二項において準用する場合を含む。）又は第七十八条において準用する会社法第四百九十九条第一項の規定による公告を怠つたとき、又は不正の公告をしたとき。

十五 第六十六条若しくは第六十七条第二項の規定に違反して、出資一口の金額を減少し、又は第七十三条第二項において準用する第六十六条若しくは第六十七条第二項の規定に違反して組合の合併をしたとき。

十六 (略)

十七 第七十一条の規定に違反して、組合員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けたとき。

十八 第七十八条において準用する会社法第四百九十二条第一項又は第五百七条第一項の規定に違反して、財産目録、貸借対照表若しくは決算報告を作成せず、又はこれらの書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

十九 清算の結了を遅延させる目的で、第七十八条において準用する会社法第四百九十九条第一項の期間を不当に定めたとき。

二十 第七十八条において準用する会社法第五百条第一項の規定に違反して、債務の弁済をしたとき。

二十一 第七十八条において準用する会社法第五百二条の規定に違反して、組合の財産を分

べき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

七十九 (略)

十 第五十二条又は第五十三条（これらの規定を第七十八条において準用する場合を含む。）の規定に違反して書類を備えて置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をし、又は正当な理由がないのにその書類の閲覧若しくは謄写を拒んだとき¹。

十一 第五十四条（第七十八条において準用する場合を含む。）又は第五十六条において準用する株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第二項（第二号を除く。）の規定に違反して正当な理由がないのに帳簿及び書類の閲覧又は謄写を拒んだとき¹。

十二 第五十六条において準用する株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第三項又は第七十八条において準用する商法第四百九条第一項の規定による調査を妨げたとき。

十三 (略)

十四 第六十六条第二項（第七十三条第二項において準用する場合を含む。）又は第七十八条において準用する商法第四百二十一条第一項に規定する公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

十五 第六十六条若しくは第六十七条第二項の規定に違反して出資一口の金額を減少し、又は第七十三条第二項において準用する第六十六条若しくは第六十七条第二項の規定に違反して組合の合併をしたとき。

十六 (略)

十七 第七十一条の規定に違反して組合員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けたとき。

十八 第七十八条において準用する商法第三百十一条の規定に違反して組合の財産を分配したとき。

十九 第七十八条において準用する商法第四百二十一条第一項の期間を不当に定めたとき。

二十 第七十八条において準用する商法第四百二十三條の規定に違反して債務の弁済をしたとき。

（新設）

配したとき。

二十二 第八十二条の規定に違反して、書類を提出せず、又は虚偽の書類を提出したとき。

二十三 (略)

第九十四条 第五条第三項において準用する会社法第八条第一項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

二十一 第八十二条の規定に違反して書類を提出せず、又は虚偽の書類を提出したとき。

二十二 (略)

第九十四条 不正の競争の目的で、登記された組合の名称と同一又は類似の名称を使用した者は、一万円以下の過料に処する。第五条第三項において準用する商法第二十一条第一項の規定に違反した者も、同様とする。

改正案

現行

（代表取締役等の選定等の決議）

第四条 会社の代表取締役又は代表執行役の選定及び解職並びに監査役の選任及び解任又は監査委員の選定及び解職の決議は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（代表取締役等の選定等の決議）

第四条 会社の代表取締役又は代表執行役の選定及び解職並びに監査役の選任及び解任又は監査委員（株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号）第二十一条の八第七項に規定する監査委員をいう。）の選定及び解職の決議は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（事業の範囲）

第五条 会社は、その目的を達成するため、次の事業を営むものとする。

（事業の範囲）

第五条 （同上）

一 資本金の額が三億円以下の株式会社設立に際して発行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有

一 資本金の額が三億円以下の株式会社の設立に際して発行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有

二 資本金の額が三億円以下の株式会社発行する株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債等（新株予約権付社債及びこれに準ずる社債として経済産業省令で定めるものをいう。以下同じ。）の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等（新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。）の保有

二 資本金の額が三億円以下の株式会社の発行する新株、新株予約権（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百八十条ノ十九第一項に規定する新株予約権をいう。以下同じ。）又は新株予約権付社債等（同法第三百四十一条ノ二第一項に規定する新株予約権付社債及びこれに準ずる社債として経済産業省令で定めるものをいう。以下同じ。）の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等の保有

三 前二号の規定により会社がその株式を保有している株式会社（前号に規定する株式会社を除く。）の発行する株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債等（以下「株式等」という。）の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等（新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。）の保有

三 前二号の規定により会社がその株式を保有している株式会社（前号に規定する株式会社を除く。）の発行する新株、新株予約権又は新株予約権付社債等（以下「新株等」という。）の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等の保有

四 前三号の規定により会社がその株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債等を保有している株式会社の依頼に依拠して、経営又は技術の指導を行う事業

四 前三号の規定により会社がその株式、新株予約権又は新株予約権付社債等を保有している株式会社の依頼に依拠して、経営又は技術の指導を行う事業

五 （略）

五 （略）

2 会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項第二号又は第三号の規定による株式等の引受けをしてはならない。

一 会社が株式を引き受ける場合において、当該引受けに係る株式の発行後のその株式会社（資本金の額が政令で定める額（会社がその株式会社の自己資本の充実を促進するためその額を超えて株式を引き受けすることが特に必要であると認める場合において、経済産業大

2 会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項第二号又は第三号の規定による新株等の引受けをしてはならない。

一 会社が新株を引き受ける場合において、当該引受けに係る新株の発行後のその株式会社（資本金の額が政令で定める額（会社がその株式会社の自己資本の充実を促進するためその額を超えて新株を引き受けすることが特に必要であると認める場合において、経済産業大

臣の承認を受けたときは、その承認を受けた額）を超えることとなるとき。

二 会社が新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債を引き受ける場合において、当該引受けの時にあって、当該引受けに係る新株予約権のすべてが行使されたものとすればその株式会社の本額の額が前号の政令で定める額を超えることとなるとき。

（事業に関する規則）

第六条（略）

2 前項の規則には、次の事項を定めておかなければならない。

一 株式の引受けの対象業種、株式の引受けの相手方の選定の基準、株式の引受けの際の評価の基準、株式の引受けの限度、株式の保有期間並びに株式の処分の方法

二 新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。以下この号において同じ。）の引受けの対象業種、新株予約権の引受けの相手方の選定の基準、新株予約権の内容に関する基準、新株予約権の引受けの限度及び新株予約権の行使の時期

三・四（略）

（事業計画等）

第七条 会社は、毎事業年度の開始前に、その事業年度の事業計画、資本計画及び収支予算を定め、経済産業大臣に届け出なければならない。これらを変更しようとするときも、同様とする。

（貸借対照表等の提出）

第九条 会社は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の貸借対照表、損益計算書及び事業報告並びに剰余金の処分の決議に関する資料（これらのものが電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）で作成され、又はその作成に代えて電磁的記録の作成がされているときは、経済産業省令で定める電磁的記録又は当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を経済産業大臣に提出しなければならない。

（罰則）

第十三条 会社の取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は職員が、その職務に関して、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行

の承認を受けたときは、その承認を受けた額）を超えることとなるとき。

二 会社が新株予約権又は新株予約権付社債を引き受ける場合において、当該引受けの時にあって、当該引受けに係る新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）のすべてが行使されたものとすればその株式会社の本額の額が前号の政令で定める額を超えることとなるとき。

（事業に関する規則）

第六条（略）

2（同上）

一 株式会社の設立に際して発行する株式及び新株の引受け（以下「株式の引受け」という。）の対象業種、株式の引受けの相手方の選定の基準、株式の引受けの際の評価の基準、株式の引受けの限度、株式の保有期間並びに株式の処分の方法

二 新株予約権の引受けの対象業種、新株予約権の引受けの相手方の選定の基準、新株予約権の内容に関する基準、新株予約権の引受けの限度及び新株予約権の行使の時期

三・四（略）

（事業計画等）

第七条 会社は、毎営業年度の開始前に、その営業年度の事業計画、資本計画及び収支予算を定め、経済産業大臣に届け出なければならない。これらを変更しようとするときも、同様とする。

（貸借対照表等の提出）

第九条 会社は、毎営業年度経過後三月以内に、その営業年度の貸借対照表、損益計算書及び営業報告並びに利益金の処分の決議に関する資料（これらのものが電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）で作成され、又はその作成に代えて電磁的記録の作成がされているときは、経済産業省令で定める電磁的記録又は当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を経済産業大臣に提出しなければならない。

（罰則）

第十三条 会社の取締役、執行役、監査役又は職員が、その職務に関して、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。

為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。

2 (略)

第十四条の二 第十三条第一項の罪は、日本国外においてこれらの罪を犯した者にも適用する。

2 前条第一項の罪は、刑法(明治四十年法律第四十五号)第二条の例による。

第十五条 第十一条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)、監査役又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

第十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監査役又は職員は、百万円以下の過料に処する。

一 第五条第二項の規定に違反して、株式等を引き受けたとき。

二・三 (略)

四 第九条の規定に違反して、貸借対照表、損益計算書若しくは事業報告又は剰余金の処分の決議に関する資料を提出せず、又は不実の記載若しくは記録をしたこれらのものを提出したとき。

五 (略)

2 (略)

(新設)

第十五条 第十一条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした会社の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

第十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした会社の役員又は職員は、百万円以下の過料に処する。

一 第五条第二項の規定に違反して、新株等を引き受けたとき。

二・三 (略)

四 第九条の規定に違反して、貸借対照表、損益計算書若しくは営業報告又は利益金の処分の決議に関する資料を提出せず、又は不実の記載若しくは記録をしたこれらのものを提出したとき。

五 (略)

改正案

現行

(定義)

第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第二号の三までに掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業（第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二の二 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業（第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二の三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

四・五 (略)

2 (略)

(定義)

第二条 (同上)

一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第二号の三までに掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業（第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二の二 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業（第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二の三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

四・五 (略)

2 (略)

改正案

現行

（中小企業者の範囲及び用語の定義）

（中小企業者の範囲及び用語の定義）

第二条 この法律に基づいて講ずる国の施策の対象とする中小企業者は、おおむね次の各号に掲げるものとし、その範囲は、これらの施策が次条の基本理念の実現を図るため効率的に実施されるように施策ごとに定めるものとする。

第二条（同上）

一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

一 資本の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの

四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

四 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

2／5（略）

2／5（略）

改正案

現行

(定義)

第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第二号の三までに掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下
の会社及び個人であつて、卸売業（第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二の二 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業（第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二の三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

四 (略)

2 (略)

(定義)

第二条 (同上)

一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第二号の三までに掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業（第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二の二 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業（第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二の三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

四 (略)

2 (略)

改正案

現行

(定義)

第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号に掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 三 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

四・五 (略)

- 2 この法律において「親事業者」とは、法人にあつては資本金の額若しくは出資の総額が自己より小さい法人たる中小企業者又は常時使用する従業員の数が自己より小さい個人たる中小企業者に対し次の各号のいずれかに掲げる行為を委託することを業として行うもの、個人にあつては常時使用する従業員の数が自己より小さい中小企業者に対し次の各号のいずれかに掲げる行為を委託することを業として行うものをいう。

一〜五 (略)

3 (略)

- 4 この法律において「下請事業者」とは、中小企業者のうち、法人にあつては資本金の額若しくは出資の総額が自己より大きい法人又は常時使用する従業員の数が自己より大きい個人から委託を受けて第二項各号のいずれかに掲げる行為を業として行うもの、個人にあつては常時使用する従業員の数が自己より大きい法人又は個人から委託を受けて同項各号のいずれかに掲げる行為を業として行うものをいう。

(定義)

第二条 (同上)

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号に掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 三 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

四・五 (略)

- 2 この法律において「親事業者」とは、法人にあつては資本金の額若しくは出資の総額が自己より小さい法人たる中小企業者又は常時使用する従業員の数が自己より小さい個人たる中小企業者に対し次の各号のいずれかに掲げる行為を委託することを業として行うもの、個人にあつては常時使用する従業員の数が自己より小さい中小企業者に対し次の各号のいずれかに掲げる行為を委託することを業として行うものをいう。

一〜五 (略)

3 (略)

- 4 この法律において「下請事業者」とは、中小企業者のうち、法人にあつては資本金の額若しくは出資の総額が自己より大きい法人又は常時使用する従業員の数が自己より大きい個人から委託を受けて第二項各号のいずれかに掲げる行為を業として行うもの、個人にあつては常時使用する従業員の数が自己より大きい法人又は個人から委託を受けて同項各号のいずれかに掲げる行為を業として行うものをいう。

改正案

現行

（定義）

第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第二号の三までに掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業（第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二の二 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業（第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二の三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

四〇六（略）

2（略）

（高度化事業計画の認定等）

第四条（略）

2（略）

3 第一号又は第二号に掲げる組合は当該各号に定める事業について、第三号に掲げる中小小売商業者は、当該合併又は出資をしようとする他の中小小売商業者と共同して同号に定める事業について、第四号に掲げる会社は同号に定める事業について、それぞれ共同店舗等整備計画を作成し、これを経済産業大臣に提出して、当該共同店舗等整備計画が政令で定める基準に適合するものである旨の認定を受けることができる。

一・二（略）

三 他の中小小売商業者と合併をしようとし、又は他の中小小売商業者とともに資本金の額

（定義）

第二条（同上）

一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第二号の三までに掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業（第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二の二 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業（第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二の三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

四〇六（略）

2（略）

（高度化事業計画の認定等）

第四条（略）

2（略）

3（同上）

一・二（略）

三 他の中小小売商業者と合併をしようとし、又は他の中小小売商業者ととともに資本金の額若

若しくは出資の総額の大部分を出資して会社を設立しようとする中小小売商業者 次に掲げる事業

イ・ロ (略)

四 二以上の中小小売商業者が資本の額又は出資の総額の大部分を出資している会社 当該会社及び当該会社に出資している中小小売商業者のための共同店舗等の設置の事業

4 第一号に掲げる組合等は同号に定める事業について、第二号に掲げる組合等又は中小小売商業者は当該出資をしようとする他の組合等又は中小小売商業者と共同して同号に定める事業について、第三号に掲げる会社は同号に定める事業について、それぞれ電子計算機利用経営管理計画を作成し、これを主務大臣に提出して、当該電子計算機利用経営管理計画が政令で定める基準に適合するものである旨の認定を受けることができる。

一 (略)

二 他の組合等又は中小小売商業者とともに資本の額又は出資の総額の大部分を出資して会社を設立しようとする組合等又は中小小売商業者 電子計算機を利用して、当該会社に出資しようとする組合等の中小小売商業者である組合員若しくは所属員又は中小小売商業者の経営管理を合理化する事業の用に供する施設又は設備の設置の事業

三 二以上の組合等又は中小小売商業者が資本の額又は出資の総額の大部分を出資している会社 電子計算機を利用して、当該会社に出資している組合等の中小小売商業者である組合員若しくは所属員又は中小小売商業者の経営管理を合理化する事業の用に供する施設又は設備の設置の事業

5 5 9 (略)

しくは出資の総額の大部分を出資して会社を設立しようとする中小小売商業者 次に掲げる事業

イ・ロ (略)

四 二以上の中小小売商業者が資本の額又は出資の総額の大部分を出資している会社 当該会社及び当該会社に出資している中小小売商業者のための共同店舗等の設置の事業

4 (同上)

一 (略)

二 他の組合等又は中小小売商業者とともに資本の額又は出資の総額の大部分を出資して会社を設立しようとする組合等又は中小小売商業者 電子計算機を利用して、当該会社に出資しようとする組合等の中小小売商業者である組合員若しくは所属員又は中小小売商業者の経営管理を合理化する事業の用に供する施設又は設備の設置の事業

三 二以上の組合等又は中小小売商業者が資本の額又は出資の総額の大部分を出資している会社 電子計算機を利用して、当該会社に出資している組合等の中小小売商業者である組合員若しくは所属員又は中小小売商業者の経営管理を合理化する事業の用に供する施設又は設備の設置の事業

5 5 9 (略)

改正案

現行

(定義) 第四条 (略) 2 (略) 3 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいい、「中小小売商業者」とは、主として小売業に属する事業を営む者であつて、第二号の三から第五号までのいずれかに該当するものをいう。 一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第二号の三までに掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの 二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業（第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの 二の二 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業（第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの 二の三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの 三 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの 四 六 (略) 4 (略) 5 この法律において「中小小売商業高度化事業」とは、第十九条第一項の認定構想推進事業者と共同で次の各号に掲げる者が実施（第一号又は第二号に掲げる場合にあつては、第一号又は第二号に掲げる者の組合員又は所属員による実施を含む。）をする当該各号に定める事業及び同項の認定構想推進事業者であつて次の各号に掲げる者が単独で実施する当該各号に定める事業をいう。 一 五 (略) 六 二以上の中小小売商業者が資本金の額又は出資の総額の大部分を出資している会社 当	
(定義) 第四条 (略) 2 (略) 3 (同上) 一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第二号の三までに掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの 二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業（第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの 二の二 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業（第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの 二の三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの 三 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの 四 六 (略) 4 (略) 5 (同上) 一 五 (略) 六 二以上の中小小売商業者が資本金の額又は出資の総額の大部分を出資している会社 当該	

該会社及び当該会社に出資している中小小売商業者のための共同店舗等の設置の事業又は小売業に属する事業を主たる事業として営む当該会社の店舗等の設置の事業

七
(略)

会社及び当該会社に出資している中小小売商業者のための共同店舗等の設置の事業又は小売業に属する事業を主たる事業として営む当該会社の店舗等の設置の事業

七
(略)

改正案

現行

（定義）

第二条（略）

2 この法律において「特定会社」とは、資本金の額又は出資の総額が五億円未満の会社（中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第一項第一号又は第一号の二に掲げるものを除く。）のうち、政令で定める業種に属する事業を行うものであって、破綻金融機関等（この法律の施行の日の一年前の日以後において破綻金融機関等であつたものを含む。）と金融取引を行っていたことにより銀行その他の金融機関との金融取引に支障が生じていることについて、その住所地を管轄する都道府県知事の認定を受けたものをいう。

（定義）

第二条（略）

2 この法律において「特定会社」とは、資本金の額又は出資の総額が五億円未満の会社（中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第一項第一号又は第一号の二に掲げるものを除く。）のうち、政令で定める業種に属する事業を行うものであって、破綻金融機関等（この法律の施行の日の一年前の日以後において破綻金融機関等であつたものを含む。）と金融取引を行っていたことにより銀行その他の金融機関との金融取引に支障が生じていることについて、その住所地を管轄する都道府県知事の認定を受けたものをいう。

改正案

現行

（登録の基準）

第六十九条 経済産業大臣は、第六十七条の規定により登録を申請した者（以下この項において「登録申請者」という。）が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、経済産業省令で定める。

（登録の基準）
第六十九条 （同上）

一 （略）

二 （略）

二 登録申請者が、第五十条の二第三項、第五十二条第三項又は第五十五条第四項の規定により安全管理審査を受けなければならないこととされる電気工作物を設置する者（以下この号において「審査対象電気工作物設置者」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 登録申請者が株式会社である場合にあつては、審査対象電気工作物設置者がその親法人（会社法（平成十七年法律第 号）第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。）であること。

ロ 登録申請者の役員（持分公社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分公社をいう。）にあつては、業務を執行する社員）に占める審査対象電気工作物設置者の役員又は職員（過去二年間に当該審査対象電気工作物設置者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

ハ （略）

2 （略）

（財務諸表等の備置き及び閲覧等）

第七十五条 登録安全管理審査機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（これらのものが電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）で作成され、又はその作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第二百二十二条の二において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事業所に備え置かなければならない。

2 （略）

イ 登録申請者が株式会社又は有有限会社である場合にあつては、審査対象電気工作物設置者がその親会社（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百一十一条ノ二第一項の親会社をいう。）であること。

ロ 登録申請者の役員（合名公社又は合資公社にあつては、業務執行権を有する社員）に占める審査対象電気工作物設置者の役員又は職員（過去二年間に当該審査対象電気工作物設置者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

ハ （略）

2 （略）

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

第七十五条 登録安全管理審査機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書（これらのものが電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）で作成され、又はその作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第二百二十二条の二において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事業所に備えて置かなければならない。

2 （略）

改正案

現行

（登録の基準）

第五十三条 経済産業大臣は、第五十一条第一項の規定により登録を申請した者（以下この項において「登録申請者」という。）が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、経済産業省令で定める。

（登録の基準）

第五十三条 （同上）

一 （略）

二 登録申請者が、第四十七条第一項の規定により適合性検査を受けなければならないこと

とされる特定液化石油ガス器具等を製造し、又は輸入する届出事業者（以下この号及び第五十八条の二第二項において「受検事業者」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 登録申請者が株式会社である場合にあつては、受検事業者がその親法人（会社法（平成十七年法律第 号）第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。）であること。

イ 登録申請者が株式会社又は有限会社である場合にあつては、受検事業者がその親会社（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百十一条ノ二第一項の親会社をいう。）であること。

ロ 登録申請者の役員（持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）にあつては、業務を執行する社員）に占める受検事業者の役員又は職員（過去二年間に当該受検事業者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

ロ 登録申請者の役員（合名会社又は合資会社にあつては、業務執行権を有する社員）に占める受検事業者の役員又は職員（過去二年間に当該受検事業者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

ハ （略）

2 （略）

2 （略）

（財務諸表等の備置き及び閲覧等）

第五十八条の二 国内登録検査機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（これらのものが電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）で作成され、又はその作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第百三条の二第二号において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事業所に備え置かなければならない。

2 （略）

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

第五十八条の二 国内登録検査機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書（これらのものが電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）で作成され、又はその作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第百三条の二第二号において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事業所に備えて置かなければならない。

2 （略）

改正案

現行

（登録の基準）

第十八条 主務大臣は、第十六条第一項の規定により登録を申請した者（以下この項において「登録申請者」という。）が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、主務省令で定める。

（登録の基準）
第十八条 （同上）

一 （略）

二 登録申請者が、第十二条第一項の規定により適合性検査を受けなければならないこととされる特別特定製品を製造し、又は輸入する届出事業者（以下この号及び第二十三条の二第二項において「受検事業者」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

一 （略）
二 （同上）

イ 登録申請者が株式会社である場合にあつては、受検事業者がその親法人（会社法（平成十七年法律第 号）第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。）であること。

ロ 登録申請者の役員（持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）にあつては、業務を執行する社員）に占める受検事業者の役員又は職員（過去二年間に当該受検事業者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

イ 登録申請者が株式会社又は有限会社である場合にあつては、受検事業者がその親会社（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百十一条ノ二第一項の親会社をいう。）であること。

ロ 登録申請者の役員（持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）にあつては、業務を執行する社員）に占める受検事業者の役員又は職員（過去二年間に当該受検事業者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

ロ 登録申請者の役員（合名会社又は合資会社にあつては、業務執行権を有する社員）に占める受検事業者の役員又は職員（過去二年間に当該受検事業者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

ハ （略）

ハ （略）

2 （略）

2 （略）

（財務諸表等の備置き及び閲覧等）

第二十三条の二 国内登録検査機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（これらのものが電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）で作成され、又はその作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第百条第二号において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事業所に備え置かなければならない。

2 （略）

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

第二十三条の二 国内登録検査機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書（これらのものが電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）で作成され、又はその作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第百条第二号において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事業所に備えて置かなければならない。

2 （略）

改正案

現行

（登録の基準）

第十七条の十五 経済産業大臣は、第十七条の十三の規定により分析機関の登録を申請した者（以下この項において「分析機関登録申請者」という。）が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その分析機関の登録をしなければならない。この場合において、分析機関の登録に関して必要な手続は、経済産業省令で定める。

一・二 （略）

三 分析機関登録申請者が、揮発油販売業者、揮発油生産業者、軽油生産業者、灯油生産業者、重油生産業者、揮発油輸入業者、軽油輸入業者、灯油輸入業者、重油輸入業者又は第十七条の四第二項（第十七条の八第三項、第十七条の十第三項若しくは第十七条の十二第三項において準用する場合を含む。）の規定により確認を行うべき者（以下この号において「揮発油販売業者等」と総称する。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 分析機関登録申請者が株式会社である場合にあつては、揮発油販売業者等がその親法人（会社法（平成十七年法律第 号）第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。）であること。

ロ 分析機関登録申請者の役員（持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）にあつては、業務を執行する社員）に占める揮発油販売業者等の役員又は職員（過去二年間に当該揮発油販売業者等の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

ハ （略）

2 （略）

（財務諸表等の備置き及び閲覧等）

第十七条の十九 登録分析機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（これらのものが電磁的記録で作成され、又はその作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第二十九条第三号において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事業所に備え置かなければならない。

2 （略）

（登録の基準）

第十七条の十五 （同上）

一・二 （略）

三 （同上）

イ 分析機関登録申請者が株式会社又は有限会社である場合にあつては、揮発油販売業者等がその親会社（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百一十一条ノ二第一項の親会社をいう。）であること。

ロ 分析機関登録申請者の役員（合名会社又は合資会社にあつては、業務執行権を有する社員）に占める揮発油販売業者等の役員又は職員（過去二年間に当該揮発油販売業者等の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

ハ （略）

2 （略）

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

第十七条の十九 登録分析機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書（これらのものが電磁的記録で作成され、又はその作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第二十九条第三号において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事業所に備えて置かなければならない。

2 （略）

改正案

現行

(定義)

第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者（次項第二号に掲げる者を除く。）をいう。

(定義)

第二条（同上）

一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの

四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

2 この法律において「大企業者」とは、次の各号の一に該当する者をいう。

一 前項各号のいずれかに該当する者以外の者（会社及び個人に限る。）であつて事業を営むもの

二 前項各号のいずれかに該当する会社であつて、前号に掲げる者がその会社に対し、その

総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除き、会社法（平成十七年法律第 号）第八百七十九条第三項の

規定により議決権を有するものとみなされる株主を含む。）又は総社員の議決権の二分の一以上に相当する議決権を単独で有する関係その他その事業活動を実質的に支配すること

が可能なるものとして主務省令で定める関係を持つているもの

一 資本の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの

四 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

2（同上）

一 前項各号の一に該当する者以外の者（会社及び個人に限る。）であつて事業を営むもの

二 前項各号の一に該当する会社であつて、前号に掲げる者がその会社に対し、その総株主

又は総社員の議決権（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。以下この号において同じ。）の二分

の一以上に相当する議決権を単独で有する関係その他その事業活動を実質的に支配すること

が可能なるものとして主務省令で定める関係を持つているもの

改正案

現行

(定義)

第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第二号の三までに掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業（第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二の二 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業（第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二の三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

四〇六（略）

2 この法律において「共済契約」とは、中小企業者が独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）に掛金を納付することを約し、機構がその中小企業者の取引の相手方たる事業者につき次の各号のいずれかに該当する事態（以下「倒産」という。）が生ずることに関し、この法律の定めるところにより共済金を貸し付けることを約する契約をいう。

一 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始の申立てがされること。

二（略）

3（略）

(定義)

第二条（同上）

一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第二号の三までに掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業（第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二の二 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業（第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二の三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

四〇六（略）

2（同上）

一 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、整理開始又は特別清算開始の申立てがされること。

二（略）

3（略）

改正案

現行

（財務諸表等の備置き及び閲覧等）

（財務諸表等の備置き及び閲覧等）

第四十七条 登録調査機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（これらのものが電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）で作成され、又はその作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第九十九条第二号において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事業所に備え置かなければならない。

第四十七条 登録調査機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書（これらのものが電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）で作成され、又はその作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第九十九条第二号において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事業所に備え置かなければならない。

2
（略）

2
（略）

改正案

現行

（深海底鉱業の譲渡し及び譲受け並びに法人の合併及び分割）
第十八条（略）

（深海底鉱業の譲渡し及び譲受け並びに法人の合併及び分割）
第十八条（略）

2 深海底鉱業者たる法人の合併は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。深海底鉱業者を分割をする法人とする分割でその深海底鉱業の全部若しくは一部を承継させるもの又は深海底鉱業者を分割により事業を承継する法人とする吸収分割についても、同様とする。

2 深海底鉱業者たる法人の合併は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。深海底鉱業者を分割をする法人とする分割でその深海底鉱業の全部若しくは一部を承継させるもの又は深海底鉱業者を分割により営業を承継する法人とする吸収分割についても、同様とする。

3（略）

3（略）

改正案

現行

（機関登録の基準）

第三十条 経済産業大臣は、機関登録を申請した者（以下この項において「機関登録申請者」という。）が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その機関登録をしなければならない。この場合において、機関登録に関して必要な手続は、経済産業省令で定める。

一（略）

二 機関登録申請者が、業として回路配置を創作し、半導体集積回路を製造し、又は半導体集積回路（半導体集積回路を組み込んだ物品を除く。）を輸入する者（以下この号において「回路配置創作等事業者」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 機関登録申請者が株式会社である場合にあつては、回路配置創作等事業者がその親法人（会社法（平成十七年法律第 号）第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。）であること。

ロ 機関登録申請者の役員（持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）にあつては、業務を執行する社員）に占める回路配置創作等事業者の役員又は職員（過去二年間に当該回路配置創作等事業者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

ハ（略）

2（略）

（財務諸表等の備置き及び閲覧等）

第三十四条の二 登録機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（これらのものが電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）で作成され、又はその作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項、次条第二項及び第五十七条において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事業所に備え置かなければならない。

2（略）

（機関登録の基準）

第三十条 （同上）

一（略）

二（同上）

イ 機関登録申請者が株式会社又は有限会社である場合にあつては、回路配置創作等事業者がその親会社（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百十一条ノ二第一項の親会社をいう。）であること。

ロ 機関登録申請者の役員（合名会社又は合資会社にあつては、業務執行権を有する社員）に占める回路配置創作等事業者の役員又は職員（過去二年間に当該回路配置創作等事業者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

ハ（略）

2（略）

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

第三十四条の二 登録機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書（これらのものが電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）で作成され、又はその作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項、次条第二項及び第五十七条において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事業所に備えて置かなければならない。

2（略）

改正案

現行

（登録の基準）

第十九条 特許庁長官は、第十七条の規定により登録の申請をした者（以下この条において「

情報処理機関登録申請者」という。）が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、経済産業省令で定める。

一（略）

二 情報処理機関登録申請者が、特定の者に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 情報処理機関登録申請者が他の株式会社の子会社（当該他の株式会社がその総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができる株主を除き、会社法（平成十七年法律第 号）第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株主を含む。）の議決権の過半数を有する株式会社をいう。第三十七条第一項第三号イにおいて同じ。）であること。

ロ 情報処理機関登録申請者の役員（持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。第三十七条第一項第三号ロにおいて同じ。）にあつては、業務を執行する社員）に占める同一の者の役員又は職員（過去二年間にその同一の者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

2（略）

（財務諸表等の備置き及び閲覧等）

第二十四条 登録情報処理機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（これらのものが電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）で作成され、又はその作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第四十六条において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事業所に備え置かなければならない。

2（略）

（登録の基準）

第三十七条 特許庁長官は、前条第二項の規定により登録の申請をした者（以下この条におい

（登録の基準）

第十九条 （同上）

一（略）

二（同上）

イ 情報処理機関登録申請者が他の株式会社又は有限会社の子会社（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百一十一条第一項の子会社をいう。第三十七条第一項第三号イにおいて同じ。）であること。

ロ 情報処理機関登録申請者の役員（合名会社又は合資会社にあつては、業務執行権を有する社員）に占める同一の者の役員又は職員（過去二年間にその同一の者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

2（略）

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

第二十四条 登録情報処理機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書（これらのものが電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）で作成され、又はその作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第四十六条において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事業所に備えて置かなければならない。

2（略）

（登録の基準）

第三十七条 （同上）

て「調査機関登録申請者」という。）が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、経済産業省令で定める。

一・二 (略)

三 調査機関登録申請者が、特定の者に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 調査機関登録申請者が他の株式会社の子会社であること。

ロ 調査機関登録申請者の役員（持分会社にあっては、業務を執行する社員）に占める同

一の者の役員又は職員（過去二年間にその同一の者の役員又は職員であった者を含む。

）の割合が二分の一を超えていること。

2
(略)

一・二 (略)

三 (同上)

イ 調査機関登録申請者が他の株式会社又は有価会社の子会社であること。

ロ 調査機関登録申請者の役員（合名会社又は合資会社にあっては、業務執行権を有する社員）に占める同一の者の役員又は職員（過去二年間にその同一の者の役員又は職員で

あった者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

2
(略)

改正案

現行

（許可の申請）

第五条 第三条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一（三）（略）

四 資本金の額又は出資の総額

五（七）（略）

2 （略）

（許可の基準）

第六条 主務大臣は、前条の規定による許可の申請があったときは、許可申請者が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第三条の許可をしなければならない。

一 資本金の額又は出資の総額が投資者の保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める金額以上の法人でない者

二（六）（略）

2 （略）

（変更の認可）

第九条 商品投資販売業者は、第五条第一項第五号に掲げる事項を変更しようとするとき、又はその資本金の額若しくは出資の総額を減少しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

（変更の届出）

第十条 商品投資販売業者は、第五条第一項第一号から第三号まで、第六号若しくは第七号に掲げる事項に変更があったとき、又はその資本金の額若しくは出資の総額を増加したときは、その日から二週間以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

（許可の申請）

第三十一条 前条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一・二 （略）

三 取締役及び監査役（委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役）の氏名及び住所並

（許可の申請）

第五条 （同上）

一（三）（略）

四 資本の額又は出資の総額

五（七）（略）

2 （略）

（許可の基準）

第六条 （同上）

一 資本の額又は出資の総額が投資者の保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める金額以上の法人でない者

二（六）（略）

2 （略）

（変更の認可）

第九条 商品投資販売業者は、第五条第一項第五号に掲げる事項を変更しようとするとき、又はその資本の額若しくは出資の総額を減少しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

（変更の届出）

第十条 商品投資販売業者は、第五条第一項第一号から第三号まで、第六号若しくは第七号に掲げる事項に変更があったとき、又はその資本の額若しくは出資の総額を増加したときは、その日から二週間以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

（許可の申請）

第三十一条 （同上）

一・二 （略）

三 取締役及び監査役（株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年

びに政令で定める使用人があるときは、その者の氏名及び住所

四 資本金の額

五〇七 (略)

2 (略)

(許可の基準)

第三十二条 (略)

2 主務大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めたときは、許可申請者が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第三十条の許可をしなければならぬ。

一 資本金の額が投資者の保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める金額以上の株式会社でない者

二〇五 (略)

3 (略)

(準用規定)

第三十三条 第四条、第七条、第八条第一項、第三項及び第四項並びに第九条から第十二条までの規定は、商品投資顧問業者について準用する。この場合において、第四条第一項中「前条」とあり、並びに第七条、第八条第一項、第三項及び第四項、第十一条第二項並びに第十二条中「第三条」とあるのは「第三十条」と、第九条中「第五条第一項第五号」とあるのは「第三十一条第一項第五号」と、第九条及び第十条中「資本金の額若しくは出資の総額」とあるのは「資本金の額」と、同条中「第五条第一項第一号から第三号まで、第六号若しくは第七号」とあるのは「第三十一条第一項第一号から第三号まで、第六号若しくは第七号」と、第十一条第一項第一号及び第四号中「法人を代表する役員」とあるのは「会社の代表取締役又は代表執行役」と読み替えるものとする。

2 (略)

(営業のために締結する商品投資契約等の適用除外)

第四十六条 第十六条から第十八条まで、第十八条の二(第四十三条において準用する場合を含む。)、第十九条、第二十二條から第二十四条まで(第四十三条において準用する場合を含む。)、第三十五条から第三十八条まで及び第四十二条(第一号に係る部分に限る。)(の規定は、商品投資契約等又は商品投資顧問契約であつて、商品投資販売業者又は商品投資顧問業者が当該商品投資契約等又は当該商品投資顧問契約の締結等をする者(第十六条から第十八条まで、第十八条の二(第四十三条において準用する場合を含む。))及び第三十五条から

法律第二十二号)第一条の二第三項に規定する委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役)の氏名及び住所並びに政令で定める使用人があるときは、その者の氏名及び住所

四 資本金の額

五〇七 (略)

2 (略)

(許可の基準)

第三十二条 (略)

2 (同上)

一 資本金の額が投資者の保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める金額以上の株式会社でない者

二〇五 (略)

3 (略)

(準用規定)

第三十三条 第四条、第七条、第八条第一項、第三項及び第四項並びに第九条から第十二条までの規定は、商品投資顧問業者について準用する。この場合において、第四条第一項中「前条」とあり、並びに第七条、第八条第一項、第三項及び第四項、第十一条第二項並びに第十二条中「第三条」とあるのは「第三十条」と、第九条中「第五条第一項第五号」とあるのは「第三十一条第一項第五号」と、第九条及び第十条中「資本金の額若しくは出資の総額」とあるのは「資本金の額」と、同条中「第五条第一項第一号から第三号まで、第六号若しくは第七号」とあるのは「第三十一条第一項第一号から第三号まで、第六号若しくは第七号」と、第十一条第一項第一号及び第四号中「法人を代表する役員」とあるのは「会社の代表取締役又は代表執行役」と読み替えるものとする。

2 (略)

(営業のために締結する商品投資契約等の適用除外)

第四十六条 第十六条から第十八条まで、第十八条の二(第四十三条において準用する場合を含む。)、第十九条、第二十二條から第二十四条まで(第四十三条において準用する場合を含む。)、第三十五条から第三十八条まで及び第四十二条(第一号に係る部分に限る。)(の規定は、商品投資契約等又は商品投資顧問契約であつて、商品投資販売業者又は商品投資顧問業者が当該商品投資契約等又は当該商品投資顧問契約の締結等をする者(第十六条から第十八条まで、第十八条の二(第四十三条において準用する場合を含む。))及び第三十五条から

第三十八条までの規定については、資本金の額が主務省令で定める金額以上の株式会社その他主務省令で定める者に限る。）が営業のために又は営業として締結し、又は締結しようとするものについては、適用しない。

第五十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 三 (略)

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 (略)

二 第九条（第三十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、第五条第一項第五号若しくは第三十一条第一項第五号に掲げる事項を変更し、又は資本金の額若しくは出資の総額を減少した者

三 八 (略)

第五十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 六 (略)

第五十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 八 (略)

第三十八条までの規定については、資本の額が主務省令で定める金額以上の株式会社その他主務省令で定める者に限る。）が営業のために又は営業として締結し、又は締結しようとするものについては、適用しない。

第五十三条 次の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 三 (略)

第五十四条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 (略)

二 第九条（第三十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、第五条第一項第五号若しくは第三十一条第一項第五号に掲げる事項を変更し、又は資本の額若しくは出資の総額を減少した者

三 八 (略)

第五十五条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 六 (略)

第五十六条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 八 (略)

改正案

現行

(定義)

第二条 (略)

2・3 (略)

4 この法律において「対内投資事業者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

一 (略)

二 我が国の法令に基づいて設立された法人であつて、一の外国企業が有するその議決権（株主総会において決議をすることができ、事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成十七年法律第 号）第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下この号において同じ。）のその総株主又は総社員の議決権に占める割合が三分の一を超えるものその他の外国企業と特別の関係にあるものとして主務省令で定めるもののうち、主務省令で定める基準に適合するもの（以下「子会社等」という。）

5・6 (略)

(定義)

第二条 (略)

2・3 (略)

4 (同上)

一 (略)

二 我が国の法令に基づいて設立された法人であつて、一の外国企業が有するその議決権（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。以下この号において同じ。）のその総株主又は総社員の議決権に占める割合が三分の一を超えるものその他の外国企業と特別の関係にあるものとして主務省令で定めるもののうち、主務省令で定める基準に適合するもの（以下「子会社等」という。）

5・6 (略)

改正案

現行

(定義)

第二条 (略)

2、8 (略)

9 この法律において「中小企業者」とは、次に掲げる者をいう。

一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第二号の三までに掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業（第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二の二 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業（第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二の三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

10 四、六 (略)

(中小企業投資育成株式会社法の特例)

第二十三条 中小企業投資育成株式会社は、中小企業投資育成株式会社法（昭和三十八年法律第一百一号）第五条第一項各号に掲げる事業のほか、承認中小企業者若しくは承認組合等の構成員たる中小企業者のうち資本金の額が三億円を超える株式会社が中小企業承認事業計画に従つて特定事業活動（第二条第七項第二号に掲げるものを除く。）を行うために必要な資金又は中小企業者のうち資本金の額が三億円を超える株式会社が同条第八項第三号若しくは第四号に掲げる特定設備の設置若しくは改善を行うために必要な資金の調達を図るために発行する株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債

(定義)

第二条 (略)

2、8 (略)

9 (同上)

一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第二号の三までに掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業（第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二の二 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業（第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二の三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

10 四、六 (略)

(中小企業投資育成株式会社法の特例)

第二十三条 中小企業投資育成株式会社は、中小企業投資育成株式会社法（昭和三十八年法律第一百一号）第五条第一項各号に掲げる事業のほか、承認中小企業者若しくは承認組合等の構成員たる中小企業者のうち資本金の額が三億円を超える株式会社が中小企業承認事業計画に従つて特定事業活動（第二条第七項第二号に掲げるものを除く。）を行うために必要な資金又は中小企業者のうち資本金の額が三億円を超える株式会社が同条第八項第三号若しくは第四号に掲げる特定設備の設置若しくは改善を行うために必要な資金の調達を図るために発行する新株、新株予約権（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百八十条ノ十九第一項に規定

等（中小企業投資育成株式会社法第五条第一項第二号に規定する新株予約権付社債等をいう。以下この項において同じ。）の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等（新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。）の保有（以下「株式引受け等」と総称する。）を行うことができる。

2 前項の規定による株式引受け等を行う場合における中小企業投資育成株式会社法の規定の適用については、当該株式引受け等は、同法第五条第一項第二号の事業とみなす。

する新株予約権をいう。以下この項において同じ。）又は新株予約権付社債等（中小企業投資育成株式会社法第五条第一項第二号に規定する新株予約権付社債等をいう。以下この項において同じ。）の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等の保有（以下「新株引受け等」と総称する。）を行うことができる。

2 前項の規定による新株引受け等を行う場合における中小企業投資育成株式会社法の規定の適用については、当該新株引受け等は、同法第五条第一項第二号の事業とみなす。

改正案

現行

（罰則）

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一～五 （略）

七 営業秘密を保有者から示されたその役員（理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者をいう。）又は従業者であつて、不正の競争の目的で、その営業秘密の管理に係る任務に背き、その営業秘密を使用し、又は開示した者（前号に掲げる者を除く。）

八～十一 （略）

（罰則）

第二十一条 （同上）

一～六 （略）

七 営業秘密を保有者から示されたその役員（理事、取締役、執行役、業務を執行する無制限責任社員、監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者をいう。）又は従業者であつて、不正の競争の目的で、その営業秘密の管理に係る任務に背き、その営業秘密を使用し、又は開示した者（前号に掲げる者を除く。）

八～十一 （略）

改正案

現行

（定義）

第二条（略）

2、4（略）

5 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第二号の三までに掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業（第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二の二 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業（第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二の三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

四、六（略）

6、8（略）

（中小企業投資育成株式会社法の特例）

第十五条 中小企業投資育成株式会社は、中小企業投資育成株式会社法（昭和三十八年法律第百一号）第五条第一項各号に掲げる事業のほか、高度化等計画の承認を受けた中小企業者（以下「承認高度化等中小企業者」という。）のうち資本金の額が三億円を超える株式会社が承認高度化等計画に従つて特定基盤的技術の高度化等のための措置を行うために必要な資金の調達を図るために発行する株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債等（中小企業投資育成株式会社法第五条第二号に規定する新株予約権付社債等をいう。以下この条において同じ。）の引受け及び当該引受けに係る株式

（定義）

第二条（略）

2、4（略）

5（同上）

一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第二号の三までに掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業（第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二の二 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業（第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二の三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

四、六（略）

6、8（略）

（中小企業投資育成株式会社法の特例）

第十五条 中小企業投資育成株式会社は、中小企業投資育成株式会社法（昭和三十八年法律第百一号）第五条第一項各号に掲げる事業のほか、高度化等計画の承認を受けた中小企業者（以下「承認高度化等中小企業者」という。）のうち資本金の額が三億円を超える株式会社が承認高度化等計画に従つて特定基盤的技術の高度化等のための措置を行うために必要な資金の調達を図るために発行する新株、新株予約権（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百八十条ノ十九第一項に規定する新株予約権をいう。以下この条において同じ。）又は新株予約権付社債等（中小企業投資育成株式会社法第五条第一項第二号に規定する新株予約権付社債

、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等（新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。）の保有を行うことができる。

2 前項の規定による株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債等の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等（新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。）の保有は、中小企業投資育成株式会社法の適用については、同法第五条第一項第二号の事業とみなす。

債等をいう。以下この条において同じ。）の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等の保有を行うことができる。

2 前項の規定による新株、新株予約権又は新株予約権付社債等の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等の保有は、中小企業投資育成株式会社法の適用については、同法第五条第一項第二号の事業とみなす。

改正案

現行

（中小企業投資育成株式会社法の特例）

第十三条 中小企業投資育成株式会社は、中小企業投資育成株式会社法（昭和三十八年法律第百一号）第五条第一項各号に掲げる事業のほか、次に掲げる事業を行うことができる。

- 一 中小企業者又は事業を営んでいない個人が認定利用計画に従って新エネルギー利用等を行うために資本の額が三億円を超える株式会社を設立する際に発行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有
- 二 中小企業者のうち資本の額が三億円を超える株式会社が認定利用計画に従って新エネルギー利用等を行うために必要とする資金の調達を図るために発行する株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債等（中小企業投資育成株式会社法第五条第一項第二号に規定する新株予約権付社債等をいう。以下この項及び次項において同じ。）の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等（新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。）の保有

2 前項第一号の規定による株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有並びに同項第二号の規定による株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債等の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等（新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。）の保有は、中小企業投資育成株式会社法の適用については、それぞれ同法第五条第一項第一号及び第二号の事業とみなす。

3 第一項各号の「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 資本の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第二号の三までに掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 資本の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業（第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二の二 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業（第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

（中小企業投資育成株式会社法の特例）

第十三条 （同上）

- 一 中小企業者又は事業を営んでいない個人が認定利用計画に従って新エネルギー利用等を行うために資本の額が三億円を超える株式会社を設立する際に発行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有
- 二 中小企業者のうち資本の額が三億円を超える株式会社が認定利用計画に従って新エネルギー利用等を行うために必要とする資金の調達を図るために発行する新株、新株予約権（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百八十条ノ十九第一項に規定する新株予約権をいう。以下この項及び次項において同じ。）又は新株予約権付社債等（中小企業投資育成株式会社法第五条第一項第二号に規定する新株予約権付社債等をいう。以下この項及び次項において同じ。）の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等（新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。）の保有

2 前項第一号の規定による株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有並びに同項第二号の規定による新株、新株予約権又は新株予約権付社債等の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等の保有は、中小企業投資育成株式会社法の適用については、それぞれ同法第五条第一項第一号及び第二号の事業とみなす。

3 （同上）

- 一 資本の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第二号の三までに掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 資本の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業（第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二の二 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業（第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二の三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であって、小売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの 三 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であって、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの 四〃六（略）	二の三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であって、小売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの 三 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であって、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの 四〃六（略）
---	---

改正案

現行

（定義）

第二条（略）

2 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第二号の三までに掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、卸売業（第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二の二 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、サービス業（第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二の三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であって、小売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であって、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

四 六（略）

（中小企業投資育成株式会社法の特例）

第八条 中小企業投資育成株式会社は、中小企業投資育成株式会社法（昭和三十八年法律第百一号）第五条第一項各号に掲げる事業のほか、次に掲げる事業を行うことができる。

一 承認事業者が承認計画に従って行う特定大学技術移転事業により特定研究成果の移転を受けて、中小企業者又は事業を営んでいない個人が当該特定研究成果を活用する事業を実施するために資本金の額が三億円を超える株式会社を設立する際に発行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有

二 承認事業者が承認計画に従って行う特定大学技術移転事業により特定研究成果の移転を受けて、中小企業者のうち資本金の額が三億円を超える株式会社が当該特定研究成果を活用する事業を実施するために必要とする資金の調達を図るために発行する株式、新株予約権

（定義）

第二条（略）

2（同上）

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第二号の三までに掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、卸売業（第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二の二 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、サービス業（第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二の三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であって、小売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であって、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

四 六（略）

（中小企業投資育成株式会社法の特例）

第八条（同上）

一 承認事業者が承認計画に従って行う特定大学技術移転事業により特定研究成果の移転を受けて、中小企業者又は事業を営んでいない個人が当該特定研究成果を活用する事業を実施するために資本金の額が三億円を超える株式会社を設立する際に発行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有

二 承認事業者が承認計画に従って行う特定大学技術移転事業により特定研究成果の移転を受けて、中小企業者のうち資本金の額が三億円を超える株式会社が当該特定研究成果を活用する事業を実施するために必要とする資金の調達を図るために発行する新株、新株予約権

権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債等（中小企業投資育成株式会社法第五条第一項第二号に規定する新株予約権付社債等をいう。以下この条において同じ。）の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等（新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。）の保有

2 前項第一号の規定による株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有並びに同項第二号の規定による株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債等の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等（新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。）の保有は、中小企業投資育成株式会社法の適用については、それぞれ同法第五条第一項第一号及び第二号の事業とみなす。

（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百八十条ノ十九第一項に規定する新株予約権をいう。以下この条において同じ。）又は新株予約権付社債等（中小企業投資育成株式会社法第五条第一項第二号に規定する新株予約権付社債等をいう。以下この条において同じ。）の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等の保有

2 前項第一号の規定による株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有並びに同項第二号の規定による株式、新株予約権又は新株予約権付社債等の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等の保有は、中小企業投資育成株式会社法の適用については、それぞれ同法第五条第一項第一号及び第二号の事業とみなす。

改正案

現行

（投資事業有限責任組合契約）

（投資事業有限責任組合契約）

第三条 投資事業有限責任組合契約（以下「組合契約」という。）は、各当事者が出資を行い、共同で次に掲げる事業の全部又は一部を営むことを約することにより、その効力を生ずる。

第三条（同上）

一 株式会社の設立に際して発行する株式の取得及び保有並びに企業組合の設立に際しての持分の取得及び当該取得に係る持分の保有

一 株式会社の設立に際して発行する株式の取得及び保有並びに有限会社又は企業組合の設立に際しての持分の取得及び当該取得に係る持分の保有

二 株式会社の発行する株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は企業組合の持分の取得及び保有

二 株式会社の発行する株式若しくは新株予約権（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百八十条ノ十九第一項に規定する新株予約権をいう。以下この項において同じ。）又は有限会社若しくは企業組合の持分の取得及び保有

三（略）

三（略）

六 事業者を相手方とする匿名組合契約（商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百三十五條の匿名組合契約をいう。）の出資の持分又は信託の受益権の取得及び保有

六 事業者を相手方とする匿名組合契約（商法第五百三十五條の匿名組合契約をいう。）の出資の持分又は信託の受益権の取得及び保有

七（略）

七（略）

2・3（略）

2・3（略）

（登記）

（登記）

第四条 この法律の規定により登記すべき事項は、登記の後でなければ、これをもって善意の第三者に対抗することができない。

第四条 この法律の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもって善意の第三者に対抗することができない。

2 故意又は過失によつて不実の事項を登記した者は、その事項が不実であることをもつて善意の第三者に対抗することができない。

2 この法律の規定により登記を必要とする事項について、故意又は過失により不実の事項を登記した者は、その事項が不実であることをもつて善意の第三者に対抗することができない。

（名称）

（名称）

第五条（略）

第五条（略）

2（略）

2（略）

3 組合の名称については、会社法（平成十七年法律第 号）第八条（会社と誤認させる名称等の使用の禁止）の規定を準用する。

3 組合の名称については、商法第十九条から第二十一条まで（商号）の規定を準用する。

4（略）

4（略）

（組合契約の効力の発生の登記）

（組合契約の効力の発生の登記）

第十七条 組合契約が効力を生じたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、次の事項を登記しなければならない。

第十七条（同上）

一・二 (略)
三 組合の事務所の所在場所
四 (略)

(業務執行停止の仮処分等の登記)

第二十一条 無限責任組合員の業務の執行を停止し、若しくはその業務を代行する者を選任する仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消す決定がされたときは、主たる事務所及び従たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

(清算人の登記)

第二十三条 (略)

2 清算人が選任されたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、清算人の氏名又は名称及び住所を登記しなければならない。

3 (略)

(商業登記法等の準用)

第三十三条 組合の登記については、商業登記法(昭和三十八年法律第百二十五号)第二条から第五条まで(登記所及び登記官)、第七条から第十五条まで、第十七条、第十八条、第十九条の二から第二十四条まで、第二十六条(登記簿等及び登記手続の通則)、第二十七条(同一の所在場所における同一の商号の登記の禁止)、第四十八条から第五十三条まで、第七十一条第一項(株式会社の登記)及び第百三十二条から第百四十八条まで(登記の更正及び抹消並びに雑則)並びに民事保全法(平成元年法律第九十一号)第五十六条(法人の代表者の職務執行停止の仮処分等の登記の嘱託)の規定を準用する。この場合において、商業登記法第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成十年法律第九十号)第十七条各号」と、同法第五十三条中「新所在地における登記」とあるのは「新所在地において投資事業有限責任組合契約に関する法律第十七条各号に掲げる事項を登記すべき場合」と、民事保全法第五十六条中「法人を代表する者その他法人の役員」とあるのは「投資事業有限責任組合の無限責任組合員又は清算人」と、「法人の本店又は主たる事務所及び支店又は従たる事務所」とあるのは「投資事業有限責任組合の主たる事務所及び従たる事務所」と読み替えるものとする。

第三十五条 第五条第三項において準用する会社法第八条第一項の規定に違反した者は、二十万円以下の過料に処する。

一・二 (略)
三 組合の事務所
四 (略)

(無限責任組合員の業務執行停止等の登記)

第二十一条 無限責任組合員の業務の執行を停止し、若しくはその業務を代行する者を選任する仮処分又はその仮処分の変更若しくは取消しがあったときは、主たる事務所及び従たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

(清算人の登記)

第二十三条 (略)

2 清算人の選任があったときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、清算人の氏名又は名称及び住所を登記しなければならない。

3 (略)

(商業登記法等の準用)

第三十三条 組合の登記については、商業登記法(昭和三十八年法律第百二十五号)第二条から第五条まで(登記所及び登記官)、第七条から第十五条まで、第十七条、第十八条、第十九条の二から第二十三条の二まで、第二十四条(第十六号を除く)、第二十六条(登記簿等及び登記手続の通則)、第二十七条(類似商号登記の禁止)、第五十六条から第五十九条まで、第六十一条第一項(合名会社の登記)及び第百七条から第百二十条まで(登記の更正及び抹消並びに雑則)並びに民事保全法(平成元年法律第九十一号)第五十六条(法人の代表者の職務執行停止の仮処分等の登記の嘱託)の規定を準用する。この場合において、商業登記法第五十六条第二項中「商法第六十四条第一項」とあるのは「投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成十年法律第九十号)第十七条」と、民事保全法第五十六条中「法人を代表する者その他法人の役員」とあるのは「投資事業有限責任組合の無限責任組合員又は清算人」と、「法人の本店又は主たる事務所及び支店又は従たる事務所」とあるのは「投資事業有限責任組合の主たる事務所及び従たる事務所」と読み替えるものとする。

第三十五条 不正の競争の目的で、登記された組合の名称と同一又は類似の名称を使用した者は、二十万円以下の過料に処する。第五条第三項において準用する商法第二十一条第一項の規定に違反した者も、同様とする。

改正案

目次

第一章（略）
第二章 創業及び新規中小企業の事業活動の促進（第四条―第八条）
第三章（第五章（略））
第六章 罰則（第三十九条）
附則

（定義）

第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種及び第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業（第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業（第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

五 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

六〇八（略）
二〇一（略）

（削る）

現行

目次

第一章（略）
第二章 創業及び新規中小企業の事業活動の促進（第三条の二―第八条）
第三章（第五章（略））
第六章 罰則（第三十九条―第四十一条）
附則

（定義）

第二条（同上）

一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種及び第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業（第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業（第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

五 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

六〇八（略）
二〇一（略）

（最低資本金に関する特例）

第三条の二 第二条第二項第二号に掲げる創業者（当該創業者に該当することについて、経済産業省令で定めるところにより、確認の申請書を平成二十年三月三十一日までに経済産業大

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

臣に提出して、その確認を受けた者に限る。)が当該確認の日から二月を経過する日までに設立する当該確認に係る株式会社で、その設立の日における資本の額が千万円に満たないもの(以下「確認株式会社」という。)については、商法(明治三十二年法律第四十八号)第百六十八条ノ四の規定は、その設立の日から五年間(資本の額を千万円以上としたときは、その日まで)は、適用しない。

2| 前項に規定する創業者が同項の確認の日から二月を経過する日までに設立する当該確認に係る有限会社で、その設立の日における資本の総額が三百万円に満たないもの(以下「確認有限会社」という。)については、有限会社法(昭和十三年法律第七十四号)第九条の規定は、その設立の日から五年間(資本の総額を三百万円以上としたときは、その日まで)は、適用しない。

(確認の取消し)

第三条の三 経済産業大臣は、前条第一項の確認を受けた者について、偽りその他不正の手段によりその確認を受けたことが判明したときは、その確認を取り消すことができる。

(定款への記載)

第三条の四 確認株式会社の定款には、商法第百六十六条第一項各号に掲げる事項のほか、当該確認株式会社は第三条の十九第一項各号に掲げる事由により解散する旨を記載し、又は記録しなければならぬ。

2| 確認有限会社の定款には、有限会社法第六条第一項各号に掲げる事項のほか、当該確認有限会社は第三条の十九第二項各号に掲げる事由により解散する旨を記載し、又は記録しなければならぬ。

(株式申込証の用紙への記載)

第三条の五 確認株式会社の商法第百七十五条第一項の株式申込証の用紙には、同条第二項各号に掲げる事項のほか、当該確認株式会社は第三条の十九第一項各号に掲げる事由により解散する旨を記載しなければならぬ。

(設立における払込みの証明の特例)

第三条の六 確認株式会社を設立する場合における商法第百八十九条の規定の適用については、同条第一項中「為スコトヲ要ス」とあるのは「為スコトヲ得」と、同条第二項中「前項ノ」とあるのは「前項ノ証明ヲ為シタル」とする。

2| 確認有限会社を設立する場合における有限会社法第十二条第三項において準用する商法第百八十九条の規定の適用については、同条第一項中「為スコトヲ要ス」とあるのは「為スコトヲ得」と、同条第二項中「前項ノ」とあるのは「前項ノ証明ヲ為シタル」とする。

(削る)

(削る)

(削る)

(現物出資等の調査の特例)

第三条の七 確認株式会社を設立する場合における商法第百六十八条第一項第五号及び第六号に掲げる事項の調査に係る検査役の選任についての同法第百七十三条第二項第一号(同法第百八十一条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用については、同号中「資本ノ五分ノ一ヲ超エズ且五百万円ヲ超エザル場合」とあるのは、「二百万円ヲ超エザル場合」とする。

2| 確認有限会社を設立する場合における有限会社法第七条第二号及び第三号に掲げる事項の調査に係る検査役の選任についての同法第十二条ノ二第二項の規定の適用については、同項中「資本ノ五分ノ一ヲ超エズ且五百万円ヲ超エザル場合」とあるのは、「六十万円ヲ超エザル場合」とする。

(設立の登記)

第三条の八 確認株式会社設立の登記においては、商法第百八十八条第二項各号に掲げる事項のほか、当該確認株式会社は第三条の十九第一項各号に掲げる事由により解散する旨を登記しなければならない。

2| 確認株式会社の設立の登記の申請書についての商業登記法(昭和三十八年法律第百二十五号)第八十条第十号の規定の適用については、同号中「払込みを取り扱った銀行又は信託会社の払込金の保管に関する証明書」とあるのは、「商法第百七十条第一項又は第百七十七条第一項の払込みがあつたことを証する書面及び中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第三条の二第一項の確認を受けたことを証する書面」とする。

3| 確認有限会社の設立の登記においては、有限会社法第十三条第二項各号に掲げる事項のほか、当該確認有限会社は第三条の十九第二項各号に掲げる事由により解散する旨を登記しなければならない。

4| 確認有限会社の設立の登記の申請書についての商業登記法第九十五条第六号の規定の適用については、同号中「払込みを取り扱った銀行又は信託会社の払込金の保管に関する証明書」とあるのは、「有限会社法第十二条第一項の払込みがあつたことを証する書面及び中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第三条の二第一項の確認を受けたことを証する書面」とする。

(書面の提出等)

第三条の九 確認株式会社及び確認有限会社は、成立したときは、直ちに、当該会社の商号、成立の年月日その他の経済産業省令で定める事項について記載した書面を経済産業大臣に提出しなければならない。

2| 確認株式会社(資本の額を千万円以上としたものを除く。第三条の十九第一項を除き、以

(削る)

(削る)

下同じ。)及び確認有限会社(資本の総額を三百万円以上としたものを除く。同条第二項を除き、以下同じ。)は、前項の規定により提出した書面に記載された事項に変更があったときは、遅滞なく、変更に係る事項を記載した書面を経済産業大臣に提出しなければならない¹。

3| 経済産業大臣は、経済産業省令で定めるところにより、前二項の書面を経済産業省に備置き、その書面の提出があった日から、当該会社の設立の日から五年を経過する日(その日までに第三条の三の規定による確認の取消し又は第三条の二十第一項若しくは第二項の規定による届出があった場合には、当該取消し又は届出があった日)までの間、公衆の縦覧に供しなければならない。

(事後設立の特例)

第三条の十 確認株式会社がその成立後二年以内にその成立前から存在する財産であつて営業のために継続して使用すべきものを取得する契約をする場合についての商法第二百四十六条第一項の規定及び同条第三項において準用する同法第七十三条第二項第一号の規定の適用については、同法第二百四十六条第一項中「資本ノ二十分ノ一以上ニ当ル」とあるのは「五十万円以上ノ」と、同号中「資本ノ五分ノ一ヲ超エズ且五百万円ヲ超エザル場合」とあるのは「二百万円ヲ超エザル場合」とする。

2| 確認有限会社がその成立後二年以内にその成立前から存在する財産であつて営業のために継続して使用すべきものを取得する契約をする場合についての有限会社法第四十条第三項(同法第五十七条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定及び同法第四十条第四項において準用する商法第二百四十六条第三項において準用する同法第七十三条第二項第一号の規定の適用については、有限会社法第四十条第三項中「資本ノ二十分ノ一以上ニ当ル」とあるのは「十五万円以上ノ」と、同号中「資本ノ五分ノ一ヲ超エズ且五百万円ヲ超エザル場合」とあるのは「六十万円ヲ超エザル場合」とする。

(新株の発行等における払込みの証明の特例)

第三条の十一 確認株式会社が新株を発行する場合における商法第二百八十条ノ十四第一項及び商業登記法第八十二条第四号の規定の適用については、商法第二百八十条ノ十四第一項中「第百八十九条」とあるのは「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第三条の六第一項ノ規定ニ依リ読替テ適用スル第百八十九条」と、商業登記法第八十二条第四号中「払込みを取り扱つた銀行又は信託会社の払込金の保管に関する証明書」とあるのは「商法第二百八十条ノ七の払込みがあつたことを証する書面」とする。ただし、当該新株の発行後のその確認株式会社の資本の額が千万円を超えるときは、この限りでない。

2| 確認有限会社が資本を増加する場合における有限会社法第五十七条において準用する同法第十二条第三項の規定及び商業登記法第九十六条第二号の規定の適用については、有限会社

(削る)

法第五十七条において準用する同法第十二条第三項中「同法第百八十九条」とあるのは「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第三条の六第二項ノ規定ニ依リ読替テ適用スル商法第百八十九条」と、商業登記法第九十六条第二号中「から第四号までに掲げる書面」とあるのは「及び第三号に掲げる書面並びに有限会社法第五十七条において準用する同法第十二条第一項の払込みがあつたことを証する書面」とする。ただし、当該資本の増加後のその確認有限会社社の資本の総額が三百万円を超えることとなるときは、この限りでない。

(貸借対照表等の提出等)

第三条の十二 確認株式会社及び確認有限会社(清算中のものを除く。)は、毎営業年度経過後三月以内に、その営業年度の貸借対照表、損益計算書及び利益金の処分の決議に関する資料(これらのものが電磁的記録で作成され、又はその作成に代えて電磁的記録の作成がされているときは、経済産業省令で定める電磁的記録又は当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を経済産業大臣に提出しなければならない。

2| 第三条の九第三項の規定は、前項の貸借対照表(電磁的記録で作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)について準用する。

(配当の制限等)

第三条の十三 確認株式会社が商法第二百九十条第一項の利益の配当又は同法第二百九十三条ノ五第一項の金銭の分配を行う場合においては、当該確認株式会社の資本の額を千万円とみなして、同法第二百九十条第一項及び第二百九十三条ノ五第三項の規定並びにこれらの規定に係る同法の規定を適用する。

2| 確認株式会社については、商法第二百九十一条第一項の規定は、適用しない。

3| 確認株式会社が商法第二百四十四条ノ三第一項(同法第二百四十四条ノ五第一項において準用する場合を含む。)、第二百四十条第一項、第二百四十一条ノ三第一項又は第二百四十四条ノ五第二項(同法第二百四十四条ノ六において準用する場合を含む。ノの規定により自己の株式を買い受ける場合においては、当該確認株式会社の資本の額を千万円とみなして、同法第二百四十四条ノ三ノ二第五項、第二百四十条第三項、第二百四十条ノ二第一項及び第二百四十一条ノ三第三項の規定並びにこれらの規定に係る同法の規定を適用する。

4| 確認有限会社が有限会社法第四十六条において準用する商法第二百九十条第一項の利益の配当を行う場合においては、当該確認有限会社の資本の総額を三百万円とみなして、有限会社法第四十六条において準用する商法第二百九十条第一項の規定及び同項に係る有限会社法の規定を適用する。

5| 確認有限会社が有限会社法第十九条第五項(同条第七項において準用する場合を含む。ノ)において準用する商法第二百四十四条ノ三第一項又は有限会社法第二十四条第一項において準用する商法第二百四十条第一項の規定により自己の持分を買い受ける場合においては、当該確認

(削る)

(削る)

有限会社の資本の総額を三百万円とみなして、有限会社法第十九条第六項（同条第七項において準用する場合を含む。）において準用する商法第二百四条ノ三ノ二第五項並びに有限会社法第二十四条第一項において準用する商法第二百十条第三項及び第二百十条ノ二第一項の規定並びにこれらの規定に係る有限会社法の規定を適用する。

(会社の分割)

第三条の十四 確認株式会社又は確認有限会社が新設分割をする場合には、分割により設立する会社は、その株式その他の資産を当該確認株式会社の株主又は当該確認有限会社の社員に交付することができない。

2| 確認株式会社又は確認有限会社が吸収分割をする場合には、当該確認株式会社又は当該確認有限会社から営業の全部又は一部を承継する会社は、その株式その他の資産を当該確認株式会社の株主又は当該確認有限会社の社員に交付することができない。

(資本の減少)

第三条の十五 確認株式会社及び確認有限会社は、資本の減少により金銭その他の財産を当該確認株式会社の株主又は当該確認有限会社の社員に支払い、又は交付することができない。

(解散事由の登記の抹消)

第三条の十六 確認株式会社は、その資本の額を千円以上としたときは、第三条の八第一項の規定により登記された事項の抹消の登記を申請しなければならない。

2| 前項の登記の申請と当該確認株式会社が資本の額を千円以上とする変更の登記の申請とは、同時にしなければならない。

3| 確認有限会社は、その資本の総額を三百円以上としたときは、第三条の八第三項の規定により登記された事項の抹消の登記を申請しなければならない。

4| 前項の登記の申請と当該確認有限会社が資本の総額を三百円以上とする変更の登記の申請とは、同時にしなければならない。

(有限会社への組織変更の特例)

第三条の十七 確認株式会社は、有限会社法第六十四条第三項の規定にかかわらず、商法第三百四十三条に定める決議によりその組織を変更して有限会社とすることができる。

(合名会社等への組織変更)

第三条の十八 確認株式会社は、株主総会の決議によりその組織を変更して合名会社又は合資会社とすることができる。

2| 前項の場合には、商法第三百四十三条に定める決議によらなければならない。

3| 商法第百条第一項から第三項まで並びに有限会社法第六十一条第一項、第六十四条第一項ただし書、第二項及び第五項、第六十四条ノ二並びに第六十六条の規定は、第一項の規定による確認株式会社の組織変更について準用する。この場合において、有限会社法第六十六条中「有限会社ニ付テハ第十三条第二項ニ定ムル登記」とあるのは、「合名会社ニ付テハ同法第六十四条第一項ニ定ムル登記、合資会社ニ付テハ同法第四百九条第一項ニ定ムル登記」と読み替えるものとする。

4| 第一項の規定により合名会社に組織を変更した場合の合名会社についてする登記の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

一 定款

二 商業登記法第六十七条第二号及び第九十三条第一項第五号に掲げる書面

5| 第一項の規定により合資会社に組織を変更した場合の合資会社についてする登記の申請書には、前項各号に掲げる書類のほか、商業登記法第七十四条の書面を添付しなければならない。

6| 商業登記法第七十一条及び第七十三条の規定は、前二項に規定する場合について準用する。

7| 確認有限会社は、社員総会の決議によりその組織を変更して合名会社又は合資会社とすることができる。

8| 前項の場合には、有限会社法第四十八条に定める決議によらなければならない。

9| 商法第百条第一項から第三項まで並びに有限会社法第六十一条第一項、第六十四条第五項、第六十四条ノ二、第六十六条及び第六十七条第二項の規定は、第七項の規定による確認有限会社の組織変更について準用する。この場合において、有限会社法第六十六条中「株式会社」とあるのは「有限会社」と、「有限会社ニ付テハ第十三条第二項ニ定ムル登記」とあるのは「合名会社ニ付テハ同法第六十四条第一項ニ定ムル登記、合資会社ニ付テハ同法第四百九条第一項ニ定ムル登記」と読み替えるものとする。

10| 第四項及び第六項の規定は第七項の規定により合名会社に組織変更した場合の合名会社についてする登記の申請について、第五項及び第六項の規定は第七項の規定により合資会社に組織変更した場合の合資会社についてする登記の申請について準用する。この場合において、第四項第二号中「及び第九十三条第一項第五号に掲げる書面」とあるのは「に掲げる書面」と、第五項中「前項各号に掲げる書類」とあるのは「前項各号に掲げる書類（商業登記法第九十三条第一項第五号に掲げる書面を除く。）」と読み替えるものとする。

(解散の原因)

第三条の十九 確認株式会社として設立された株式会社（登記された資本の額が千万円未満の株式会社に限る。）は、商法第四百四条各号に掲げる事由のほか、次に掲げる事由により解散する。

(削る)

- 一 資本の額を千万円以上とする変更の登記又は有限会社、合名会社若しくは合資会社に組織を変更した場合にすべき登記の申請をしないで設立の日から五年を経過したこと。
- 二 第三条の三の規定により第三条の二第一項の確認を取り消されたこと。
- 2| 確認有限会社として設立された有限会社(登記された資本の総額が三百万円未満の有限会社に限る。)は、有限会社法第六十九条第一項各号に掲げる事由のほか、次に掲げる事由により解散する。
 - 一 資本の総額を三百万円以上とする変更の登記又は株式会社、合名会社若しくは合資会社に組織を変更した場合にすべき登記の申請をしないで設立の日から五年を経過したこと。
 - 二 前項第二号に掲げる事由

(解散等の届出)

第三条の二十 確認株式会社が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該各号に定める者は、その日から二週間以内に、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

- 一 合併により消滅したとき。その会社を代表する役員であった者
- 二 破産手続開始の決定により解散したとき。その破産管財人
- 三 合併及び破産手続開始の決定以外の事由(前条第一項各号に掲げるものを除く。)により解散したとき。その清算人
- 四 資本の額を千万円以上としたとき。その会社
- 五 有限会社、合名会社又は合資会社に組織を変更したとき。その会社
- 2| 確認有限会社が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該各号に定める者は、その日から二週間以内に、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。
 - 一 合併により消滅したとき。その会社を代表する役員であった者
 - 二 破産手続開始の決定により解散したとき。その破産管財人
 - 三 合併及び破産手続開始の決定以外の事由(前条第二項各号に掲げるものを除く。)により解散したとき。その清算人
 - 四 資本の総額を三百万円以上としたとき。その会社
 - 五 株式会社、合名会社又は合資会社に組織を変更したとき。その会社

(中小企業投資育成株式会社法の特例)

第六条 中小企業投資育成株式会社は、中小企業投資育成株式会社法(昭和三十八年法律第百

一号)第五条第一項各号に掲げる事業のほか、次に掲げる事業を行うことができる。

- 一 新規中小企業者が資本の額が三億円を超える株式会社を設立する際に発行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有
- 二 新規中小企業者のうち資本の額が三億円を超える株式会社が必要とする資金の調達を

(中小企業投資育成株式会社法の特例)

第六条 (同上)

- 一 新規中小企業者が資本の額が三億円を超える株式会社を設立する際に発行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有
- 二 新規中小企業者のうち資本の額が三億円を超える株式会社が必要とする資金の調達を

図るために発行する株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債等（中小企業投資育成株式会社法第五条第一項第二号に規定する新株予約権付社債等をいう。以下同じ。）の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等（新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。）の保有

2 前項第一号の規定による株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有並びに同項第二号の規定による株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債等の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等（新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。）の保有は、中小企業投資育成株式会社法の適用については、それぞれ同法第五条第一項第一号及び第二号の事業とみなす。

（中小企業投資育成株式会社法の特例）

第十四条 中小企業投資育成株式会社は、中小企業投資育成株式会社法第五条第一項各号に掲げる事業のほか、次に掲げる事業を行うことができる。

一 中小企業者が承認経営革新計画又は認定異分野連携新事業分野開拓計画に従って経営革新のための事業又は異分野連携新事業分野開拓に係る事業を行うために資本の額が三億円を超える株式会社を設立する際に発行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有

二 中小企業者のうち資本の額が三億円を超える株式会社が承認経営革新計画又は認定異分野連携新事業分野開拓計画に従って経営革新のための事業又は異分野連携新事業分野開拓に係る事業を行うために必要とする資金の調達を図るために発行する株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債等の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等（新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。）の保有

2 前項第一号の規定による株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有並びに同項第二号の規定による株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債等の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等（新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。）の保有は、中小企業投資育成株式会社法の適用については、それぞれ同法第五条第一項第一号及び第二号の事業とみなす。

るために発行する新株、新株予約権（商法第二百八十条ノ十九第一項に規定する新株予約権をいう。以下同じ。）又は新株予約権付社債等（中小企業投資育成株式会社法第五条第一項第二号に規定する新株予約権付社債等をいう。以下同じ。）の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等の保有

2 前項第一号の規定による株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有並びに同項第二号の規定による新株、新株予約権又は新株予約権付社債等の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等の保有は、中小企業投資育成株式会社法の適用については、それぞれ同法第五条第一項第一号及び第二号の事業とみなす。

（中小企業投資育成株式会社法の特例）

第十四条 （同上）

一 中小企業者が承認経営革新計画又は認定異分野連携新事業分野開拓計画に従って経営革新のための事業又は異分野連携新事業分野開拓に係る事業を行うために資本の額が三億円を超える株式会社を設立する際に発行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有

二 中小企業者のうち資本の額が三億円を超える株式会社が承認経営革新計画又は認定異分野連携新事業分野開拓計画に従って経営革新のための事業又は異分野連携新事業分野開拓に係る事業を行うために必要とする資金の調達を図るために発行する新株、新株予約権又は新株予約権付社債等の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等（新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。）の保有

2 前項第一号の規定による株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有並びに同項第二号の規定による新株、新株予約権又は新株予約権付社債等の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等の保有は、中小企業投資育成株式会社法の適用については、それぞれ同法第五条第一項第一号及び第二号の事業とみなす。

(中小企業投資育成株式会社の特例)

第二十四条 中小企業投資育成株式会社は、中小企業投資育成株式会社法第五条第一項各号に掲げる事業のほか、次に掲げる事業を行うことができる。

一 特定中小企業者及び特定補助金等を交付された事業を営んでいない個人が特定補助金等の成果を利用した事業活動を実施するために資本金の額が三億円を超える株式会社を設立する際に発行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有

二 特定中小企業者のうち資本金の額が三億円を超える株式会社が特定補助金等の成果を利用した事業活動を実施するために必要とする資金の調達を図るために発行する株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを除く。)、又は新株予約権付社債等の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権(その行使により発行され、又は移転された株式を含む。)、又は新株予約権付社債等(新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。)の保有

2 前項第一号の規定による株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有並びに同項第二号の規定による株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを除く。)、又は新株予約権付社債等の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権(その行使により発行され、又は移転された株式を含む。)、又は新株予約権付社債等(新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。)の保有は、中小企業投資育成株式会社法の適用については、それぞれ同法第五条第一項第一号及び第二号の事業とみなす。

(削る)

(削る)

(中小企業投資育成株式会社法の特例)

第二十四条 (同上)

一 特定中小企業者及び特定補助金等を交付された事業を営んでいない個人が特定補助金等の成果を利用した事業活動を実施するために資本金の額が三億円を超える株式会社を設立する際に発行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有

二 特定中小企業者のうち資本金の額が三億円を超える株式会社が特定補助金等の成果を利用した事業活動を実施するために必要とする資金の調達を図るために発行する株式、新株予約権又は新株予約権付社債等の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権(その行使により発行され、又は移転された株式を含む。)、又は新株予約権付社債等の保有

2 前項第一号の規定による株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有並びに同項第二号の規定による新株、新株予約権又は新株予約権付社債等の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権(その行使により発行され、又は移転された株式を含む。)、又は新株予約権付社債等の保有は、中小企業投資育成株式会社法の適用については、それぞれ同法第五条第一項第一号及び第二号の事業とみなす。

第四十条 第三条の九第一項若しくは第二項の規定による書面を提出せず、又は虚偽の記載のある書面を提出した者は、三十万円以下の罰金に処する。

21 確認株式会社又は確認有限会社の代表者又は代理人、使用人その他の従業者が、その確認株式会社又は確認有限会社の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その確認株式会社又は確認有限会社に対して同項の刑を科する。

第四十一条 発起人、会社の業務を執行する社員若しくはその業務代行者、会社の取締役若しくは商法第二百五十八条第二項(有限会社法第三十二条において準用する場合を含む。)、若しくは商法第百八十八条第四項若しくは有限会社法第十三条第三項において準用する商法第六十七条ノ二の取締役の職務代行者、会社を代表する役員であった者、破産管財人又は清算人が次の各号のいずれかに該当するときは、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一 第三条の五の規定に違反して、株式申込証の用紙(その作成に代えて作成すべき電磁的記録を含む。))に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は不実の記載若しくは記録をしたとき。

二 第三条の八第一項又は第三項の規定に違反して登記をすることを怠ったとき。

三 第三条の十二第一項の規定に違反して、貸借対照表、損益計算書若しくは利益金の処分の決議に関する資料を提出せず、又は不実の記載若しくは記録をしたこれらのものを提出したとき。

四 第三条の十八第三項及び第九項において準用する商法第百条第一項から第三項までの規定に違反して組織変更をしたとき。

五 第三条の十八第三項において準用する有限会社法第六十四条第二項の規定又は第三条の十八第九項において準用する同法第六十七条第二項の規定に違反して通知をすることを怠り、又は不正の通知をしたとき。

六 第三条の十八第三項及び第九項において準用する有限会社法第六十六条の規定に違反して登記をすることを怠ったとき。

七 第三条の二十の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

改正案

現行

(定義) 第二条 (略) 2 この法律において「事業再構築」とは、事業者が行い、又は行おうとする事業のうち、当該事業者が行う他の事業に比して現に生産性の高い事業又は将来において高い生産性が見込まれる事業（以下「中核的事业」という。）の強化を目指した事業活動であつて、次に掲げるものをいう。 一 生産性の相当程度の向上を図るために事業者が行う事業の構造の変更であつて、次に掲げるもの イ 合併、会社の分割、株式交換、株式移転、事業若しくは事業に必要な資産の譲受け、他の会社の株式の取得（当該取得により当該他の会社が関係事業者（当該事業者がその経営を実質的に支配していると認められるものとして主務省令で定める関係を持つ事業者（新たに設立される法人を含む。）をいう。以下同じ。）となる場合に限り。）、資本の相当程度の増加又は会社の設立による中核的事业の開始、拡大又は能率の向上 ロ 当該事業者が保有する施設の相当程度の撤去若しくは設備の相当程度の廃棄、会社の分割、株式交換、株式移転、事業若しくは資産の譲渡、関係事業者の株式の譲渡（当該譲渡により当該事業者の関係事業者でなくなる場合に限り。）、又は会社の設立若しくは清算による事業の縮小又は廃止 二 (略) 3 この法律において「共同事業再編」とは、過剰供給構造（供給能力が需要に照らし著しく過剰であり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる状態をいう。以下同じ。）にあるものとして次条に規定する基本指針に定める基準に適合する事業分野（以下「特定事業分野」という。）に属する事業を行う二以上の事業者が共同して行う過剰供給構造の解消を目指した事業活動であつて、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものをいう。 一 施設の相当程度の撤去、設備の相当程度の廃棄その他の方法により当該事業分野における供給能力を減少させるものであること。 二 当該二以上の事業者及びこれらの関係事業者に係る合併、会社の分割、株式交換、株式移転、事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け、会社の設立又は清算その他政令で定める組織の再編成を伴うものであること。 4 この法律において「経営資源再活用」とは、合併、事業の譲受けその他これらに準ずるものにより他の事業者から事業を承継し、当該事業に係る当該他の事業者の経営資源を有効に	(定義) 第二条 (略) 2 (同上) 一 (同上) イ 株式交換、株式移転、合併、会社の分割、営業若しくは事業に必要な資産の譲受け、他の会社の株式の取得（当該取得により当該他の会社が関係事業者（当該事業者がその経営を実質的に支配していると認められるものとして主務省令で定める関係を持つ事業者（新たに設立される法人を含む。）をいう。以下同じ。）となる場合に限り。）、資本の相当程度の増加又は会社の設立による中核的事业の開始、拡大又は能率の向上 ロ 当該事業者が保有する施設の相当程度の撤去若しくは設備の相当程度の廃棄、株式交換、株式移転、会社の分割、営業若しくは資産の譲渡、関係事業者の株式の譲渡（当該譲渡により当該事業者の関係事業者でなくなる場合に限り。）、又は会社の設立若しくは清算による事業の縮小又は廃止 二 (略) 3 (同上) 一 (略) 二 当該二以上の事業者及びこれらの関係事業者に係る株式交換、株式移転、合併、会社の分割、営業の全部又は一部の譲渡又は譲受け、会社の設立又は清算その他政令で定める組織の再編成を伴うものであること。 4 この法律において「経営資源再活用」とは、合併、営業の譲受けその他これらに準ずるものにより他の事業者から事業を承継し、当該事業に係る当該他の事業者の経営資源を有効に
--	---

活用して当該事業の生産性を相当程度向上させることを目指した事業活動をいう。

5～7 (略)

8 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第二号の三までに掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、卸売業（第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二の二 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、サービス業（第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二の三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であって、小売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であって、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

四～六 (略)

9 (略)

(共同事業再編計画の認定)

第五条 (略)

2 (略)

3 共同事業再編計画には、次に掲げる事項に関する計画を含めることができる。

一 (略)

二 共同事業再編に必要な資金を確保するために行う資本の相当程度の増加（これと同時に資本金、資本準備金又は利益準備金（以下「資本金等」という。）の額の減少を行おうとする場合にあつては、当該資本金等の額の減少を含む。）に関する事項

三・四 (略)

4・5 (略)

(経営資源再活用計画の認定)

第六条 (略)

活用して当該事業の生産性を相当程度向上させることを目指した事業活動をいう。

5～7 (略)

8 (同上)

一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第二号の三までに掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、卸売業（第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二の二 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、サービス業（第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二の三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であって、小売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であって、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

四～六 (略)

9 (略)

(共同事業再編計画の認定)

第五条 (略)

2 (略)

3 (同上)

一 (略)

二 共同事業再編に必要な資金を確保するために行う資本の相当程度の増加（これと同時に資本金、資本準備金又は利益準備金（以下「資本金等」という。）の減少を行おうとする場合にあつては、当該資本金等の減少を含む。）に関する事項

三・四 (略)

4・5 (略)

(経営資源再活用計画の認定)

第六条 (略)

2・3 (略)

4 経営資源再活用計画には、次に掲げる事項に関する計画を含めることができる。

- 一 経営資源再活用に必要な資金を確保するために行う資本の相当程度の増加（これと同時に資本等の額の減少を行おうとする場合にあっては、当該資本等の額の減少を含む。）に関する事項

二・三 (略)

5・6 (略)

（現物出資及び財産引受の調査に関する特例）

第十条 事業者が認定事業再構築計画、認定共同事業再編計画又は認定経営資源再活用計画（以下「認定計画」と総称する。）に従ってその財産の全部又は一部を出資し、又は譲渡することにより新たに株式会社を設立する場合における当該新たに設立される株式会社の発起人に係る会社法（平成十七年法律第 号）第三十三条第十項第一号の規定の適用については、同号中「超えない場合」とあるのは、「超えない場合並びに産業活力再生特別措置法第十条第一項に規定する場合」とする。

2 前項の場合における商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第四十七条第二項の規定の適用については、同項中「次の書面」とあるのは、「次の書面（第四号に掲げる書面を除く。）及び産業活力再生特別措置法第三条第一項、第五条第一項又は第六条第一項の主務大臣の認定を受けた計画に従った財産の出資又は譲渡であることを証する書面」とする。

（株式の発行等に係る現物出資の調査に関する特例）

第十一条 事業者が認定計画に従ってその財産の全部又は一部を他の株式会社に出資する場合（新株予約権を行使する場合を含む。）における当該他の株式会社については、会社法第二百七条第一項から第八項まで及び第二百八十四条第一項から第八項までの規定は、適用しない。

2 前項の場合における商業登記法第五十六条及び第五十七条の規定の適用については、これらの規定中「次の書面」とあるのは、「次の書面（第三号イ及び第四号に掲げる書面を除く

2・3 (略)

4 (同上)

- 一 経営資源再活用に必要な資金を確保するために行う資本の相当程度の増加（これと同時に資本等の減少を行おうとする場合にあっては、当該資本等の減少を含む。）に関する事項

二・三 (略)

5・6 (略)

（現物出資及び財産引受の調査に関する特例）

第十条 事業者が認定事業再構築計画、認定共同事業再編計画又は認定経営資源再活用計画（以下「認定計画」と総称する。）に従ってその財産の全部又は一部を出資し、又は譲渡することにより新たに株式会社又は有限会社（以下第十二条までにおいて「会社」という。）を設立する場合における当該新たに設立される会社の取締役（新たに設立される会社が株式会社であり、かつ、その設立に際して発行する株式の総数を発起人が引き受けない場合にあっては、当該新たに設立される会社の発起人）に係る商法（明治三十二年法律第四十八号）第百七十三条第二項第一号（同法第百八十一条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）第十二条ノ二第二項の規定の適用については、商法第百七十三条第二項第一号及び有限会社法第十二条ノ二第二項中「超エザル場合」とあるのは、「超エザル場合並ニ産業活力再生特別措置法第十条第一項に規定スル場合」とする。

2 前項の場合における商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第八十条及び第九十五条の規定の適用については、同法第八十条中「次の書類」とあるのは「次の書類（第五号に掲げる書類を除く。）及び産業活力再生特別措置法第三条第一項、第五条第一項又は第六条第一項の主務大臣の認定を受けた計画に従った財産の出資又は譲渡であることを証する書面」と、同法第九十五条中「次の書類」とあるのは「次の書類（第三号に掲げる書類を除く。）及び産業活力再生特別措置法第三条第一項、第五条第一項又は第六条第一項の主務大臣の認定を受けた計画に従った財産の出資又は譲渡であることを証する書面」とする。

（事後設立の調査に関する特例）

第十一条 会社が認定計画に従って商法第二百四十六条第一項又は有限会社法第四十条第三項の契約をし、営業のために継続して使用する財産を譲り受ける場合における当該会社の取締役（株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号。以下「商法特例法」という。）第一条の二第三項に規定する委員会等設置会社（次条において「委員会等設置会社」という。）にあっては、執行役）については、商法第二百四十六条第二項（有限会社法第四十条第四項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

。）」及び産業活力再生特別措置法第三条第一項、第五条第一項又は第六条第一項の主務大臣の認定を受けた計画に従った財産の出資であることを証する書面」とする。

（特別支配会社への事業譲渡等に関する特例）

第十二条 認定事業再構築事業者、認定共同事業再編事業者若しくは認定経営資源再活用事業者（以下「認定事業者」と総称する。）の特定関係事業者（関係事業者であつて、当該認定事業者又は当該認定事業者が発行済株式の全部を有する株式会社がその総株主の議決権の三分の二以上を有しているものをいう。以下同じ。）である株式会社であつて認定計画に従つて次に掲げる行為（第三号から第六号までについては株式会社とするものに限る。）をするものに係る会社法第四百六十八条第一項、第七百八十四条第一項及び第七百九十六条第一項の規定の適用については、同法第四百六十八条第一項中「特別支配会社（ある株式会社の総株主の議決権の十分の九（これを上回る割合を当該株式会社の定款で定めた場合にあっては、その割合）以上を他の会社及び当該他の会社が発行済株式の全部を有する株式会社その他これに準ずるものとして法務省令で定める法人が有している場合における当該他の会社をいう。以下同じ。）」とあるのは「特定特別支配会社（産業活力特別措置法第十条第一項の認定計画においてある株式会社が特定関係事業者（同法第十二条第一項に規定する特定関係事業者をいう。以下この条において同じ。）である場合における当該特定関係事業者に係る同項に規定する認定事業者若しくは当該認定事業者の他の特定関係事業者又は当該認定計画に係る他の認定事業者若しくは当該他の認定事業者の特定関係事業者をいう。以下同じ。）」と、同法第七百八十四条第一項及び第七百九十六条第一項中「特別支配会社」とあるのは「特定特別支配会社」とする。

一 事業の譲渡

二 事業の全部の譲受け

三 吸収合併

四 吸収分割

五 吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部の承継

六 株式交換

七 株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得

2 認定事業者の特定関係事業者であつて株式会社であるものが、認定計画に従つて次に掲げる行為をする場合においては、当該特定関係事業者については、会社法第八百四条第一項の規定は適用しない。

一 新設合併（当該認定事業者若しくは当該認定事業者の他の特定関係事業者又は当該認定計画に係る他の認定事業者若しくは当該他の認定事業者の特定関係事業者であつて、株式会社であるものとするものに限る。）

二 新設分割（新設分割により設立する会社が持分会社である場合及び会社法第八百五条に

（新株発行等に係る現物出資の調査に関する特例）

第十二条 事業者が認定計画に従つてその財産の全部又は一部を他の会社に出資する場合における当該他の会社の取締役（委員会等設置会社にあつては、執行役）については、商法第二百八十条ノ八第一項及び有限会社法第五十二条ノ三第一項の規定は、適用しない。

2 前項の場合における商業登記法第八十二条及び第九十六条の規定の適用については、同法第八十二条中「次の書類」とあるのは「次の書類（第二号の検査役の調査報告を記載した書面及び第三号に掲げる書面を除く。）及び産業活力再生特別措置法第三条第一項、第五条第一項又は第六条第一項の主務大臣の認定を受けた計画に従った財産の出資であることを証する書面」と、同法第九十六条第二号中「第八十二条第二号から第四号までに掲げる書面」とあるのは「第八十二条第二号に掲げる書面（検査役の調査報告を記載した書面を除く。）及び同条第四号に掲げる書面並びに産業活力再生特別措置法第三条第一項、第五条第一項又は第六条第一項の主務大臣の認定を受けた計画に従った財産の出資であることを証する書面」とする。

規定する場合を除く。）」

3| 前項に規定する場合において、同項各号の行為が法令又は定款に違反する場合であつて、特定関係事業者の株主が不利益を受けるおそれがあるときは、当該特定関係事業者の株主は、当該特定関係事業者に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

4| 前二項の場合における会社法第八百六条第三項及び第八百八条第三項の規定の適用については、同法第八百六条第三項中「決議の日」とあるのは「決議の日（産業活力再生特別措置法第十二条第二項に規定する場合にあつては新設合併契約の日又は新設分割計画の作成の日）」と、同法第八百八条第三項中「作成の日」とあるのは「作成の日、産業活力再生特別措置法第十二条第二項に規定する場合にあつては新設合併契約の日又は新設分割計画の作成の日」とする。

5| 第一項及び第二項の場合における商業登記法第八十条、第八十一条、第八十五条、第八十六条及び第八十九条の規定の適用については、同法第八十条中「次の書面」とあるのは「次の書面、産業活力再生特別措置法第三条第一項、第五条第一項又は第六条第一項の主務大臣の認定（以下この条において単に「認定」という。）を受けたことを証する書面及び認定を受けた計画に従つた吸収合併であることを証する書面」と、同法第八十一条中「次の書面」とあるのは「次の書面、産業活力再生特別措置法第三条第一項、第五条第一項又は第六条第一項の主務大臣の認定（以下この条において単に「認定」という。）を受けたことを証する書面」と、同法第六号中「書面及び認定を受けた計画に従つた新設合併であることを証する書面」と、同条第六号中「書面」とあるのは「書面（産業活力再生特別措置法第十二条第二項に規定する場合にあつては、当該場合に該当することを証する書面及び吸収分割の過半数の一致があつたことを証する書面又は取締役会の議事録）」と、同法第八十五条中「次の書面」とあるのは「次の書面、産業活力再生特別措置法第三条第一項、第五条第一項又は第六条第一項の主務大臣の認定（以下この条において単に「認定」という。）を受けたことを証する書面及び認定を受けた計画に従つた吸収分割又は吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継であることを証する書面」と、同法第八十六条中「次の書面」とあるのは「次の書面、産業活力再生特別措置法第三条第一項、第五条第一項又は第六条第一項の主務大臣の認定（以下この条において単に「認定」という。）を受けたことを証する書面及び認定を受けた計画に従つた新設分割であることを証する書面」と、同条第六号中「議事録」とあるのは「議事録、産業活力再生特別措置法第十二条第二項に規定する場合にあつては、当該場合に該当することを証する書面及び取締役の過半数の一致があつたことを証する書面又は取締役会の議事録」と、同法第八十九条中「次の書面」とあるのは「次の書面、産業活力再生特別措置法第三条第一項、第五条第一項又は第六条第一項の主務大臣の認定（以下この条において単に「認定」という。）を受けたことを証する書面及び認定を受けた計画に従つた株式交換又は株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得であることを証する書面」とする。

(削る)

(簡易営業譲受けに関する特例)

第十二条の二 認定事業再構築事業者 認定共同事業再編事業者若しくは認定経営資源再活用事業者(以下「認定事業者」と総称する。)(又はこれらの関係事業者である株式会社であつて認定計画に従つて営業全部の譲受けをするものに係る商法第二百四十五条ノ五第一項の規定の適用については、同項中「二十分ノ一」とあるのは、「五分ノ一」とする。

2| 認定事業者の特定関係事業者(関係事業者であつて、当該認定事業者又はその完全子会社(商法第三百五十二条第一項に規定する完全子会社をいう。以下同じ。)(がその総株主の議決権の三分の二以上を有しているものをいう。以下同じ。)(であつて株式会社であるものが、認定計画に従つて、当該認定事業者又は当該認定事業者の他の特定関係事業者等(当該認定事業者の他の特定関係事業者又は当該認定計画に係る他の認定事業者若しくは当該他の認定事業者の特定関係事業者をいう。以下同じ。)(から営業全部の譲受けをする場合においては、当該営業全部の譲受けをする特定関係事業者は、同法第二百四十五条第一項の規定による決議(次項において単に「決議」という。)(を得ることを要しない。

3| 前項の場合においては、同項の規定により決議を得ることを要しないこととされた特定関係事業者を商法第二百四十五条ノ五第一項の規定により決議を得ることを要しないこととされた会社とみなして同条第二項から第六項までの規定並びにこれらの規定に係る同法及び非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)の規定を適用する。

(削る)

(簡易営業譲渡に関する特例)

第十二条の三 認定事業者又はその関係事業者である株式会社が、認定計画に従つて、営業譲渡(商法第二百四十五条第一項第一号の営業の重要な一部の譲渡をいう。以下この条において同じ。)(であつて当該営業譲渡をする株式会社が譲り渡す財産について当該会社の会計帳簿に記載し、又は記録した価額の合計額が当該会社の最終の貸借対照表の資産の部に計上した額の合計額の五分の一を超えないものをする場合においては、当該認定事業者又はその関係事業者である株式会社は、同項の規定による決議を得ることを要しない。

2| 認定事業者の特定関係事業者であつて株式会社であるものが、認定計画に従つて、当該認定事業者又は当該認定事業者の他の特定関係事業者等に対して営業譲渡(当該特定関係事業者が譲り渡す財産について当該特定関係事業者の会計帳簿に記載し、又は記録した価額の合計額が当該特定関係事業者の最終の貸借対照表の資産の部に計上した額の合計額の五分の一を超えないものを除く。)(をする場合においては、当該営業譲渡をする特定関係事業者は、商法第二百四十五条第一項の規定による決議を得ることを要しない。

3| 商法第二百四十五条ノ五第二項から第六項まで並びに非訟事件手続法第二百六条第一項及び第三百三十二条ノ六第一項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、商法第二百四十五条ノ五第二項、第三項及び第六項中「営業全部ノ譲受」とあるのは、「営業ノ重

要ナル一部ノ譲渡」と読み替えるものとする。

(簡易株式交換に関する特例)

第十二条の四 認定事業者又はその関係事業者である株式会社であつて認定計画に従つて株式交換(当該株式会社が完全親会社(商法第三百五十二条第一項に規定する完全親会社をいう。以下同じ。))となるものに限り、)をするものに係る同法第三百五十八条第一項の規定の適用については、同項中「二十分の一」とあるのは「五分の一」と、「五十分の一」とあるのは「十分の一」とする。

2| 認定事業者の特定関係事業者であつて株式会社であるものが、認定計画に従つて、当該認定事業者又は当該認定事業者の他の特定関係事業者等と株式交換をする場合においては、当該株式交換をする特定関係事業者は、商法第三百五十三条第一項の規定による承認(次項において単に「承認」という。)を得ることを要しない。

3| 前項の場合においては、同項の規定により承認を得ることを要しないこととされた特定関係事業者を商法第三百五十八条第一項の規定により承認を得ることを要しないこととされた会社とみなして同条第三項から第九項までの規定並びにこれらの規定に係る同法及び非訟事件手続法の規定を適用する。

4| 前項の特定関係事業者が第二項の株式交換により完全子会社となる会社である場合における商法第三百五十九条(同法第三百五十九条ノ二において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用については、同法第三百五十九条中「第三百五十三条第一項ノ決議ヲ為シタル」とあるのは、「産業活力再生特別措置法第十二条の四第二項ノ株式交換ヲ為ス」とする。

5| 第一項及び第二項の場合における商業登記法第八十九条の三第一項の規定の適用については、同項中「次の書類」とあるのは「次の書類、産業活力再生特別措置法第三条第一項、第五条第一項又は第六条第一項の主務大臣の認定(以下この項において単に「認定」という。)(を受けたことを証する書面(同法第十二条の四第一項の認定事業者の関係事業者又は同条第二項の認定事業者の特定関係事業者にあつては、認定を受けた事業者の関係事業者又は特定関係事業者であることを証する書面を含む。))及び認定を受けた計画に従つた株式交換であることを証する書面」と、同項第二号中「議事録」とあるのは「議事録(当該完全子会社が同法第十二条の四第二項の株式交換をする特定関係事業者である場合にあつては、取締役会の議事録)」と、同項第七号中「商法第三百五十九条第一項の規定による公告」とあるのは「商法第三百五十九条第一項(産業活力再生特別措置法第十二条の四第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))の規定による公告」とする。

(簡易新設分割に関する特例)

第十二条の五 認定事業者又はその関係事業者である株式会社であつて認定計画に従つて新設

分割（当該分割により設立する会社が分割をする会社に対し、新設分割に際して発行する株式の総数を割り当てるものに限る。次項において「特定新設分割」という。）をするものに係る商法第三百七十四条ノ六第一項の規定の適用については、同項中「二十分ノ一」とあるのは、「五分ノ一」とする。

2| 認定事業者の特定関係事業者であつて株式会社であるものが、認定計画に従つて、新設分割（特定新設分割であつて、当該特定関係事業者が分割により設立する会社に承継させる財産について当該特定関係事業者の会計帳簿に記載し、又は記録した価額の合計額が当該特定関係事業者の最終の貸借対照表の資産の部に計上した額の合計額の五分の一を超えないものを除く。）をする場合においては、当該新設分割をする特定関係事業者は、商法第三百七十四条第一項の規定による承認（第四項において単に「承認」という。）を得ることを要しない。

3| 前項の場合においては、同項の新設分割をする特定関係事業者である株式会社は、分割計画書を作成した日から二週間以内に、分割の時期及び商法第三百七十四条第一項の承認を受けなくて分割をする旨を公告し、又は各株主に通知しなければならない。

4| 第二項の場合においては、同項の規定により承認を得ることを要しないこととされた特定関係事業者を商法第三百七十四条ノ六第一項の規定により承認を得ることを要しないこととされた会社とみなして同条第二項及び第三項の規定並びにこれらの規定に係る同法及び非訟事件手続法の規定を適用する。この場合において、同条第三項中「第三百七十四条ノ四第一項中「第三百七十四条第一項ノ承認ノ決議ノ日」トアルハ「分割計画書ヲ作リタル日」トシ、第三百七十四条ノ三ノ規定ハ之ヲ適用セズ」とあるのは、「第三百七十四条ノ三第一項中「第三百七十四条第一項ノ株主総会ニ先チ」トアルハ「産業活力再生特別措置法第十二条の五第三項ノ規定ニ依ル公告又ハ通知ノ日ヨリ二週間内ニ」ト、通知シ且総会ニ於テ分割計画書ノ承認ニ反対シタル」トアルハ「通知シタル」ト、第三百七十四条ノ四第一項中「第三百七十四条第一項ノ承認ノ決議ノ日」トアルハ「分割計画書ヲ作リタル日」トス」とする。

5| 第一項及び第二項の場合における商業登記法第八十九条の七第一項の規定の適用については、同項中「次の書類」とあるのは、「次の書類、産業活力再生特別措置法第三条第一項、第五条第一項又は第六条第一項の主務大臣の認定（以下この項において単に「認定」という。）を受けたことを証する書面（同法第十二条の五第一項の認定事業者の関係事業者又は同条第二項の認定事業者の特定関係事業者にあつては、認定を受けた事業者の関係事業者又は特定関係事業者であることを証する書面を含む。）及び認定を受けた計画に従つた新設分割であることを証する書面」とする。

（簡易吸収分割に関する特例）

第十二条の六 認定事業者又はその関係事業者である株式会社であつて認定計画に従つて吸収分割（当該株式会社が分割をする会社となるものであつて、かつ、特定吸収分割（吸収分割

であつて、分割により營業を承継する会社分割を對し、吸収分割に際して發行する株式の總数を割り當てるものをいう。次項において同じ。）であるものに限る。）をするものに係る商法第三百七十四條ノ二十二第一項の規定の適用については、同項中「二十分ノ一」とあるのは、「五分ノ一」とする。

2| 認定事業者の特定関係事業者であつて株式会社であるものが、認定計画に従つて、当該認定事業者又は当該認定事業者の他の特定関係事業者等と吸収分割（当該吸収分割をする特定関係事業者が分割をする会社となるもの（特定吸収分割であつて、当該特定関係事業者が營業を承継する会社に承継させる財産について当該特定関係事業者の會計帳簿に記載し、又は記録した価額の合計額が当該特定関係事業者の最終の貸借対照表の資産の部に計上した額の合計額の五分の一を超えないものを除く。）に限る。以下この項において同じ。）をする場合においては、当該吸収分割をする特定関係事業者は、商法第三百七十四條ノ十七第一項の規定による承認（第四項において単に「承認」という。）を得ることを要しない。

3| 前項の場合においては、同項の吸収分割をする特定関係事業者である株式会社は、分割契約書を作成した日から二週間以内に、吸収分割の時期及び商法第三百七十四條ノ十七第一項の承認を受けないで吸収分割をする旨を公告し、又は各株主に通知しなければならない。

4| 第二項の場合においては、同項の規定により承認を得ることを要しないこととされた特定関係事業者を商法第三百七十四條ノ二十二第一項の規定により承認を得ることを要しないこととされた会社とみなして同条第二項及び第三項の規定並びにこれらの規定に係る同法及び非訟事件手続法の規定を適用する。この場合において、同条第三項中「トシ、第三百七十四條ノ三十一第三項ニ於テ準用スル第三百七十四條ノ三ノ規定ハ之ヲ適用セズ」とあるのは、「ト、第三百七十四條ノ三十一第三項ニ於テ準用スル第三百七十四條ノ三第一項中「第三百七十四條第一項ノ株主總會ニ先チ」トアルハ「産業活力再生特別措置法第十二條の六第三項ノ規定ニ依ル公告又ハ通知ノ日ヨリ二週間内ニ」ト、「通知シ且總會ニ於テ分割計画書ノ承認ニ反対シタル」トアルハ「通知シタル」トス」とする。

5| 認定事業者又はその関係事業者である株式会社であつて認定計画に従つて吸収分割（当該株式会社が分割により營業を承継する会社となるものに限る。）をするものに係る商法第三百七十四條ノ二十三第一項の規定の適用については、同項中「二十分ノ一」とあるのは「五分ノ一」と、「五分ノ一」とあるのは「十分ノ一」とする。

6| 認定事業者の特定関係事業者であつて株式会社であるものが、認定計画に従つて、当該認定事業者又は当該認定事業者の他の特定関係事業者等と吸収分割（当該吸収分割をする特定関係事業者が分割により營業を承継する会社となるものに限る。以下この項において同じ。）をする場合においては、当該吸収分割をする特定関係事業者は、商法第三百七十四條ノ十七第一項の規定による承認（次項において単に「承認」という。）を得ることを要しない。

7| 前項の場合においては、同項の規定により承認を得ることを要しないこととされた特定関係事業者を商法第三百七十四條ノ二十三第一項の規定により承認を得ることを要しないこと

とされた会社とみなして同条第三項から第九項までの規定並びにこれらの規定に係る同法及び非訟事件手続法の規定を適用する。

8| 第一項、第二項、第五項及び第六項の場合における商業登記法第八十九条の八第一項の規定の適用については、同項中「次の書類」とあるのは、「次の書類、産業活力再生特別措置法第三条第一項、第五条第一項又は第六条第一項の主務大臣の認定（以下この項において単に「認定」という。）を受けたことを証する書面（同法第十二条の六第一項若しくは第五項の認定事業者の関係事業者又は同条第二項若しくは第六項の認定事業者の特定関係事業者にあつては、認定を受けた事業者の関係事業者又は特定関係事業者であることを証する書面を含む。）及び認定を受けた計画に従った吸収分割であることを証する書面」とする。

（簡易合併に関する特例）

第十二条の七 認定事業者又はその関係事業者である株式会社であつて認定計画に従つて合併（当該株式会社が合併後存続するものに限る。）をするものに係る商法第四百十三条ノ三第一項の規定の適用については、同項中「二十分ノ一」とあるのは「五分ノ一」と、「五十分ノ一」とあるのは「十分ノ一」とする。

2| 認定事業者の特定関係事業者であつて株式会社であるものが、認定計画に従つて、当該認定事業者又は当該認定事業者の他の特定関係事業者等と合併をする場合においては、当該合併をする特定関係事業者は、商法第四百八条第一項の規定による承認（次項において単に「承認」という。）を得ることを要しない。

3| 前項の場合においては、同項の規定により承認を得ることを要しないこととされた特定関係事業者を商法第四百十三条ノ三第一項の規定により承認を得ることを要しないこととされた会社とみなして同条第三項から第九項までの規定並びにこれらの規定に係る同法及び非訟事件手続法の規定を適用する。

4| 前項の特定関係事業者が第二項の合併により消滅する会社である場合における商法第四百十三条ノ四の規定の適用については、同条第一項中「第四百八条第一項ノ承認ノ決議ヲ為シタル」とあるのは「産業活力再生特別措置法第十二条の七第二項ノ合併ヲ為ス」と、同条第二項中「決議ヲ為シタル」とあるのは「合併ヲ為ス」とする。

5| 第一項及び第二項の場合における商業登記法第九十条第一項及び第九十一条第一項の規定の適用については、同法第九十条第一項中「次の書類」とあるのは「次の書類、産業活力再生特別措置法第三条第一項、第五条第一項又は第六条第一項の主務大臣の認定（以下この項において単に「認定」という。）を受けたことを証する書面（同法第十二条の七第一項の認定事業者の関係事業者又は同条第二項の認定事業者の特定関係事業者にあつては、認定を受けた事業者の関係事業者又は特定関係事業者であることを証する書面を含む。）及び認定を受けた計画に従つた合併であることを証する書面」と、同項第二号中「議事録」とあるのは「議事録（当該消滅会社が同法第十二条の七第二項の合併をする特定関係事業者である場合

にあつては、取締役会の議事録」と、同法第九十一条第一項中「次の書類」とあるのは「次の書類、産業活力再生特別措置法第三条第一項、第五条第一項又は第六条第一項の主務大臣の認定（以下この項において単に「認定」という。）を受けたことを証する書面（同法第十二条の七第一項の認定事業者の関係事業者又は同条第二項の認定事業者の特定関係事業者にあつては、認定を受けた事業者の関係事業者又は特定関係事業者であることを証する書面を含む。）及び認定を受けた計画に従つた合併であることを証する書面」と、同項第一号中「前条第一項第一号から第四号まで及び第六号に掲げる書面」とあるのは「前条第一項第一号、第三号、第四号及び第六号に掲げる書面並びに消滅会社の株主総会の議事録（当該消滅会社が同法第十二条の七第二項の合併をする特定関係事業者である場合にあつては、取締役会の議事録）」とする。

（特定株式等の交付に関する特例）

第十二条の八 認定事業者である株式会社（会計監査人の監査を受けているものに限る。）は、商法第二百九十三条ノ五第一項及び第二項の規定にかかわらず、認定計画に従つて、取締役会の決議により、当該株式会社の株主に対して、特定株式等（特定株式（当該認定事業者の特定関係事業者である株式会社であつて定款に株式の譲渡について取締役会の承認を要する旨の定めがないものの株式をいう。以下この条において同じ。）及び次項において準用する同法第二百二十条第一項の規定により株主に交付すべき金銭その他特定株式の交付に伴つて交付すべきものとして経済産業省令で定める金銭をいう。以下この条において同じ。）を交付することができる。

2| 商法第二百二十条第一項から第三項まで並びに非訟事件手続法第二百六条第一項及び第二百三十二条ノ三の規定は、前項の規定により株主に交付すべき特定株式について一株に満たない端数が生じる場合に準用する。

3| 第一項の特定株式等の交付については、これを商法第二百九十三条ノ五第一項の金銭の分配とみなして同項の金銭の分配に関する同法その他の法令の規定を適用する。この場合において、商法第二百九十三条ノ五第三項中「第一号乃至第四号ノ金額」とあるのは「第一号乃至第四号ノ金額（特定株式等（産業活力再生特別措置法第十二条の八第一項ニ規定スル特定株式等ヲ謂フ以下本項ニ於テ同ジ）ノ交付前ニ第一項ノ規定ニ依ル金銭ノ分配（同条第三項ノ規定ニ依リ第一項ノ金銭ノ分配ト看做サレタル特定株式等ノ交付ヲ含ム）ヲ為シタル場合ニ於テハ第一号乃至第四号ノ金額ニ当該分配シタル金銭及積立テタル利益準備金ノ合計額ヲ加エタル額）」と、同条第六項中「看做シ、第一項ノ一定ノ日ハ第二百二十二条ノ六但書（第二百二十二条ノ十二於テ準用スル場合ヲ含ム）及第二百八十条ノ二十第二項第十一号ノ規定ノ適用ニ付テハ営業年度ノ終ト看做ス」とあるのは「看做ス」と、商法特例法第二十一条の七第三項第十八号中「金銭の分配」とあるのは「金銭の分配及び産業活力再生特別措置法第十二条の八第一項に規定する特定株式等の交付」とする。

4| 認定事業者である株式会社が、商法第二百九十三条ノ五第一項の金銭の分配を行う前に第一項の規定による特定株式等の交付をした場合における当該金銭の分配に係る同条第三項の規定の適用については、同項中「第一号乃至第四号ノ金額」とあるのは、「第一号乃至第四号ノ金額並ニ産業活力再生特別措置法第十二条の八第一項ノ規定ニ依リ交付シタル同項ニ規定スル特定株式等ノ価額及積立テタル利益準備金ノ額ノ合計額」とする。

(合併等に際してする特定金銭等の交付に関する特例)

第十二条の九 認定事業者である株式会社が認定計画に従って株式交換、吸収分割又は合併(合併をする株式会社の一方が合併後存続するものに限る。以下この条において同じ。)を行う場合において、当該認定事業者の事業再構築、共同事業再編又は経営資源再活用を行うために必要かつ適切であることについて主務省令で定めるところにより主務大臣の認定を受けたときは、存続会社等(株式交換により完全親会社となる株式会社、分割により営業を承継する株式会社又は合併後存続する株式会社をいう。以下この条において同じ。)は、株式交換、吸収分割又は合併に際してする新株の発行に代えて、特定金銭等(金銭又は他の株式会社の株式(定款に株式の譲渡につき取締役会の承認を要する旨の定めがある株式会社の株式を除く。以下この項、第四項及び第五項において同じ。)をいう。以下この条において同じ。)を消滅会社等(株式交換により完全子会社となる株式会社、分割をする株式会社又は合併により消滅する株式会社をいう。以下この条において同じ。)の株主(吸収分割をする場合における分割をする会社を含む。以下この条において同じ。)に交付することができる。この場合において、存続会社等及び消滅会社等は、次の各号に掲げる特定金銭等についてそれぞれ当該各号に定める事項を株式交換契約書、分割契約書又は合併契約書(第四項において「合併契約書等」という。)に記載しなければならない。

一 金銭 各消滅会社等の株主に交付すべき金銭の額及びその合計額

二 他の株式会社の株式 当該他の株式会社の商号並びに各消滅会社等の株主に交付すべきその株式の種類及び数並びに交付すべき株式の種類ごとの総数

2| 特定合併等(前項の規定により特定金銭等を交付して行う株式交換、吸収分割又は合併をいう。以下この条において同じ。)を行う株式会社についての商法第三百五十四条第一項第二号、第三百七十四条ノ十八第一項第二号及び第四百八条ノ二第一項第二号の規定の適用については、同法第三百五十四条第一項第二号及び第四百八条ノ二第一項第二号中「株式ノ割当」とあり、並びに同法第三百七十四条ノ十八第一項第二号中「新株ノ割当」とあるのは、「産業活力再生特別措置法第十二条の九第一項ニ規定スル特定金銭等ノ交付」とする。

3| 特定合併等(存続会社等が消滅会社等の株主に新株を発行せず、かつ、自己の株式を移動しないものに限る。)を行う場合における消滅会社等については、商法第三百五十三条第六項、第三百七十四条ノ十七第六項本文及び第四百八条第五項前段の規定は、適用しない。

4| 特定合併等を行う場合における存続会社等が特定金銭等としてその親会社(商法第二百十

(削る)

(株式の併合に関する特例)
第十二条の二 (削る)

一条ノ二第一項に規定する親会社をいう。以下同じ。)の株式を交付しようとするときは、当該存続会社等は、同項の規定にかかわらず、合併契約書等に記載した交付すべき親会社の株式の総数を超えない範囲において当該親会社の株式を取得することができる。

5| 前項の存続会社等は、特定合併等の効力が生ずる日までの間は、商法第二百十一条ノ二第二項の規定にかかわらず、前項の規定により取得したその親会社の株式を保有することができる。ただし、特定合併等を中止したときは、この限りでない。

6| 特定合併等による変更の登記に係る商業登記法第八十九条の三第一項、第八十九条の八第一項及び第九十条第一項の規定の適用については、これらの規定中「次の書類」とあるのは、「次の書類及び産業活力再生特別措置法第十二条の九第一項の主務大臣の認定を受けたことを証する書面」とする。

(会社の分割における社債権者に対する催告に関する特例)

第十二条の十 認定事業者である株式会社が認定計画に従って新設分割をする場合において、当該株式会社がその発行した社債(無記名式のもの及びその権利の帰属が社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)の規定により振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるものに限る。以下この条において同じ。)を管理する社債管理会社に対し商法第三百七十四条ノ四第一項の規定により催告すべき事項の催告を行ったときにおける同法第三百七十四条ノ十第二項の規定の適用については、当該社債の社債権者は、同法第三百七十四条ノ四第一項に規定する各別の催告を受けたものとみなす。

2| 認定事業者である株式会社が認定計画に従って吸収分割をする場合において、当該株式会社がその発行した社債を管理する社債管理会社に対し商法第三百七十四条ノ二十第一項の規定により催告すべき事項の催告を行ったときにおける同法第三百七十四条ノ二十六第二項の規定の適用については、当該社債の社債権者は、同法第三百七十四条ノ二十第一項に規定する各別の催告を受けたものとみなす。

(資本等の減少に関する特例)

第十二条の十一 認定事業者又はその関係事業者である株式会社が認定計画に従って行う資本等の減少であつて次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとして主務省令で定めるところにより主務大臣の認定を受けたもの(以下「特定減資等」という。)に係る商法第二百八十九条第二項及び第三百七十五条第一項の規定の適用については、同法第二百八十九条第二項前段中「株主総会ノ決議」とあるのは「取締役会ノ決議」と、同項後段中「左ノ各号ニ掲グル場合ニ於ケル其ノ各号ニ定ムル金額」とあるのは「第二号ニ掲グル場合ニ於ケル同号ニ定ムル金額」と、同法第三百七十五条第一項中「左ノ各号ニ掲グル場合ニ於ケル其ノ各号ニ定ムル事項ニ付第三百四十三条ニ定ムル決議」とあるのは「第三号ニ掲グル場合ニ於ケル同号ニ定ムル事項ニ付取締役会ノ決議」とする。

一 当該資本等の減少が商法第二百八十九条第二項第一号又は第三百七十五条第一項第一号若しくは第二号に掲げる場合に該当しないものであること。

二 当該資本等の減少と同時に商法第二百八十条ノ二第一項に規定する新株の発行又は同法第二百一十一条第一項に規定する自己の株式の処分(第四号において「新株の発行等」という。)が行われること。

三 当該資本等の減少により減少する資本等の合計額が商法第二百八十九条第二項第二号に定める金額及び同法第三百七十五条第一項第三号に定める金額の合計額(認定事業者又はその関係事業者が自己の株式を有する場合にあっては、当該合計額に当該自己の株式(前号の規定による処分が行われる場合にあっては、その処分後のもの)につき会計帳簿に記載し、又は記録した価額を加えた額)を超えないこと。

四 当該資本等の減少により減少する資本等の合計額が第二号の規定による新株の発行等及び次項の規定による資本準備金の積立てにより増加する資本等の合計額を超えないこと。

2| 前項第二号の規定による自己の株式の処分をする場合においては、取締役会の決議をもって、当該処分による払込みに係る額から当該自己の株式につき会計帳簿に記載し、又は記録した価額を控除した額の全部又は一部を資本準備金として積み立てることができる。

3| 特定減資等である資本準備金又は利益準備金の減少については、商法第二百八十九条第二項の規定にかかわらず、その全額を減少することができる。

4| 認定事業者又はその関係事業者である株式会社が特定減資等を行う場合においては、商法第三百七十六条第一項本文(同法第二百八十九条第四項において準用する場合を含む。)の規定による催告は、することを要しない。

5| 認定事業者又はその関係事業者である株式会社が特定減資等と同時に行う株式の併合であつて次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとして主務省令で定めるところにより主務大臣の認定を受けたものに係る商法第二百一十四条第一項の規定の適用については、同項前段中「第三百四十三条ニ定ムル決議」とあるのは「取締役会ノ決議」とし、同項後段の規定は、適用しない。

一 当該株式の併合と同時に商法第二百一十一条第二項の規定により一単元の株式の数を減少し、又はその数を廃止するものであること。

二 当該株式の併合後各株主がそれぞれ有する単元の数(当該株式の併合と同時に一単元の株式の数を廃止する場合にあっては、各株主がそれぞれ有する株式の数)が当該株式の併合前において各株主がそれぞれ有する単元の数を下回るものでないこと。

6| 特定減資等による変更の登記に係る商業登記法第八十七条の規定の適用については、同条中「次の書類」とあるのは「次の書類及び産業活力再生特別措置法第十二条の十一第一項の主務大臣の認定を受けたことを証する書面」と、同条第一号中「公告及び催告(同項ただし書の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした場合には、これらの公告)をしたこと並びに」とあるのは「公告をしたこと及び」

(削る)

(削る)

(削る)

1| 認定事業者又はその関係事業者である株式会社が資本金等の額の減少と同時に行う株式の併合であつて次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとして主務省令で定めるところにより主務大臣の認定を受けたものに係る会社法第八十条第二項の規定の適用については、同項中「株主総会」とあるのは、「株主総会(取締役会設置会社にあつては、取締役会)」とする。

一 当該株式の併合と同時に単元株式数を減少し、又はその数を廃止するものであること。

二 当該株式の併合後各株主がそれぞれ有する単元の数(当該株式の併合と同時に単元株式数を廃止する場合にあっては、各株主がそれぞれ有する株式の数)が当該株式の併合前において各株主がそれぞれ有する単元の数を下回るものでないこと。

(削る)

21 前項の場合における商業登記法第六十一条の規定の適用については、同条中「掲げる書面」とあるのは、「掲げる書面及び産業活力再生特別措置法第十二条の二第一項の主務大臣の認定を受けたことを証する書面」とする。

（事業の譲渡の場合の債権者の異議の催告等）

第十三条 事業者であつて株式会社であるもの（以下この条において単に「会社」という。）は、認定計画に従つて行われる事業の全部又は一部の譲渡について株主総会若しくは取締役会の決議又は執行役の決定がされたときは、当該決議又は決定の日から二週間以内に、特定債権者（当該会社に対する債権を有する者のうち、当該事業の全部又は一部の譲渡に伴い、当該事業の全部又は一部を譲り受ける者に対する債権を有することとなり、当該債権を当該会社に対して有しないこととなる者をいう。以下同じ。）に対して各別に、当該事業の全部又は一部の譲渡の要領及び当該事業の全部又は一部の譲渡に異議のある場合には一定の期間内に異議を述べるべき旨を催告することができる。

2 （略）

3 第一項に規定する催告を受けた特定債権者が同項の期間内に異議を述べなかったときは、当該特定債権者は、当該事業の全部又は一部の譲渡を承認したものとみなす。

4 特定債権者が第一項の期間内に異議を述べたときは、当該会社は弁済し、又は相当の担保を提供し、若しくは特定債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該事業の全部又は一部の譲渡をしても当該特定債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

（独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う事業再構築等円滑化業務）

第十四条 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、事業再構築、共同事業再編及び経営資源再活用を円滑化するため、次に掲げる業務を行う。

一 認定事業再構築事業者若しくはその関係事業者、認定共同事業再編事業者若しくはその関係事業者、認定経営資源再活用事業者又は認定事業革新設備導入事業者が認定事業再構築計画、認定共同事業再編計画若しくは認定経営資源再活用計画（事業革新設備の導入について計画が定められているものに限る。）又は認定事業革新設備導入計画に従つて事業革新設備を取得し、又は製作するのに必要な資金を調達するために発行する社債（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。）及び当該資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。

二 （略）

（中小企業投資育成株式会社法の特例）

とする。

71 第五項の場合における商業登記法第八十五条の規定の適用については、同条中「次の書類」とあるのは、「次の書類及び産業活力再生特別措置法第十二条の十一第五項の主務大臣の認定を受けたことを証する書面」とする。

（営業の譲渡の場合の債権者の異議の催告等）

第十三条 事業者であつて株式会社であるもの（以下この条において単に「会社」という。）は、認定計画に従つて行われる営業の全部又は一部の譲渡について株主総会若しくは取締役会の決議又は執行役の決定がされたときは、当該決議又は決定の日から二週間以内に、特定債権者（当該会社に対する債権を有する者のうち、当該営業の全部又は一部の譲渡に伴い、当該営業の全部又は一部を譲り受ける者に対する債権を有することとなり、当該債権を当該会社に対して有しないこととなる者をいう。以下同じ。）に対して各別に、当該営業の全部又は一部の譲渡の要領及び当該営業の全部又は一部の譲渡に異議のある場合には一定の期間内に異議を述べるべき旨を催告することができる。

2 （略）

3 第一項に規定する催告を受けた特定債権者が同項の期間内に異議を述べなかったときは、当該特定債権者は、当該営業の全部又は一部の譲渡を承認したものとみなす。

4 特定債権者が第一項の期間内に異議を述べたときは、当該会社は弁済し、又は相当の担保を提供し、若しくは特定債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該営業の全部又は一部の譲渡をしても当該特定債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

（独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う事業再構築等円滑化業務）

第十四条 （同上）

一 認定事業再構築事業者若しくはその関係事業者、認定共同事業再編事業者若しくはその関係事業者、認定経営資源再活用事業者又は認定事業革新設備導入事業者が認定事業再構築計画、認定共同事業再編計画若しくは認定経営資源再活用計画（事業革新設備の導入について計画が定められているものに限る。）又は認定事業革新設備導入計画に従つて事業革新設備を取得し、又は製作するのに必要な資金を調達するために発行する社債（社債等の振替に関する法律第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。）及び当該資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。

二 （略）

（中小企業投資育成株式会社法の特例）

第二十六条 中小企業投資育成株式会社は、中小企業投資育成株式会社法（昭和三十八年法律

第百一号）第五条第一項各号に掲げる事業のほか、次に掲げる事業を行うことができる。

一 創業者（第二条第七項第二号及び第四号に規定する創業者にあつては、中小企業者に限る。）が資本の額が三億円を超える株式会社を設立する際に又は中小企業者が認定経営資源活用新事業計画に従つて経営資源活用新事業を実施するために資本の額が三億円を超える株式会社を設立する際に発行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有

二 創業者である中小企業者のうち資本の額が三億円を超える株式会社が必要とする資金又は中小企業者のうち資本の額が三億円を超える株式会社が認定経営資源活用新事業計画に従つて経営資源活用新事業を実施するために必要とする資金の調達を図るために発行する株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債等（中小企業投資育成株式会社法第五条第一項第二号に規定する新株予約権付社債等をいう。以下この条において同じ。）の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等（新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。）の保有

2 前項第一号の規定による株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有並びに同項第二号の規定による株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債等の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等（新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。）の保有は、中小企業投資育成株式会社法の適用については、それぞれ同法第五条第一項第一号及び第二号の事業とみなす。

（削る）

第二十六条 （同上）

一 創業者（第二条第七項第二号及び第四号に規定する創業者にあつては、中小企業者に限る。）が資本の額が三億円を超える株式会社を設立する際に又は中小企業者が認定経営資源活用新事業計画に従つて経営資源活用新事業を実施するために資本の額が三億円を超える株式会社を設立する際に発行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有

二 創業者である中小企業者のうち資本の額が三億円を超える株式会社が必要とする資金又は中小企業者のうち資本の額が三億円を超える株式会社が認定経営資源活用新事業計画に従つて経営資源活用新事業を実施するために必要とする資金の調達を図るために発行する新株、新株予約権（商法第二百八十条ノ十九第一項に規定する新株予約権をいう。以下この条において同じ。）又は新株予約権付社債等（中小企業投資育成株式会社法第五条第一項第二号に規定する新株予約権付社債等をいう。以下この条において同じ。）の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等の保有

2 前項第一号の規定による株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有並びに同項第二号の規定による新株、新株予約権又は新株予約権付社債等の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等の保有は、中小企業投資育成株式会社法の適用については、それぞれ同法第五条第一項第一号及び第二号の事業とみなす。

第三十九条 認定事業者の特定関係事業者である株式会社の取締役若しくは執行役（商法第百八十八条第四項若しくは商法特例法第二十一条の十四第七項第一号において準用する商法第六十七条ノ二又は同法第二百五十八条第二項（商法特例法第二十一条の十四第七項第五号において準用する場合を含む。）の職務代行者を含む。）又は清算人（商法第四百三十条第二項において準用する同法第二百五十八条第二項の職務代行者を含む。）は、第十二条の五第三項又は第十二条の六第三項の規定に違反して公告若しくは通知をすることを怠り、又は不正の公告若しくは通知をしたときは、百万円以下の過料に処する。

改正案

現行

(設立の手續) 第四十三条 (略)	(設立の手續) 第四十三条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 会社法（平成十七年法律第 号）第三十条第一項の規定は、特許業務法人の定款について準用する。	(新設)
(定款の変更) 第四十七条 特許業務法人は、定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の同意によって、定款の変更をすることができる。	(定款の変更) 第四十七条 (新設)
2 (略)	1 (略)
(解散) 第五十二条 特許業務法人は、次に掲げる理由によって解散する。 一 四 (略) 五 解散を命ずる裁判 六 (略)	(解散) 第五十二条 (略) 一 四 (略) 五 解散を命じる裁判 六 (略)
2・3 (略)	2・3 (略)
(合併) 第五十三条 (略)	(合併) 第五十三条 (略)
2 合併は、合併後存続する特許業務法人又は合併により設立する特許業務法人が、その主たる事務所の所在地において登記することによって、その効力を生ずる。	2 合併は、合併後存続する特許業務法人又は合併によって成立した特許業務法人が、その主たる事務所の所在地において登記することによって、その効力を生ずる。
3 特許業務法人は、合併したときは、合併の日から二週間以内に、登記事項証明書（合併により設立する特許業務法人にあっては、登記事項証明書及び定款）を添えて、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。	3 特許業務法人は、合併したときは、合併の日から二週間以内に、登記事項証明書（合併によって設立した特許業務法人にあっては、登記事項証明書及び定款）を添えて、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。
4 合併後存続する特許業務法人又は合併により設立する特許業務法人は、当該合併により消滅する特許業務法人の権利義務を承継する。	(新設)
(債権者の異議等) 第五十三条の二 合併をする特許業務法人の債権者は、当該特許業務法人に対し、合併について異議を述べることができる。	(新設)

2| 合併をする特許業務法人は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第三号の期間は、一月を下ることができない。

一 合併をする旨

二 合併により消滅する特許業務法人及び合併後存続する特許業務法人又は合併により設立する特許業務法人の名称及び主たる事務所の所在地

三 債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨

3| 前項の規定にかかわらず、合併をする特許業務法人が同項の規定による公告を、官報のほか、第六項において準用する会社法第九百三十九条第一項の規定による定款の定めに従い、同項第二号又は第三号に掲げる方法によりするときは、前項の規定による各別の催告は、することを要しない。

4| 債権者が第二項第三号の期間内に異議を述べなかったときは、当該債権者は、当該合併について承認をしたものとみなす。

5| 債権者が第二項第三号の期間内に異議を述べたときは、合併をする特許業務法人は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等（信託会社及び信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）をいう。）に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該合併をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

6| 会社法第九百三十九条第一項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）及び第三項、第九百四十条第一項（第三号に係る部分に限る。）及び第三項、第九百四十一条、第九百四十六条、第九百四十七条、第九百五十一条第二項、第九百五十三条並びに第九百五十五条の規定は、特許業務法人が第二項の規定による公告をする場合について準用する。この場合において、同法第九百三十九条第一項及び第三項中「公告方法」とあるのは「合併の公告の方法」と、同法第九百四十六条第三項中「商号」とあるのは「名称」と読み替えるものとする。

（合併の無効の訴え）

第五十三条の三 会社法第八百二十八条第一項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）及び第二項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第八百三十四条（第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六条第二項及び第三項、第八百三十七条から第八百三十九条まで、第八百四十三条（第一項第三号及び第四号並びに第二項ただし書を除く。）並びに第八百四十六条の規定は特許業務法人の合併の無効の訴えについて、同法第八百六十八条第五項、第八百七十条（第十五号に係る部分に限る。）、第八百七十一条本文、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定はこの条において準用する同法第八百四十三条第四項の申立

（新設）

てについて、それぞれ準用する。

（民法及び会社法の準用等）

第五十五条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第五十条並びに会社法第六百条、第六百十四号から第六百九条まで、第六百二十一条及び第六百二十二条の規定は特許業務法人について、民法第五十五条並びに会社法第五百八十条第一項、第五百八十一条、第五百八十二条、第五百八十五条第一項及び第四項、第五百八十六条、第五百九十三条から第五百九十六条まで、第五百九十九条、第六百一条、第六百五条、第六百六条、第六百九条第一項及び第二項、第六百十一条（第一項ただし書を除く。）、第六百十二条並びに第六百十三条の規定は特許業務法人の社員について、同法第五百八十九条第一項の規定は特許業務法人の社員であると誤認させる行為をした者の責任について、同法第八百五十九条から第八百六十二条までの規定は特許業務法人の社員の除名並びに業務を執行する権利及び代表権の消滅の訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第六百十三条中「商号」とあるのは一名称」と、同法第六百十五条第一項、第六百七十七条第一項及び第二項並びに第六百八十八条第一項第二号中「法務省令」とあるのは「経済産業省令」と、同法第六百七十七条第三項中「電磁的記録」とあるのは「電磁的記録（弁理士法第七十五条に規定する電磁的記録をいう。次条第一項第二号において同じ。）」と読み替えるものとする。

2

民法第八十二条及び第八十三条、非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条第二項及び第四十条並びに会社法第六百四十四条（第三号を除く。）、第六百四十五条から第六百四十九条まで、第六百五十条第一項及び第二項、第六百五十一条第一項及び第二項（同法第五百九十四条の準用に係る部分を除く。）、第六百五十二条、第六百五十三条、第六百五十五条から第六百五十九条まで、第六百六十二条から第六百六十四条まで、第六百六十六号から第六百七十三号まで、第六百七十五条、第六百六十三条、第六百六十四条、第六百六十八号第一項、第六百六十九号、第六百七十条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第六百七十一号、第六百七十二条（第四号に係る部分に限る。）、第六百七十四条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第六百七十五条並びに第六百七十六条の規定は、特許業務法人の解散及び清算について準用する。この場合において、同法第六百四十四条第一号中「第六百四十一条第五号」とあるのは「弁理士法第五十二条第一項第三号」と、同法第六百四十七号第三項中「第六百四十一条第四号又は第七号」とあるのは「弁理士法第五十二条第一項第五号若しくは第六号又は第二項」と、同法第六百五十八号第一項及び第六百六十九号中「法務省令」とあるのは「経済産業省令」と、同法第六百六十八号第一項及び第六百六十九号中「第六百四十一条第一号から第三号まで」とあるのは「弁理士法第五十二条第一項第一号又は第二号」と、同法第六百七十条第三項中「第九百三十九条第一項」とあるのは「弁理士法第五十三条の二第六項において準用する第九百三十九条第一項」と、同法第六百七十三号第一項中「第五百八十条」とあるのは「弁理士法第五十五条第一項において準用す

（民法の準用等）

第五十五条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第五十条、第五十五条及び第八十一条から第八十三条まで並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条第二項、第三十六条、第三百二十六条第一項、第三百三十四条から第三百三十五条ノ五まで、第三百三十五条ノ八、第三百三十六条から第三百三十七条まで、第三百三十八条及び第三百三十八条ノ三の規定は、特許業務法人について準用する。

2

商法（明治三十二年法律第四十八号）第三十二条、第三十三条及び第三十四条から第三十六号までの規定は特許業務法人の帳簿その他の書類について、同法第五十八条及び第五十九条の規定は特許業務法人について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十三条第一項中「記載又ハ記録スル」とあるのは「記載スル」と、同条第三項及び第四項中「貸借対照表ガ書面ヲ以テ作ラレタルトキ」とあるのは「貸借対照表」と、同法第三十四条中「記載又ハ記録スベキ」とあるのは「記載スベキ」と、同法第五十八条及び第五十九条第一項中「株主」とあるのは「社員」と読み替えるものとする。

る第五百八十條第一項」と読み替えるものとする。

3 会社法第八百二十四條、第八百二十六條、第八百六十八條第一項、第八百七十條（第十三号に係る部分に限る。）、第八百七十一條本文、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三條本文、第八百七十五條、第八百七十六條、第九百四條及び第九百三十七條第一項（第三号に係る部分に限る。）、の規定は特許業務法人の解散の命令について、同法第八百二十五條、第八百六十八條第一項、第八百七十條（第二号に係る部分に限る。）、第八百七十一條、第八百七十二條（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三條、第八百七十四條（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第八百七十五條、第八百七十六條、第九百五條及び第九百六條の規定はこの項において準用する同法第八百二十四條第一項の申立てがあつた場合における特許業務法人の財産の保全について、それぞれ準用する。この場合において、同法第九百三十七條第一項中「本店（第一号トに規定する場合であつて当該決議によつて第九百三十條第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときにあつては、本店及び当該登記に係る支店）」とあるのは、「主たる事務所及び従たる事務所」と読み替えるものとする。

4 会社法第八百二十八條第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号に係る部分に限る。）、第八百三十四條（第一号に係る部分に限る。）、第八百三十五條第一項、第八百三十七條から第八百三十九條まで並びに第八百四十六條の規定は、特許業務法人の設立の無効の訴えについて準用する。

5 会社法第八百三十三條第二項、第八百三十四條（第二十一号に係る部分に限る。）、第八百三十五條第一項、第八百三十七條、第八百三十八條、第八百四十六條及び第九百三十七條第一項（第一号に係る部分に限る。）、の規定は、特許業務法人の解散の訴えについて準用する。この場合において、同項中「本店（第一号トに規定する場合であつて当該決議によつて第九百三十條第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときにあつては、本店及び当該登記に係る支店）」とあるのは、「主たる事務所及び従たる事務所」と読み替えるものとする。

6 特許業務法人の解散及び清算を監督する裁判所は、経済産業大臣に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

3 商法第六十八條、第六十九條及び第七十二條から第七十五條までの規定は、特許業務法人の内部の關係について準用する。

4 商法第七十六條から第八十三條までの規定は、特許業務法人の外部の關係について準用する。

5 商法第八十四條、第八十六條第一項及び第二項（除名及び代表権の喪失に関する部分に限る。）並びに第八十七條から第九十三條までの規定は、特許業務法人の社員の脱退について準用する。

6 商法第百條第一項から第四項まで及び第六項、第百三條から第百六條まで並びに第百九條から第百一十一條までの規定は特許業務法人の合併について、同法第百六十六條ノ二第二項から第四項まで、第四百五十七條、第四百六十二條、第四百六十三條、第四百六十七條第二項、第四百六十九條及び第四百七十一條の規定は特許業務法人がこの項において準用する同法第百條第一項の公告を同法第百六十六條第六項の電子公告により行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第百六十六條ノ二第二項中「前項ノ規定ニ拘ラズ同項各号」とあるのは「弁理士法第五十五條第六項ニ於テ準用スル第百條第六項ノ規定ニ拘ラズ同項」と、同法第四百五十七條中「第百條第六項（第百四十七條において準用する場合を含む。）」又は第百六十六條ノ二第一項」とあるのは「弁理士法第五十五條第六項において準用する第百條第六項」と、同法第四百六十二條第三項中「商号」とあるのは「名称」と、同法

7 経済産業大臣は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

8 (削る)
(略)

第八十一条の二 第五十三條の二第六項において準用する会社法第九百五十五條第一項の規定に違反して、同項に規定する調査記録簿等に同項に規定する電子公告調査に関し法務省令で定めるものを記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は当該調査記録簿等を保存しなかった者は、三十万円以下の罰金に処する。

第八十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。

- 一 第五十三條の二第六項において準用する会社法第九百四十六條第三項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 二 正当な理由がないのに、第五十三條の二第六項において準用する会社法第九百五十一條第二項各号又は第九百五十五條第二項各号に掲げる請求を拒んだ者

第八十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、特許業務法人の社員若しくは清算人又は日本弁理士会の役員は、三十万円以下の過料に処する。

- 一 この法律に基づく政令の規定に違反して登記をすることを怠ったとき。
- 二 第五十三條の二第二項又は第五項の規定に違反して合併をしたとき。

第四百六十九條中「第四百六十二條」とあるのは「弁理士法第五十五條第六項において準用する第四百六十二條」と読み替えるものとする。

7 商法第六百六條から第九百九條まで、第二百二條から第二百二十二條まで、第二百二十四條第一項及び第二項、第二百二十五條、第二百二十六條、第二百二十八條、第二百二十九條、第二百三十條第一項及び第四項、第三百三十一條から第三百三十三條まで、第三百三十四條ノ二から第三百三十六條まで、第三百三十八條並びに第四百三十三條から第四百五十五條までの規定は、特許業務法人の清算について準用する。この場合において、同法第一百七條第二項及び第二百二十二條中「第九十四條第四号又ハ第六号」とあるのは、「弁理士法第五十二條第一項第五号若ハ第六号又ハ第二項」と読み替えるものとする。

8 商法第六百六十七條の規定は、特許業務法人の定款について準用する。
9 (略)

第八十一条の二 第五十五條第六項において準用する商法第四百七十一條第一項の規定に違反して、同項に規定する帳簿等に同項に規定する電子公告調査に関し法務省令で定めるものを記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は当該帳簿等を保存しなかった者は、三十万円以下の罰金に処する。

第八十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、特許業務法人の社員若しくは清算人又は日本弁理士会の役員は、三十万円以下の過料に処する。

- 一 この法律に基づく政令の規定に違反して登記をすることを怠ったとき。
- 二 第五十五條第一項において準用する民法第八十一條第一項の規定に違反して破産手続開始の申立てを怠ったとき。
- 三 定款又は第五十五條第二項において準用する商法第三十二條第一項の会計帳簿若しくは貸借対照表に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。
- 四 第五十五條第六項において準用する商法第一百條第一項又は第三項（同法第一百七條第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して合併し、又は財産を処分したとき。
- 五 第五十五條第六項において準用する商法第四百五十七條の規定に違反して同条の調査を求めなかったとき。
- 六 第五十五條第七項において準用する商法第三百三十一條の規定に違反して財産を分配したとき。

第八十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 第五十五條第六項において準用する商法第四百六十二條第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 二 正当な理由がないのに、第五十五條第六項において準用する商法第四百六十七條第二項

三 第五十三條の二第六項において準用する会社法第九百四十一條の規定に違反して、同條の調査を求めなかつたとき。 四 定款又は第五十五條第一項において準用する会社法第六百十五條第一項の會計帳簿若しくは第五十五條第一項において準用する同法第六百十七條第一項若しくは第二項の貸借対照表に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。 六 第五十五條第二項において準用する会社法第六百五十六條第一項の規定に違反して破産手続開始の申立てを怠つたとき。 七 第五十五條第二項において準用する会社法第六百六十四條の規定に違反して財産を分配したとき。 八 第五十五條第二項において準用する会社法第六百七十條第二項又は第五項の規定に違反して財産を処分したとき。	
各号又は第五十五條第六項において準用する同法第四百七十一條第二項各号の規定による請求を拒んだ者	

改正案	現行
（長期借入金及び石油天然ガス・金属鉱物資源債券） 第十四条（略） 2（5）（略） 6 会社法（平成十七年法律第 号）第七百五条第一項及び第二項並びに第七百九条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。 7 （略）	（長期借入金及び石油天然ガス・金属鉱物資源債券） 第十四条（略） 2（5）（略） 6 商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百九条、第三百十条及び第三百十一条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。 7 （略）

改正案

現行

（定義）

第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

（定義）
第二条 （同上）

一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種及び第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種及び第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、卸売業（第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、卸売業（第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、サービス業（第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、サービス業（第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であって、小売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であって、小売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

五 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であって、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

五 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であって、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

六〃八（略）

六〃八（略）

2〃4（略）

2〃4（略）

（長期借入金及び中小企業基盤整備債券）

（長期借入金及び中小企業基盤整備債券）

第二十二條（略）

第二十二條（略）

2〃5（略）

2〃5（略）

6 会社法（平成十七年法律第 号）第七百五条第一項及び第二項並びに第七百九条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

6 商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百九条、第三百十条及び第三百十一条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

7（略）

7（略）

改正案

現行

附則

（社債及び借入金）

第二十五条 指定会社は、会社法（平成十七年法律第 号）第六百七十六条に規定する募集社債（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。附則第三十六条第五号において「募集社債」という。）を引き受ける者を募集し、又は弁済期限が一年を超える資金を借り入れようとするときは、財務大臣及び経済産業大臣の認可を受けなければならない。

2 前項の規定は、指定会社が、社債を失った者に交付するために政令で定めるところにより社債を発行し、当該社債の発行により新たに債務を負担することとなる場合には、適用しない。

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした指定会社の役員は、百万円以下の過料に処する。

一 四 （略）

五 附則第二十五条第一項の規定に違反して、募集社債を引き受ける者を募集し、又は資金を借り入れたとき。

六 八 （略）

附則

（社債及び借入金）

第二十五条 指定会社は、社債（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。附則第三十六条第五号において同じ。）を募集し、又は弁済期限が一年を超える資金を借り入れようとするときは、財務大臣及び経済産業大臣の認可を受けなければならない。

2 前項の規定は、指定会社が、債券を失った者に交付するために政令で定めるところにより債券を発行し、当該債券の発行により新たに債務を負担することとなる場合には、適用しない。

第三十六条 （同上）

一 四 （略）

五 附則第二十五条第一項の規定に違反して、社債を募集し、又は資金を借り入れたとき。

六 八 （略）

改 正 案

現 行

附 則

附 則

第九条から第十一条まで 削除

第九条 この法律の施行の際現に存する旧新事業法第十条第一項に規定する確認株式会社及び同条第二項に規定する確認有限会社については、なお従前の例による。

2| 旧新事業法第二条第二項第三号に掲げる創業者に該当することについて旧新事業法第十条第一項の規定により経済産業大臣の確認を受けた者（前項に規定する確認株式会社又は確認有限会社を設立した者を除く。）については、同条の規定は、なおその効力を有する。

3| 前項に規定する者が、この法律の施行後に設立する同項の規定によりなおその効力を有することとされる旧新事業法第十条第一項に規定する確認株式会社及び同条第二項に規定する確認有限会社については、なお従前の例による。

4| この法律の施行の際旧新事業法第二条第二項第三号に掲げる創業者に該当することについて旧新事業法第十条第一項の規定により確認の申請書を経済産業大臣に提出している者については、同条の規定は、なおその効力を有する。

5| 前項に規定する者が、この法律の施行後に同項の規定によりなおその効力を有することとされる旧新事業法第十条第一項の規定により経済産業大臣の確認を受けて設立する同項に規定する確認株式会社及び同条第二項に規定する確認有限会社については、なお従前の例による。

第十条 旧新事業法第十条の十八第一項各号又は第二項各号に掲げる事由により解散する旨を記載し、又は記録した定款の認証を受けた者が、この法律の施行後に新法第三条の二第一項の規定により確認の申請書を経済産業大臣に提出する場合には、その確認に係る同項に規定する確認株式会社又は同条第二項に規定する確認有限会社については、その確認を受けた際に、新法第三条の十九第一項各号又は第二項各号に掲げる事由により解散する旨の定款の変更があったものとみなす。

第十一条 前条に規定する者が旧新事業法第十条の十八第一項各号に掲げる事由により解散する旨を株式申込証の用紙に記載し株主を募集した場合において、この法律の施行後に新法第三条の二第一項の規定により確認の申請書を経済産業大臣に提出するときは、その確認に係る同項に規定する確認株式会社の株式申込証の用紙には新法第三条の十九第一項各号に掲げる事由により解散する旨の記載があるものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

第十八条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条第四項及び第十二条第四項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第十八条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条第四項、第九条第一項、第三項及び第五項並びに第十二条第四項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

改正案

現行

(名称) 第九条 (略) 2 (略) 3 組合の名称については、会社法（平成十七年法律第 号）第八条の規定を準用する。 (組合員の職務を代行する者) 第二十三条 仮処分命令により選任された組合員の職務を代行する者は、仮処分命令に別段の定めがある場合を除き、組合の常務に属しない行為をするには、裁判所の許可を得なければならない。 2 前項の規定に違反して行った組合員の職務を代行する者の行為は、無効とする。ただし、組合員は、これをもって善意の第三者に対抗することができない。 3 第一項の裁判所の許可については、会社法第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十一条、第八百七十四条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。 (清算人) 第三十九条 (略) 2 (略) 3 裁判所は、前項の規定により清算人を選任した場合には、組合員が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。 (解散及び清算についての準用規定) 第五十三条 第二十三条の規定は、仮処分命令により清算人の職務を代行する者が選任された場合について準用する。 2 組合の解散及び清算については、会社法第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十四条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五条、第八百七十六条及び第九百三十七条第一項（第二号ハ及び第三号イに係る部分に限る。）の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。	(名称) 第九条 (略) 2 (略) 3 組合の名称については、商法（明治三十二年法律第四十八号）第十九条から第二十一条までの規定を準用する。 (商法及び非訟事件手続法の準用) 第二十三条 商法第七十条ノ二の規定は、仮処分命令により組合員の職務を代行する者が選任された場合について準用する。 2 前項の組合員の職務を代行する者については、非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第二百六条第一項及び第二百三十二条ノ五の規定を準用する。この場合において、同項中「会社（親会社）（商法第二百一十一条ノ二第一項）（有限会社法第二十四条第一項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム以下本項ニ於テ之ニ同ジ）ニ規定スル親会社ヲ謂フ以下之ニ同ジ）ノ株主又ハ社員ガ子会社（商法第二百一十一条ノ二第一項ニ規定スル子会社ヲ謂フ以下之ニ同ジ）ノ書類ニ付キ申請ヲ為シタルトキハ子会社」ノ本店所在地」とあるのは、「有限責任事業組合ノ主たる事務所ノ所在地」と読み替えるものとする。 (清算人) 第三十九条 (略) 2 (略) (新設) (商法等の準用) 第五十三条 商法第七十条ノ二の規定は、仮処分命令により清算人の職務を代行する者が選任された場合について準用する。 2 前項の清算人の職務を代行する者については、第二十三条第二項の規定を準用する。
--	---

(削る)

(商業登記法及び民事保全法の準用)

第七十三条 組合の登記については、商業登記法(昭和三十八年法律第百二十五号)第二条から第五条まで、第七条から第十五条まで、第十七条、第十八条、第十九条の二から第二十四条まで、第二十六条、第二十七条、第四十八条から第五十三条まで、第七十一条第一項及び第三百三十二条から第四百八条まで並びに民事保全法第五十六条の規定を準用する。この場合において、商業登記法第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「有限責任事業組合契約に関する法律第五十七条各号」と、同法第五十三条中「新所在地における登記」とあるのは「新所在地において有限責任事業組合契約に関する法律第五十七条各号に掲げる事項を登記すべき場合」と、民事保全法第五十六条中「法人を代表する者その他法人の役員」とあるのは「有限責任事業組合の組合員又は清算人」と、「法人の本店又は主たる事務所及び支店又は従たる事務所」とあるのは「有限責任事業組合の主たる事務所及び従たる事務所」と読み替えるものとする。

第七十六条 第九条第三項において準用する会社法第八条第一項の規定に違反した者は、二十万円以下の過料に処する。

3|

組合の解散及び清算については、非訟事件手続法第百三十六条前段、第百三十七条前段、第百三十八条、第百三十八条ノ三、第百三十八条ノ五、第百三十八条ノ六、第百三十八条ノ七第一項、第百三十九条(第一号に係る部分に限る。)及び第百四十条の規定を準用する。この場合において、同法第百三十六条中「会社ノ本店所在地」とあるのは「有限責任事業組合ノ主たる事務所所在地」と、同法第百三十九条中「会社ノ本店及び支店ノ所在地」とあるのは「有限責任事業組合ノ主たる事務所及び従たる事務所所在地」と読み替えるものとする。

(商業登記法及び民事保全法の準用)

第七十三条 組合の登記については、商業登記法(昭和三十八年法律第百二十五号)第二条から第五条まで、第七条から第十五条まで、第十七条、第十八条、第十九条の二から第二十三条の二まで、第二十四条(第十六号を除く。)、第二十六条、第二十七条、第五十六条から第五十九条まで、第六十一条第一項及び第百七条から第百二十条まで並びに民事保全法第五十六条の規定を準用する。この場合において、商業登記法第五十六条第二項中「商法第六十四条第一項」とあるのは「有限責任事業組合契約に関する法律第五十七条」と、民事保全法第五十六条中「法人を代表する者その他法人の役員」とあるのは「有限責任事業組合の組合員又は清算人」と、「法人の本店又は主たる事務所及び支店又は従たる事務所」とあるのは「有限責任事業組合の主たる事務所及び従たる事務所」と読み替えるものとする。

第七十六条 第九条第三項において準用する商法第二十一条第一項の規定に違反した者は、二十万円以下の過料に処する。

改正案

現行

(定義)

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 十 (略)

十一 中小企業者 次のいずれかに該当する者をいう。

イ 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（ロからニまでに掲げる業種及びホの政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

ロ 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業（ホの政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

ハ 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業（ホの政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

ニ 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業（ホの政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

ホ 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

ヘ 七 (略)

(中小企業投資育成株式会社法の特例)

第十四条 中小企業投資育成株式会社は、中小企業投資育成株式会社法（昭和三十八年法律第百一号）第五条第一項各号に掲げる事業のほか、次に掲げる事業を行うことができる。

一 中小企業者が認定総合効率化事業を実施するために資本金の額が三億円を超える株式会社を設立する際に発行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有

二 中小企業者のうち資本金の額が三億円を超える株式会社が認定総合効率化事業を実施するために必要とする資金の調達を図るために発行する株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債等（中小企業投資育成株式会社法第五

(定義)

第二条 (同上)

一 十 (略)

十一 (同上)

イ 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（ロからニまでに掲げる業種及びホの政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

ロ 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業（ホの政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

ハ 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業（ホの政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

ニ 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業（ホの政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

ホ 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

ヘ 七 (略)

(中小企業投資育成株式会社法の特例)

第十四条 (同上)

一 中小企業者が認定総合効率化事業を実施するために資本金の額が三億円を超える株式会社を設立する際に発行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有

二 中小企業者のうち資本金の額が三億円を超える株式会社が認定総合効率化事業を実施するために必要とする資金の調達を図るために発行する新株、新株予約権（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百八十条ノ十九第一項に規定する新株予約権をいう。以下この条

条第一項第二号に規定する新株予約権付社債等をいう。以下この条において同じ。）の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等（新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。）の保有

2 前項第一号の規定による株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有並びに同項第二号の規定による株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債等の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等（新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。）の保有は、中小企業投資育成株式会社法の適用については、それぞれ同法第五条第一項第一号及び第二号の事業とみなす。

において同じ。）又は新株予約権付社債等（中小企業投資育成株式会社法第五条第一項第二号に規定する新株予約権付社債等をいう。以下この条において同じ。）の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等の保有

2 前項第一号の規定による株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有並びに同項第二号の規定による新株、新株予約権又は新株予約権付社債等の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等の保有は、中小企業投資育成株式会社法の適用については、それぞれ同法第五条第一項第一号及び第二号の事業とみなす。

改正案

現行

（株式、社債及び借入金）

第四条 会社は、会社法（平成十七年法律第 号）第百九十九条第一項に規定するその発行する株式（第十七条第二号において「新株」という。）、同法第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権（第十七条第二号において「募集新株予約権」という。）若しくは同法第六百七十六条に規定する募集社債（第十七条第二号において「募集社債」という。）を引き受ける者の募集をし、株式交換に際して株式、社債若しくは新株予約権を発行し、又は弁済期限が一年を超える資金を借り入れようとするときは、経済産業大臣の認可を受けなければならない。

2 会社は、新株予約権の行使により株式を発行した後、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

（代表取締役等の選定等の決議）

第五条 会社の代表取締役又は代表執行役の選定及び解職並びに監査役の選任及び解任又は監査委員の選定及び解職の決議は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（事業計画）

第六条 会社は、毎事業年度の開始前に、その事業年度の事業計画を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（定款の変更等）

第八条 会社の定款の変更、剰余金の配当その他の剰余金の処分（損失の処理を除く。）、合併、分割及び解散の決議は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（財務諸表）

第九条 会社は、毎事業年度終了後三月以内に、その事業年度の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（財務大臣との協議）

第十二条 経済産業大臣は、第一条第二項、第四条第一項、第六条、第七条又は第八条（会社

（新株、社債及び借入金）

第四条 会社は、新株若しくは新株予約権を発行し、社債を募集し、又は弁済期限が一年を超える資金を借り入れようとするときは、経済産業大臣の認可を受けなければならない。ただし、新株予約権が行使されたことにより新株を発行しようとするときは、この限りでない。

2 会社は、前項ただし書の場合においては、当該新株を発行した後、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

（代表取締役等の選定等の決議）

第五条 会社の代表取締役又は代表執行役の選定及び解職並びに監査役の選任及び解任又は株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号）第二十一条の八第七項に規定する監査委員の選定及び解職の決議は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（事業計画）

第六条 会社は、毎営業年度の開始前に、その営業年度の事業計画を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（定款の変更等）

第八条 会社の定款の変更、利益の処分、合併、分割及び解散の決議は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（財務諸表）

第九条 会社は、毎営業年度終了後三月以内に、その営業年度の貸借対照表、損益計算書及び営業報告書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（財務大臣との協議）

第十二条 経済産業大臣は、第一条第二項、第四条第一項、第六条、第七条又は第八条（会社

の定款の変更の決議に係るものについては、会社が発行することができる株式の総数を変更するものに限る。）の認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

第十三条 会社の取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は職員が、その職務に関して、賄賂を受受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによって不正の行為をし、又は相当の行為をしなかったときは、五年以下の懲役に処する。

2 (略)

第十五条 (略)

21 前条第一項の罪は、刑法第二条の例に従う。

第十六条 第十一条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

第十七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監査役は、百万円以下の過料に処する。

一 (略)

二 第四条第一項の規定に違反して、新株、募集新株予約権若しくは募集社債を引き受ける者の募集をし、株式交換に際して株式、社債若しくは新株予約権を発行し、又は資金を借り入れたとき。

三 第四条第二項の規定に違反して、株式を発行した旨の届出を行わなかったとき。

四・五 (略)

六 第九条の規定に違反して、貸借対照表、損益計算書若しくは事業報告書を提出せず、又は不実の記載若しくは記録をしたこれらのものを提出したとき。

七 (略)

附則

(事業計画についての経過措置)

第十五条 会社の成立の日の属する事業年度の事業計画については、第六条中「毎事業年度の開始前に」とあるのは、「会社の成立後遅滞なく」とする。

の定款の変更の決議に係るものについては、会社が発行する株式の総数を変更するものに限る。）の認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

第十三条 会社の取締役、執行役、監査役又は職員が、その職務に関して、賄賂を受受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによって不正の行為をし、又は相当の行為をしなかったときは、五年以下の懲役に処する。

2 (略)

第十五条 (略)

(新設)

第十六条 第十一条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、監査役又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

第十七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役又は監査役は、百万円以下の過料に処する。

一 (略)

二 第四条第一項の規定に違反して、新株若しくは新株予約権を発行し、社債を募集し、又は資金を借り入れたとき。

三 第四条第二項の規定に違反して、新株を発行した旨の届出を行わなかったとき。

四・五 (略)

六 第九条の規定に違反して、貸借対照表、損益計算書若しくは営業報告書を提出せず、又は不実の記載若しくは記録をしたこれらのものを提出したとき。

七 (略)

附則

(事業計画についての経過措置)

第十五条 会社の成立の日の属する営業年度の事業計画については、第六条中「毎営業年度の開始前に」とあるのは、「会社の成立後遅滞なく」とする。